

バングラデシュ国
経済特区情報収集・確認調査
最終報告書

平成 25 年 8 月
(2013 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ
株式会社日本総合研究所
株式会社日建設計シビル

南ア
JR
13-028

バングラデシュ国経済特区情報収集・確認調査
報告書目次

要 約	S-1
第 1 章 調査のフレームワーク	1-1
1.1 調査の背景.....	1-1
1.2 調査の目的.....	1-2
1.3 調査の基本方針	1-3
1.4 調査の実施体制、調査団の構成、業務フロー、工程等.....	1-4
第 2 章 「バ」国の経済構造、投資環境および経済特区の実態	2-1
2.1 マクロ経済環境	2-1
2.2 開発目標と産業政策	2-7
2.3 産業構造と産業集積	2-9
2.4 外国直接投資誘致政策と金融・外国為替制度	2-16
2.5 労働市場と産業人材育成システム	2-27
2.6 経済特区（輸出加工区・工業団地を含む）の類型と概要	2-35
2.7 外国直接投資誘致上の国際競争力.....	2-45
第 3 章 「バ」国における経済特区整備に係る法体系、制度および課題.....	3-1
3.1 経済特区法制定の背景と目的.....	3-1
3.2 経済特区法および同施行規則の内容と開発体制の課題.....	3-2
3.3 経済特区の開発手法、資金調達および開発上の課題	3-13
3.4 経済特区開発に係る環境社会配慮面での課題	3-18
3.5 経済特区の管理・運営および外国投資誘致上の課題	3-21
3.6 アジア諸国での経済特区開発モデルとの比較分析.....	3-24
第 4 章 「バ」国の経済特区開発に係る日系企業の意識調査.....	4-1
4.1 意識調査の目的と方法.....	4-1
4.2 アンケート調査の結果と分析	4-1
4.3 訪問調査の結果と分析.....	4-8
4.4 経済特区開発に係る意識調査のまとめ.....	4-10
第 5 章 「バ」国における経済特区開発候補地の探索と選定.....	5-1
5.1 経済特区開発候補地選定の背景と目的.....	5-1
5.2 経済特区開発候補地の選定条件と評価軸	5-2
5.3 経済特区開発候補地の評価調査結果	5-8
5.4 経済特区開発の方向性.....	5-36
5.5 優先開発候補地における経済特区開発コンセプト.....	5-41

第 6 章 経済特区開発、周辺インフラ整備および外国直接投資に対する支援策	6-1
6.1 経済特区の開発・運営に係る支援ニーズ	6-1
6.2 経済特区周辺インフラ整備に係る支援ニーズ	6-3
6.3 外国直接投資誘致に係る支援ニーズ	6-5
6.4 経済特区開発に係る国際開発機関等による支援策と教訓	6-7
6.5 日本政府・JICA による支援メニューと支援プログラム	6-9
6.6 支援プログラムの実施計画	6-18
第 7 章 経済特区開発に係る情報周知活動	7-1
7.1 経済特区開発に係る情報周知活動の目的	7-1
7.2 「バ」国政府関連機関を対象としたワークショップ活動	7-1
7.3 「バ」国へ進出済み日系企業を対象とした情報周知セミナー活動	7-4
7.4 本邦における「バ」国経済特区開発に係る情報周知セミナー活動	7-10
第 8 章 結論と提言	8-1
8.1 結論	8-1
8.2 提言	8-5

付属書類：

付属書 I：	バングラデシュ国経済特区法
付属書 II：	経済特区開発に係る申請様式
付属書 III：	経済特区開発に係る環境関連規定
付属書 IV：	アンケート調査結果
付属書 V：	経済特区開発候補地の現場踏査データ
付属書 VI：	経済特区開発候補地の評価スコアカード
付属書 VII：	現地ワークショップの関連資料
付属書 VIII：	現地セミナーの関連資料
付属書 IX：	本邦セミナーの関連資料

略語表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ADBB	Annual Development Budget, Bangladesh	バングラデシュ政府年間開発予算
API	Active Pharmaceutical Ingredient	原薬
ASEAN	Association of South East Asia Nations	東南アジア諸国連合/アセアン
BAPI	Bangladesh Association of Pharmaceutical Industry	バングラデシュ製薬業協会
BB	Bangladesh Bank	バングラデシュ銀行/バングラデシュ中央銀行
BBS	Bangladesh Bureau of Statistics	バングラデシュ統計局
BDS	Business Development Services	ビジネス・デベロップメントサービス
BEPZA	The Bangladesh Export Processing Zones Authority	バングラデシュ輸出加工区
BEZA	Bangladesh Economic Zones Authority	バングラデシュ経済特区庁
BGMEA	Bangladesh Garment Manufacturers and Exporters Association	バングラデシュ縫製品製造・輸出業協会
BICF	Bangladesh Investment Climate Fund	バングラデシュ投資環境基金
BIFFL	Bangladesh Infrastructure Finance Fund Limited	(バ国政府運営のノンバンク機関)
BILS	Bangladesh Institute of Labor Studies	バングラデシュ労働研究所
BIM	Bangladesh Institute of Management	バングラデシュ経営研究所
BITAC	Bangladesh Industrial Technical Assistance Center	バングラデシュ工業技術支援センター
BIWTA	Bangladesh Inland Water Transport Authority	バングラデシュ内陸水運局
BIWTC	Bangladesh Inland Water Transport Corporation	バングラデシュ内陸水運公社
BLPA	Bangladesh Land Port Authority	バングラデシュランドポート公社
BMOGC	Bangladesh Mineral Oil & Gas Corporation	バングラデシュ石油ガス公社/ベトロバングラ
BOI	Board of Investment	バングラデシュ投資庁
BOP	Base of the Pyramid	低所得者層・貧困層
BPDP	Bangladesh Power Development Board	バングラデシュ電力開発会議
BSCIC	Bangladesh Small and Cottage Industries Corporation	バングラデシュ零細・家内工業公社
BSTI	Bangladesh Standard and Testing Institution	バングラデシュ標準検査機関
BWDB	Bangladesh Water Development Board	バングラデシュ水資源開発会議
CCI	Chamber of Commerce and Industry	商工会議所
CCI&E	Office of the Chief Controller of Imports and Exports	輸出入管理事務所
CETP	Central Effluent Treatment Plant	集中廃水処理施設
CFS	Container Freight Station	コンテナフレイトステーション
CoO	Certificate of Origin	原産地証明
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DFID	Department for International Development	英国国際開発庁
DOE	Department of Environment	環境局
DoT	Deed of Transfer	譲渡証書

EGCB	Electricity Generation Company of Bangladesh Limited	Bangladesh Power Generation Company
ECC	Environmental Clearance Certificate	環境許可証
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
EPB	Export Promotion Bureau	Bangladesh Export Promotion Bureau
EPZ	Export Processing Zone	輸出加工区
ERC	Export Registration Certificate	輸出登録証明書
EU	European Union	欧州連合
EZ	Economic Zone	経済特区
FBCCI	Federation of Bangladesh Chamber of Commerce and Industry	Bangladesh Chamber of Commerce and Industry
FCL	Full Container Load	コンテナ輸送(コンテナ1台を満たす貨物)
FDI	Foreign Direct Investment	海外直接投資
FS	Feasibility Study	企業化調査
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
GATS	General Agreement on Trade and Services	貿易とサービスに関する一般協定
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIS	Geographic Information System	地理情報システム
GNI	Gross National Income	国民総所得
GoB	Government of Bangladesh	Bangladesh Government
GSP	Generalized System of Preferences	一般特恵関税制度
ICT	Inland Container Terminal	インランド・コンテナターミナル
IDCOL	The Infrastructure Development Company Limited	(バ国政府運営のインフラ開発等を主業務とする金融機関)
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境調査
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IRC	Import Registration Certificate	輸入登録証明書
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
IT	Information Technology	情報技術
IWM	Institute of Water Modelling	水モデリング協会
JBCCI	Japan Bangladesh Chamber of Commerce and Industry	日本・ Bangladesh Chamber of Commerce and Industry
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JCIAD	Japan Commerce & Industry Association in Dhaka	ダッカ日本商工会
JERO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構/ジェトロ
JGESC	JICA's Guidelines for Environmental and Social Considerations	JICA環境社会配慮ガイドライン
JV	Joint Venture	共同企業体

KEPZ	Korean Export Processing Zones	韓国輸出加工区
L/C	Letter of Credit	信用状
LCC	Location Clearance Certificate	サイト許可証
LDCs	Least Developed Countries	後発開発途上国
LFS	Labor Force Survey	労働力調査
LIBOR	London Inter-bank Offered Rate	ロンドン銀行間取引金利
LIC	Low Income Country	低所得国
MIDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency	多数国間投資保証機関/MIGA
MOA	Ministry of Agriculture	農業省
MOC	Ministry of Commerce	商業省
MOEF	Ministry of Environment and Forest	環境・森林省
MOPEMR	Ministry of Power, Energy & Mineral Resources	電力・エネルギー・鉱物資源省
MOF	Ministry of Finance	財務省
MOHPW	Ministry of Housing and Public Works	住宅・公共事業省
MOHFW	Ministry of Health & Family Welfare	厚生省
MOI	Ministry of Industries	工業省
MOLGRO	Ministry of Local Government, Rural Development and Cooperatives	地方政府・地域開発・協同組合省
NBR	National Board of Revenue	国家歳入庁
NEXT 11	NEXT Eleven	メキシコ、韓国、フィリピン、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、パキスタン、イラン、トルコ、エジプト、ナイジェリアの11カ国
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OJT	On-the-Job Training	職場内教育
P-EPZ	Private Export Processing Zone	民間輸出加工区
PPP	Public Private Partnership	官民パートナーシップ
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略ペーパー
PSDSP	Private Sector Development Support Project	民間セクター開発支援プロジェクト
PGCB	Power Grid company of Bangladesh	バングラデシュ送電会社
RAJUK	Rajdhani Unnayan Kartripakkha	首都開発公社
RHD	Road and Highway Department	道路部
RMG	Ready-made Garments	既製衣料品
SAARC	South Asia Association for Regional Cooperation	南アジア地域協力連合
SAFTA	South Asia Free Trade Agreement	南アジア自由貿易協定
SOBs	State-owned Banks	国営商業銀行
SOEs	State-owned Enterprises	国営企業
SCITI	Small & Cottage Industries Training Institute	零細・家内工業教育訓練機関
SME	Small and Medium-sized Enterprise	中小企業

SPC	Special Purpose Company	特別目的法人
SWOT	Strengths, Weaknesses, Opportunities, Threats	強み、弱み、機会、脅威を評価した分析法
TA	Technical Assistance	技術協力
TRIPS	Agreement on Trade-related Aspects on Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易的側面に関する協定
TSL	Two-step Loan	ツーステップ・ローン
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術職業教育訓練
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国際連合工業開発機構
VGf	Viability Gap Fund	収益性補填基金
WB	World Bank	世界銀行
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構

図 表 目 次

【図】

<u>図番号</u>	<u>タイトル</u>	<u>ページ</u>
1-4-1	本調査の実施体制	1-4
2-1-1	バングラデシュの産業別成長率	2-2
2-1-2	バングラデシュへの海外直接投資の流入額（2001～2011）	2-6
2-1-3	外国企業および国内企業との合弁企業の主要投資分野 （2011/2012）	2-6
2-1-4	BOI 登録プロジェクトによりもたらされる雇用機会	2-7
2-3-1	産業別 GDP 構成比（2012）	2-10
2-3-2	製造業セクターの GDP への貢献度（%）の推移（2006～2012）	2-10
2-3-3	各セクターの実質成長率の推移（2006～2012）	2-11
2-3-4	主要産業の工業出荷額割合（2011/2012）	2-12
2-3-5	バングラデシュの主要輸出品目（2010/2011）	2-13
2-3-6	医薬品国内販売額推移	2-14
2-3-7	医薬品輸出額推移	2-14
2-3-8	「バ」国の産業集積マップ	2-15
2-6-1	EPZ の配置図	2-37
3-2-1	BEZA 組織図	3-10
3-3-1	官民連携（PPP）方式による開発と資金調達	3-15
3-3-2	民間事業者のパートナーシップ方式による開発と 資金調達	3-16
3-4-1	環境許可取得手続きフロー図	3-20
4-2-1	海外生産拠点検討時の候補国	4-3
4-2-2	海外生産拠点検討時に重視する項目	4-4
4-2-3	「バ」国のイメージ（他国に比べて劣っている点）	4-5
4-2-4	基礎インフラ（必須項目）	4-6
4-2-5	産業インフラ（必須項目）	4-6
4-2-6	生活環境（必須項目）	4-7
5-2-1	経済特区候補地評価フロー	5-3
5-3-1	経済特区評価対象候補地位置図	5-8
5-3-2	ナルシンジ候補地位置図-1	5-9
5-3-3	ナルシンジ候補地位置図-2	5-10
5-3-4	A K カン候補地位置図-1	5-11
5-3-5	A K カン候補地位置図-2	5-12
5-3-6	カリガンジ候補地位置図-1	5-13

5-3-7	カリガンジ候補地位置図-2	5-14
5-3-8	スリプール候補地位置図-1	5-15
5-3-9	スリプール候補地位置図-2	5-16
5-3-10	サバル候補地位置図-1	5-17
5-3-11	サバル候補地位置図-2	5-18
5-3-12	RAJUK 土地利用計画図	5-19
5-3-13	マワ候補地位置図-1	5-20
5-3-14	マワ候補地位置図-2	5-20
5-3-15	ルプゴンジ候補地位置図-1	5-22
5-3-16	ルプゴンジ候補地位置図-2	5-23
5-3-17	アライハザール候補地位置図-1	5-24
5-3-18	アライハザール候補地位置図-2	5-25
5-3-19	サングリバー候補地位置図-1	5-26
5-3-20	サングリバー候補地位置図-2	5-27
5-3-21	マタバリ候補地位置図-1	5-28
5-3-22	マタバリ候補地位置図-2	5-30
5-4-1	経済特区開発の方向性	5-37
5-5-1	レンタル工場提供床面積例	5-42
5-5-2	スリプール候補地開発案（短期）	5-44
5-5-3	スリプール候補地開発案（鳥瞰図）	5-45
5-5-4	マタバリ候補地開発案（長期）	5-48
5-5-5	マタバリ候補地開発案（鳥瞰図）	5-49
7-2-1	現地ワークショップ会場写真	7-2
7-2-2	ビジネス・マッチング会場写真	7-4
7-3-1	現地セミナー会場写真	7-5
7-4-1	本邦セミナー会場写真	7-13
7-4-2	現地開発事業者のプレゼンテーション写真	7-14
7-4-3	ビジネス・マッチング会場の写真	7-15
8-1-1	「バ」国における経済開発をめぐる政策体系と 導入資源	8-2
8-2-1	ダッカ市近郊の物流ネットワーク開発のイメージ	8-7
8-2-2	ダッカ市西部地区での総合水資源・洪水緩和対策 調査のイメージ	8-8

【表】

<u>表の番号</u>	<u>タイトル</u>	<u>ページ</u>
1-4-1	業務従事者毎の分担業務内容（国内および現地）	1-5
1-4-2	要員計画	1-6
2-1-1	バングラデシュの GDP/GNI の推移（2005～2012）	2-1
2-1-2	バングラデシュの産業別 GDP の占拠率（1980～2012）	2-2
2-1-3	産業セクター（サブセクター）毎の成長率 （2005～2012）	2-3
2-1-4	貿易収支・経常収支の推移（2005～2012）	2-4
2-1-5	バングラデシュの外貨保有高の推移（2000～2012）	2-4
2-1-6	バングラデシュへの構成要素別直接投資額の推移 （2001～2011）	2-5
2-1-7	バングラデシュへの海外直接投資の主要国リスト	2-7
2-3-1	主要産業の工業出荷額割合内訳（2011/2012）	2-12
2-5-1	「バ」国の労働人口の構成	2-28
2-5-2	在バングラデシュ日系企業の正規雇用従業員平均賃金	2-29
2-5-3	初等教育・中等教育の概要	2-31
2-5-4	技術・職業教育の概要	2-32
2-5-5	高等教育の概要	2-32
2-5-6	バングラデシュの教育制度	2-35
2-6-1	工業団地の類型と特徴	2-36
2-6-2	EPZ の入居状況	2-38
2-6-3	EPZ 8 ヲ所の施設概要	2-39
2-6-4	経済特区の 4 類型	2-42
2-6-5	経済特区開発予定	2-43
2-6-6	中国、アセアン、南アジア各国と「バ」国の比較	2-46
2-6-7	The global Competitiveness Index による 「バ」国の国際競争力 の評価	2-46
2-6-8	事業を行う上で最も問題のある要因	2-47
2-6-9	The global Competitiveness Index の詳細評価	2-48
2-6-10	産業の基本コストの競争力ーアセアン比較	2-50
2-6-11	産業インフラの競争力ーアセアン比較	2-51
2-6-12	FDI ルールのビジネスインパクトの競争力 ーアセアン、南アジア	2-52
2-6-13	外国直接投資制度ータイ、マレーシアとの比較	2-54
2-6-14	外資奨励策（優遇措置）	2-55
2-6-15	経済特区・工業団地の競争力ータイ、マレーシア との比較	2-57

3-3-1	SEZ 開発と資金ニーズ	3-14
3-3-2	ODA による資金供与スキームの体系	3-17
3-5-1	バングラデシュへの投資の要因	3-23
3-6-1	世界銀行による経済特区の分類・定義	3-24
3-6-2	アジア諸国の経済特区モデル	3-25
3-6-3	アジア諸国の経済特区制度の分類	3-27
4-2-1	回答企業 179 社の属性	4-2
4-2-2	バングラ選定企業の属性	4-3
4-3-1	訪問調査結果における主な聞き取り内容	4-8
5-2-1	経済特区評価スコアカード	5-5
5-2-2	経済特区評価スコアカード（定量・定性評価の目安）	5-6
5-3-1	経済特区評価対象候補地一覧	5-8
5-3-2	経済特区候補地の評価概要-1	5-31
5-3-3	経済特区候補地の評価概要-2	5-32
5-3-4	経済特区候補地の評価概要-3	5-33
5-3-5	経済特区候補地評価結果ランキング	5-34
5-3-6	経済特区候補地評点換算結果	5-35
5-4-1	経済特区開発による正負両側面	5-36
6-6-1	支援プログラムの実施計画	6-19

要約

要 約

第1章 調査のフレームワーク

1.1 調査の背景

- ・バングラデシュ人民共和国（以下、「バ」国）は、インド亜大陸の東側でヒマラヤ山系から流れ出る三大河川（ガンジス・ブラマプトラ・メグナ）がベンガル湾に注ぐ低平な沖積平野上にある。国土面積は14万平方キロで日本の約40%であるが、そこには日本の総人口を上回る約1億6千万人が住む過密国家である。その結果、「バ」国の2009年の人口密度は、1平方キロメートル当たり1,127人で人口1,000万人以下の小規模国家を除けば、世界で最も稠密となっている。
- ・世界銀行の統計によれば、2010年の一人当たりGNIは約700ドルで最貧国のひとつである。近年は縫製品を中心とした欧米諸国向けの輸出や中東諸国を中心とした海外労働者からの送金により実質経済成長率6%を超える安定した経済成長と達成している。「バ」国は低廉で大量の労働力供給能力や大きな国内消費市場などからBRICSに次ぐ新興経済発展国家群であるネクスト・イレブンのひとつとして認識されており、海外企業の投資先としても注目を集めつつある。しかし、海外直接投資の総額や対GDP比率においても国際的には依然として低い水準に留まっている。
- ・「バ」国における最上位の開発計画体系である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021(通称 Vision 2021)では、2021年までに中所得国入りすることが謳われている。第6次国家開発5カ年計画(2010-2015)では年率8%の経済成長率を達成することが掲げられているが、そのためには現在対GDP比24%程度に留まっている国内投資を2015年までに32~33%、2021年までには38~40%まで引き上げることが必要としている。特に、国内投資のうち、過去5年間は対GDP比19%程度に留まっていた民間投資の目標を2015年までに25%と設定している。製造業のさらなる発展と多様化および投資活動の促進のためには、産業振興策の策定、民間企業の技術力向上、電力及び運輸交通インフラ等の整備が必要である。しかし、国内資本の金額や技術には限界があり、外国からの投資を誘致して工業化を促進して行く必要があるが、外国企業の投資環境が整った工業団地の不足が大きな課題となっていた。
- ・「バ」国政府は1990年代から全国8カ所に輸出加工区(EPZ)を整備し、積極的に外国直接投資(FDI)を受け入れてきたが、Dhaka-Chittagong回廊にあるDhaka, Adamjee, Comilla, Chittagong, KarnaphuleのEPZはすでに満杯となっている。反面Dhaka等の拠点都市から遠く交通事情や住環境も良くない西部地区にあるMongla, Ishwardi, UttaraのEPZには入居企業が少なく、多くの空白区画が残されている。
- ・「バ」国政府は、主要EPZ内での区画提供が難しくなったこと、輸出産業と国内産業の連関性を強化し産業の多様化を図る、等のために新しいEPZの建設は行わず新たに全国に30カ所に経済特区(Economic Zone: EZ)を建設することを決定した。2010年10月には経済特区法を制定、経済特区の設置や運営に関わる機関としてBangladesh Economic Zones Authority (BEZA)を設置した。BEZAは2012年に30カ所程度の経

済特区候補地リストから 7 カ所を選定し Pre-F/S の実施を計画し、企業誘致のために日本への代表団の派遣を計画するなど動きを活発化させている。

かかる背景を踏まえて、本調査は「バ」国における経済特区に関わる情報収集と候補地の選定、日本企業の進出を念頭に置いた有望候補地案の抽出、JICA の支援方針の検討等を行った。

1.2 調査の目的

本調査の目的は以下の諸点に要約される。

- (1) バングラデシュ国（以下、「バ」国という）政府機関などが作成している関連資料のレビュー、並びに関係機関及び日本企業へのヒアリングやアンケート調査を通して、「バ」国の経済特区設置に関する現状及び課題を体系的に整理・収集し、取りまとめる。
- (2) 経済特区候補地に関わる情報を収集し、いくつかの候補地で実地調査を行って有望な候補地を抽出する。
- (3) 上記 (1) ～ (2) の結果を踏まえ、「バ」国政府関係機関等及び日本企業の意向を踏まえつつ、JICA による経済特区支援策（経済特区設置の支援モデル、有望経済特区候補地、誘致支援策、周辺インフラ整備等）を整理・分析する。
- (4) 日本企業の進出促進支援を念頭において、上記調査結果を周知するために現地ワークショップや本邦でのセミナーを開催する。

第2章 「バ」国の経済構造、投資環境および経済特区の実態

(1) マクロ経済環境

- ・国内総生産（GDP）ベースで見た「バ」国の経済活動は、第三次産業が約 50% を占めて最も大きく、ついで第二次産業の約 30%、残りの約 20% が第一次産業となっている。過去 30 年間に各産業分野の平均伸び率をみると、第二次産業が最も高く約 7.2%、次いで第三次産業が約 5.06%、第一次産業が約 3.66% となっている。“Bangladesh Economic Review 2012”によれば、欧州諸国を中心とした世界的な経済不況の影響が続く中で 2011～2012 年の成長率は 6.32% を達成しており、その影響は軽微であったとしている。国内経済においては、過去 2 年間に農業分野が 5% の伸びを達成したのに加えて、工業セクターとサービスセクターが顕著な伸びを示したことが、こうした経済成長率の数値の達成に貢献したとしている。また、外国で働いている「バ」国人労働者による送金額は、こうした世界的な経済不況下においても前年度に比べて 10.24% の増加を見せており、「バ」国の国際収支の改善に重要な役割をはたしている。こうしたマクロ経済環境下において、2012 年の一人当たり国内総生産（GDP）および一人当たり国民総所得（GNI）は前年度の US\$747 および US\$816 からそれぞれ US\$772 および US\$848 へ増加している。
- ・「バ」国の国際収支についてみると、2006 年以来輸入が輸出を上回り恒常的な貿易収支

の赤字が続いている。サービス収支と所得収支も赤字となっており、これらの収支で発生した赤字額を海外労働者の送金で補填しており、最終的には若干の経常収支の黒字を計上している。

- ・「バ」国への海外直接投資の動きをみると、2005年以降は若干の変動はあるが一貫して増加傾向を示しており、2011年の投資額はリーマンショック前に記録した投資額を上回るUS\$1,136.4百万を記録している。外国直接投資の中で最も多い投資の形態は「出資金」であり、次いで「再投資」と「企業間の投資」と続いている。これらの海外直接投資の仕向先を見てみると、その約83%はエンジニアリング業界へ投資されており、続いて繊維業界(6.79%)、化学業界(3.84%)、食品・農産加工(2.3%)と続いている。「バ」国への主要な投資国としては、サウジアラビア、米国、香港、韓国、ドイツ、マレーシア、タイ、オランダなどであるが、日本からの投資も近年増加傾向にある。

(2) 開発目標と産業政策

- ・「バ」国における開発戦略の最上位にある **Outline Perspective of Bangladesh 2010-2021** (通称 **Vision 2021**) であり、貧困の撲滅、教育機会の提供、失業率の低減、電力供給の強化・向上、所得水準の向上、などが謳われている。その中核となっているのは、「2021年までに中所得国入りすること(一人当たりのGNIで2,000米ドル)」と要約できる。

Vision 2021の開発理念を具体化したのが、計画委員会がまとめた第6次5ヵ年計画(2011~2015)である。この計画では、計画期間の平均GDP成長率を7.3%と設定し、2015年の目標年次における製造業のシェアを21%と設定、10.4万人の雇用機会を創出し失業率を現在の25%から17%へ低下させるとしている。その方法論としては、官民連携(PPP)方式により経済特区を含む各種インフラ施設の整備を進め、民間セクターの積極的な参加を呼びかけている。所得水準の向上には就業人口の多い農業を中心としたプライマリーセクターから、鉱工業を中心とするセカンダリーセクターやサービスセクターの比率を上げるという構造的な転換を意図している。

- ・工業省が中心となり制定された国家産業振興計画(**National Industrial Policy 2010**)は、第6次5ヵ年計画期間の産業振興の指針となっている。民間セクターの活力を計画実現の中核エンジンと位置付け、特にIT技術関連商品とIT技術を活用したサービス産業の振興と中小企業振興を政策課題として掲げている。民間セクターの活力を活かしながら、中長期的な視点から工業化プログラムを推進し、輸出の振興と多角化による経済開発を中心課題としている。輸出の振興には工業化政策が必要であり、その根本は輸入代替産業の振興による貿易収支の改善、国内市場での経験を踏まえた競争力の涵養であり、食品・農産加工産業の振興によるプライマリーセクターからの離職者への雇用機会の提供に特に注力している。
- ・「バ」国における外国投資の促進を規定した法律としては、1980年に制定された「外国民間投資(促進・保護)法」がある。本法では外国企業による「バ」国内での恒久的施設の開設やその手続き、投資に対するインセンティブの内容、外国為替の統制管理、

外国の資産接収に対する補償、外国企業等のない国民待遇、等について規定されている。税金の減免、輸入した機械装置などに対する譲与的な関税の適用、知的財産権に対する支払税金の減免、輸出志向企業への税金の免除、などの投資に係る優遇策が規定されている。

- ・経済特区開発政策のレベルでは、多数の実施機関が異なる法体系に基づき設立され事業活動を行っており、複雑な様相を呈している。まず、1980年に輸出加工区（Export Processing Zone）制度が輸出加工区庁法（BEPZA Act 1980）により発足しており、現在全国8カ所で稼働している。次いで、1996年には民間輸出加工区法（Bangladesh Private Export Processing Zone Act）が発効して現在2カ所で開発が進められている。監督官庁は首相府にある Private EPZ Governor's Board である。近年になり、「バ」国政府は輸出加工区の活動を国内経済に取り込むために経済特区の構想を導入し開発事業が開始されている。根拠法は、2010年10月に発効した Bangladesh Economic Zone Act で Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA)がその任に当たっているが、その機能を十分に発揮できる体制とはなっていない。他方、特定の産業分野の振興を図るため2010年3月には Bangladesh Hi-tech Park Authority Act を発効させ、専門の経済特区の開発が始まっている。今後の構想としては、縫製業界や医薬品業界でも同様な産業集積を自らの業界団体を中心に開発する動きがある。

(3) 産業構造と産業集積

- ・バ国の2012年度の国内産業をGDP構成比で見ると、第1次産業16.9%、第2次産業27.6%、第3次産業55.5%となっている。製造業セクターのGDPへの貢献度をみると、製造業全体の貢献度は、過去6年間で17.0~17.3%の範囲で上下しているが、「バ」国政府は、第6次五カ年計画年度（2015年）における製造業割合を21%に引き上げる目標を設定しているが、その達成には今後のかんりの上積みが必要な状況である。製造業の出荷額割合をみると、繊維産業が約39%と最も大きく、食品が約25%、化学製品が約13%と続く。
- ・従来、「バ」国が開発を行ってきた輸出加工区制度から経済特区制度へ政策転換した背景には、輸出産業と国内産業の連携強化を図る目的がある。「バ」国における主要産業としては縫製産業が思い起こされるが、それ以外にも軽工業（Light Engineering）、農産加工、鋳物産業、などの産業集積がみられる。
- ・主要な製造業の集積地は Dhaka, Chittagong, Jessore, Comilla, Bogra であり、縫製産業が Shirajganj, Munshigonj, Tangail, Comilla, Narayangonj を中心に集積されているのに対して、皮革製品は Dhaka, Chittagong を中心に、Light Engineering は Chittagong, Dhaka, Jessore, Bogra の各地区を中心に、Agro-processing が西部にある Jessore, Bogra 地区を中心に集積が行われている。

(4) 外国直接投資誘致政策と金融・外国為替制度

- ・「バ」国における投資促進機関としては、①バングラデシュ投資庁（Board of Investment, BOI）、②バングラデシュ輸出加工区庁（Bangladesh Export

Processing Zones Authority, BEPZA)、③民間輸出加工区理事会 (Private EPZ Governor's Board)、④バングラデシュ経済特区庁 (Bangladesh Economic Zones Authority, BEZA)、⑤バングラデシュ小企業・零細企業公社 (Bangladesh Small & Cottage Industries Corporation, BSCIC)、⑥PPP オフィス (Public Private Partnership(PPP) Office) が挙げられる。外国直接投資に係る法律は、①外国民間投資(促進・保護)法 1980 (The Foreign Private Investment (Promotion and Protection) Act, 1980)、②投資庁法 1980 (The Investment Board Act, 1989)、③バングラデシュ輸出加工区庁法 1980 (The Bangladesh Export Processing Zones Authority Act, 1980)、④バングラデシュ民間輸出加工区法 1996 (The Bangladesh Private Export Processing Zones Authority Act, 1996)、⑤経済特区法 2010 (The Bangladesh Economic Zones Act 2010)、があり、それぞれ、外資に対する規制、土地所有の可否、資本金の規制、外国企業への奨励、優遇措置などを規定している。

- ・「バ」国の金融制度は規制のレベルに応じて、フォーマルセクター、セミ・フォーマルセクター、インフォーマルセクターの三分野に分かれる。フォーマルセクターには銀行、ノンバンク金融機関 (Non-Bank Financial Institutions, FIs)、保険会社、資本市場、ブローカー会社や投資銀行などの中間業者、マイクロファイナンス機関などの規制された機関があり、セミ・フォーマルセクターには、規制があるが、中央銀行、保険庁、証券取引委員会、または法的な金融規制機関の管轄下でない機関が含まれる。例としては、住宅建設金融公社 (House Building Finance Corporation (HBFCI))、Pali Karma Sahyak Foundation (PKSF)、Samabay Bank, Grameen Bank などの特殊金融機関 (Specialized Financial Institutions)、非政府組織 (NGO) などがある。インフォーマルセクターとは、全く規制がない民間の中間業者をいう。
- ・「バ」国の外国為替制度は、IMF 協定 1994 年 8 条に基づき 1994 年 3 月に経常取引で通貨交換ができるようになり開始された。2003 年以降は変動為替相場制を採用し、為替レートは市場の需給関係で決定されており、バングラデシュ銀行は為替の決定に干渉しない。しかし、国内経済に悪影響がないよう市場の大幅な変動を最小化する政策を採っている。
- ・口座の開設は、居住者、非居住者ともに可能であるが、非居住者には一定の制限がある。EPZ 内の企業については外貨保有で有利な条件が認められている。外国送金については、技術料、ロイヤルティサービスフィーは前年度売上 (またはプロジェクトコスト) の 6%まで送金することができる。6%を超える場合は、中央銀行や投資庁の事前許可が必要である。「バ」国で働く外国人は給与の 50%までしか海外送金できず、2,000 ドル以上の送金は中央銀行への申請書提出が必要である (帰国時には全額送金可能である)。EPZ 内企業は配当送金、利子送金、技術料、ロイヤルティ送金ともに自由に行うことができる。
- ・資金調達については、現地通貨建て調達と外貨建て調達にわかれて管理されている。現地貨建ての場合は、中央銀行の許可なく地場銀行、外資系銀行から短期資金の借入が可能 (総資本の 50%まで)。外国人・外国法人が 15%以上の株式を保有している会社が長期ローンの融資を受ける場合、BOI の許可が必要であり、一般には資本金の額

が融資金額の上限である。EPZ内の100%外資企業は、タカ建の借入は認められない。外貨建て資金については、国内銀行が外資企業に対して外国通貨建て融資をすることは認められていない。EPZ外の企業が親子ローンなどの海外借入を行う場合、資金調達計画をバングラデシュ投資庁に事前申請し、用途については資本財の輸入などに限られ、返済期間は6年以内とし輸入する物品名や単価、数量まで記載が求められる。EPZ内企業は自由にオフショア借入を行うことができ親子ローンも可能である。

- ・「バ」国内でインフラ開発向けに利用可能な資金調達先は、国営特定金融機関（IDCOL、BIFFL）、ドナー機関、民間銀行借入、日本のODAなどである。IDCOLは1997年設立、1998年に国営金融機関の認可を得た。IDCOLは大中規模のインフラと再生エネルギーの開発のための資金ギャップの繋ぎの役割を果たしている。BIFFLは2011年に財務省により設立され、インフラプロジェクト向けに現地通貨で長期融資を行っている。代表的なドナー機関による融資制度としては、世界銀行の投資促進資金融資（Investment Promotion and Financing Facility, IPFF）がある。IPFFは「バ」国のインフラ資金力を促進することを通して民間主導の成長を加速することを目的としている。世銀の民間セクター開発支援プログラム（The Private Sector Development and Support Program, PSDSP）は1億2千7百万ドルの資金を用意しており、その一部が経済特区開発のために使用される。
- ・民間銀行によるインフラプロジェクトへの融資は、国営商業銀行や民間商業銀行、およびノンバンク金融機関により行われている。民間銀行やノンバンクのインフラプロジェクト向け融資条件としては、負債資本比率：80%：20%または70%：30%、金利：LIBOR + 1%以下 + 現地金融機関のマージン2.5%、償還期間：10 - 15年間、グレース期間は5 - 7年間、融資先としては特定目的法人となっている。
- ・「バ」国のプロジェクトファイナンスの課題としては、①多くの政府省庁に係る認可プロセスが長い、②外国ローンの認可に要するプロセスが長い、③現地銀行と関係監督官庁の能力不足、④現地デベロッパーのインフラ開発、資金調達と管理の経験不足、⑤経済特区開発プロジェクトを実施する現地管理能力がない、⑥商業運転の開始を遅らせるプロジェクト・マネジメント能力が低い、などが指摘されている。

(5) 労働市場と産業人材育成システム

- ・「バ」国の2010年度調査の労働人口は5,670万人（内、男性 3,950万人、女性 1,720万人）であり、そのうち就業人口は5,410万人（内、男性 3,790万人、女性 1,620万人）となっている。都市部の労働人口よりも地方の労働人口が圧倒的に多く、若年労働人口（15歳 - 29歳）は1,320万人で労働人口の23.3%を占める。2010年の産業別の就業人口（比率）は、農業2,572万人（47.56%）、製造業673万人（12.44%）、その他産業285万人（5.28%）、サービス1,911万人（35.35%）となっている。職業別人口（比率）では、専門家・技術者241万人（4.4%）、管理職者69万人（1.3%）、事務員100万人（1.9%）、サービス300万人（5.5%）、販売員（15.0%）、農業・森林・漁業2,569万人（47.4%）、製造・運輸1,238万人（22.8%）、その他108万人（2.0%）である。

- ・労働者の特性としては、一般には真面目で付き合いやすいという評価がある。女性は手先が器用で目が良いため、ワーカーとして好まれる。その一方で、「受け身で積極性や主体性に欠ける」、「逐一チェックし、相談することが必要」「時間管理ができない」という評価もある。教育の面では、農村部・地方出身のワーカーでは初等教育をきちんと受けておらず基本的な教育に欠けることがあり、日系企業では基本から教育しているところもある。インドに比べて英語を話せないワーカーが多い。
- ・労働組合・労働争議については、労働者の 30%以上が組合員となれば労働組合を結成できる。議長と書記長の署名を付して、地位金の労働組合/労働局所長の登録機関に登録するが、1事業所に3つ以上の労働組合を結成することはできない。現地企業の経営者は労働者との関係に厳しく日系企業では労働争議は少ないが、付近の争議が飛び火することがある。
- ・「バ」国の教育制度には正規教育と非正規教育がある。正規教育には、初等教育、中等教育、技術職業教育、高等教育があり、非正規教育にはマドラサ（イスラム学校）や NGO による BOP 層向けの教育が行われている。技術・職業教育としては、技術教育機関（Technical education institute）やポリテク（Polytechnic institute）があり、前期中等教育を終え JSC 試験に合格すると、技術・職業教育に進学できる。
- ・産業人材育成システムについては、大学、Vocational school やポリテクの他に、政府機関が関連機関を通じて産業人材育成を行い、またマルチドナーが産業人材育成を支援している。前者による具体的な例としては、BITAC、BIM、SCITI があり、後者では ILO および「バ」国文部省技術教育局（Directorate of Technical Education）が主催している TVET（技術職業教育訓練）制度がある。その目的は、近代産業のニーズに合致するスキルおよび恵まれない若年労働者層のニーズに応えるために市場志向で柔軟性のある技術職業教育訓練システムを構築することとし、5年間の教育期間を設定している。

(6) 経済特区（輸出加工区・工業団地を含む）の種類と概要

- ・「バ」国における政府認可の工業団地の類型としては、輸出志向企業向けの輸出加工区（Export Processing Zones、EPZ）、民間輸出加工区（Private Export Processing Zones、Private EPZ）、経済特区（Special Economic Zones、SEZ）および、国内中小企業向けの中小企業工業団地がある。最近では、経済特区の認証を得ていない民間事業者による小型の工業団地も出現している。輸出加工区、民間輸出加工区は保税区域であり、経済特区では保税区域と内国区域がある。入居対象者は海外の外資および国内の輸出志向企業である。輸出加工区、民間輸出加工区、経済特区のうち、現在実質的に稼働しているのは輸出加工区のみである。
- ・輸出加工区の課題としては、Uttara EPZ、Mongla EPZ と Ishwardi EPZ 以外の 5 か所の EPZ の区画はほぼ埋まり空区画がなく、新しい経済特区の整備までは今後数年間を要することから、今すぐに投資・進出できる工業用地が用意されていないことである。
- ・Private EPZ では、Korean EPZ と Rangunia EPZ の 2 か所が政府の開発許可を得ている。Korean EPZ は 2012 年に部分的に整地開発し、開発事業者の関連工場 1 社が進

出し操業を開始したが、Rangunica EPZ は開発の計画段階にある。

- ・新しく開発が始まった経済特区には以下の 4 区域により構成される。
 - a. 輸出加工区域： 輸出志向産業向けの区域 (Export Processing Area)
 - b. 国内加工区域： 国内市場ニーズに合致する区域 (Domestic Processing Area)
 - c. 商業区域： 銀行、倉庫、事務所などの区域 (Commercial Area)
 - d. 非加工区域： 住居、健康、教育、娯楽などの区域 (Non-Processing Area)

(7) 外国直接投資誘致上の国際競争力

- ・ The Global Competitiveness 2012-2013 (世界経済フォーラム) によれば、「バ」国の国際競争力は 144 カ国中の 118 位であり、前年度の調結果 (108 位) から 10 位も後退している。
- ・ 「バ」国の競争力と成長のポテンシャルとなる要因は、①制度：投資家保護の強度、②マクロ経済環境：GDP に対する国民貯蓄性向、③健康・初等教育：HIV/AIDS のビジネスへのインパクト、④良好な市場効率性：徴税の範囲と効果・農業政策コスト・外国直接投資ルール of ビジネスインパクト、⑤労働市場の効率性：採用と解雇の慣行、⑥金融市場の発展：現地資本市場と通じた資金調達・法的権利、⑦市場規模：国内市場規模、などが認識されており、国内の貯蓄資金の投資への活用や、国内市場の規模の優位性を産業競争力の強化や産業の発展に導くことが課題となっている。
- ・ 外国直接投資政策の競争力については、投資促進機関のサービス体制では、マレーシアが MIDA で集約的にワンストップ・サービスを実施しているのに対して、「バ」国では BOI と BEPZA が中心となっているが、実際のサービスには改善が必要である。規制業種は、「バ」国では対象となっている業種は少ないが、製造業においてはタイ・マレーシアも規制を緩やかにして外資の導入を戦略的に図っている。外国企業の土地所有については、「バ」国では外国資本による一般用土地購入や、外国資本の現地出資子会社が産業用土地を購入することが可能であり、タイ・マレーシアに比べて規制緩和が進んでいる。
- ・ 外資奨励策としては、タイ、マレーシアでは奨励業種の対象が戦略的に詳細に決められ誘致ターゲットが明確であるが、「バ」国の奨励業種は大雑把である。法人税免除については、業種・進出地域、会計方法などの違いにより一概にどの国が有利かは比較しにくい。タイは BOI の判断で戦略的に誘致したい企業・産業に個別対応できるところが強みである。
- ・ 経済特区・工業団地の競争力については、「バ」国では外国資本が進出できる工業団地は輸出加工区 EPZ のみであり、全国に 8 カ所、EPZ 面積は 90~186 ヘクタール、合計面積 1,039 ヘクタール (2,572 エーカー) と規模が小さい。
- ・ タイには 60 以上の工業団地があり、各団地の規模は 155 ヘクタール~3,062 ヘクタールと規模が大きく、バンコク近辺以外では空区画もある。中小企業向けの 400 m² ~ 1,000m² 規模のレンタル工場のニーズが高く、開発が進んでいる。レムチャバン工業団地 (569 ヘクタール) は深海港のレムチャバン港に 1km の位置にあり、港から 30km ~100km 以内に多くの工業団地が散在している。

- ・マレーシアには 200 以上の工業団地があり、18 カ所の自由工業地域（FIZ）がある。各団地は 34～1,419 ヘクタールまで多様な規模である。工業団地にはレンタル工場が設置されているケースが多い。ジョホール州のパシール・クダン工業団地（1,419 ヘクタール）は深海港のタンジュンペラパス港まで 56km に位置し、ペナン州プライ工業団地（934 ヘクタール）は国際港湾のペナン港に隣接、その他の工業団地も港湾に隣接もしくは 20～60km の近隣に位置する。
- ・投資優遇措置に関しては、バングラデシュの法人税率は 32.5%（上場 37.5%、非上場 27.5%）は高く、EPZ では法人税免除期間は 10 年間であったが、2012 年 1 月以降の投資に対して法人税免除期間は 5 年に短縮され、減税率 100%～25%漸減方式である。輸入関税の免税措置や、設備・機械への加速度償却が適用される。タイの法人税率は 23%（2012 年度）、20%（2013 年度）と低く、奨励業種の事業に対して BOI の認可により最大 8 年の法人税免税措置の適用がある。立地、業種や個別投資プロジェクトの内容によって、資本財・原材料の輸入免税が認められる。マレーシアの法人税は 25%と低く、パイオニアスタータス（5 年間法人所得の 70%免税）、もしくは投資税額控除（5 年間、設備投資の 60%を課税対象所得から控除）の 2 社択一となっている。FIZ 立地企業には原材料・部品の関税が免除。保税工場にも同じ適用がある。
- ・全般的な外国投資の誘致策としては、「バ」国では一律な奨励・優遇措置の傾向があるのに対し、タイ、マレーシアでは業種、地域、プロジェクトなど個別に戦略的な奨励・優遇策を打ちだしている。また、「バ」国からの輸出には先進国市場で GSP（一般特恵関税）が適用され、有利な条件となっている。

第3章 「バ」国における経済特区整備にかかる法体系、制度および課題

(1) 経済特区法制定の背景と目的

- ・これまでに BEPZA を実施機関として国内 8 カ所において EPZ の開発・運営を実施してきたが、すでに 5 カ所の EPZ では空きの区画がなくなっていること、EPZ に進出した輸出志向企業はバングラデシュの GDP と輸出の増大に大きく貢献しているが、原材料を輸入し安い人件費で加工した製品を輸出する労働集約型加工産業であるため、EPZ 外の国内産業との後方連関（backward linkage）が少なく国内産業の発展や国内産業への技術移転への波及が少ない、「バ」国政府の財政事情は苦しく新たな工業団地開発への投資資金や技術が不足しており、民間の資本とビジネスノウハウの活用が課題となっている。
- ・経済特区の開発目的は以下のとおりと規定されている。
 - a. 政府には資金的制約があり、政府資金による工業団地の開発よりも、民間が開発、管理、運営する経済特区の設営に重点を置き、民間デベロッパーの持つ民間の活力、資金、経営管理力を活用する。
 - b. 経済特区では、輸出志向企業の区域（保税地域）、国内市場向け産業の区域や商業区域を設けて、輸出産業と国内産業のリンケージを図り、国内産業の振興を目指す。また、外国直接投資と技術移転を通じて雇用の増大、産業の高度化や多角化を図る。

- c. 経済発展と開発の遅れた地域（クルナ管区 **Khulna Division** やラジャヒ管区 **Rajshahi Division**）の産業新興を図り、地域格差を解消し、全土で均衡のとれた成長を目指す。
- d. 経済特区を核として産業クラスターや地域開発を目指す。

(2) 経済特区法および同施行規則の内容と開発体制の課題

- ・経済特区法の要点としては、後進的で開発が遅れた地域を含む全ての潜在的可能性がある地域に経済特区を設置し急速な経済発展を促進する観点から、産業、雇用、生産と輸出の増加と多様化を通じて、経済特区の開発、運営、管理と規制を行うために定めるものとしている。
- ・経済特区の開発に当たるのは、経済特区庁（**BEZA**）であり、その運営と管理は執行委員会に権限が与えられている。執行委員会は理事会（会長は首相）によって与えられた命令・指示とガイドラインに従いその責務を果たし、理事会に対して責任を負う。
- ・**BEZA** の目的を円滑に進めるには経済特区開発のビジョンと計画、**SEZ** 施行規則の制定およびルール確立、組織体制の整備と拡充、スタッフの能力開発、資金の確保と管理運営や実施体制の確立が重要であるが、それらは未だ準備段階であるとの印象を受けた。
- ・特に、**SEZ** 施行規則は **SEZ** の事業を推進・管理して行く上で極めて重要であるが、未だに法務省において審議中であり、発効されていない。政府による承認と発効が遅れると **SEZ** の開発に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

(3) 経済特区の開発手法、資金調達および開発上の課題

- ・経済特区の開発手法とモデルとしては、以下の4モデルがある。
 - a. 官民パートナーシップ PPP による **SEZ**、
 - b. 民間により開発・所有、管理・運営される **SEZ**、
 - c. 政府により開発・所有、管理・運営される **SEZ**、および
 - d. 生産組合や産業協会などによる特定産業のための経済特区
 これ等のうち、政府は資金的、技術的な制約から、①PPP方式、および②民間の開発・所有方式を指向している。
- ・経済特区の開発に当たっては、「バ」国内の政府資金・民間資金による調達を行うほか、不足する資金を海外からの開発資金や民間投資、日本政府・ODA事業による海外投資、円借款などを使って支援する方策のあらゆる可能性を検討することが好ましい。
- ・**SEZ** の開発に係る資金ニーズは、**SEZ** 内のインフラと **SEZ** の周辺インフラに対する二種類に大別され、PPP方式や民間事業者による開発の場合、**SEZ** 内部インフラの開発は民間セクターの資金にて賄われる。その資金源は内部資金と外部資金、即ち、民間の出資金、「バ」国および海外金融機関からの出資、および借入金などである。また、資金の必要要件に短期借入と長期借入がある。
- ・「バ」国政府は官民パートナーシップ・オフィス（**Public-Private Partnership Office**）、および官民パートナーシップ法（**Public-Private Partnership Act**）を制定し、経済特

区の開発もこの PPP モデルが適用されるひとつの分野と認識されている。PPP モデルでは、政府と民間セクターがプロジェクト資金を出す、プロジェクトの FS によって資金量が決まる。SEZ の実施に際しては、特定目的法人（SPC）を設立したうえで、政府や民間セクターが SPC に資金を投下し、SPC を通して事業の開始、管理、実施、運営が行われる。

- ・民間事業者による SEZ 開発では、現地開発事業者が単独または海外デベロッパーと共同して自由に資金調達できる。事業の実施方法としては PPP 方式と同様 SPC を通じた事業資金の調達、管理、運営を行い、必要に応じて日本政府・ODA 事業による海外投融資やツー・ステップ・ローンによる融資を受けることが可能となる。
- ・民間事業者による SEZ 開発の場合の課題の一つは、SEZ の周辺インフラの整備である。周辺インフラの整備は、公共性・公益性が強く元来は政府が行う事業であり、政府の協力・サポートが不可欠である。しかし、縦割り行政が強い「バ」国では、強力なリーダーシップをもって調整を行う政府機関が介在しないと各行政がまとまって動かないリスクがある。「バ」国政府に周辺インフラ整備に必要な資金がない場合、日本政府・ODA 事業による円借款を供与して周辺インフラ整備を支援することが可能である。
- ・「バ」国政府が円借款を活用して周辺インフラ整備を進める場合、資金の借入人はバ国財務省となるが、案件の実施機関は以下の 2 つの方法が想定される。

a. BEZA を実施機関とする場合

BEZA の中に Project Management Unit (PMU) を設置して、PMU のプロジェクト・マネジメントの下、RHD、BWDB といった各技術官庁がインフラ施設的设计・入札図書作成・施工管理・運営管理を行う。ただし、新規に設立された BEZA に、プロジェクト・マネジメントや円借款資金の管理能力が備わっているのかは慎重に検討・判断されるべきである。

b. 財務省財務局を実施機関とする場合

BEZA に代わり、財務省財務局内に PMU を設置する。バ国政府は、2008 年に JICA が円借款を供与した「緊急災害被害復旧事業」において、財務省財務局のプロジェクト・マネジメントの下、技術官庁である LGED、RHD、BWDB 等がインフラ施設の復旧作業にあたった経験を有する。

(4) 経済特区開発にかかる環境社会配慮面の課題

- ・経済特区開発に係る環境社会配慮面の法体系

「バ」国の環境法令は、1995 年には環境保全法（Bangladesh Environment Conservation Act. Act No.1 of 1995）が、1997 年には環境保全規定（The Environmental Conservation Rules）が施行されており、経済特区開発事業者および入居企業は、両法令の規定に従い特区開発に係る環境許可の取得や環境基準を順守しなければならない、とされている。

経済特区を開発するデベロッパーおよびその入居企業は、前述の法令の規定に従い、環境許可（EIA）の取得が義務付けられている。

- ・上記の環境保全規定は、環境に及ぼす影響の度合いと実施場所により、Green、Orange

A、Orange B、Red の4つのカテゴリーを設けており、定められた手続きフローに示す手順に従って環境許可の取得手続きを行わねばならない。事業者は、事業サイトでの土地開発およびインフラ施設開発を認めるためのサイト許可証 (Location Clearance Certificate) を取得した後、環境許可証 (Environmental Clearance Certificate) を段階的に取得することが必要となる。環境保全規定により大気、産業排水、排ガス、悪臭などの環境基準が定められており、経済特区入居企業はこれを順守しなければならない。

- ・「バ」国では、環境保全法が指定する生態系危機地域 (Ecologically Critical Area)、野生生物保護法が指定する国立公園 (National Park) や野生生物保護区 (Wildlife Sanctuary)、森林法に基づく保護林があり、これら地区での経済特区を含む開発行為はできない。
- ・経済特区開発に係る環境社会配慮面の課題としては、BEZA は経済特区内の環境管理については環境・森林省環境局の所掌業務であり、BEZA は関与しないとの立場を取っている。経済特区開発における BEZA の役割を明確にしていく中で、環境面での役割についても早急に検討するべきである。
- ・環境許可の手続きに関して、環境局および BEZA は経済特区の開発を行うデベロッパーおよび入居企業はそれぞれが環境法令の規定に従い環境許可を取得しなければならないとの見解を示している。外国投資の誘致を図る点では競合関係にあるベトナムでは、工業団地のデベロッパーが敷地内の包括的な環境影響評価報告の手続きを行い、個々の入居企業はその事業が環境基準を満たしていることを保証するだけで良いなど、環境手続きに係る入居企業の負担軽減を図る制度を導入している。BEZA は外資誘致の推進役として他国が導入している事例を研究し、制度手続きを整備していくことが期待されている。

(5) 経済特区の管理・運営および外国直接投資誘致上の課題

- ・経済特区の管理・運営における課題としては、①経済特区開発のグランドデザインとロードマップが見えない、②BEZA には適性人材の配置と育成が不足、③SEZ 施行規則や民間事業者の開発による SEZ の認定基準が不明、④民間デベロッパーへの支援策がない、⑤BEZA の管理体制が不十分、などが指摘されている。
- ・外国直接投資誘致上の課題としては、①投資デメリットの克服、②周辺国との競争優位性の確保、③外国直接投資戦略と特色ある SEZ のコンセプト作り、④「バ」国の知名度アップと積極的な海外でのプロモーション活動の展開、等が指摘されている。

(6) アジア諸国での経済特区開発モデルとの比較分析

- ・経済特区制度は、新興国にとって海外直接投資 (FDI) を誘致しインフラ整備を行うための政策として有効に機能してきた。経済特区制度により海外投資を呼び込むことは産業の育成、すなわち企業育成、製品輸出による外貨獲得、雇用創出、関連サービス産業の育成などを実現する、重要な施策である。
- ・アジア諸国における経済特区制度は、経済特区法を定めて推進する方法と投資促進・

奨励法による優遇措置を定めるケースの 2 通りがある。経済特区は、特定地域を定めて戦略的・先行的に開発を行うことを目的とするのに対し、投資促進法は、申請された地域に対して優遇措置の適用を行うものであり、地方部への投資誘導を目的とすることが多い。前者に該当する国としては、インド、カンボジア、ミャンマー、ベトナムがあり、後者に属する国としては、タイ、マレーシア、ベトナムがある。ベトナムでは、両方の手法を地域に分けて使い分けている。

第4章 「バ」国の経済特区にかかる日系企業の意識調査

(1) 意識調査の目的と方法

- ・「バ」国の経済特区・工業団地の開発にあたり、経済特区に進出する候補となり得る日系企業に対して、海外での生産拠点の設立に際して重視する点を聴取し、経済特区に具備すべき要素を特定・抽出することを目的として実施した。
- ・調査はアンケート調査と訪問調査に分けて実施した。アンケート調査の対象企業は、中国に拠点を持つ企業で全体の売上高が 50 億円以上の本邦企業（製造業）1,867 社とした。これは本邦企業が昨今中国での急激な労務費の上昇と日中関係の悪化を受けてその生産拠点を東南アジア諸国へ移転させる動きが顕著となっており、「バ」国はこうした生産拠点の移転の受け皿として機能する可能性が極めて高いという仮説によるものである。訪問調査は、経済特区ないし工業団地の整備主体となる可能性の高い商社や不動産事業会社等を中心に、「バ」国の投資環境や課題等を聴取した。

(2) アンケート調査の結果と分析

- ・1,867 社を対象としたアンケート調査により、179 社より回答を得た。回答企業の属性は、輸送機械、化学・医薬、電子部品等が多く、約半数が資本金 3 億以下の中小企業となった。回答企業の 10%（18 社）が、拠点候補として「バ」国を選定した。「バ」国を選定した企業の属性は、電子部品・デバイス・電子回路がトップ（4 社）であった。アンケート調査実施前の仮説としては、繊維業など、「バ」国の安価な労働力の確保を目的とした業種が高い興味を示すものと考えていたが、電子部品・デバイス・電子回路や化学・医療といった装置産業が高いスコアを示す結果となっていた。尚、資本金 3 億円以下の中小企業が 10 社で半数以上を占めていた。
- ・生産拠点選定時に重視する要素としては、①基礎インフラの整備状況（「電力、水道、燃料（ガス）、通信、廃水・廃棄物処理設備、港湾等へのアクセス」等、ユーティリティ系のインフラの整備・充実度合い）として 88%の企業が重視している。②労働事情（安価な労働力・質の高い人材（管理者・技術者）の確保可否等）は 80%、③カントリーリスク（治安、政治情勢、自然災害、賄賂の要否等）については 71%、④産業インフラの整備・充実度合い（物流委託先、原料調達、下請企業等の整備・充実度合い）については 70%の企業が重視する項目として選定していた。
- ・「バ」国のイメージ（他国に対し劣っている点）については、①基礎インフラの整備状況、②カントリーリスク、③産業インフラの整備・充実度合い、④生活環境（日本人住環境等）、が上位に挙げられている。回答の中には「よく知らないため、分からない」

とするものが 26%を占めている。これは、本邦企業の間で「バ」国に対する認知が進んでいないことを示しており、「バ」国の認知を高めるプロモーション活動の重要性を示唆している。

- ・基礎インフラ分野では、「安定した電力供給」が群れを抜いて高く、産業インフラでは、「現地で原料・資材の調達ができる」、「物流を委託できる企業がいる」のスコアが比較的高く、サプライ・チェーンを形成できるかが重要であることを示していた。
- ・生活環境面の詳細については、「日本人が安心して滞在できる居住区・宿泊施設がある」のスコアが突出して高く、次いで「日本人が安心して行ける病院がある」が多かった。
- ・アンケート調査結果から得られた示唆としては、「バ」国への進出に興味を示す業種としては、繊維業等の労働集約型産業以外に、電子部品、化学等の装置型産業も可能性として考えられる。今後、労働集約型産業のみをターゲットとするのではなく、これら装置型産業にも対応しうる経済特区の開発を視野に入れる必要がある。生産拠点選定時に重視する要素としては、基礎インフラの整備状況、労働事情、カントリーリスク、産業インフラの整備・充実度合いが挙げられていたことから、これらの要素について十分に配慮した上で、経済特区の方向性を検討する必要がある。日本人社員の生活環境についても、住環境、医療環境を中心に、安心して暮らせる環境を整えることが重要である。

(3) 訪問調査の結果と分析

- ・経済特区開発への取組みが期待される商社・不動産デベロッパー、および既に「バ」国へ立地している製造業・物流会社として、合計 11 社（商社 5 社、不動産デベロッパー 3 社、製造業 2 社、物流会社 1 社）を訪問した。
- ・訪問調査結果から得られた示唆としては、「バ」国内マーケットのポテンシャルが期待されており、今後国内向けの立地ニーズが増加すると見込まれる。特に食品、家電、医療（ジェネリック）などの有望進出業種の利便性を考慮した経済特区開発が期待されている。
- ・これまでは特惠関税などの欧米先進国向けの輸出産業が経済をけん引してきたが、欧米諸国市場の低迷と特惠関税の適用期間終了が迫っており、「バ」国内や ASEAN 諸国市場および SAARC など南アジアのマーケットを目指した産業の誘致が期待される。
- ・ダッカ・チッタゴンなどの大都市近郊、および国際港湾・空港利便性の高い立地ニーズが大きい。
- ・インフラの心配の少ない経済特区の開発が期待される。エネルギー供給に関する政府との交渉を進めるほか、石炭の輸入を促進する港湾・物流・発電所など、エネルギー供給にかかる支援も併せて期待されている。
- ・経済特区に加えて物流の課題も大きい。経済特区と港湾・空港を結ぶ道路整備、鉄道の安定運行、内陸水運を活用した物流など総合的な取り組みが期待されている。

(4) 経済特区開発にかかる意識調査のまとめ

- ・ターゲット業種：調査実施前の仮説としては、「バ」国への興味・関心が高いのは繊維

業等の労働集約型産業が中心になると想定していたが、繊維業とともに電子部品や化学においても高いスコアを示した。また、訪問調査においても、今後内需の高まりが予想される食品・家電・医薬（ジェネリック）などの有望進出業種の利便性を考慮した経済特区開発に対する期待が挙げられている。経済特区のターゲット業種を検討する上で、労働集約型産業のみならず、電子部品や化学等、装置型産業も視野に入れた検討が必要と考えられる。

- ・経済特区に具備すべき要素：生産拠点選定時に重視する要素として、基礎インフラの整備状況、労働事情、カントリーリスク、産業インフラの整備・充実度合いが挙げられている。また、訪問調査においてはエネルギー供給にかかる「バ」国政府の支援への期待、物流面での課題も挙げられている。経済特区開発に際してはこの点を踏まえ、進出企業が事業活動に集中できるような基礎インフラ（特に電力の安定供給）・産業インフラに十分留意して計画すべきであると考えられる。また、カントリーリスクに不安を覚えており、日本人が安心して滞在できる住環境や安心して利用できる医療施設などの環境整備が重要となる。
- ・プロモーション：回答企業の24%が「バ」国について良く知らない」と回答しており、依然として「バ」国の認知度が高いとは言えない状況にある。この点を踏まえ、今後、経済特区開発において具体的な機能を具備していくとともに、「バ」国がもつハード・ソフトの優位性を本邦企業にきっちりと伝えていくプロモーション活動が重要であると考えられる。

第5章 「バ」国における経済特区候補地の探索と選定

(1) 経済特区開発候補地選定の背景と目的

- ・「バ」国においては、上位計画である「ビジョン2021」や「第6次5カ年計画(2011~2015)」において産業の高度化を図り、第一次産業から第二次産業・第三次産業への労働移転を図ることで所得水準の向上と中所得国の仲間入りをすることが謳われている。「バ」国の主要産業としては、繊維・縫製産業が突出しており、世界第2位の縫製製品の生産国として「バ」国全体の輸出の70%以上を占めている。「バ」国では1980年代から全国8カ所において輸出加工区の整備を進め、縫製産業などの工場の受け皿として貢献してきた。一方では、輸出加工区での生産活動は他の産業・地域との連携を促進せず、加工区外の産業との連携が課題となっていた。これ等の輸出加工区も西部地区にある3カ所を除き満杯となっているが、「バ」国政府は新たに輸出加工区を建設することはせず、今後は経済特区の開発を進める方針が打ち出されている。しかし、「バ」国は国土が狭い上に人口が多く基本的に工業用地が不足している。「バ」国政府は、経済特区・工業団地の開発に必要な資金や技術の面で遅れており、これ等の開発には外部からの支援を期待している状況である。
- ・日本政府は中小企業等による海外展開の支援を行うために「バ」国での経済特区の建設を進めるために情報収集・確認調査の実施を決めた。従って、本調査で行われる経済特区候補地の選定は、日本企業の進出を前提として検討される。本調査では、生活環境が整い、インフラやユーティリティが比較的整備された首都ダッカ市や第二の都

市であるチッタゴンから通勤できる範囲内で生産拠点等を建設するのが前提となっている。経済特区開発候補地の選定を行うのは、具体的な開発コンセプトを示すことで将来の事業化を促進することが可能となるためである。候補地は、短期的視点からと中長期的視点から二カ所を選び、それぞれ開発コンセプトを策定した。

(2) 経済特区開発候補地の選定条件と評価軸

- ・選定条件：開発候補地としてショートリストに選定する考え方及び評価軸は以下のとおりである。
 - a. 日系企業職員の通勤を考慮し、ダッカ、チッタゴンの外国人居住区から約 1.5 時間以内の範囲。
 - b. 希少種の存在などによる開発制限地や係争地でないこと
 - c. 現地政府や地域住民の反対がないこと
- ・選定のアプローチとしては、第 1 ステージ（定性評価）と第 2 ステージ（定量評価）の二段階による評価を実施した。ショートリストされた候補地から、短期的視点と中・長期的視点から見た最適 SEZ 候補地を選び、開発コンセプトの策定を行った。
- ・経済特区開発候補地の評価軸として、①基本特性 (Location)、②周辺特性 (Surrounding Area)、③自然災害特性 (Natural Disaster)、④インフラ特性 (Infrastructure)、の 4 軸を設定した。これらの評価軸はさらに 44 の評価項目に細分化され、重み付けをされた後、1000 点満点として各候補地の評価を行った。

(3) 経済特区開発候補地の評価調査結果

- ・調査団が実際に現場踏査を行った場所は 20 カ所に及ぶ。その中から条件のあった候補地を 10 カ所ほど選定してショートリストを作成した。それらの対象地について上記の評価軸に従って評価を行った。評価のランキングをみると、敷地規模がそれほど大きくないスリープル、ルプゴンジ、カリガンジなどの候補地が上位にランキングされており、ダッカとの位置的關係、地権者の状況、大規模な造成工事を必要としないまとまった敷地であることなど、経済特区としての開発の難度が低いことが高評価になったと考えられる。

(4) 「バ」国経済特区開発の方向性

- ・「バ」国には、豊富で安価な労働力というリソースがあり、これまで繊維産業を中心に世界市場で存在感を示す実績を有している。特筆すべきは、SAARC・ASEAN・中国経済圏の結節点に位置するという地政学上の優位性である。これらのポテンシャルを生かした特徴ある経済特区開発により、カンボジア、ミャンマーといった競合国への差別化を進められる要素は十分にある。特徴ある経済特区の開発は、「バ」国の負の側面、例えば脆弱な産業インフラ（電気・ガス・物流）や労働安全性の問題、政府のガバナンス・暴動といったリスクを軽減できる可能性も秘めている。この分析に従えば、以下のような経済特区開発の可能性が見出せる。
 - a. 大消費地であるダッカやチッタゴン近郊での国内市場向け経済特区

- b.低コスト生産が可能となる労働集約的な産業集積を目指した経済特区
 - c.周辺諸国をしのぐワールド・クラスの経済特区・産業インフラの整備
 - d.国際港湾・空港・ランドポートに近い経済特区と物流クラスターの整備
- ・上記のようなマクロ環境への適応と同時に、①多様な工場用地ニーズ、②脆弱なインフラ施設環境対策、③日系企業管理者の滞在環境整備、④日系企業へのサポート体制（ワンストップ・サービス、共用施設・インキュベーション機能の充実、防犯セキュリティ対策、物流センター）、⑤労働者の生活・労働環境整備による労働力の確保、などのミクロ環境の要求事項へ徹底して対応することも重要である。

(5) 最優先開発候補地における経済特区開発コンセプト

- ・本調査では前述した候補地評価において高い得点を得た候補地から短期的開発候補地（Sreepur）と中長期にわたる国家経済へのインパクトを考慮して長期的開発候補地（Matarbari）を選定しそれぞれの候補地に対して開発コンセプトの策定を行った。
- ・前者は現在綿花研究施設が設置されているが、周辺で工業化が進んでおり移転することが望ましいと言われている。地権者は農業省であり移転についての協議が必要となるが、土地収用に関する問題は比較的容易であり、開発規模も60ha程度とコンパクトで、標高も高いことから洪水の恐れはなく、大規模な盛土造成も必要でないため、短期間での開発の可能性が高い候補地として選定した。また、近隣で日本の二輪車メーカーの工場建設が進んでいることも考慮に入れた。
- ・Sreepur 候補地の開発計画案及び開発イメージとしては、国道に面する出入り口のうち、中央部のゲートをメインゲートとする。メインゲートには、経済特区管理者の管理・運営施設、及び物流センターを配置する。管理・運営施設には、ゲート管理施設のほか、運営施設として日系企業向けのワンストップサービスセンター、共用の会議室・応接室・研修施設・研究施設、企業家のためのインキュベーションセンターなどを備えたものとする。日系企業の管理者が短期間滞在する宿泊施設・サービスアパートメント、遠隔地出身の労働者のための寮設備、生活用品を扱う商業施設を工業用地に隣接して配置する。工場用地としては構内道路を除く約41haを確保する。工場用地のうち、一区画（約4ha）をレンタル工場用地とし、250m²～2,000m²程度の床面積を提供可能とする。工場用地のロット割に関しては、誘致企業規模に合わせて分割、統合可能な柔軟性のある配置とすることが望ましく、ここでは、最大で約10ha、最小で約1ha、中間的な規模として2～5haのロットを計画するものとする。経済特区内へ給電するための受電施設、経済特区内から出る汚水を一括処理する污水处理施設などを配置するインフラ用地を確保する。
- ・後者のMatarbari 候補地は前述の評価では最も低い評価であったが、JICAにおいて大規模石炭火力発電所及びその原料炭輸入用の大水深港（-18m）の計画が検討されている。この発電所による電力供給と大水深港が建設されれば、商業港や工業港の建設費の大部分は埋没コストとして計算され、後背地に経済特区を建設することで「バ」国にとって重要な基幹産業群の開発が可能になるという他にはない大きな特長を有する候補地である。概ね10年後を目途に開発を行う長期的開発候補地として選定した。

- ・本候補地の用地規模は、Matarbari 島及び対岸の Maheskhali 島の部分も含めると 900ha にも及ぶ。現在、この地区は塩田として利用されているが政府の所有地と言われている。この候補地の最も重要な特長は、JICA が F/S を実施している大規模石炭火力発電所に隣接して大水深港湾と経済特区の開発計画を立案することである。
- ・開発計画案及び開発イメージとしては、火力発電所の石炭輸入用の港湾を掘込港湾（スリップ 400m、奥行 1000m）として拡張する。1000mの岸壁を商業港として、コンテナ貨物、一般貨物・バルク貨物用の埠頭を整備する。残りの 1400mの岸壁を工業港として、セメントや製鋼、造船などの重工業産業用埠頭として整備する。防波堤を配置し、航路の堆砂抑制を図るとともに、港湾入口部も岸壁として利用できるよう整備する。

Matarbari 島のベンガル湾側は、岸から 2km ほどで 10～15m 程度の水深であるが、それ以遠は 20m 以上の水深となることから、SPM（Single Point Mooring：一点係留）を整備することにより 20 万～30 万 DWT タンカーが寄港できるようにする。Matarbari 島を原油のタンクヤードとして利用し、対岸に精油所・石油化学プラントといった石油コンプレックスを構成する。タンクヤードと石油コンプレックスを合わせ約 240ha であり、約 10 万バレル/日規模の精油所、および関連石油化学プラントの誘致が可能となる。

- ・大水深港の開発とともに、鉄鋼などの重工業産業、石油化学産業などを基幹産業とするバリューチェーンが展開されることにより様々な企業誘致に発展することから、その他の製造業・組立産業などの工業用地を隣接して整備する。新しく建設される大水深港へ寄港する大型船舶を対象とした船舶修理や新造設備、電力を利用した電炉メーカー等は、現在チッタゴン近郊で操業が行われているが、これ等の企業は Matarbari 地区への進出に関心を示している。本計画地において製塩、漁業などを生業としていた住民の再定住先となる宅地を整備する。また、日系企業管理者の滞在施設や労働者の居住施設、商業施設、行政サービス施設なども整備し、臨海工業地区に隣接する新都市を建設する。面積は約 140ha であり、8 千～1 万世帯程度の新都市を形成する。

第6章 経済特区開発、周辺インフラ整備および外国直接投資に対する支援策

(1) 経済特区の開発・運営にかかる支援ニーズ

- ・経済特区の開発等に関わる政府関連機関への支援ニーズとして、経済特区開発に係る法制度整備への支援が考えられる。BEZA の設立と共に BEZA Act が発効しているが、その施行規則はまだ法務省で審議中といわれており、早急な発効が求められている。同施行規則は経済特区開発の具体について詳細に規定する極めて重要な書類であり、更なる遅れは甚大な負の影響をもたらす。
- ・BEZA に対する経済特区の計画・監理に必要な技能向上への支援も重要である。BEZA は、政府が保有する土地に自らが実施主体となって外部の民間開発事業者や投資家と共同して経済特区の開発を行うことが求められているが、現在の BEZA 組織図をみると経済特区や工業団地の開発に携わった経験をもつ職員の数は極めて限られている。BEZA が実施主体となり各地で経済特区や工業団地の開発を進めるについては、適切な技術的

知見をもつスタッフの任命が欠かせない。

- ・経済特区の開発を効果的に行うには、経済特区の活動を支援する運輸インフラやユーティリティについて多面的な施設の整備が必要となる。これ等の多岐にわたるインフラやユーティリティについては、多くの実施官庁や公営企業などが関わって来るが、その間の調整を行う管理者は見当たらない。通常の実施官庁ではなく「バ」国全体の開発計画を司る機関である計画委員会または首相府に専門家を派遣してこうした重要なインフラ・ユーティリティの計画や進捗管理を行う必要がある。
- ・2006 年以来、「バ」国においては世銀・IFC グループが経済特区の法的整備や具体的な候補地の選定・FS 調査等への支援を行っている。しかし、具体的な経済特区の開発候補地は地方政府へ候補地の提供を呼びかけ、そこで出てきた候補地について BEZA の理事会の責任者が決めたとされ、合理的な評価に基づいたものでない可能性がある。BEZA の発足とともに輸出産業と国内産業の連携が重要との認識が示されていることから、経済特区や工業団地の計画に当たっては、「バ」国内にある伝統的な産業集積地との関連も考慮されるべきである。地方での産業振興と同時に基本的には民間開発事業者の経済的合理性により実施される経済特区・工業団地の開発事業をうまくバランスさせる必要がある。
- ・民間活力を利用して経済特区の開発を指向している状況では、経済特区の開発に直接関わる民間開発事業者への支援ニーズも極めて重要な事項である。民間開発事業者を対象とした経済特区・工業団地の開発や運営に係るセミナーの開催や民間開発事業者に対するビジネス・マッチング開催への支援などが考えられる。

(2) 経済特区周辺インフラ整備にかかる支援ニーズ

- ・「バ」国は基礎インフラ面でまだまだ整備が不十分であり、経済特区の周辺インフラ整備においても、①運輸インフラ整備への支援ニーズ、②エネルギー分野の整備への支援ニーズ、③工業用水・廃水処理分野の整備への支援ニーズ、などが考えられる。

(3) 外国直接投資の誘致にかかる支援ニーズ

- ・BEZA の組織体制や人材および経済特区開発の進捗状況などから類推すると、①外国直接投資政策の強化のための見直し支援、②外国直接投資促進（誘致）戦略および行動計画策定・実施の支援を行うのが適切と考える。外国投資の誘致競争の観点では、「バ」国の弱点であるインフラ整備の不利をカバーするには、ビジネス環境の整備を促進せざるを得ず、それには外国直接投資制度を見直し強化し海外投資家の注意を引くことが重要である。
- ・「バ」国の外国直接投資の促進機関である BOI, BEPZA, BEZA, Private EPZ Governor's Board は同じ首相府に属する組織であるが、官僚主義の縦割り組織で横の連携が乏しい。外国直接投資の促進機関と各関係省庁－産業政策を担当する工業省、貿易政策を担当する商業省、財政・外国為替を担当する財務省、バングラデシュ銀行、税金を担当する歳入庁、関税を担当する税関（および商務省傘下の関税委員会 Tariff Commission）、労働許可証を担当する移民局などとの連携も十分といえない。更に、

産業政策の策定と実施に関して、官民対話とコンセンサスに向けたプロセスが不足しているといわれ（FBCCI）、外国直接投資政策が必ずしも統合されていない。現在派遣中の投資政策アドバイザー（PMO）を活用し、PMO内の投資促進機関の連携強化、組織体制の見直しと、外国直接投資政策の統合・体系的見直し強化を支援する。また、投資政策アドバイザーと派遣中の産業政策アドバイザー（工業省）との連携促進を図る。

- ・外国直接投資促進（誘致）戦略および行動計画策定・実施の支援については、海外のアンカー企業と裾野産業の関連などを踏まえたうえで、どのような産業、業種をどのように誘致するか等の戦略と行動計画に欠けていることを指摘したい。「バ」国政府のFDI誘致の統合戦略がないため、BOI、BEPZA、BEZA、更には工業省、情報通信省傘下のHi-tech Park Authorityなどが個別、独立してFDI誘致に対処している。海外投資家の視点にたった顧客志向のマーケティングを行う体制に欠けている。
- ・バングラデシュのイメージづくりで重要な役割を果たす海外広報戦略が欠けており、「バ」国は海外でプラスイメージは少ない。「日本のクールジャパンと産業の高度化」「韓国の韓流文化・ファッションと韓国製品」、「微笑みの国 タイ」などと同様に、「バ」国の文化、資源、魅力などの広報を行い、海外での認知度を高めることはビジネスや経済の発展に繋がり重要である。

(4) 経済特区開発にかかる国際開発支援機関等による支援策と教訓

- ・「バ」国の経済特区開発は、主として世界銀行・IFCグループから制度・法律、インフラ、組織化・人材育成・技術移転などの面で支援を受けてきた。民間セクター開発における世銀とIFCの役割分担は、世銀が公的機関に融資するのに対して、IFCは民間企業に融資している。経済特区では、開発主体が公的機関であれば世銀、PPPか民間の場合はIFCである。技術協力のキャパシティビルディングでは、世界銀行の対象は政府機関であり、IFCの対象は政府機関と民間企業である。
- ・世銀・IFCは世界の経済特区・工業団地の発展を支援し寄与してきており、その資金とノウハウの蓄積に学ぶことは多い。しかしながら、「バ」国においては経済特区の開発は順調・円滑に実施できたとは言い難い。その背景には、恐らく「バ」国政府の構造と体質に関わる問題と、世銀・IFCのアプローチの二つの要因が障害になっていると推測される。
- ・「バ」国においては、新しい政策・法律の制定の度に、新規の政府組織が設置されており、政府組織が小さく分権化されている。この組織は典型的な官僚主義で縦割り行政の仕組みとなっており、広い分野にまたがる課題の改善・解決に対応するには、情報と理解の共有、連携協力、合意形成に時間を要する。同時に、官僚の人事配置などで、熟練の専門能力、経験の蓄積や人材育成に支障を来している。
- ・世銀は「バ」国の地域振興を重んじて支援しているが、政府に経済特区、産業政策と地域振興を統合した明確なビジョンや計画がないところでは支援が難しい。また、政府のガバナンスやコンプライアンスの観点から、経済特区開発の手順は世銀の支援で標準化されているが、BEZAの人材と能力不足のため手際よく処理対応できない模様

である。

- ・世銀のアプローチとは異なり、今回の調査は日系企業の「バ」国への投資・進出の支援という目的が明示されている。その目的を達成するためには、まずは一つだけでも手頃で可能性の高いプロジェクトを成功させ、成功事例を示すことである。案件の実施にあたっては、「バ」国政府 BEZA や関係官庁および FBCCI にその趣旨・目的、目標と手法・期限を説明し、意見交換をしながら理解と協力を仰ぎ、JICA のプロジェクトに高優先度が付与されるよう働きかけを行う。

(5) 日本政府・JICA による支援メニューと支援プログラム

- ・「バ」国の経済特区は「バ」国が持つ強みと特徴を生かした独自性のある経済特区をめざすべきとして、四つの方向性が示されている。その内容としては、①大消費地であるダッカやチッタゴン近郊での国内市場への浸透を目的とした経済特区、②低コストを指向した労働集約型産業を標的とした経済特区、③周辺国の経済特区を凌ぐワールド・クラスの経済特区および産業インフラの整備、④国際港湾・空港、ランドポートに近い経済特区の開発と物流クラスターの形成、が挙げられている。調査団としては、こうした経済特区開発の方向性を念頭に置きつつ、「バ」国政府・民間開発事業者側の意向も反映させた形で日本政府・JICA の支援プログラムを検討した。
- ・日本政府による ODA 事業は JICA を実施機関として、有償資金協力（円借款）、無償資金協力、技術協力、海外投融資、のスキームが実施されている。これらの JICA の支援メニューを念頭に置きつつ、経済特区や工業団地の開発・運営を側面から支援するための経済インフラ、産業インフラ等の整備のため、下記の提案をおこなった。
 - ① 経済特区を核としたダッカ市周辺でのサテライト・シティの開発
 - ・日本の中小企業の入居を前提とした工業団地の開発（Sreepur 又は代替候補地）
 - ・BEZA の能力開発
 - ・経済特区民間開発事業者への支援
 - ② ダッカ市周辺での経済特区を結ぶ物流ネットワークの構築
 - ・内陸コンテナターミナルの建設
 - ・経済特区を結ぶ物流ネットワーク構築のための幹線道路の建設
 - ③ ダッカ市西部地区での総合水資源開発・治水事業の実施
 - ・遊水池の建設による洪水緩和と工業用水の確保
 - ・河川の整備による洪水緩和と内陸水運の拡充
 - ④ 大水深港の建設と後背地での基幹産業の振興
 - ・大水深商業港の開発
 - ・重化学工業ベルトの開発
 - ・アクセス道路・鉄道、上下水道設備等の関連インフラの整備
 - ⑤ 近隣諸国との越境貿易・投資促進のための Private EPZ の整備
 - ・主要ランドポートに近接した民間輸出加工区の開発
 - ⑥ 国営企業の遊休資産の積極的な SEZ への転換
 - ・ダッカ・チッタゴンに近い遊休土地の洗出しと開発計画立案

(6) 支援プログラムの実施計画

- ・ 上述した支援プログラムについて実施工程を検討して提案した。

第7章 経済特区開発にかかる情報周知活動

(1) 経済特区開発にかかる情報周知活動の目的

- ・ 本調査では、①BEZA および関係政府機関、世界銀行・IFC を対象とする、特に日本企業誘致を念頭に置いた経済特区設置にかかるワークショップ（報告会）の開催、② 現地の日本企業向けに経済特区の情報周知を目的としたセミナーの開催、③本邦での経済特区の情報周知を目的としたセミナーの開催、が求められている。これらの要求事項に加えて、「バ」国内の経済特区候補地選定の過程で交流をもつことになった現地民間開発事業者に上記のイベントへの参加を働きかけ、同事業者にも事業計画や実施能力のプレゼンテーションを行ってもらった。これにより、経済特区・工業団地の開発を主導する「バ」国政府関連機関と実際の経済特区・工業団地の開発に従事する民間開発事業者が認識する課題とお互いの要求事項が明らかとなり、今後経済特区・工業団地の開発を具体化して行く上で大きな成果を残すことができた。

(2) 「バ」国政府機関を対象としたワークショップ活動

- ・ 当初の計画では約 30 名の参加で実施される予定であった本ワークショップは、実際にはその数値を大幅に上回る 52 名の参加を得て 6 月 9 日にダッカ市内で開催された。開催時間は、当時頻繁に発生していたハルタルの影響を避けるために午後 7 時からの開催とした。BEZA 長官の挨拶に続いて行われた調査団による調査結果の発表は、出席者に多大なインパクトを与えた。特に、最後の部分で発表された 7 項目の提案内容については、特に、出席した民間開発事業者からの反響が大きかった。
- ・ 民間開発事業者 5 社によるプレゼンテーションでは、経済特区・工業団地の開発という「バ」国では前例のない内容であり、各社が独自の事業内容と経験を整理して提示されたため、政府機関関係者も驚きを隠せない様子であった。プレゼンテーションを行った民間開発事業者は以下のとおり。
 - バングラビジネスパートナーズジャパン
 - Kunimoto Industrial Park
 - Haq's Bay Industrial Park
 - Chittagong Industrial Park Ltd.
 - Bengal Development Corp.

(3) 「バ」国へ進出済み日系企業を対象とした情報周知セミナー活動

- ・ 本セミナーは、6 月 7 日（金）午後 3 時より Lakeshore Hotel, Gulshan, Dhaka において、主催：JICA バングラデシュ事務所および本調査共同企業体、共催：日本貿易振興機構（JETRO）ダッカ事務所として開催された。セミナーには 60 名を越す参加者を得た。

- ・主催者を代表して、JICA バングラデシュ事務所次長 遠山慶氏より歓迎の挨拶があり、次いで、調査団総括の元山純一郎を始め、安井哲雄・佐治実・Zakir Hossain の各団員による調査結果の報告が行われた。閉会の辞は共催者である JETRO ダッカ事務所副所長の酒向奈穂子氏が行った。民間開発事業者 5 社と政府機関である Hi-tech Park Authority によるプレゼンテーションが行われた。発表を行った各組織は以下のとおりである。

- ・ バングラビジネスパートナーズジャパン
- ・ Kunimoto Industrial Park
- ・ Haq's Bay Industrial Park
- ・ Chittagong Industrial Park Ltd.
- ・ Bengal Development Corp.
- ・ Bangladesh Hi-Tech Park Authority

- ・ セミナーの開催を通じて明らかとなったのは、「バ」国在住の日系企業が経済特区に関する知識・情報に不足していることであり、出席者の多数は候補地の詳細よりも、(日系企業が進出できる) 経済特区の開業時期について関心が高かった。一部の出席者からは「バ」国政府の経済特区への取組姿勢に疑問を投げる向きもあった。民間開発事業者 5 社と政府の Hi-Tech Park Authority によるプレゼンテーションは、デベロッパーが一同に会して工業団地の多様なコンセプトの紹介するものであり、「バ」国では稀な機会となり、セミナーは出席者に強いインパクトを与えた。

(4) 本邦における「バ」国経済特区開発にかかる情報周知セミナー活動

- ・ 本セミナーは、6月27日(木)午後1時より東京商工会議所国際会議場において、主催者：独立行政法人国際協力機構(JICA)、調査共同企業体、共催者：日本貿易振興機構(JETRO)、東京商工会議所、日本・バングラデシュ経済委員会として開催された。セミナーには、128名の参加者を得た。
- ・ 基調講演は「バングラデシュ最新の投資動向と日本企業の進出と題して、前JETROダッカ事務所長の鈴木隆史氏が行い、調査団による調査報告は「バングラデシュ経済特区の今」と題して行われた。質疑応答の時間では、BEZAによる優遇策の内容や大水深港の建設に係る質問が出され、真剣な議論が続き、「バ」国への関心の高さを伺わせた。その後、「バ」国で実際に工業団地の開発に当たっている現地開発事業者4社によりプレゼンテーションが行われた。また、講演終了後は会場の一角でこれら4社によるビジネス・マッチングが開催され、多くの来訪者が各社のブースを訪れていた。

第8章 結論と提言

(1) 結論

① 経済特区開発を巡る政策体系と実施機関の整理

「バ」国における経済特区を巡る政策体系は、最上位にある Outline Perspective of Bangladesh 2010-2021 (通称 Vision 2021) から第6次5ヵ年計画、国家産業振興計

画（National Industrial Policy 2010）、「外国民間投資（促進・保護）法、と段階的な構造となっている。しかし、経済特区開発の段階になると複数の実施機関がそれぞれの準拠法に基づき活動を行っている。政府機関が関与したものだけでも BEPZA, Private EPZ, BEZA, Bangladesh Hi - tech Park Authority、と 4 機関にもものぼる。これらの機関が設置した以外での民間事業者による工業団地の建設には BOI も関与する。これらの実施機関はそれぞれ異なる手続きやインセンティブを提供しており、外国投資家から見ると実に複雑であり、混乱の原因ともなりうる。「バ」国の経済特区や工業団地を効果的に開発・運営していくためには、海外の投資家にもわかり易く単純な構造（法体系と実施機関）として再編することが望ましい。そのためには、根拠となる法体系と実施機関の整理統合が必要と考える。

② 「バ」国の経済特区が目指すべき方向性の検討

「バ」国は、経済特区や工業団地の開発においては、先進 ASEAN 諸国に比べて後発者であり、これらの諸国と FDI の誘致競争に勝ち抜くためには自国の強みや特徴を生かした経済特区の開発を行い、競争力の確保を目指すべきである。「バ」国の持つ強みや弱みを認識したうえで「バ」国が目指すべき方向性を分析した結果は、①ダッカやチッタゴンでの大消費地に近い場所での国内消費市場を志向した経済特区、②競争力のある低コスト生産をめざした労働集約型産業向けの経済特区、③周辺諸国をしのぐワールド・クラスの経済特区の開発、④国際港湾・空港やランドポートなどのアクセスの良い場所での経済特区の開発、などが考えられる。経済特区開発の施策や具体的な経済特区の構想を練る場合には、こうした「バ」国の強みや特徴を生かした経済特区開発の方向性を確認する必要がある。

③ 経済特区開発候補地の探索と選定

「バ」国は、世界で最も人口密度が高い国家のひとつである。従って、他国で見られる様な大規模な経済特区や工業団地の適地を探索するのは至難の技である。本調査では BEZA の方針とは異なり、日系企業の進出を前提とした経済特区・工業団地の候補地を探索したため、ダッカ市やチッタゴン市の外国人居住地域から一定の地域内での候補地探索となった。また、開発事業の方式については PPP 方式または現地と海外（日本の開発事業者を想定）の開発事業者による連携（合弁企業など）を前提として考えたため、経済特区の開発候補地は主に民間事業者による保有地を対象として探索を行った。その結果、ダッカ市周辺でも大規模な土地でなければ開発候補地は存在していることがわかった。一方では、これまで民営化委員会（Privatization Commission）はこうした土地の活用や国営企業自体を民営化するプログラムを鋭意続けているが、こうした国営企業にもまだ多くの遊休土地が存在しているとの情報を得た。これ等の遊休土地は、土地不足に悩むダッカ市やチッタゴン市に近い場所にもあるとされ、早急に経済特区・工業団地として開発されることが望ましい。

④ ODA 事業の実施に係る「バ」国側実施機関の選定

「バ」国政府は経済特区の開発方式として、PPP 方式と民・民方式を重要視している。こうした開発方式においては日本政府による円借款の供与も可能な状態にあり、経済特区内のインフラ整備や経済特区周辺のインフラ整備への活用が期待される状況にあ

る。前者の場合は、円借款のひとつであるツー・ステップ・ローン (2-Step Loan) の供与が、後者の場合には、プロジェクト・ローンの供与が想定される。経済特区周辺インフラ整備を対象としたプロジェクト・ローンを供与する場合には、対象となるインフラ施設が多岐にわたりその管理主体となる実施機関の実務能力が重要となる。BEZA にはこれまでにこうした大型のローンを実施した経験がなく、内部の人材も限定されている。その代案として考えられるのは、財務省内に **Project Management Unit (PMU)** を設立して事業の実施を管理させるケースである。本調査の後に円借款の供与により開発事業が進められる場合、案件の組成と実施機関の選択は慎重に行う必要がある。

⑤ 即時入居希望者への対応

本調査が終わった後に、円借款の供与を前提とした基本計画 (**Master Plan**) および企業化調査 (F/S)、案件審査と円借款の供与、コンサルタント選定、詳細設計、国際入札による建設業者の選定、建設工事、と進むプロセスを考えると経済特区の完成までには3~4年を要すると想定される。その間にも多くの日系企業が「バ」国への投資を念頭に現地を訪問すると思われるが、これ等の投資家は現在開発が進められている民間事業者による小規模工業団地等へ入居せざるを得ない状況にあると考えられる。こうした小規模開発事業者に対して日本政府・JICAによる支援策を提供できないか、検討の余地があると考ええる。

(2) 提言

・「バ」国の経済特区に係る政策立案・法体系整備への支援

経済特区法が2010年に発効したあと、今日に至るまでその施行規則は法務省で審議中とのことで、発効に至っていない。こうした事態が今後も続くようであると、「バ」国はチャイナ・プラスワンという好機を逃す可能性もある。

経済特区の開発にあたっては、実体経済の意識を反映して意思決定が行われるのが大前提であり、政府機関のみの判断と資金力での開発では、市場経済との乖離を招きかねずまた周辺諸国との競争においても厳しいものがある。民間企業の経営判断を反映させたかたちの経済特区開発への政策立案と法体系の整備への支援が望まれる。

・現地へ進出済みの日系企業や日本企業を対象としたアンケート調査においても指摘されているように、電力・ガス・工業用水などの安定供給は生産活動を安定して行ううえで最も重要な要素である。

・「バ」国においては、原料や製品の輸出入で使用する国際港湾や国際空港、物流の要となる幹線道路や鉄道、河川交通などの運輸インフラも不十分であり、今後も積極的な整備が期待されている。ダッカ市南部にあるナラヤンガンジ市の対岸にあるパンガオンでは河川港を活用したコンテナターミナルが近く供用されるとされ、今後同様な施設が多数設置されることが期待されている。一方、鉄道を利用したインランド・コンテナターミナルの建設もダッカ・バイパスとバングラデシュ鉄道が交差するDhirashram 駅付近で検討が進んでいる。また、こうした物流の基盤となる施設と今回の調査で出てきた経済特区候補地を結ぶ幹線道路の計画も重要である。ダッカ市東部

を走るダッカ・バイパスとダッカ市西部を縦断するウエスタン・バイパスを結び、ダッカ市の郊外を走る環状道路の開発が望まれる。

- ・ダッカ市西部に広がる Savar 地区は低湿地帯が多く効果的な土地利用が進んでいない。ダッカ市西部を流れる Buriganga 川と Dhaleswari 川の流域全体の総合水資源・洪水緩和対策調査を実行し、防災的な観点から対策を検討するとともに、低湿地の開発や工業用水の供給源としての可能性を追求することが重要と考える。
- ・「バ」国のインフラ整備への需要は莫大なものがあると考えられ、国家開発戦略ペーパーが規定する「2021年までに中所得国入り」の開発目標に合致した経済インフラに優先度をつけつつ段階的に整備していく必要があると考える。そうした中で、経済特区の周辺インフラ整備は多岐に渉るインフラ施設と多数の実施機関の参画が必要となる困難な事案のひとつである。必要な準備期間を経て、効果的な経済特区の整備が進むような案件形成と実施体制の構築が重要である。
- ・どのような開発事業においても、それを計画し実行する人材の重要性は他のリソースに比べても勝るとも劣るものではない。経済特区の開発に関しては、責任機関である BEZA が発足して間もない組織であり、BEPZA などの経験者を雇用できていないなど人材面でも課題が多い。JICA は技術協力プロジェクトや専門家派遣などの制度を活用しつつ、BEZA の人材育成分野での活動を本格化させることが望まれる。例えば、経済特区の計画、プロジェクト・マネジメント、マーケティングなど民間の知恵を活用した支援プログラムを準備することも重要である。その場合には、これまで BEZA の法体系や経済特区候補地選定などで関わってきた世銀・IFC とも緊密な連携を行うことが重要である。

第1章 調査のフレームワーク

第1章 調査のフレームワーク

1.1 調査の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バ」国）は、インド亜大陸の東側でヒマラヤ山系から流れ出る三大河川（ガンジス・ブラマプトラ・メグナ）がベンガル湾に注ぐ低平な沖積平野上にある。国土面積は14万平方キロで日本の約40%であるが、そこには日本の総人口を上回る約1億6千万人が住む過密国家である。その結果、「バ」国の2009年の人口密度は、1平方キロメートル当たり1,127人で人口1,000万人以下の小規模国家を除けば、世界で最も稠密となっている。

世界銀行の統計によれば、2010年の一人当たりGNIは約700ドルで最貧国のひとつである。近年は縫製品を中心とした欧米諸国向けの輸出や中東諸国を中心とした海外労働者からの送金により実質経済成長率6%を超える安定した経済成長と達成している。「バ」国は低廉で大量の労働力供給能力や大きな国内消費市場の存在などからBRICSに次ぐ新興経済発展国家群であるネクスト・イレブンのひとつとして認識されており、高い成長性を期待され海外企業の投資先としても注目を集めつつある。しかし、海外直接投資の総額や対GDP比率においても国際的には依然として低い水準に留まっている。

「バ」国の貿易構造を見ると、輸出は縫製品が全体の75%を占め、その他は魚介類、ジュート製品、皮革製品等が続いている。輸入では石油・鉄鋼などの資源・素材や多くの中間財を輸入しているため、貿易収支は構造的に赤字が続いている。貿易収支の赤字は海外労働者による送金や国際機関等からの援助資金などで補填している。しかし、縫製品輸出や海外労働者による送金は主要輸出市場である欧米や出稼ぎ先の中東・米国の景気動向の影響を受けやすく、「バ」国が目指す中所得国入りのためには、堅実な経済発展とともに製造業のさらなる発展と多様化および投資活動の促進が必要である。

「バ」国における最上位の開発計画体系である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021(通称 Vision 2021)」では、2021年までに中所得国入りすることが謳われている。第6次国家開発5カ年計画(2010-2015)では年率8%の経済成長率を達成することが掲げられているが、そのためには現在対GDP比24%程度に留まっている国内投資を2015年までに32~33%、2021年までには38~40%まで引き上げることが必要とされている。特に、国内投資のうち、過去5年間は対GDP比19%程度に留まっていた民間投資を2015年までに25%に引き上げることが目標とされている。製造業のさらなる発展と多様化および投資活動の促進のためには、産業振興策の策定、民間企業の技術力向上、電力及び運輸交通インフラ等の整備が必要である。しかし、国内資本の金額や技術には限界があり、外国からの投資を誘致して工業化を促進して行く必要があるが、外国企業が進出しやすい環境が整

った工業団地の不足が大きな課題となっている。

「バ」国政府は 1990 年代から全国 8 カ所に輸出加工区（EPZ）を整備し、積極的に外国直接投資（FDI）を受け入れてきたが、首都ダッカと第二の都市で最大の貿易港があるチッタゴンを含む地帯である「Dhaka-Chittagong 回廊」にある Dhaka, Adamjee, Comilla, Chittagong, Karnaphule の 5 EPZ はすでに満杯となっている。反面 Dhaka 等の拠点都市から離れ、交通事情や住環境も良くない西部地区にある Mongla, Ishwardi, Uttara の EPZ は入居企業が少なく、多くの空白区画が残されている。

「バ」国政府は、大都市近郊など条件が良い主要 EPZ 内での区画提供が難しくなったこと、輸出加工業は原料を輸入して安価な労働力で加工した製品を輸出するだけなので国内産業との連関が殆どないため、輸出産業と国内産業の連関を強化して産業の多様化を図る、等のために新しい EPZ の建設は行わず新たに全国に 30 カ所に経済特区（Economic Zone: EZ）を建設することを決定した。2010 年 10 月には経済特区法を制定、経済特区の設置や運営に関わる機関として Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA) を設置した。BEZA は 2012 年に 30 カ所程度の経済特区候補地リストから 7 つを選定し Pre-F/S の実施を計画し、企業誘致のために日本への代表団の派遣を計画するなど動きを活発化させている。

かかる背景を踏まえて、本調査は「バ」国における経済特区に関わる情報収集と候補地の選定、日本企業の進出を念頭に置いた有望候補地案の抽出、JICA の支援方針の検討等を行った。

1.2 調査の目的

本件調査の目的および対象地域は以下のとおりである。

1.2.1 本調査の目的

- (1) バングラデシュ国（以下、「バ」国という）政府機関などが作成している関連資料のレビュー、並びに関係機関及び日本企業へのヒアリングやアンケート調査を通して、「バ」国の経済特区設置に関する現状及び課題を体系的に整理・収集し、取りまとめる。
- (2) 経済特区候補地に関わる情報を収集し、いくつかの候補地で現地調査を行って有望な候補地を抽出する。
- (3) 上記(1)～(2)の結果を踏まえ、「バ」国政府関係機関等及び日本企業の意向を踏まえつつ、JICA による経済特区支援策（経済特区設置の支援モデル、有望経済特区候補地、誘致支援策、周辺インフラ整備等）を整理・分析する。
- (4) 日本企業の進出促進支援を念頭において、上記調査結果を周知するために現地ワークシ

ヨップや本邦でのセミナーを開催する。

1.2.2 本調査の対象地域

(1) 「バ」国全土を対象とするが、特に内外民間企業の多くが立地し、日本企業の進出可能性が高い産業集積地帯であるダッカ及びチッタゴン地域主要な調査対象地域とした。但し、ダッカ市郊外からダッカ管区北部の拠点都市であるマイメンシンに至る幹線国道沿いの地域、チッタゴン管区においては大水深港や大型石炭火力発電所の建設計画があるコックス・バザール地区も主要調査対象地域として含めて実施された。

(2) 日本企業の進出促進に関連しては、日本企業の現地支社・事業所や経済団体等、並びに本邦において経済特区設置・運営及び経済特区に進出を希望する企業・経済団体等に対する調査票の郵送・回収及び電話でのヒアリングを含む意識調査を実施した。また、「バ」国内の経済特区・工業団地の開発・運営に関心を持つ本邦民間企業や中小企業の海外展開支援を行っている地方行政組織（例えば、東京都大田区や川崎市など）に対してアンケート調査や電話でのヒアリングおよび訪問調査を実施した。

1.3 調査の基本方針

(1) 日本政府の「新成長戦略」に沿った調査

本調査では、経済特区の開発運営と周辺インフラ整備へ向けた支援を調査の目的としている。我が国政府が策定した「新成長戦略」では、成長著しいアジア新興国の経済発展を日本の成長に取込むために日本がアジア経済成長の推進者になるとともに、我が国特有の強みを活かしたアジア地域で総合的かつ戦略的にビジネスを展開する必要性が強調されている。また、2011年6月には我が国中小企業の海外展開をオールジャパン体制で支援するための中小企業海外展開支援大綱が策定されており、本調査ではこうした我が国政府の支援策と産業界の要請を踏まえつつ、経済特区の開発と外国投資による「バ」国産業の振興と地域経済の発展に資する提言を行った。

(2) 「バ」国の中・長期開発戦略との整合性

「バ」国における経済社会開発の最上位計画である Vision 2021 や第6次国家開発5ヵ年計画では、2021年までに中所得国入りを達成するためには年率8%以上の経済成長率を達成することが必要であり、積極的な外国投資を誘致することが必要であるとしている。Vision 2021 においては、民間セクターにおける重点分野の一つとして、IT技術関連商品とIT技術を利用したサービス産業を重要視しているほか、中小企業振興を重要な政策課題としている。この政策の主眼となっているのは、中長期的な視点から工業化プログラムを推進して輸出の振興と多角化を実現することとしており、その中核戦略産業として農産加工と労働集約的な産業の振興を挙げている。同時に電力やガスの供給、港湾、道路、鉄道、通信網、等のインフラ整備を推し進め、国際競争力をつけることが謳われている。上記以外の優先産業として、縫製産業、皮革産業、造船、ジェネリック薬品、など31産業が指定

されている。¹また、経済開発の方法論として官民連携（PPP）方式による経済特区やインフラ施設の開発に対する民間セクターの積極的な参加を招請している。本調査の実施に当たっては、これ等の上位計画との整合性を十分に留意しつつ調査を進めた。

(3) ミクロ（民間企業）レベルのニーズ

我が国から「バ」国への投資を拡大させるため、「バ」国へ進出済み日系企業や潜在的な進出企業等が直面する課題や支援ニーズを充分把握する。前回調査で実施した同種調査の結果をフルに活用すると共に新たに経済特区や工業団地の計画、開発、管理運営に焦点を当てたアンケート調査を実施するほか、国内準備作業や現地調査・第1次及び第2次国内調査の過程で関連する日系企業等を訪問し、調査対象地域におけるミクロレベルの要求事項について詳細な聞き取り調査を実施する。「バ」国においては、「バ」国商工会議所連合会や民間業界団体、主要企業等を可能な限り訪問して「バ」国民間セクターの要望や開発課題についても詳細な調査を行い、提言に反映させる。

(4) 日本の中小企業支援機関や開発事業者が持つ類似事業での知見の活用

本調査では中小企業の海外展開支援を行っている東京都大田区や川崎市等の地方行政組織や実際に海外で工業団地の開発運営に従事し、「バ」国での工業団地開発事業に関心を示している総合商社や不動産開発会社等からアドバイスを受けて調査を実施して行く。

(5) アジア諸国での経済特区・工業団地開発案件での好事例・経験の有効活用

これまでASEAN諸国を中心として多くの経済特区や工業団地の開発が進められており、こうした諸国での実施例や経験を本業務での検討に反映させる。特に、マレーシアやタイ、ベトナム、インドネシア等の諸国で日本の中小企業の海外進出に資するような好事例を抽出し、「バ」国の経済特区および工業団地開発の検討に反映させる。

1.4 調査の実施体制、調査団の構成、工程等

本調査は、以下に述べる実施体制、調査団の構成、および工程等により実施された。

1.4.1 本調査の実施体制と調査団の構成

本調査は、株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ、株式会社日本総合研究所、株式会社日建設計シビルの3社による共同企業体により実施された。本共同企業体の代表企業は、株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツが務めた。その実施体制図を以下に示す。

¹ バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査(産業育成・貿易投資促進)報告書(2012年) 参照

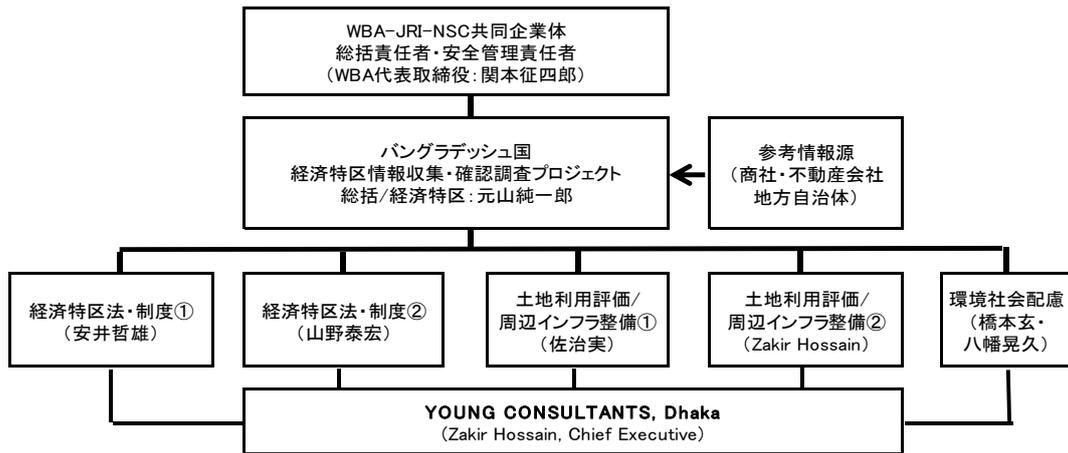


図 1-4-1 : 本調査の実施体制

1-4-1 本調査の要員計画等

本調査団の業務従事者ごとの分担業務内容は次のとおりである。

表 1-4-1：業務従事者毎の分担業務内容（国内および現地）

業務従事予定者	担当分野	業務内容
元山純一郎	総括/経済特区	<ul style="list-style-type: none"> ・調査業務の全体統括 ・外国投資に係る一般状況、政策及び制度の現状確認と課題 ・アンケート調査票の設計支援 ・経済特区候補地の評価手法及びスコアカードの設計 ・経済特区候補地の探索と現場踏査および分析 ・経済特区建設運営に係る開発事業者・進出予定企業等に対する誘致支援策の提案 ・「バ」国側及び日系企業からJICA・日本政府に対する支援ニーズの確認と取りまとめ ・経済特区に係る情報周知活動の計画と実施 ・上記部分の整理と報告書取りまとめ ・調査全体の報告書取りまとめ
安井哲雄	経済特区法・制度①	<ul style="list-style-type: none"> ・「バ」国の経済特区開発に係る政策・管理体制・支援制度の現状確認と課題 ・BEZA設置に係る経済特区法を含む法制度・政策のレビュー ・BEZAの実施体制・経済特区運営体制の確認と課題抽出と解決策 ・経済特区整備に係る政策・制度に係る本邦企業意向調査の取りまとめ ・「バ」国側及び日系企業からJICA・日本政府に対する支援ニーズの確認と取りまとめ ・経済特区に係る情報周知活動の計画と実施 ・上記部分の整理と報告書取りまとめ
山野泰宏	経済特区法・制度②	<ul style="list-style-type: none"> ・経済特区の開発状況及び問題点の抽出（東南アジアとの比較：成功事例・参考例の提示） ・経済特区に係る官民連携（PPP）の方針と現状確認と課題 ・経済特区建設運営に係る開発事業者・進出予定企業等に対する誘致支援策の提案 ・経済特区に係る情報周知活動の実施（国内） ・上記部分の整理と報告書取りまとめ
佐治 実	土地利用評価・周辺インフラ整備①	<ul style="list-style-type: none"> ・日系企業による投資・進出可能性の高い経済特区候補地の選定と現場踏査及び情報収集 ・経済特区候補地への現場踏査と評価・分析 ・優先候補地に対する開発コンセプトの立案 ・日系企業による投資・進出可能性の高い経済特区候補地の周辺インフラ整備に係る現状確認とニーズ調査 ・「バ」国側及び日系企業からJICA・日本政府に対する支援ニーズの確認と取りまとめ ・経済特区に係る情報周知活動の実施 ・上記部分の整理と報告書取りまとめ
Zakir Hossain	土地利用評価・周辺インフラ整備②	<ul style="list-style-type: none"> ・経済特区候補地ロングリスト30カ所の概要確認 ・BEZAが選定した優先候補地7カ所の概要確認 ・日系企業による投資・進出可能性の高い経済特区候補地の選定と現場踏査及び情報収集 ・日系企業による投資・進出可能性の高い経済特区候補地に係る詳細な現場調査の実施 ・金融制度の現状分析と経済特区開発への投融資制度分析 ・「バ」国内における経済特区情報周知活動の計画・実施 ・上記部分の整理と報告書取りまとめ
橋本 玄（現地） 八幡晃久（国内）	環境社会配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・国内企業アンケート調査の設計と実施 ・BEZAが選定した優先候補地7カ所の概要確認とショートリスト（10カ所程度）に対する環境社会配慮面の調査 ・日系企業による投資・進出可能性の高い経済特区候補地に対する環境社会配慮面の調査及び情報収集 ・経済特区に係る情報周知活動の実施（国内） ・上記部分の整理と報告書取りまとめ

1.4.3 本調査の要員と日程

本調査は、下記の要員と日程により実施された。

表 1-4-2: 要員計画

	担当業務	氏名	所属	格付	契約期間									
					2013									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	
現地作業	総括/経済特区	元山 純一郎	㈱ワールド・ビジネス・アソシエイツ	2			3/6 18D	3/23		(5/8)	(6/12)			
	経済特区法・制度①	安井 哲雄	㈱ワールド・ビジネス・アソシエイツ	3			3/6 13D	3/18		(5/23)	(6/12)			
	経済特区法・制度②	山野 泰宏	㈱日本総合研究所	3			3/10 14D	(3/23)		(5/12)	(5/22)			
	土地利用評価/ 周辺インフラ整備①	佐治 実	㈱日建設計シビル	3			3/6 10D	3/15		(5/10)	(6/11)			
	土地利用評価/ 周辺インフラ整備②	Zakir Hossain	㈱ワールド・ビジネス・アソシエイツ	4			3/6 16D	3/21		(4/11)	(6/10)			
	環境社会配慮 (海外)	橋本 玄	㈱日本総合研究所	4			3/10 6D	3/15		(5/18)	(6/6)			
国内作業	総括/経済特区	元山 純一郎	㈱ワールド・ビジネス・アソシエイツ	2	2/20 7D	2/28			(4/1)	(4/24)	(6/14)	(6/27)		
	経済特区法・制度①	安井 哲雄	㈱ワールド・ビジネス・アソシエイツ	3	2/20 2D	2/21			(4/1)	(4/24)	(6/14)	(6/27)		
	経済特区法・制度②	山野 泰宏	㈱日本総合研究所	3	2/20 4D	2/23			(4/1)	(4/24)	(6/17)	(6/27)		
	土地利用評価/ 周辺インフラ整備①	佐治 実	㈱日建設計シビル	3	2/20 6D	2/25			(4/1)	(4/24)	(6/17)	(6/27)		
	環境社会配慮 (国内)	八幡 晃久	㈱日本総合研究所	4	2/27 1D	3/4 5D	3/29		(4/8)	(4/30)	(6/17)	(6/27)		

第2章

バングラデシュ国の経済構造、投資 環境および経済特区の実態

第2章 「バ」国の経済構造、投資環境及び経済特区の実態

本章においては、まず「バ」国のマクロ経済環境を概観したあと、「バ」国の開発目標と産業政策、「バ」国の産業構造と産業集積、「バ」国の外国直接投資誘致政策と金融・外国為替制度について実態を把握し、「バ」国経済と強みとされる「バ」国の労働市場と産業人材育成システムを概観した。その後、「バ」国における経済特区（輸出加工区、工業団地を含む）の類型と概要を考察し、「バ」国の外国直接投資誘致上の課題と国際競争力について検証を行なった。

2.1 「バ」国を取り巻くマクロ経済環境

「バ」国政府財務省が発行した“Bangladesh Economic Review 2012”によれば、欧州諸国を中心とした世界的な経済不況の影響が続く中で、2010～2011年における「バ」国の経済成長率6.7%と比較して、2011～2012年の成長率は6.32%に下落しただけであり、その影響は軽微であったとしている。国内経済においては、過去2年間に農業分野が5%の伸びを達成したのに加えて、工業セクターとサービスセクターが顕著な伸びを示したことが、こうした経済成長率の数値の達成に貢献したとしている。また、外国で働いている「バ」国人労働者による送金額は、こうした世界的な経済不況下においても前年度に比べて10.24%の増加を見せており、「バ」国の国際収支の改善に重要な役割を果たしている。こうしたマクロ経済環境下において、2012年の一人当たり国内総生産（GDP）および一人当たり国民総所得（GNI）は前年度のUS\$747およびUS\$816からそれぞれUS\$772およびUS\$848へ増加している。以下の表は、過去6年間のGDPおよびGNIの推移を示したものである。

表 2-1-1 : バングラデシュの GDP/GNI の推移 (2005～2012)

Item	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12*
GDP (In Crore Tk.)	415728	472477	545822	614795	694324	796704	914786
GNI (In Crore Tk.)	442935	507752	594212	670696	758928	869217	1004723
Population (In Crore)	13.88	14.06	14.24	14.42	14.61	14.97	15.16
Per Capita GDP (In Tk.)	29955	33607	38330	42628	47536	53238	60350
Per Capita GNI (In Tk.)	31915	36116	41728	46504	51959	58083	66283
Per Capita GDP (In US\$)	447	487	559	620	687	748	772
Per Capita GNI (In US\$)	476	523	608	676	751	816	848

Source: Bangladesh Bureau of Statistics (BBS) * Provisional

出典 : Bangladesh Economic Review 2012

2.1.1 「バ」国の経済活動の推移

国内総生産（GDP）ベースで見た「バ」国の経済活動は、第三次産業が約 50%を占めて最も大きく、ついで第二次産業の約 30%、残りの約 20%が第一次産業となっている。過去 30 年間における各産業分野の平均伸び率をみると、第二次産業が最も高く約 7.2%、次いで第三次産業が約 5.06%、第一次産業が約 3.66%となっている。

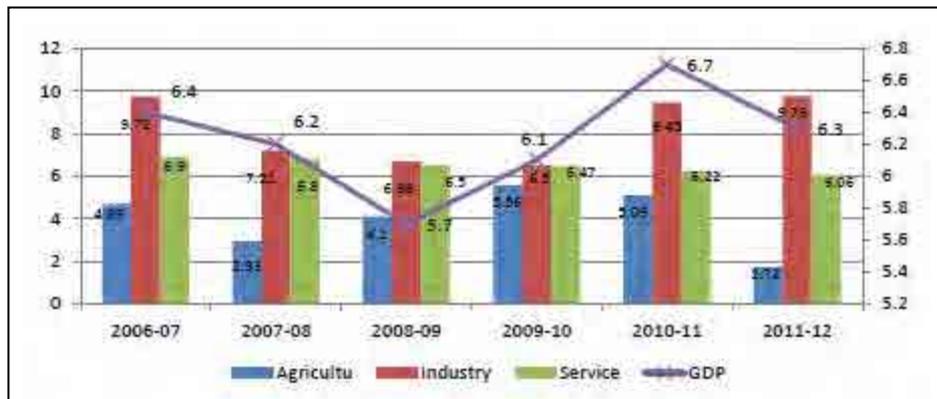
表 2-1-2：バングラデシュの産業別 GDP の占拠率（1980～2012）

Share (in percent)									
Sector	1980-81	1985-86	1990-91	1995-96	2000-01	2005-06	2009-10	2010-11	2011-12
Agriculture	33.07	31.15	29.23	25.68	25.03	21.84	20.29	20.01	19.29
Industry	17.31	19.13	21.04	24.87	26.20	29.03	29.93	30.38	31.26
Service	49.62	49.73	49.73	49.45	48.77	49.14	49.78	49.60	49.45
Total	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Average growth rate (in percent)									
Agriculture	3.31	3.31	2.23	3.10	3.14	4.94	5.24	5.13	2.53
Industry	5.13	6.72	4.57	6.98	7.45	9.74	6.49	8.20	9.47
Service	3.55	4.10	3.28	3.96	5.53	6.40	6.47	6.22	6.06
GDP (At producer prices)	3.74	3.34	3.24	4.47	5.41	7.02	6.22	6.59	6.39

Source: Bangladesh Bureau of Statistics (BBS) * Provisional

出典：Bangladesh Economic Review 2012

これらの数値より、第二次産業は平均の GDP 成長率を上回っているのに対して第一次産業の成長率が低いことが顕著である。下図は各産業の成長率と GDP の成長率を示したものである。



出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-1-1：バングラデシュの産業別成長率

また、各産業およびサブセクターの成長率(2005年～2012年)を下記の表に示す。農業セクターが停滞しているのに比べて製造業のセクターが堅調に伸びているのがわかる。また、金融分野や教育・医療分野も成長を見せている。

表 2-1-3 : 産業セクター (サブセクター) 毎の成長率 (2005~2012)

Sector/Sub-sector	(In percentage)						
	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12*
1. Agriculture and Forestry	16.98	16.64	16.18	15.91	15.81	15.58	14.90
a. Crops & horticulture	12.28	12.00	11.64	11.43	11.42	11.32	10.74
b. Animal farming	2.92	2.88	2.79	2.73	2.65	2.58	2.50
c. Forest and related services	1.79	1.76	1.75	1.75	1.73	1.69	1.66
2. Fishing	4.86	4.73	4.65	4.58	4.49	4.43	4.39
3. Mining and Quarrying	1.16	1.18	1.21	1.25	1.29	1.26	1.26
a. Natural gas & crude petroleum	0.71	0.72	0.74	0.76	0.77	0.73	0.71
b. Other mineral resources	0.45	0.46	0.47	0.50	0.51	0.53	0.55
4. Manufacturing	17.08	17.55	17.77	17.90	17.94	18.41	19.01
a. Large & medium scale	12.14	12.47	12.63	12.71	12.68	13.12	13.75
b. Small scale	4.94	5.08	5.14	5.18	5.26	5.22	5.26
5. Electricity, Gas & Water Supply	1.65	1.57	1.59	1.59	1.60	1.60	1.72
a. Electricity	1.38	1.30	1.31	1.31	1.32	1.33	1.45
b. Gas	0.19	0.19	0.19	0.19	0.20	0.19	0.18
c. Water	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
6. Construction	9.14	9.15	9.13	9.12	9.10	9.09	9.27
7. Wholesale and Retail Trade	14.08	14.24	14.37	14.41	14.36	14.33	14.26
8. Hotel and Restaurants	0.69	0.69	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74
9. Transport, Storage & Communi.	10.07	10.18	10.44	10.65	10.79	10.70	10.72
a. Land transport	6.67	6.50	6.42	6.38	6.36	6.21	6.18
b. Water transport	0.89	0.85	0.82	0.79	0.75	0.72	0.69
c. Air transport	0.12	0.11	0.11	0.12	0.12	0.12	0.13
d. Support transport services, storage	0.31	0.32	0.33	0.34	0.35	0.34	0.33
e. Post & telecommunication	2.08	2.40	2.76	3.02	3.21	3.31	3.40
10. Financial Intermediations	1.72	1.76	1.81	1.86	1.95	2.01	2.07
a. Monetary intermediation (Bank)	1.28	1.31	1.34	1.38	1.44	1.47	1.51
b. Insurance	0.37	0.37	0.39	0.40	0.43	0.45	0.46
c. Other financial intermediation	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.09	0.09
11. Real Estate, Renting & other Business Activities	7.87	7.64	7.49	7.34	7.18	7.00	6.85
12. Public Administration and Defense	2.71	2.75	2.76	2.78	2.84	2.92	2.91
13. Education	2.49	2.54	2.58	2.64	2.71	2.78	2.84
14. Health and Social Work	2.27	2.29	2.31	2.34	2.38	2.42	2.45
15. Community, Social and Personal Services	7.25	7.09	7.01	6.93	6.83	6.71	6.61
GDP	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

Source: Bangladesh Bureau of Statistics, * Provisional

出典 : Bangladesh Economic Review 2012

2.1.2 「バ」国の対外貿易活動の推移

「バ」国の対外貿易活動についてみると、表 2-1-4 に示されたとおり輸入が輸出を上回り恒常的な貿易収支の赤字が続いている。サービス収支と所得収支も赤字となっており、これらの収支で発生した赤字額を海外労働者の送金で補填しており、最終的には若干の経常収支の黒字を計上している。「バ」国人労働者による送金額は下表の経常移転の欄に表示されているが、2005年には3,848 Million US\$であったものが、2011年には11,650 Million US\$まで拡大している。こうした構造が2006年以来続いている。

表 2-1-4 : 貿易収支・経常収支の推移 (2005~2012)

Particulars	(In Million US\$)							
	FY 05	FY 06	FY 07	FY 08	FY 09	FY 10	FY 11	FY 12*
Trade balance	-3297	-2889	-3458	-5330	-4710	-5155	-7744	-7995
Exports f.o.b. (including EPZ)	8573	10412	12053	14151	15581	16233	22592	23992
Import, f.o.b. (including EPZ)	-11870	-13301	-15511	-19481	-20291	-21388	-30336	-31987
Services	-870	-1023	-1255	-1525	-1616	-1233	-2369	-2566
Receipts	1177	1340	1484	1891	1832	2478	2573	2684
Payments	-2047	-2363	-2739	-3416	-3448	-3711	-4942	-5250
Income	-680	-702	-905	-994	-1484	-1484	-1454	-1508
Receipts	116	136	244	217	95	52	124	195
Payments	-796	-838	-1149	-1211	-1579	-1536	-1578	-1703
of which official interest payment	-203	-204	-212	-234	-238	-215	-345	-373
Current transfers	-4290	5438	6554	8529	10226	11596	12452	13699
Official	37	125	97	127	72	127	103	105
Private	4253	5313	6457	8402	10154	11469	12349	13594
of which workers' remittances	3848	4802	5979	7915	9689	10987	11650	12843
Current account balance	-557	824	936	680	2416	3724	885	1630

出典 : Bangladesh Economic Review 2012

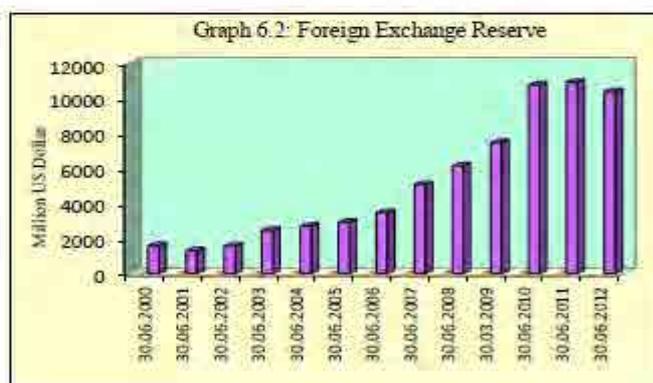
こうした海外労働者からの送金を中心とした経常収支の改善とともに、「バ」国の外貨保有高は下図に見られるように 2000 年以降、大幅に増加している。

表 2-1-5 : バングラデシュの外貨保有高の推移 (2000~2012)

(In million US\$)

Date	Amount (In million US Dollar)
30.06.2000	1602
30.06.2001	1307
30.06.2002	1583
30.06.2003	2470
30.06.2004	2705
30.06.2005	2930
30.06.2006	3484
30.06.2007	5077
30.06.2008	6149
30.03.2009	7471
30.06.2010	10750
30.06.2011	10912
30.06.2012	10364

Source: Bangladesh Bank



出典 : Bangladesh Economic Review 2012

2.1.3 「バ」国の海外直接投資の推移

スイスに本部を置く世界経済フォーラムの2012/2013年の競争力評価調査によれば、「バ」国の国際競争力は144国中で118位にランクされている。同評価において「バ」国の競争相手となる諸国はいずれも高位にランクされており、投資環境の整備が海外からの投資促進に関して重要な課題となっている。例えば、周辺国のランキングとしては、タイ(38位)、インドネシア(50位)、インド(59位)、フィリピン(65位)、スリランカ(68位)、ベトナム(75位)、カンボジア(85位)、等となっている。

財務省から出されている Bangladesh Economic Review 2012 によれば、2001年から2011年の間に「バ」国へ流入した外国直接投資額の実績は以下のとおりである。

表 2-1-6 : バングラデシュへの構成要素別直接投資額の推移 (2001~2011)

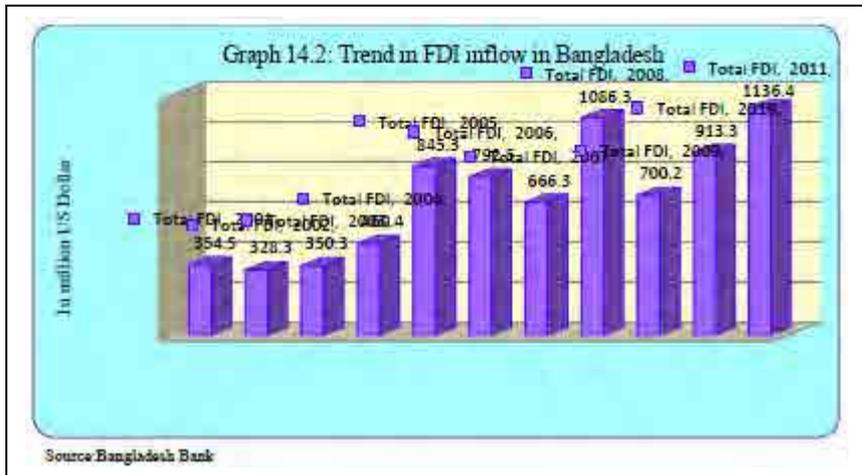
(In Million US Dollar)

Year	Components			Total FDI
	Equity	Reinvestment	Intra-Company	
2001	233.80	65.00	55.70	354.50
2002	133.80	116.80	77.70	328.30
2003	156.10	170.20	24.00	350.30
2004	155.90	239.80	64.70	460.40
2005	425.60	247.50	172.20	845.30
2006	503.70	264.70	24.10	792.50
2007	401.60	213.20	51.50	666.30
2008	809.25	245.73	31.33	1086.31
2009	218.55	364.94	116.67	700.16
2010	519.98	364.62	28.72	913.32
2011	431.85	489.63	214.90	1136.38

Source: Bangladesh Bank

出典 : Bangladesh Economic Review 2012

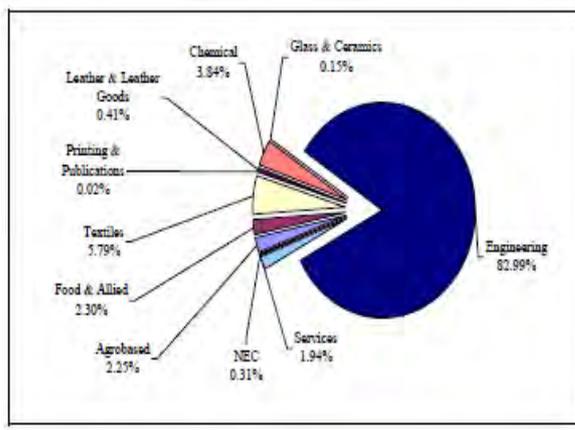
外国直接投資の中で最も多い投資の形態は「出資金」であり、次いで「再投資」と「企業間の投資」と続いている。下図は「バ」国へ流入した海外直接投資額の推移を示したものであるが、2011年の投資額はリーマンショック前に記録した投資額を上回る US\$1,136.4 百万を記録している。



出典：Bangladesh Economic Review 2013

図 2-1-2： バングラデシュへの海外直接投資の流入額（2001～2011）

こうした海外直接投資の仕向け先を見てみると、その約 83%は高架道路建設や自動車工場、小規模発電事業などのエンジニアリング業界へ投資されており、続いて繊維業界(6.79%)、化学業界（3.84%）、食品・農産加工(2.3%)と続いている。



出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-1-3： 外国企業および国内企業との合弁企業の主要投資分野（2011/2012）

日本貿易振興機構（JETRO）の世界貿易投資報告書（2012年版）によれば、「バ」国における 2010/11 年度の投資額が急増した理由は、韓国による高架高速道路案件や自動車製造案件への投資によるものとされ、全体の 80%近くを占めている。続いて、米国やドイツによる投資額が多い。米国の投資は電力不足に対応するための小規模発電装置、ドイツはセメント事業、繊維産業への投資が目立つ。

日本からの投資額は前年度比 38.4%減の 1,040 万ドルとなったが、その内訳は衣料品の製造業が 4 件、皮革製品製造業が 2 件、IT 関連産業が 2 件、ソーラーパネル製造業、不動産建設業もそれぞれ 1 件が登録されている。

2011/2012 年度では、韓国、米国、中国、シンガポール、タイ、インドを中心とした軽工業、電気・電子製造業、食品・食品加工業への投資が増加しており、日本からも二プロ社

が現地大手製薬企業との合併で医薬品生産事業を立ち上げている。日本から「バ」国への投資としては、これまで繊維・縫製産業分野が目立つ存在であったが、ここへきて新たな産業分野でも投資の対象となっていることがわかる。以下の図は、「バ」国への海外直接投資の主要国リストである。

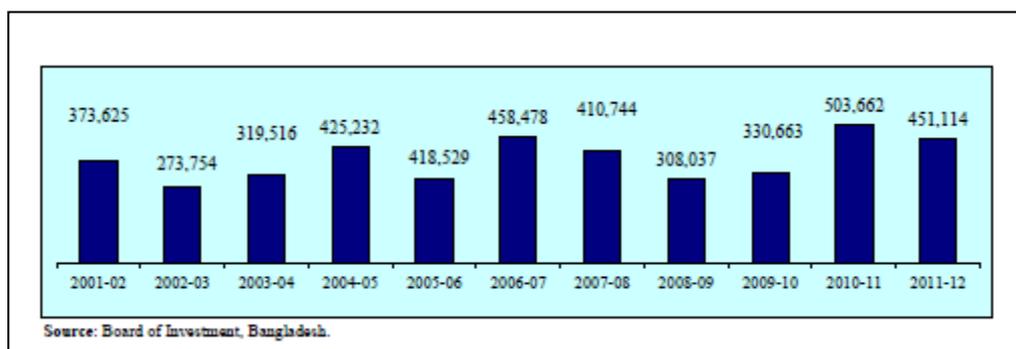
表 2-1-7：バングラデシュへの海外直接投資の主要国リスト

Unit: Thousand US\$

No.	Country \ Year	2005/6	2006/7	2007/8	2008/9	2009/10	2010/11	2011/12
1	Saudi Arabia	1,846,273	0	0	1,732,578	471,820	7,086	0
2	U.S.A.	46,294	17,887	39,550	15,348	143,625	846,707	16,416
3	Thailand	2,774	3,996	0	54,908	3,043	97,523	1,177,723
4	India	27,605	31,062	24,293	58,851	15,515	68,020	197,099
5	South Korea	11,107	50,144	9,682	23,869	32,475	3,277,742	2,354,470
6	Malaysia	1,559	2,160	1,474	1,288	5,475	137,116	12,422
7	The Netherlands	19,288	22,648	23,247	1,085,455	9,064	113,352	67,977
8	China	15,733	8,768	22,167	19,031	27,180	73,090	49,279
9	U.K.	57,773	83,128	195,822	6,875	4,387	8,875	5,787
10	Pakistan	988	2,930	66,747	4,583	1,242	19,600	4,165
11	Japan	2,851	10,052	12,065	7,172	6,805	14,989	80,605
12	Denmark	14,060	6,702	462	4,285	1,200	687	3,910
13	Sri Lanka	0	0	5,207	2,206	1,118	1,051	98,489
14	Canada	152	671	7,964	1,178	1,203	1,846	3,148
15	Taiwan	1,423	14,134	150	2,841	10,961	21,637	7,214

出典：Bangladesh Economic Review 2012 より調査団作成

外国直接投資は、「バ」国内で多くの雇用機会を提供している。「バ」国政府投資庁（BOI）に登録したプロジェクトにより供給された雇用機会を示したのが、図 2-1-4 である。これによると、近年では約 40～50 万人の雇用がこれらの海外直接投資によりもたらされている。



出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-1-4：BOI 登録プロジェクトによりもたらされる雇用機会

2.2 「バ」国の開発目標と産業政策

2.2.1 Outline Perspective of Bangladesh (Vision 2021)

「バ」国における開発戦略の最上位にあるのは、2010 年 6 月に制定された Outline

Perspective of Bangladesh 2010-2021 (通称 Vision 2021) である。この政策の目標年次は、「バ」国の独立後 50 周年にあたる 2021 年と設定され、貧困の撲滅、教育機会の提供、失業率の低減、電力供給の強化・向上、所得水準の向上、など多岐に涉っているが、その中核となっているのは、「2021 年までに中所得国入りすること (一人当たりの GNI で 2,000 米ドル)」と要約できる。

2.2.2 第 6 次 5 カ年計画

Vision 2021 の開発理念を具体化したのが、計画委員会がまとめた第 6 次 5 年計画(2011～2015) である。この計画は、Vision 2021 が定めた開発戦略の理念と戦略目標 (Strategic Indicator) を示し、その実施と達成は各実施官庁 (ラインミニストリー) にまかせた形となっている。この計画では、計画期間の平均 GDP 成長率を 7.3% と設定し、2015 年の目標年次における製造業のシェアを 21% と設定、10.4 万人の雇用機会を創出し失業率を現在の 25% から 17% へ低下させるとしている。その方法論としては、官民連携 (PPP) 方式を積極的に導入して経済特区を含む各種インフラ施設の整備を進めるとして、民間セクターの積極的な参加を呼びかけている。所得水準の向上には就業人口の多い農業を中心としたプライマリーセクターから、鉱工業を中心とするセカンダリーセクターやサービスセクターの比率を上げるという構造的な転換を意図している。本計画において優先産業 25 業種が定められている。

2.2.3 国家産業振興計画 (National Industrial Policy 2010)

工業省が中心となり 2010 年 9 月に制定された国家産業振興計画 (National Industrial Policy 2010) は、第 6 次 5 年計画期間の産業振興の指針となっている。民間セクターの活力を計画実現の中核エンジンと位置付け、特に IT 技術関連商品と IT 技術を活用したサービス産業の振興と中小企業振興を政策課題として掲げている。この政策の主眼となっているのは、民間セクターの活力を活かしながら、中長期的な視点から工業化プログラムを推進していくことであり、その基盤となるのは輸出の振興と多角化による経済開発であるとしている。輸出の振興には工業化政策が必要であり、その根本は輸入代替産業の振興による貿易収支の改善、国内市場での経験を踏まえた競争力の涵養であり、特に、食品・農産加工産業の振興によるプライマリーセクターからの離職者への雇用機会の提供に注力している。本政策では 31 業界が優先産業として指定を受けている。本計画が示す優先産業として「造船業」「ICT」「繊維産業」など、31 の産業が指定されている。

2.2.4 輸出振興政策 (Export Policy 2009)

輸出振興政策 (2009～2012 年) は商業省が中心となり、2009 年 9 月に策定されたものであり、第 6 次 5 年計画よりも早い時期に発効している。本政策の目的は、世界貿易機関 (WTO) の規定や経済のグローバル化に合致した貿易制度の自由化の促進、労働集約型産業の振興および輸出志向商品の開発、最新技術やデザインを活用した高品質商品の開発、海外市場の多角化、新規輸出商品の開発のためのバックワード・フォワード産業との連携促進等となっている。本政策では優先業界として「ICT」や「製薬産業」など 8 産業、特

別振興産業として 12 産業が指定されている。

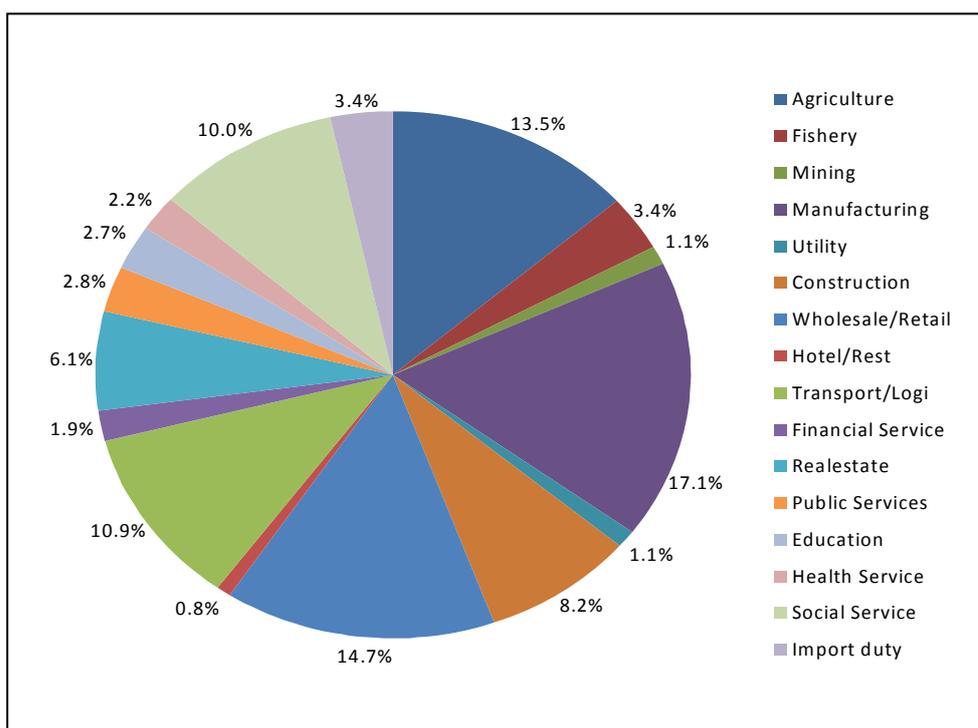
2.2.5 外国民間投資（促進・保護）法 (Foreign Private Investment (Promotion and Protection Act (1980))

外国民間投資（促進・保護）法（1980 年）法はバ国への民間セクターによる直接投資を促進することを目的とし、1980 年に発効している。外国企業によるバ国内での恒久的施設の開設やその手続き、投資インセンティブの内容、外国為替の統制管理、外国企業の資産接收に対する補償、外国企業等の内国民待遇、などについて規定されている。バ国内への投資に係るインセンティブとして、Tax Holiday、輸入した機械装置等の資本財に対する譲与的な関税、知的財産権に対する支払いへの税金の減免、輸出志向企業への税金の免除などが規定されている。本法では優先業界についての規定はない。

2.3 「バ」国の産業構造と産業集積

2.3.1 「バ」国の産業構成

バ国の 2012 年度の国内産業を GDP 構成比で見ると、第 1 次産業 16.9%、第 2 次産業 27.6%、第 3 次産業 55.5%となっている。これらは、2011 年度に比べて、それぞれ 0.9% 減、±0%、0.9% 増となっており、第 1 次産業から第 3 次産業への移行傾向がみられる。



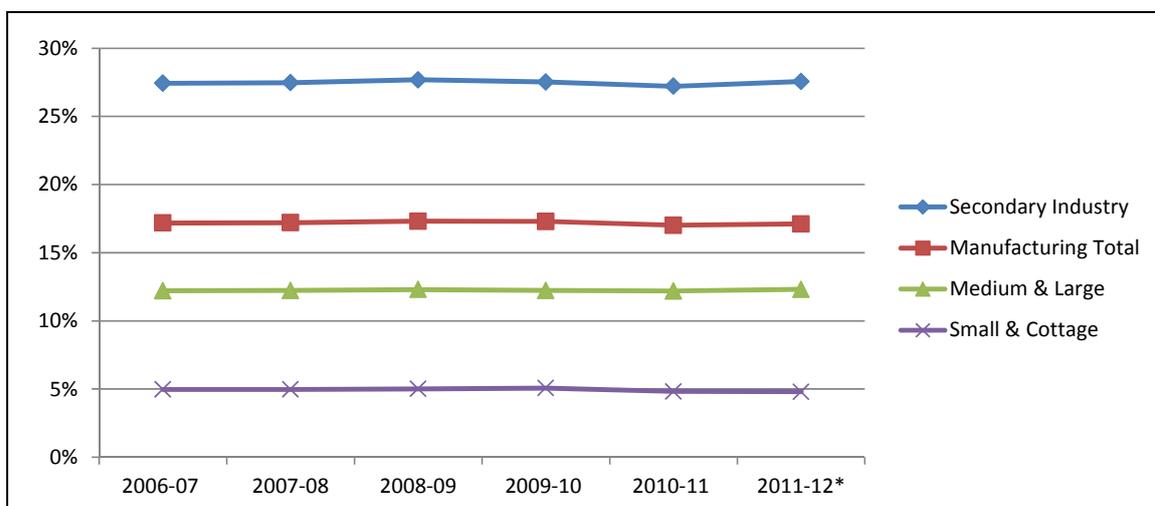
出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-3-1：産業別 GDP 構成比（2012）

製造業セクターの GDP への貢献度をみると、製造業全体の貢献度は、過去 6 年間で 17.0 ~17.3%の範囲で上下している。バングラデシュ政府は、第 6 次五カ年計画において、2015

年における製造業割合を 21%に引き上げる目標を設定しているものの、その達成には今後のかなりの上積みが必要な状況である。

企業規模の内訳では、中小企業が 5.0%から 4.8%へとわずかに減少し、大企業が 12.2%から 12.3%へと徐々に増加する傾向がみられる。

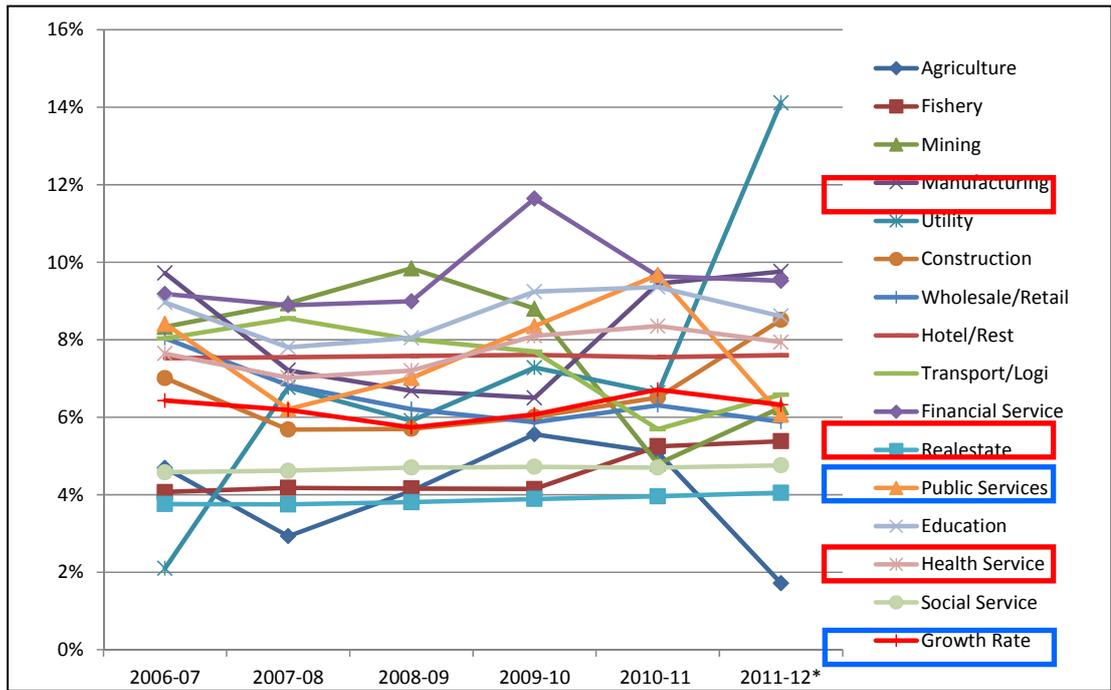


出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-3-2：製造業セクターの GDP への貢献度 (%) の推移 (2006~2012)

各セクターの実質成長率をみると、2011 年度の上位 5 セクターは、Utility (14.1%)、Manufacturing (9.8%)、Financial Service (9.5%)、Education (8.6%)、Construction (8.5%) となっている。中でも Manufacturing は Financial Service、Education 等と並び、近年高水準で安定した成長を維持している。

一方で、Agriculture (1.7%)、Fishery (5.4%) の第一次産業に加え、第三次産業の中でも、Real-Estate (4.1%)、Social Service (4.8%) の成長率は低い水準である。



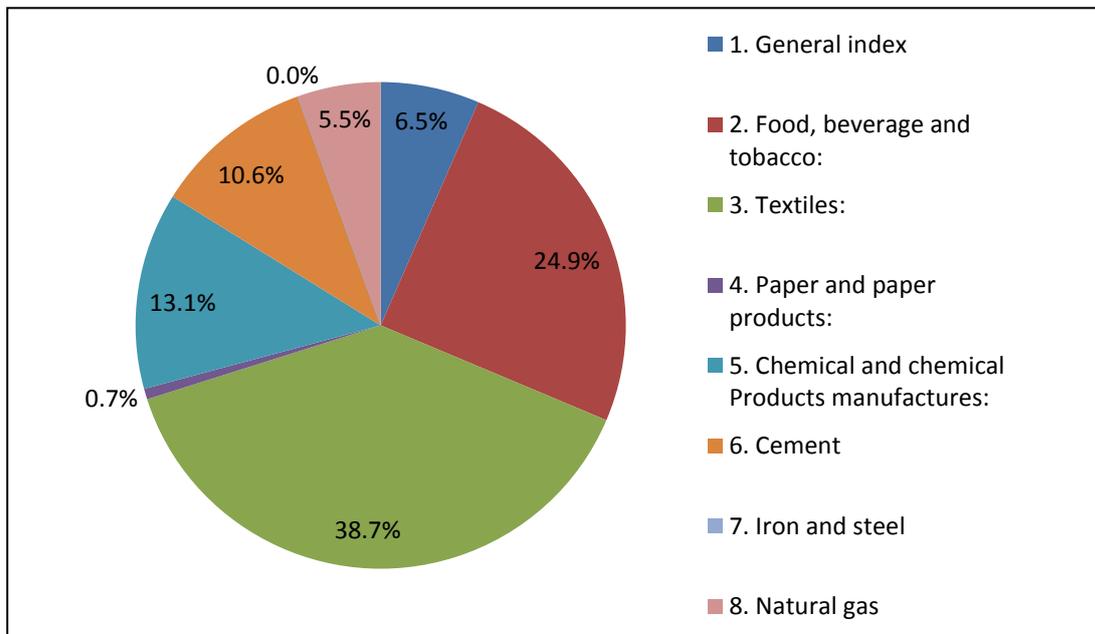
出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-3-3：各セクターの実質成長率の推移（2006～2012）

2.3.2 主要産業の状況

(1) 産業別の工業出荷額割合

製造業の出荷額割合をみると、繊維産業が約 39%と最も大きく、食品が約 25%、化学製品が約 13%と続いている。



出典：Bangladesh Economic Review 2012

図 2-3-4：主要産業の工業出荷額割合（2011/2012）

表 2-3-1: 主要産業の工業出荷額割合内訳 (2011/2012)

Industry		Items	
1. General index	6.5%	-	-
2. Food, beverage and tobacco:	24.9%	a. Fish and fish products	5.1%
		b. Vegetables	2.5%
		c. Bakery products	4.6%
		d. Sugar	0.7%
		e. Tea	1.7%
		f. Beverage	7.7%
		g. Tobacco cigarette	2.6%
3. Textiles:	38.7%	a. Jute	0.8%
		b. Cotton	4.0%
		c. Readymade garments	33.9%
4. Paper and paper products:	0.7%	-	-
5. Chemical and chemical Products manufactures:	13.1%	a. Fertilizer	0.7%
		b. Insecticides	-
		c. Matches	1.4%
		d. Pharmaceuticals	11.0%
6. Cement	10.6%	-	-
7. Iron and steel	-	-	-
8. Natural gas	5.5%	-	-

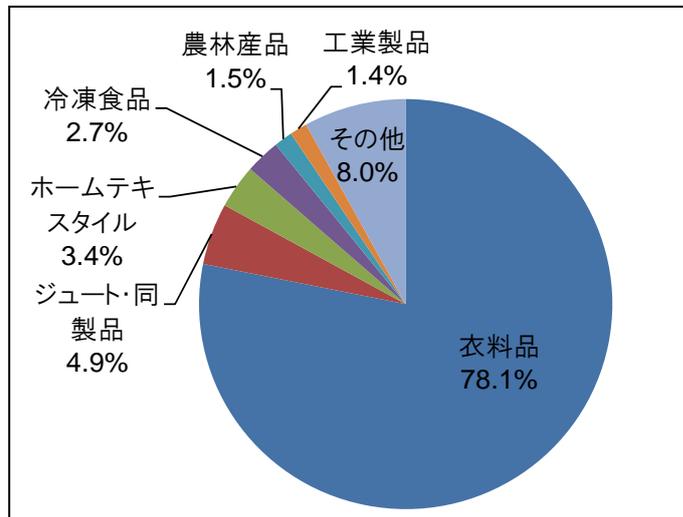
出典 : Bangladesh Economic Review 2012

さらに詳細内訳をみると、繊維産業の中でも既製繊維製品が約 34%と最も大きく、製菓が約 11%、セメントが約 11%で続いている。

(2) 主要産業の動向

1) 繊維産業

バングラデシュの輸出品目をみると、衣料品が 78%を占めており、以下ジュート・銅製品 (4.9%)、ホームテキスタイル (3.4%) と続いている。繊維産業が重要な産業であることが分かる。繊維産業が盛んな背景として、特惠関税の強みを生かし、欧米および日本向けの輸出が大多数を占めている状況がある。



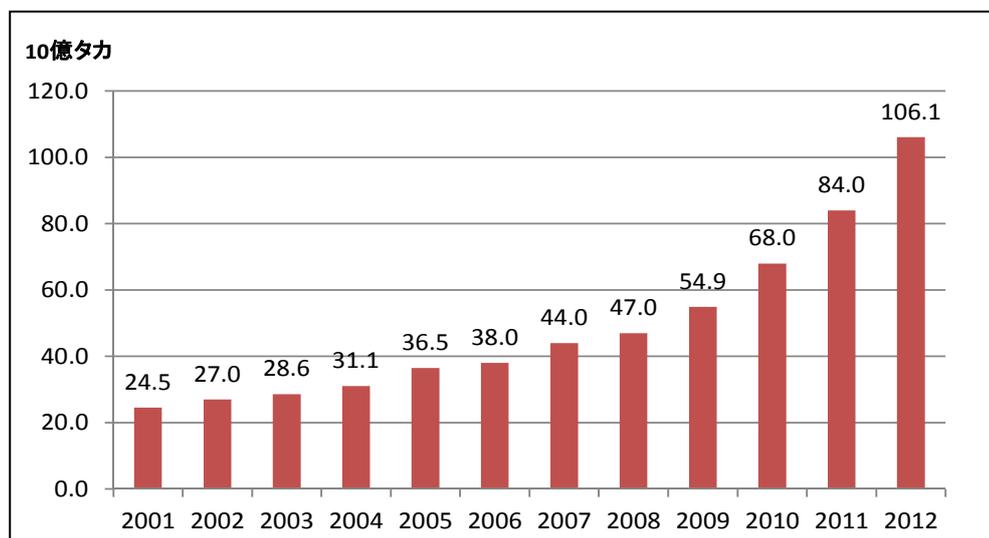
出典：JETRO 作成データ (http://www.jetro.go.jp/world/asia/bd/stat_03/)

図 2-3-5：バングラデシュの主要輸出品目（2010/2011）

一般特惠関税（GSP）に関しては、2011年に日本や欧米による原産地規則の緩和がされており、今後さらに輸出が増加する追い風となっている。

2) 製薬産業

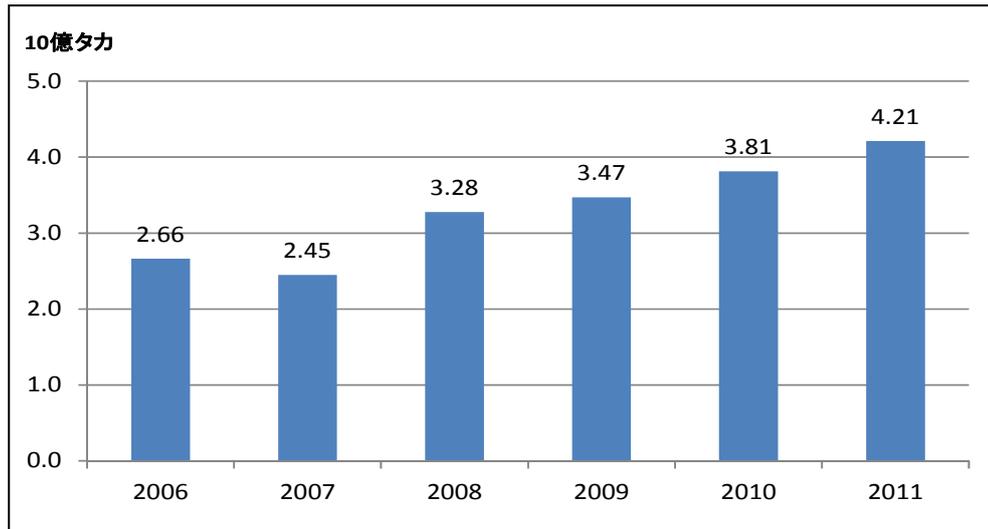
バングラデシュの製薬産業は、工業出荷額の約 11%を占め、繊維産業に次ぐ大きな産業となっている。特に近年は、国内販売額は毎年 10%を超える成長率を続けており、輸出も堅調に伸びている状況である。



出典：アジア経済研究所¹

図 2-3-6：医薬品国内販売額推移

¹村山真弓・山形辰史編「バングラデシュ製造業の現段階」調査研究報告書、アジア経済研究所 2013年



出典：アジア経済研究所²

図 2-3-7：医薬品輸出額推移

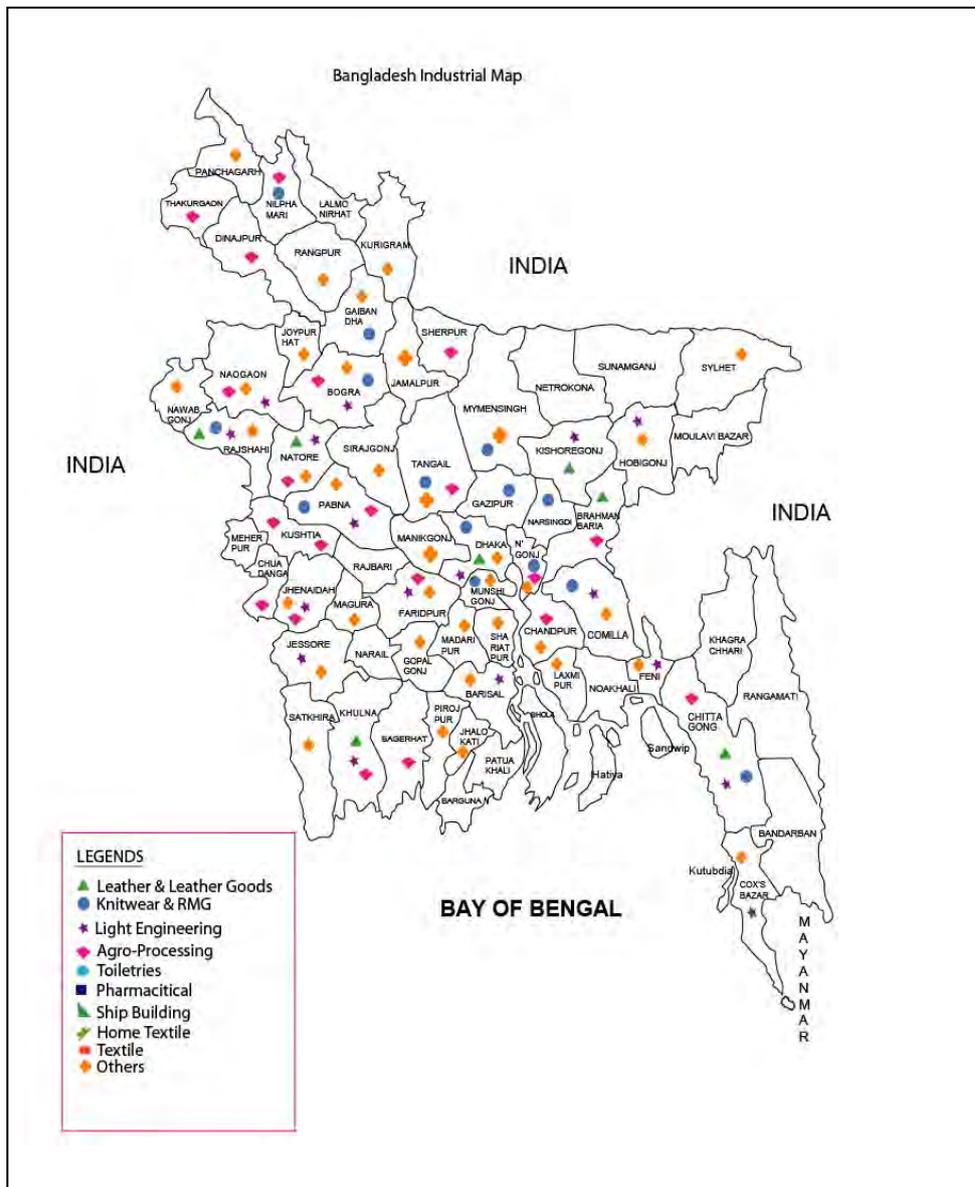
バングラデシュで製薬産業が成長している背景として、ジェネリック医薬品に加え、WTO の TRIPS 協定で認められた他社特許製品の製造が大きいと言われている。TRIPS 協定により、バングラデシュでは、特許料を支払うことなく特許薬の輸入・生産・販売が可能となっているのに加え、同じ条件を適用されている他の新興国と途上国への輸出が認められている。しかし、この特権については 2016 年 1 月 1 日が期限となっており、政府は特権の延長を希望しているが、認められるかどうかは現時点で未知数である。

なお、バングラデシュで販売されている医薬品の内訳は、ジェネリック医薬品が約 85%、新薬（先発医薬品）が約 15%と推計されている。

2.3.2 「バ」国の産業集積

従来、「バ」国が開発を行ってきた輸出加工区制度から経済特区制度へ政策転換した背景には、輸出産業と国内産業の連関を強化する目的があることが指摘されている。「バ」国における主要産業としては縫製産業が思い起こされるが、それ以外にも軽工業（Light Engineering）、農産加工、鋳物産業、などの産業集積がみられる。バングラデシュ中小零細企業公社（BSCIC）は全国 51 の行政地区（District）別に小規模企業の数をもとめているが、その数を主要産業別にマッピングしたものが図 2-3-8：「バ」国の産業集積マップ」である。

²村山真弓・山形辰史編「バングラデシュ製造業の現段階」調査研究報告書、アジア経済研究所 2013 年



出典：JICA バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査報告書
 図 2-3-8: 「バ」国の産業集積マップ

2011 年 10 月現在の登録企業数の総数は 67,018 社にのぼり、その地域別分布は上位から、Dhaka(10,457 社)、Shirajganj(7,000 社)、Jessore (6,600 社)、Narayangonj (6,425 社)、Tangail (5,120 社)、Munshigonj (5,070 社)、Comilla (4,831 社)、Bogra (3,460 社)、Chittagong (2,760 社)となっている。この中で、縫製産業を除く主要な製造業の集積地となっているのは、Dhaka, Chittagong, Jessore, Comilla, Bogra となっている。縫製産業が Shirajganj, Munshigonj, Tangail, Comilla, Narayangonj を中心に集積が進んでいるのに対して、皮革製品は Dhaka, Chittagong を中心に、Light Engineering は Chittagong, Dhaka, Jessore, Bogra の各地区を中心に、Agro-processing が西部にある Jessore, Bogra 地区を中心に集積が行われている。

経済特区の開発が経済特区へ立地する産業と地元産業との連携を目的とすることから、こ

うした地域密着型の産業集積の実態についても調査・分析し、両者の連携の可能性を検証したうえで経済特区の計画に反映させることが必要と思われる。

2.4 「バ」国の外国直接投資誘致政策と金融・外国為替制度

2.4.1 「バ」国の外国直接投資政策

2.4.1.1 「バ」国の投資促進機関

「バ」国における投資促進機関は次のとおりである。

(1) バングラデシュ投資庁 (Board of Investment, BOI)

「バ」国における投資の相談、手続を行う窓口となる政府機関。但し、輸出加工区への投資は輸出加工区庁で手続きをする。首相府 (Prime Minister Office) の直属機関として 1989 年設立。

(2) バングラデシュ輸出加工区庁 (Bangladesh Export Processing Zones Authority, BEPZA)

輸出加工区の設置、開発、管理・運営、投資促進を行う政府機関で、首相府の直属機関。詳細は「2.6.2 輸出加工区の概要と課題」を参照。

(3) 民間輸出加工区理事会 (Private EPZ Governor's Board)

民間輸出加工区の承認、管理を行う首相府内の理事会。詳細は「2.6.3 民間輸出加工区の概要」を参照。

(4) バングラデシュ経済特区庁 (Bangladesh Economic Zones Authority, BEZA)

経済特区の承認、開発、管理、投資促進、規制を行う政府機関で、首相府に直属。2011 年設立。詳細は「2.6.4 経済特区の概要」、および「第 3 章「バ」国における経済特区整備における法体系、制度、および課題」を参照。

(5) バングラデシュ小企業・零細企業公社 (Bangladesh Small & Cottage Industries Corporation, BSCIC)

中小企業政策の実施機関であり、1957 年設立。産業省 (Ministry of Industries) 傘下の政府機関である。BSCIC は国内の中小・零細企業向けの工業団地 (Industrial Estate) を管轄する。中小企業工業団地は外国直接投資の対象外である。詳細は「2.6.5 中小企業工業団地の概要」を参照。

(6) PPP オフィス (Public Private Partnership(PPP) Office)

政策関連の評価、上位政策との整合、各省庁の PPP プロジェクトの把握・事業評価とアドバイス、FS の費用支援を行う。2010 年設立で、首相府直属の政府機関。

2.4.1.2 外国直接投資政策の関連法規

「バ」国の外国調節投資に係る主な法律は下記のとおりである。

- (1) 外国民間投資（促進・保護）法 1980
(The Foreign Private Investment (Promotion and Protection) Act, 1980)
- (2) 投資庁法 1980 (The Investment Board Act, 1989)
- (3) バングラデシュ輸出加工区庁法 1980
(The Bangladesh Export Processing Zones Authority Act, 1980)
- (4) バングラデシュ民間輸出加工区法 1996
(The Bangladesh Private Export Processing Zones Authority Act, 1996)
- (5) バングラデシュ経済特区法 2010 (The Bangladesh Economic Zones Act 2010)
- (6) 会社法 1994 (The Companies Act 1994)
- (7) 輸入政策規則 2009-2012 (The Import Policy Order 2009 -2012)
- (8) 輸出政策 2009-2012 (Export Policy 2009 – 2012)
- (9) 産業政策 2010 (The Industrial Policy 2012)
- (10) 官民連携政策・戦略 2010 (Policy and Strategy for Public-Private Partnership (PPP), 2012)
- (11) バングラデシュ・ハイテクパーク法
(The Bangladesh Hi-tech Park Authority Act 2010)

上記のうちで経済特区と同様の工業団地に係る法律は、(3) バングラデシュ輸出加工区庁法 1980、(4) バングラデシュ民間輸出加工区法 1996、(5) 経済特区法 2010 (The Bangladesh Economic Zones Act 2010) である。

- a. バングラデシュ輸出加工区庁法 1980 に基づき実施機関、バングラデシュ輸出加工区庁が輸出加工区を全国に 8 ヶ所設置した。
- b. バングラデシュ民間輸出加工区法 1996 に基づき実施機関の民間輸出加工区理事会は 2 か所の民間輸出加工区を承認し、開発・計画が進行中である。
- c. 経済特区法 2010 に基づき実施機関、バングラデシュ経済特区庁が設立され、経済特区の設置、開発の管理等を行う。

尚、これらの詳細については「2.6.1 「バ」国における政府認可の工業地の類型」を参照

2.4.1.3 外国直接投資政策の概要

外国民間投資（促進・保護）法 1980、投資庁法 1980 (The Investment Board Act, 1989) および、その付属法規における外国直接投資政策の要点は以下のとおりである。

- (1) 外資に対する規制
 - 1) 規制業種・禁止業種
 - a. 禁止業種（4 業種）：武器・弾薬・軍用機器、原子力、植林・森林保護地区の機械的方法による木材伐採、紙幣印刷・造幣。

- b. 規制業種（17業種）：深海での漁業、銀行・金融業、保険業、電力関連、天然ガス・石油の調査・採掘・供給、石炭の調査・採掘・供給、その他鉱物資源関連、大規模インフラ事業、精油、ガス・鉱物資源を原材料として利用する中規模及び大規模企業、通信サービス、衛星放送サービス、航空旅客・輸送業、海運業、港湾建設、Voip/IP 電話サービス、沿海部で採取される重金属を利用する産業

2) 出資比率

原則、外資の100%出資可。業種によっては出資金額、出資比率についての規制がある。外国資本の合弁は民間部門、公共部門とも可能。

(2) 外国企業の土地所有の可否

- a. 可能。外国企業でも会社登記すれば土地を所有することができる（外国人個人は不可）。
- b. 輸出加工区（EPZ）の場合は購入できないが、長期（30年間）使用权を獲得できる。

(3) 資本金に関する規制

- a. 原則、金融業以外の業種であれば最低払込資本金の規制はない。
- b. 金融業については資本金の最低額を設定している。
- c. 非公開有限責任会社は、その資本金が4億タカを超えた場合、速やかに既存の払込資本金がその水準に達した日から6ヶ月以内に適切な法的プロセスに従って公開有限責任会社に転換しなければならない。

(4) 外資に関する奨励

【奨励業種】 輸出志向産業、ハイテク産業、国産天然資源を活用する産業、国産原料に依存する産業など。

(5) 各種優遇措置

1) 法人税免除

- a. 2011年7月から2013年6月の間に事業を開始する下記指定産業については、以下の通り法人税の減免を受けることができる。

指定業種：

1. 原薬、放射性医薬品、2. 避妊具、ゴムラテックス、3. 基礎化学製品、化学染料、4. 電子部品、5. 天然肥料、6. バイオテクノロジー、7. ボイラー、8. コンプレッサー、9. コンピューターのハードウェア、10. 省エネ機器、11. 殺虫剤、農薬、12. 石油化学製品、13. 医薬品、14. バングラデシュ産の野菜、果物の加工、15. 放射能利用産業、16. 繊維機械、17. 組織移植、18. 政府官報による通知で指定される業種、19. インフラ事業（a. 深海港 b. 高架高速道路 c. 輸出加工区 d. 高架道路 e. ガスパイプライン f. ハイテク・パーク g. 情報通信技術ビレッジ又はソフトウェアテクノロジーゾーン h. IT パーク i. 大型水処理プラントおよび水供給パイプライン j. LNGターミナル k. モノレール l. 都市圏高速鉄道 m. 再生可能エネルギー n. 港（海／河川） o. 有料道路 p. 地下鉄 q. 廃棄物処理プラント r. 政府官報による通知で指定される業種）

ダッカ・チッタゴン地区（ただし、ダッカのナラヤンゴンジ、ガジプールおよびチッタゴンのランガマティ、バンドルボン、カグラチャヨリを除く）：上記指定業種 1～18 の商業生産が開始した月から 5 年間
当初 2 年間は法人税が 100%減税
次の 2 年間は法人税が 50%減税
次の 1 年間は法人税が 25%減税

ラジシャヒ、クルナ、シレット、ポリシャル、ランガマティ、バンドルボン、カグラチャヨリ：上記指定業種 1～18 は商業生産が開始した月から 7 年間
当初 3 年間は法人税が 100%減税
次の 3 年間は法人税が 50%減税
次の 1 年間は法人税が 25%減税

インフラ事業：上記指定業種 17 の事業を開始した月から 10 年間
当初 5 年間は法人税が 100%減税
次の 3 年間は法人税が 50%減税
次の 2 年間は法人税が 25%減税

b. 民間電力会社

15 年間法人税が 100%減税

c. 輸出加工区 ※2012 年 1 月で法人税免除は廃止となった

当初 2 年間は法人税が 100%減税
次の 2 年間は法人税が 50%減税
次の 1 年間は法人税が 25%減税

2) その他の主な優遇措置

a. プラントおよび機械に対する加速償却の適用。

1 年目 50%
2 年目 30%
3 年目 20%

b. 機械および部品の新規導入もしくは既存工場の機械入替、規模拡大等に伴う輸入関税の免除適用。

80 - 100%輸出志向産業の場合 輸入機械に対して適用される関税は 1%
それ以外の産業の場合 輸入機械に対して適用される関税は 3%

c. 海外投資家は、二重課税防止条約に基づき、二重課税はされない。

d. 海外投資家は、ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の海外送金が可能。

e. 投資資本、配当の本国への送金が可能

f. 撤退時の資産の本国への送金が可能。

g. 海外資本による 100%全額出資が可能。

- h. 外国（銀行）からの融資の金利にかかわる課税免除。
- i. 投資家に対するマルチプル（複数回入国可能な）ビザの交付。
- j. 本国に送金可能な配当の再投資は、新規の投資とみなす。
- k. 50万ドルの投資もしくは認可金融機関への100万ドルの預金（本国への送金不可）を条件とする市民権付与。
- l. 75,000ドルの投資（本国への送金不可）を条件とする永住権の付与。
- m. 上場企業株式の売買に伴うキャピタルゲインに対する課税の免除適用。

3) 輸出指向産業および輸出関連産業に対する主な優遇措置

- a. 機械および部品の輸入関税が1%。
 - b. 保税倉庫および見返り信用状。
 - c. 関税還付制度。
 - d. 取消不能信用状、確認信用状、売買契約書に対し、その90%相当額の融資。
 - e. 「みなし輸出者」との連携支援。
 - f. 輸出指向産業は、バングラデシュ銀行の外国為替規制に基づき、広告活動、海外拠点の開設、国際展示会への参加等のために案件ごとの追加外国為替割当がある。
 - g. 手工業および家内産業による輸出収益は、所得税が免除される。その他の産業については、所得税の割り戻しを受けることができる。
 - h. 輸入禁止・制限リストに掲載されているものであっても、輸出品の生産に必要な素材であれば輸入が許可される。
 - i. 輸出品のための一定量の免税サンプルの輸入は、関連する通常の政府方針に基づいて許可される。
 - j. 外貨建て信用状で決済される国内の産業、プロジェクトに対する国産製品の供給は、間接的な輸出とみなされ、全ての優遇措置を受けることができる。
 - k. 輸出信用保証スキーム。
 - l. EPZ内企業の製品の10%は、外貨建て信用状で決済され、所定の税金を支払うことを条件に、国内一般関税地域への輸出が認められる。
 - m. EPZ外の100%輸出指向産業は、所定の税金を支払うことを条件に、製品の20%を国内市場で販売することが認められる。
 - n. 政府によって「奨励産業」に認定される輸出指向産業は、特別措置やベンチャーキャピタル支援を受けることができる。
- ※ 輸出指向産業、輸出関連産業は、上記優遇措置とは別に輸出政策に基づく措置も適用される。

4) 輸出加工区（EPZ）内に進出する場合の主な優遇措置

- a. 建築資材、機械、設備、部品等の輸入関税免除。
- b. 原材料の輸入関税および完成品の輸出関税免除。
- c. 二重課税の回避。

- d. 配当課税の免除。
- e. 一般特惠関税制度が利用可能。
- f. 機械および工場に対する加速償却の許可。
- g. ロイヤルティ、技術指導料、コンサルティング料の送金許可。
- h. EU、カナダ、ノルウェー、オーストラリア等への割当無制限の免税措置。
- i. 外資 100%による企業進出が可能。
- j. 最恵国待遇を享受。
- k. 海外投資、国内投資の上限なし。
- l. 資本金、配当の本国への送金許可。
- m. 海外からの外貨ローンの自動承認。
- n. 非居住者外貨預金の許可。
- o. BおよびCタイプ企業に対する外貨口座運用の許可。

(6) 税制.

1) 法人税

a. 株式上場／非上場の税率

株式上場企業：27.5%、株式非上場企業：37.5% ※上場企業のうち、配当が 20% を超える企業は 24.5%、配当が 10%を下回る企業は 37.5%の税率が適用される。

b. 特定業種の税率

携帯通信業（非上場）：45%、携帯通信業（上場）：35%、金融業（銀行・保険）：42.5%、マーチャントバンク：37.5%、たばこ製造業（非上場）：42.5%、たばこ製造業（上場）：35%

2) 二国間租税条約

1.利子への課税、2.配当への源泉税率、3.使用料（著作権、特許権、情報への対価など）に対する課税、4.給料・報酬への課税

日本（1991年2月、二重課税防止に関する二国間協定締結）のほか、28カ国と締結している。

3) 利子への課税 10%以内

4) 配当への源泉税率

法人：20%、個人：10%、バングラデシュ国外居住の外国人：25%

5) ロイヤルティ、技術料に対する課税： 10%

6) 給料・報酬への課税： 当該課税年度に合計 183 日以上滞在した国で課税される。

7) 所得税： 年収により、男性、女性、年齢により 5 段階（10%～25%）に分かれている。最低税額は 3,000 タカ。

8) 付加価値税（VAT）： 15%

2.4.1.4 投資手続き

「バ」国で設立された企業、または外国で設立され「バ」国に登録された外国企業が事業を遂行することができる。会社設立・登録は 1994 年会社法に規定されており、商業登記

所で管理されている。会社設立の手続きとフローは下記のとおり。

- (1) 会社名の登録 (商業登記所)
- (2) 会社定款の作成 (公認会計士に依頼)
- (3) 会社設立承認証の取得 (商業登記所)
- (4) 営業許可証(Trade License)の取得 (法人所在地の地方自治体 City Corporation、毎年更新を要す)
- (5) 課税識別番号 (Taxpayer Identification Number: TIN) の取得 (国家歳入庁 National Board of Revenue)
- (6) 投資庁 (BOI) への登録
- (7) 銀行口座の開設 (商業銀行)
- (8) 就労許可証 (Work permit) の取得 (投資庁) とマルチビザの取得 (移民局)
- (9) 付加価値税の事業者登録 (歳入庁)

2.4.1.5 「バ」国在住の日系企業が直面する課題

BOI は投資の窓口機関として、投資の相談、手続説明、投資の登録受付、就労許可証の受け付けと発行を行っている。これをもって BOI は投資のワンストップ・サービスと称している。会社設立に関する 8 手続きのうち、BOI で行う手続きは 2、残り 6 の手続きは投資家が行うことになる。実際の投資営業活動は、会社の設立の後も、土地の取得、工場の建設、機械の輸入、原材料の輸入、輸出の実務などを行うに際して、土地の登記、建築法や消防法の許可、税関など多くの煩雑な手続きを要する。不透明なビジネス慣行がある外国では、こうした手続きを円滑に進めることが困難なことがあり、この手続きのために進出企業は多くの時間、金と労力を費やし、生産・販売計画の遅延や生産性の低下に直面することがある。

現在、輸出加工区に投資、入居するテナント企業の場合は、こうした大半の手続きを輸出加工区内の BEPZA 事務所を窓口にして行う「ワンストップ・サービス」が提供されるので、輸出加工区外に進出した企業に比べると、各段に利便性が高く、円滑な企業活動をしやすい。

ダッカの日本商工会は、日系企業が抱える「バ」国政府との行政手続きの問題について、日系企業の意見を吸収して、BOI に対して改善要求を行っている。最近では次のような問題について BOI と協議している。

- a. ビザや就労許可書に関する問題 (BOI によるビザ推薦状の発行遅延、就労許可書の発行遅延、内務省による人物照会による遅延、現地従業員の採用および採用割合、就労許可書の期限と更新、納税完了通知書の取得日数)
- b. 商務省による 8 業種の登記差止め
- c. 送金や LC の問題

2.4.2 「バ」国の金融・外国為替制度

- (1) 「バ」国の金融制度の概要

1) 金融セクター

「バ」国の金融セクターは、規制のレベルに応じて、フォーマルセクター、セミ・フォーマルセクター、インフォーマルセクターに分かれる。

- a. フォーマルセクター： フォーマルセクターには銀行、ノンバンク金融機関 (Non Bank Financial Institutions, FIs)、保険会社、資本市場、ブローカー会社や投資銀行などの中間業者、マイクロファイナンス機関などの規制された機関がある。
- b. セミ・フォーマルセクター： セミ・フォーマルセクターには、規制があるが、中央銀行、保険庁、証券取引委員会、または法的な金融規制機関の管轄下でない機関を含まれる。このセクターは、住宅建設金融公社 (House Building Finance Corporation (HBFCI))、Pali Karma Sahyak Foundation (PKSF), Samabay Bank, Grameen Bank などの特殊金融機関 (Specialized Financial Institutions)、非政府組織 (NGO) などに代表される。
- c. インフォーマルセクター： インフォーマルセクターは、全く規制がない民間の中間業者をいう。

2) 銀行

現在、「バ」国の銀行には、指定銀行 (Scheduled Bank) と非指定銀行 (Non-scheduled Bank) の2種類がある。

- a. 指定銀行： 銀行会社法 1991 (Bank Company Act, 1991) により免許を与えられた銀行。
- b. 非指定銀行： 特別な目的のために設立され、その目的のために制定された法律の下で運営される銀行。指定銀行のような全ての業務を行うことはできない。

「バ」国には52の指定銀行があり、バングラデシュ銀行法 1972 (Bangladesh Bank Order, 1972) と銀行会社法 1991 によってグラデシュ銀行 (中央銀行) の完全な管轄と監督の下で運営される。

- a. 国有商業銀行 State Owned Commercial Banks (SOCBs)： 4銀行
- b. 特別銀行 Specialized Banks (SDBs)： 農業や工業の発展などの特殊目的のために設立された銀行。「バ」国政府所有または過半数の所有。
- c. 民間商業銀行 Private Commercial Banks (PCBs)： 30銀行。伝統的民間商業銀行と Islami Shariah 民間商業銀行の2種類に分かれる。
- d. 伝統的民間商業銀行 Conventional PCBs： 28銀行。金利ベースの営業。
- e. Islami Shariah 民間商業銀行 Islami Shariah based PCBs： 7銀行。Islami Shariah の原則に基づく銀行活動、即ち、損益配分方式 Profit-Loss Sharing (PLS) mode.
- f. 外国商業銀行 Foreign Commercial Banks (FCBs)： 9銀行。外国銀行の支店。

「バ」国には4非指定銀行がある。

- a. Ansar VDP Unnayan Bank,
- b. Karmashangosthan Bank,
- c. Probashi Kollyan Bank,

d. Jubilee Bank

3) ノンバンク (Non Bank Financial Institutions, FIs)

ノンバンクは Financial Institution Act, 1993 の規制を受け、バングラデシュ銀行の管理下にある。31 行あり、うち 2 行は国有、1 行は国有民間銀行の子会社、13 行は民間、15 は合併である。ノンバンクの主な資金源は定期預金、銀行の信用枠、コールマネー、債権と証券化である。ノンバンクは、小切手、送金為替、当座預金、外国為替を取扱えない。ノンバンクはシンジケート融資、ブリッジローン、リース等を取扱える。

4) 金融市場

バングラデシュの金融市場にはマネー市場、資本市場、外国為替市場がある。

- a. マネー市場： 第一次マネー市場は、銀行、ノンバンク、中間業者のディーラー、貯蓄、貸出手形、短期国債からなる。第二次マネー市場は、無担保コール翌日物市場で、指定銀行とノンバンクが参加する。
- b. 資本市場： 第一次資本市場は株式と債権の私的および公開取引で構成される。第二次の資本市場は、ダッカ証券取引所とチッタゴン証券取引所の証券取引市場で、証券取引委員会が管轄する。
- c. 外国為替市場： 2.4.2 (2)を参照。

5) マイクロクレジット

- a. 会員制のマイクロクレジット機関は、地方の金融市場で急速に普及している。「バ」国のマイクロクレジットプログラムは、各種の指定銀行、特殊政府機関、NGO などにより実施されている。会員の増加と同様にマイクロクレジット機関の数という観点では、マイクロクレジットセクターの成長は、1990 年代から今日まで顕著である。
- b. マイクロクレジット機関は多数あるが、10 機関とグラミン銀行 (Grameen Bank) がセクターの預金の 87%と融資残高の 81%を占める。マイクロクレジットの資金サービスのお蔭で、貧乏な人々は様々な収入を得る活動に従事し、約 3 千万人の人々が直接にマイクロクレジットシステムの恩恵を得ている。
- c. マイクロクレジットセクターは次の 6 グループに分かれる： 1. 小規模自営業者向けの一般マイクロクレジット、2. 零細企業向け融資、3. 極貧者へのローン、4. 農業ローン、5. 季節ローン、6. 災害管理へのローン
- d. 2011 年 10 月現在で、599 機関がマイクロクレジット監理庁 (Microcredit Regulatory Authority, MRA) によりマイクロクレジットプログラムの運営の免許を得ている。しかし、グラミン銀行のみがグラミン銀行法 1983 の独特な法律の下で運営され、MRA の管轄外となっている。

(2) 「バ」国の外国為替制度の概要

1) 外国為替市場

「バ」国の通貨タカは、IMF 協定 1994 年 8 条に基づき 1994 年 3 月に經常取引で通貨交換ができることが宣言された。

- a. タカは資本取引では交換できないので、居住者が保有する資本は自由に海外に移転できない。
 - b. 利益の本国送還、資本の回収、非居住者による投資、証券投資の流入は自由に認められる。
 - c. 非居住者による工業部門への直接投資、証券取引所を通じた非居住者による証券投資、更に資産売却益と利益・配当は本国送還できる。
 - d. 居住者が保有する資本の海外投資は、バングラデシュ銀行の承認を必要であり、許可されることは少ない。
 - e. 2003年以降、「バ」国は変動為替相場制を採用し、バングラデシュ銀行は為替の決定に干渉しない。しかし、国内経済に悪影響がないよう市場の大幅な変動をミニマイズする政策を採っている。為替率は市場の需給関係で決定される。外国為替市場では銀行はスポット市場、先物市場で自由に売買できる。しかし、バングラデシュ銀行は為替市場の監督機関として、外国為替市場の発展に緊張感を持ち、市場の安定が必要な場合は為替の売買に介入する。
- 2) 外国為替管理
- a. 口座開設：
 - ・ 居住者、非居住者ともに口座開設可能。非居住者には一定の制限がある。外貨口座は開設可能であるが、一定の制限がある。
 - ・ EPZ内の企業については外貨保有で有利な条件が認められている。
 - ・ 尚、口座は6種類：個人外貨口座、居住者外貨口座、非居住者外貨口座、輸出者保持割当口座、居住者タカ口座、非居住者タカ口座がある。
 - b. 国内販売：
 - ・ 国内での代金決済はタカ建てで行われる。小切手が最も一般的である。
 - ・ 両替商を除いてバングラデシュ居住者に対して外貨建てで支払することは禁じられている。外国人は一般の居住者や住民に対して外貨を渡すことは禁止。
 - ・ EPZ内企業の取引はドル建て決済が主流である。
 - c. 海外送金：
 - ・ 技術料、ロイヤルティサービスフィーは前年度売上（またはプロジェクトコスト）の6%まで送金することができる。6%を超える場合は、中央銀行や投資庁の事前許可が必要。
 - ・ 「バ」国で働く外国人は給与の50%までしか海外送金できない。帰国時に全額送金可能。
 - ・ 2,000ドル以上の送金は中央銀行への申請書提出が必要。受取送金に限度額はない。
 - ・ 利益送金的手段としては配当送金が一般的である。
 - ・ EPZ内企業は配当送金、利子送金、技術料、ロイヤルティ送金ともに自由に行うことができる。
 - d. 資金調達：

【現地通貨建て調達】

- ・ 中央銀行の許可なく地場銀行、外資系銀行から短期資金の借入が可能。
(総資本の 50%まで)
- ・ 外国人・外国法人が 15%以上の株式を保有している会社が長期ローンの融資を受ける場合、BOI の許可が必要。一般には資本金の額が融資金額の上限。
- ・ EPZ 内の 100%外資企業は、タカ建の借入は認められない。

【外貨建て調達】

- ・ 国内銀行が外資企業に対して外国通貨建て融資をすることは認められていない。
- ・ EPZ 外の企業が親子ローンなどの海外借入を行う場合、資金調達計画をバングラデシュ投資庁に事前申請する。用途については資本財の輸入などに限られ、輸入する物品名や単価、数量まで記載が求められる。返済期間は 6 年以内。
- ・ EPZ 内企業は自由にオフショア借入を行うことができる。親子ローンも可能。

(3) 「バ」国で調達可能なインフラ開発資金

「バ」国では、インフラ開発向けに利用可能な資金調達先は、国営特定金融機関、ドナー機関、民間銀行借入、日本の ODA である。

1) 国有特殊金融機関 (IDCOL, BIFFL)

a. インフラ開発会社 (The Infrastructure Development Company Limited IDCOL)

IDCOL は 1997 年設立、1998 年に国営金融機関の認可を得た。IDCOL は大規模のインフラと再生エネルギーの開発のための資金ギャップの繋ぎの役割を果たしている。民間セクターのエネルギーとインフラ資金調達のマーケットリーダーの位置にある。IDCOL は現地通貨と外国通貨建ての長期ローン、変動金利、グレース期間付の上位、下位ローン、資金調達サービス、資金アドバイスサービス、プロジェクトファイナンス訓練コースを提供している。また、ガス発電、集中排水処理施設、ランドポート等の 20 以上のプロジェクトの実績と 2 億 2 千万ドルの融資実績がある。

b. バングラデシュ・インフラ融資ファンド (The Bangladesh Infrastructure Finance Fund Limited BIFFL)

BIFFL は 2011 年に財務省により設立され、インフラプロジェクト向けに現地通貨で長期融資を行っている。BIFFL は機関投資家、民間投資家から投資を集め、市場に貯蓄・投資手段を提供している。BIFFL は 2 千万ドルのファンドを持っており、いかなるインフラプロジェクトにもファンドを適用できるが、現在は数多くの顧客の需要に応じる十分な能力がない。

2) ドナー機関

現在、世界銀行の投資促進資金融資（Investment Promotion and Financing Facility, IPFF）が利用可能である。IPFF はインフラ開発の資金を提供し「バ」国のインフラ資金力を促進することを通して民間主導の成長を加速することを目的としている。世銀の民間セクター開発支援プログラム（The Private Sector Development and Support Program, PSDSP）は1億2千7百万ドルの資金を用意しており、その一部が経済特区開発のために使用される。

3) 民間銀行

インフラプロジェクトに融資する国営商業銀行や民間商業銀行、およびノンバンク金融機関が数多くあり、更にインフラプロジェクトに資金融資する特殊銀行がある。

- a. 「バ」国における民間銀行やノンバンクのインフラプロジェクト向け融資条件
 - ・ 負債資本比率： 80%：20%、70%：30%
 - ・ 金利： LIBOR + 1%以下 + 現地金融機関のマージン 2.5%
 - ・ 償還期間： 10-15 年
 - ・ 法人： 特定目的法人
 - ・ 据え置き期間： 5-7 年
- b. 「バ」国のプロジェクトファイナンスの課題と制約
 - ・ 多くの政府省庁に係る認可プロセスが長い
 - ・ 外国ローンの認可に要するプロセスが長い
 - ・ 現地銀行と関係監督官庁の能力不足
 - ・ 現地デベロッパーのインフラ開発、資金調達と管理の経験不足
 - ・ 経済特区開発プロジェクトを実施する現地管理能力がない
 - ・ 商業運転の開始を遅らせるプロジェクトマネジメント能力が低い

2.5 「バ」国の労働市場と産業人材育成システム

2.5.1 労働市場

(1) 労働人口

「バ」国の人口は1億5,470万人³で、14万4,000平方キロメートルの狭い国土に、人口密度1平方キロメートル当たり1,028人が住んでいる。「バ」国は天然資源が少ないため、国の発展は熟練・技能労働力に大きく依存する。

1) 労働人口の構成

- a. 「バ」国・計画局統計局（Bangladesh Bureau of Statistics, Statistics Division, Ministry of Planning）の Report on Labor Force Survey 2010 によれば、「バ」国の2010年度調査の労働人口は5,670万人（内、男性3,950万人、女性1,720万人）である。就業人口は5,410万人（内、男性3,790万人、女性1,620万人）である。

³ 2013年3月、世界銀行

- b. 都市部の労働人口よりも地方の労働人口が圧倒的に多い。労働人口が若く、若年労働人口（15歳－29歳）は1,320万人で労働人口の23.3%を占める。
- c. 2002 - 2003年の調査では、労働人口は4,630万人（男性3,600万人、女性1,030万人）であった。2010年の労働人口は、7年間で1,040万人（男性、350万人、690万人）増加し、女性の増加が目立つ。2002－2003年の若年労働力は1,240万人で労働人口の26.7%であった。これに比べて2010年の若年労働人口は80万人増加しているが、労働人口に占める比率は3.4%低下した。

表 2-5-1 : 「バ」 国の労働人口の構成

	合計	男性	女性	都市部			地方		
				合計	男性	女性	合計	男性	女性
労働人口	56.7	39.5	17.2	13.3	9.3	4.0	43.4	30.2	13.2
就業人口	54.1	37.9	16.2	12.4	8.8	3.6	41.7	29.1	12.6
非就業人口	2.6	1.6	1.0	0.9	0.5	0.4	1.7	1.1	0.6
非就業率	4.6%	4.1%	5.8%	6.8%	5.4%	10.0%	3.9%	3.6%	4.5%
若年労働人口	20.9	13.1	7.8	5.1	3.1	2.0	15.8	10.0	5.8
(15－29歳)	36.9%	33.2%	45.3%	38.3%	33.3%	50.0%	36.4%	33.1%	43.9%
若年労働人口	13.2	8.2	5.0	3.2	1.9	1.3	9.9	6.3	3.6
(15－24歳)	23.3%	20.8%	29.1%	24.1%	20.4%	32.5%	22.8%	20.9%	27.3%
(単位：百万人)									

出典：Report on Labor Force Survey 2010 に基づき調査団作成

2) 人口年齢

年齢別人口構成では、0－14歳が人口の35.7%を占め、人口が若い。

3) 識字率

- a. 人口に占める5歳以上の識字率(2010年)は55.1%(男性57.6%・女性52.5%、都市部65.8%・地方51.8%)と低い。
- b. 労働人口に占める識字率(2010年)は60.0%(男性60.7%・女性58.3%、都市部71.6%、地方56.4%)である。

4) 産業別人口

2010年の産業別の就業人口(比率)は、農業2,572万人(47.56%)、製造業673万人(12.44%)、その他産業285万人(5.28%)、サービス1,911万人(35.35%)

5) 職業別人口

- a. 職業別人口(比率)は専門家・技術者241万人(4.4%)、管理職者69万人(1.3%)、事務員100万人(1.9%)、サービス300万人(5.5%)、販売員(15.0%)、農業・森林・漁業2,569万人(47.4%)、製造・運輸1,238万人(22.8%)、その他108万人(2.0%)である。
- b. 2005－2006年に比較し増減率は専門家・技術者1.88%、管理職者28.20%、事務員－0.34%、サービス2.12%、販売員4.89%、農業・森林・漁業2.85%、製造・運輸3.97%となっており、管理職者の増加率が著しく、販売、製造・運輸が大きく伸びている。

(2) 労働者の特性

- a. 長所は、「(工場の一般労働者は) 一般的に真面目、付き合いやすい」、「女性は手先が器用、目が良く、作業労働者として好まれる。」短所は、「積極性や主体性に欠ける」、「逐一チェック・相談が必要」「タイムマネジメントに難がある」という評価もある⁴。
- b. 教育の面では、農村部・地方出身のワーカーでは初等教育をきちんと受けていない人もおり、躰・衛生・生活習慣、読み書き・計算などの基礎知識に欠けることがあり⁵、基本から教育している日系企業もある。また、「バ」国ではインドに比べて英語を話すことができないワーカーが多い⁶という。

(3) 労働法

「バ」国では労働基本法として労働法 2006 年 (Bangladesh Labor Act. 2006) が適用される。輸出加工区に進出する企業には、輸出加工区労働者福利厚生協会・産業関連法 (2010 年) が規定され、適用される。

1) 採用

最低就労年齢は 18 歳である。児童就労は禁じられている。特定業界では最低 14 歳で見習い生として受入可能。労働法の規定により、ストライキ中に新規採用することはできない。

2) 賃金

法律で定める最低賃金は、2,000 タカから 6,000 タカの範囲で 75 分野毎、200 種類の仕事別に決まっている。

一般区では縫製業の日熟練工で 3,000 タカ、EPZ 内では縫製業の見習い 30 ドル～電気・電子見習い 41 ドルが現行水準である。

「バ」国日系企業の正規従業員の平均賃金は表 2-5-2 のとおりである。

表 2-5-2 : 在バングラデシュ日系企業の正規雇用従業員平均賃金

業種	製造業			非製造業	
	ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
基本給 (月額)	74	190	484	304	747
年間負担総額	1,478	3,693	8,935	5,092	12,606
備考	実務経験 3 年程度	専門校/大卒以上かつ実務経験 5 年程度	大卒以上かつ実務経験 10 年程度	実務経験 3 年程度	大卒以上かつ実務経験 10 年程度

出典： JETRO アジア新興国のビジネス環境比較

3) 労働条件 (労働時間、休日)

⁴ JETRO 「アジア新興国のビジネス環境比較」(2013 年 4 月) を参照した。

⁵ 進出企業のヒアリングや JETRO 情報に基づく。

⁶ 複数のバングラデシュ人有識者からのヒアリングに基づく。

- a. 労働時間：
 - ・ 1日あたり8時間+1時間休憩、最高10時間まで（残業手当支払い）
 - ・ 1週間あたり48時間、最高60時間まで。
 - ・ 女性は夜間労働禁止（午後10:00～翌朝午前6:00）
- b. 休日：
 - ・ 工場 1週間に1日の休日
 - ・ 店舗・商業施設・産業組織 1週間に1.5日
- c. 休暇：
 - ・ 有給年休は12ヵ月連続就業に対して年間18日。繰越不能の有給臨時休暇は年間10日。
 - ・ 病気休暇は年間14日。出産休暇は出産前後に各8週間。
 - ・ 会社都合の週末に休暇が取れない場合、代償休日付与。
 - ・ 会社都合で祝祭日に労働の場合、振替休日と2日間の有給代償休日が付与。

4) 社会保障

雇用主は「労働者準備基金」を設置し、従業員の基本給の7～8%を収める義務を負う。

5) 解雇・人員削減

- a. 常勤労働者からの辞職：
 - ・ 5年以上10年未満の就業者は就業年数 x 14日間相当分の補償、
 - ・ 10年以上の就業者は就業年数 x 30日間相当の補償
- b. 一時解雇： 1年以上就業の正規従業員が対象。
 - ・ 解雇期間中の基本賃金の50%および手当全額を支払う。
 - ・ 暦年内で45日間以上の解雇の場合、15日間以上の部分は基本賃金・手当総額の25%を支払う。
- c. 人員削減： 1ヵ月前に事前通知を書面にて送る。就業年数 x 30日相当分の補償。
- d. 不正行為による解雇： 補償を支払う必要はない。相手に非がある旨の警告文を出す。
- e. 定年退職： 就業年数 x 30日相当分の補償と手当
- f. その他の雇用解除：

常勤雇用者に対して、理由なしで4か月（120日）事前書面通知、もしくは基本賃金の4か月分を事前通知の代わりに支払うことで解雇することができる。さらに雇用主は就業した1年あたり1か月の基本賃金の率で補償・心づきを労働者に支払う。

5) 労働組合・労働争議

- a. 労働組合（Trade Union）： 労働者の30%以上が組合員となれば労働組合を結成できる。議長と書記長の署名を付して、地位金の労働組合/労働局所長の登録機関に登録。1事業所に3つ以上の労働組合を結成することはできない。
- b. 労働争議： 現地企業の経営者は労働者との関係に厳しい。日系企業では労

働争議は少ないが、付近の争議が飛び火することがある。

6) 労働需給

- a. 2010年代は毎年200万人、2020年代は毎年約130万人の労働者が供給されると予測される。
- b. ワーカークラスは、工場が密集するダッカ首都圏でも募集をかければ多くの応募が見込まれるが、管理職では経験豊富、優秀な人材は少ない。
- c. 縫製業のワーカーは、需要が多いため高い給与を求める転職が多い。電子・機械などの分野では、企業や雇用口が少なく、人材を探すのが難しいが、逆に、転職口も少ないため、転職が少なく、長く勤務する傾向があるという。

2.5.2 産業人材育成システム

(1) 「バ」国の教育制度

「バ」国に教育制度は正規教育と非正規教育がある。

(参照 表 2-5-6 : バングラデシュの教育制度)

【正規教育】は、初等教育、中等教育、技術職業教育、高等教育がある。

1) 初等教育と中等教育

表 2-5-3 : 初等教育・中等教育の概要

初等教育 1 学年から 5 学年 (5 年間) (対象: 約 1,575 万人)	Primary school (日本の小学校に相当) 6 歳で入学。 無料。5 学年の終了時に初等教育終了認定 (PSC) 試験
前期中等教育 6 学年から 8 学年 (3 年間) (対象: 約 1,685 万人)	Secondary school (日本の中学校に相当) 8 学年終了時に前期中等教育修了認定試験 (JSC)、 (全国試験) 合格者は中期中等教育に進学
中期中等教育 9 学年と 10 学年 (2 年間)	College (日本の高校に相当) 人文、科学、ビジネスの 3 コースに分かれる。 10 学年終了時に中期中等教育修了認定 (SSC) (全国試験) 合格者は後期中等教育に進学。
後期中等教育 11 学年と 12 学年 (2 年間)	中間カレッジ (Intermediate college) カレッジ

出典: 各種資料より調査団作成

2) 技術・職業教育

前期中等教育を終え JSC 試験に合格すると、技術・職業教育に進学できる。技術・

職業教育は、技術教育機関（Technical education institute）やポリテク（Polytechnic institute）で受ける。

表 2-5-4：技術・職業教育の概要

SSC ⁷ （職業） コース	9 学年と 10 学年の 2 年間。 カリキュラムは一般教育と職業に関する技能の習得が含まれる。一般教育では応用に重点があり、職業教育は国家技能基準（NSS）の取得を目指す内容となっている。 分野： 農業、製陶、工学、漁業、皮革、畜産、繊維
HSC ⁸ （職業） コース	11 学年、12 学年の 2 年間。 合格すると技術、工学、および一般教員の分野でさらに高いレベルの教育を受けることができる。また NSS グレード I（高度技能労働者として職を得ることができる）。

出典：各種資料より調査団作成

3) 高等教育

高等教育は国公立大学および私立の大学で提供される。

表 2-5-5：高等教育の概要

Pass（学士） Honors（学士）	HSC 取得者は Pass プログラム（3 年）、Honors プログラム（4 年）、その他の工学・技術コースなどお高等教育を履修できる。 Pass 男性 30.7 万人、女性 24.2 万人 Honors 男性 26.6 万人、女性 15 万人
修士	履修を終えると修士課程に進学できる。修士課程の履修期間は、Pass プログラム修了者は 2 年間、Honors プログラム修了者は 1 年間である。 修士 男性 3.2 万人、女性 1.6 万人
博士	M.Phil（研究修士）で 2 年間、博士課程で 1 年間の履修が必要。

出典：各種資料より調査団作成

【非正規教育】では、マドラサ（イスラム学校）や NGO による BOP 層向けの教育が行われている。

1) マドラサ（イスラム学校）

「バ」国政府は、正規教育と並行する教育システムとしてマドラサに注目している。教育省は、マドラサの 3 つの課程（Ebtedayee, Dhail, Alim）の教育を一般学校の初等、

⁷ SSC: Secondary School Certification

⁸ HSC: Higher Secondary Certification

中等、後期中等教育の水準に揃えた。また、マドラサには Alim の上に、Fazil (2 年間、一般大学の 2 年間に相当) と Kamil (2 年間、一般大学の修士課程に相当) がある。

2) NGO

「バ」国では、多くの NGO が貧困層の正規の学校教育を受けられない子供を対象とした初等教育や、CSR で一般向けの教育を行っている。主なものは、BRAC 非正規初等教育プログラムや GSS 初等教育プログラム、CMES (科学大衆教育センター) における環境や生活における技術教育などがある。

(2) 産業人材育成システム

「バ」国では、大学、Vocational school やポリテクの他に、「バ」国政府機関が産業人材育成を行い、またマルチドナーが産業人材育成を支援している。

1) 「バ」国政府による産業人材育成

a. Bangladesh Industrial Technical Assistance Center (BITAC)

- ・ BITAC は「バ」国の産業省 (Ministry of Industry) 傘下の機関である。
- ・ 目的： トレーニングによる産業人材の能力向上、技術移転や輸入代替部品の製造を通じた民間事業者への技術支援とアドバイスやコンサルティングサービスの提供、生産性の向上、品質水準の向上、生産原価の低減、国内産の資源や技術を活用した工業化政策の支援、プラスチック技術、治具・工具の開発、金属加工等を通じた技術支援。
- ・ 機能： 産業人材へのトレーニングの実施、技術支援、技術移転、研究開発など。
- ・ 職員 645 名、年間予算 約 300 百万タカ。本部 Dhaka の他、Chittagong, Chandpur, Khulna, Bogra に拠点がある。年間 2,000 名の研修者を受入。提供する研修コースは 11 ある。(2012 年)
- ・ 研修用の機械や工具が旧式であり、また教員の知識も古いため、機械の更新や教員への TOT が必要であり、JICA は BITAC の能力向上を支援しているが、今後本格的な支援を展開する予定。

b. Bangladesh Institute of Management (BIM)

- ・ BIM は産業省の傘下にある機関である。
- ・ 目的： 1. あらゆる公的機関、民間企業および NGO 等により運営される商業、工業、サービス産業のあらゆる階層レベルへの管理職育成に携わる。2. 研修、調査、コンサルティング活動を通じたあらゆる経済活動の生産性向上に貢献する。3. 経営近代化や経済・経営活動および関連分野における最新情報の提供や出版物の発行を行う。4. 国内・海外の同種サービス機関と連携し、経営手法に係る知見や経験の交流を促進する。
- ・ 本部 Dhaka、支部 Chittagong, Khulna 職員 25 名 (定員 52 名) 年間予算 2,500 万タカ 短期研修コース年間 80 コース、1 年間長期研修コース 5 種類。(2012 年)
- ・ 民間事業者との同種類の研修サービスで競合しており、収入減と予算が

少ない模様。

c. Small & Cottage Industries Training Institute (SCITI)

- ・ SCITI は産業省傘下の BCSIC に付属する研修機関である。
- ・ 目的：
 1. 「バ」国における新規の小規模事業者や中小企業再生のためのトレーニングの提供、
 2. 既存企業における中間管理職者に対するトレーニングの提供、
 3. 公的・民間支援機関の職員の能力向上を目的としたトレーニングの提供、小規模事業者や中小企業者が抱える課題解決のための調査研究の実施。
- ・ 本部 Dhaka 職員数 85 名、うち教職員 29 名。予算 約 6 億タカ。Entrepreneurship Development, General Management, Industry Management, Financial Management, Marketing Management の分野で年間 50 コースを提供。年間受講者数は約 1,000 名。(2012 年)

2) マルチドナーによる産業人材育成支援

「バ」国ではマルチドナーが以下の民間セクター開発プロジェクトを展開している。

- ・ Bangladesh Investment Climate Fund (BICA) – DFID, EU, IFC
- ・ Katalyst – DFID, SDC, CIDA
- ・ Better Work and Standard Programme (Best) – EU, UNIDO, NORAD, GTZ
- ・ Post Literacy and Continuing Education (PLCE) II – SDC, ADB, DFID, GoB
- ・ South Asia Enterprise Development Facility (SEDF) – IFC, DFID, NORAD
- ・ Technical and Vocational Education and Training (TVET) – ILO, EU

この中で直接、民間の産業人材の育成に集中しているのは TVET である。

【TVET (技術職業教育訓練) の概要】

- a. 実施機関： ILO および「バ」国文部省技術教育局 (Directorate of Technical Education)
- b. プログラム期間： 2007 年 12 月～2012 年 12 月 (5 年間)
- c. 目的： 近代産業のニーズに合致するスキルおよび恵まれない若年労働者層のニーズに応えるために市場志向で柔軟性にある技術職業教育訓練システムを構築すること。
- d. プログラム内容：
 - ・ TVET 政策、システム、法律のレビュー
 - ・ TVET の柔軟性、品質、関連性の向上
 - ・ マネージャーや教師の知識、スキル向上を通じた TVET 機関の強化
 - ・ 正規セクターの輸出志向型産業における生産性と輸出競争力の強化のためのスキルの向上、

- ・ 恵まれない層の TVET へのアクセスの向上
- e. 予算： 15 百万ユーロ

表 2-5-6：バングラデシュの教育制度

(参考)バングラデシュの現行の教育制度																	
年齢	学年																
26+																	
25+	20				工学博士	医学博士											
24+	19		博士	Post医学士・外科学士ディプロマ				教育博士									
23+	18		M.phil	M.Phil (医学)													
22+	17	修士(学芸、科学経営学、宇宙科学)	法学修士	医学・外科学士歯科学士	工学修士	農学修士	MBA	教育学 教育学修士	修士 (Lsc)								
21+	16	学士	修士 (Pre)	法学学士 (Hons)	学士 (工学、農学、繊維学、皮革学)	工学学士	学士 (技術教育)	教育学学士 教育ディプロマ	哲学学士 (教育)	ディプロマ (Lsc)	Kāmi						
20+	15		学士 (Pass)														
19+	14																
18+	13																
17+	12	中等教育	後期中等教育		試験 後期中等教育修了認定 (HSC)	工学ディプロマ		教育学 サティファイ ケット	農学サティファイ ケット	商学 ディプロマ	看護ディプロマ	Alim					
16+	11							製陶などの職人養成コース									
15+	10		中期中等教育		試験 中期中等教育修了認定 (SSC)	商業教育認定 / SSC 職業訓練											
14+	9																
13+	8	前期中等教育									Dakhi						
12+	7																
11+	6																
10+	5	初等教育									Ebnayee						
9+	4																
8+	3																
7+	2																
6+	1																
5+		就学前教育															
4+																	
3+																	

出典： JETRO 教育事情 バングラデシュ BOP 層実態調査
(原書は Bangladesh Bureau of Educational Information and Statistics)

2.6 「バ」国における経済特区（輸出加工区、工業団地を含む）の類型と概要

2.6.1 「バ」国における政府認可の工業団地の類型

「バ」国で法律に基づく政府認可の工業団地は、輸出志向企業向けの輸出加工区 (Export Processing Zones、EPZ)、民間輸出加工区 (Private Export Processing Zones、Private EPZ)、経済特区 (Special Economic Zones、SEZ) および、国内中小企業向けの中小企業工業団地がある。輸出加工区、民間輸出加工区は保税区域であり、経済特区では保税区域と内国区域がある。入居対象者は海外の外資および国内の輸出志向企業である。

輸出加工区、民間輸出加工区、経済特区のうち、現在は実質的に稼働しているのは輸出加工区のみである。

表 2-6-1 : 工業団地の類型と特徴

工業団地の類型	特徴
Export Processing Zones (EPZ) <u>輸出加工区</u>	保税区域 - 輸出志向企業 行政機関- 輸出加工区庁 (BEPZA)
Private Export Processing Zones (Private EPZ) <u>民間輸出加工区</u>	保税区域 - 輸出志向企業 行政機関- Private EPZ Governor's board
Special Economic Zones (SEZ) <u>経済特区</u> (「バ」国の経済特区法では Economic Zones と表記され、これが正式名称である。略称 EZ) 第 4 カテゴリーの特別な経済特区 : High-tech Park, Garment Industrial Park, API Industrial Park)	保税区域 - 輸出志向企業の他に国内産業区域を併設 行政機関- 経済特区庁 (BEZA)
Industrial Estate (中小企業) 工業団地	国内の中小企業製造業向けの団地 行政機関- 小企業零細企業公社 (BSCIC)
その他 : 公的制度に基づかない、民間デベロッパーが開発する小規模な民間工業団地	テナントには、主に日系中小企業の投資を対象とする。EPZ と同じインセンティブ、利便性などについて、法制度的な保証はない。

出典 : 各種資料より調査団作成

2.6.2 輸出加工区の概要と課題

(1) 輸出加工区の概要

輸出加工区 (Export Processing Zone 以下 EPZ と略す) は、法律に基づきバングラデシュ政府が所有、管理・運営する輸出志向産業向けの工業団地である。

- 1) 準拠法: BEPZA Act 1980 & Foreign Investment Act 1980
- 2) 所管官庁: バングラデシュ輸出加工区庁 (Bangladesh Processing Zone Authority 以下 BEPZA と略す)
- 3) EPZ の機能: 潜在的投資家が心地よく、煩わしい手続きがない投資環境を見出せる特別な区域を提供すること。
- 4) 目的: 外国直接投資 (FDI) と国内投資の促進、輸出の多角化、産業の川上と川下の連関、雇用の創出、技術移転、技能の向上、経営管理の発展
- 5) EPZ への投資形態: 3つのタイプがある
 - A タイプ: 100%海外資本による投資
 - B タイプ: 海外資本と国内居住バングラデシュ資本による合弁出資
 - C タイプ: 100%国内居住バングラデシュ資本による投資
- 6) 各 EPZ: 1983 年に Chittagong で最初の EPZ が設営された。

現在は 7 管区に以下の 8 ヶ所の EPZ が設置されている。

Chittagong, Dhaka, Karnaphuli, Comilla, Mongla, Adamjee, Ishiwardi,

Uttara

- a. 合計面積: 2,572 エーカー (1,047 ヘクタール)
- b. 雇用: 358,772 人 (2013 年 2 月)
- c. 入居企業数: 406 社 (稼働中)、137 社 (登録)
- d. 輸出額: EPZ 入居企業の輸出額 4,210 百万米ドル (2011-2012)
「バ」国全体の輸出額 24,288 百万米ドルの 17% を占める。
主な輸出品は衣料、ニット、繊維、電器・電子、靴、帽子など。

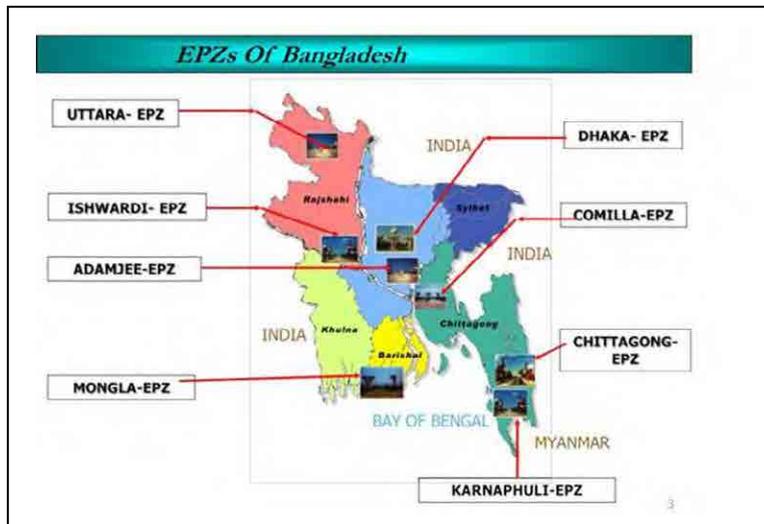


図 2-6-1 : EPZ の配置図

出典 : BEPZA

7) 財務奨励策 (The Fiscal Incentives) :

- a. 法人税免除 (5 年間、1-2 年度 100%, 3-4 年度 50%, 5 年度 25%)
- b. 工場建設資材、機械、事務所設備、部品等への輸入免税
- c. 原材料と最終製品の輸出・輸入の免税
- d. 2 重課税の排除
- e. 配当課税の免除
- f. 一般関税特惠制度 (GSP) の利用可能
- g. 機械とプラントへの加速度償却の適用
- h. ロイヤルティ、技術指導料、コンサルタント料の送金可能

8) 財務外の奨励策 (Non-fiscal Incentives) :

- a. Foreign Private Investment (Promotion and Protection) Act, 1980 による投資保護
- b. 100% 外資保有が可能
- c. 最恵国待遇 (MFN) のメリット
- d. 外国投資、国内投資とも上限なし
- e. 資本金と配当の本国送還が可能

9) 便益 (Facilities)

- a. UD, IRC, ERC⁹, 保税免許の更新なし
- b. BEPZA による労働ビザ (Work permit) の発行
- c. 安全、保護された保税区域
- d. 銀行のオフショア取引が可能
- e. 工場における通関
- f. 簡素化された認可手続き
- g. 国内関税地域からの輸入可
- h. 衣料を除き最終製品の 10%まで国内関税地域への販売可能

(2) 輸出加工区の課題

Uttara EPZ, Mongla EPZ と Ishwardi EPZ 以外の 5 か所の EPZ の区画はほぼ埋まっており、空区画がない。「バ」国政府は、EPZ の新規の開発や拡張をしないで、経済特区 SEZ の開発が EPZ に替わるとしている。しかし、今直ぐに投資・進出できる SEZ は用意されておらず、SEZ の開発には 3 年程度の年月を要するとみられる。「バ」国に輸出志向企業を投資、進出を図る場合、適切な工場用地の確保が困難になっている。(「バ」国の国内市場向けに投資・進出する場合は、EPZ の外の用地が対象となる。)

表 2-6-2 : EPZ の入居状況

BANGLADESH EXPORT PROCESSING ZONES AUTHORITY														
BEPZA Complex, House No. 19/D, Road No. 6, Dhammondi, Dhaka-1205.														
ZONE WISE NO. OF INDUSTRIES AND THEIR INVESTMENT & EMPLOYMENT														
As On Apr-2013														
Sl.	Zone	No. of Enterprises							Investment ('000' US\$)		Employment (Nos.)			
		Operation	U/ Impl.	U/ Impl(LA)	Sanc.	Total	Ceased	Total	Proposed	Actual	Prop. (L.)	Prop. (F.)	Actual (L.)	Actual (F.)
[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]=7 +8	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]
1.	Chittagong-EPZ	171	8	0	3	182	3	185	930,907.07	1,073,789.57	213,629	1,303	179,730	429
2.	Dhaka-EPZ	100	6	1	5	112	23	135	1,347,989.73	918,768.55	104,818	1,205	88,902	594
3.	Mongla-EPZ	17	12	0	4	33	10	43	228,608.05	7,444.64	26,266	273	1,561	14
4.	Ishwardi-EPZ	9	13	3	5	30	4	34	391,102.00	71,389.04	57,552	318	5,693	31
5.	Comilla-EPZ	34	8	8	14	64	7	71	652,952.70	173,511.69	95,271	705	14,200	216
6.	Uttara-EPZ	9	9	1	2	21	4	25	301,963.80	41,133.53	51,197	195	8,505	124
7.	Adamjee-EPZ	39	11	10	4	64	18	82	891,102.50	189,088.94	154,578	1,111	29,671	152
8.	Kamaphuli-EPZ	39	13	2	4	58	0	58	922,335.26	255,243.75	127,816	1,150	35,835	341
Total :		418	80	25	41	564	69	633	5,666,961.11	2,730,369.71	831,127	6,260	364,097	1,901

出典 : BEPZA 資料

⁹ UD: Utilization Declaration, IRC: Import Registration Certificate, ERC: Export Registration Certificate

表 2-6-3 : EPZ 8 カ所の施設概要

	Chittagong	Dhaka	Comilla	Karnaphuli
所在地	South Halishahar チッタゴン港から3.1km チッタゴン市中心街から5.5km チッタゴン国際空港から7.21km	Ganakbari, Savar ダッカ中心街から35km ジア国際空港から25km チッタゴン港から304km	Comilla Old Airort Area ダッカから97km チッタゴン港から167km	Chittagon Steel Mill Area North Patenga チッタゴン港から5.6km チッタゴンのビジネス中心街から8km、チッタゴン国際空港から4.7km
面積				
(エーカー)	453	347	258	222
(ヘクタール)	183	144	104	90
土地区画数	428	388	208	211
1区画面積 (平方メートル)	2,000	2,000	2,000	2,000
土地賃料 (US\$/M ² /年)	US\$2.20	US\$2.20	US\$2.20	US\$2.20
標準工場建物面積 (M2)	58,245	79,843	27,000	2,974
工場建物賃料 (US\$/M ² /月)	US\$2.75	US\$2.75	US\$2.75	US\$2.75
倉庫面積 (M ²)	2,668	2,356		
倉庫賃料 (US\$/M ² /月)	US\$2.75	US\$2.75		
公共サービス				
水	チッタゴン水道局	BEPZA自給	BEPZA自給	チッタゴン水道局+BEPZA自給
貯水量 (百万L/日)	7.26			
料金 (US\$/M ³)	US\$0.25	US\$0.25	US\$0.25	US\$0.25
状況	水不足	良好	良好	良好
ガス	Bakhrabad Gas System Ltd.	Titasガス田		Bakhrabad Gas System Ltd.
料金 (US\$/M ³)	US\$0.08	US\$0.08	US\$0.08	US\$0.08
状況	良好	良好	良好 (2009年12月以前の設立工場のみ)	良好
電力				
料金 (US\$/Kwh)	US\$0.06	US\$0.06	US\$0.06	US\$0.06
状況	良好 (民間企業より供給)	良好 (民間企業より供給)	良好 (民間企業より供給)	良好 (民間企業より供給)
Waste Water Treatment	建設中 (2012年6月完工予定)	建設中 (2012年11月完工予定)	建設中 (15%完工)	無
入居企業数 (予定も含む)		127	63	56
空区画	無	無	無	無
EPZ	Adamjee	Mongla	Ishwardi	Uttara
所在地	Admjee Nagar, Shiddirgonj, Narayanganj ダッカ中心街から15km ジア国際空港から40km チッタゴン港から255km	Mongla Port area, Bagerhat ジェルソール空港から105km ダッカから397km チッタゴン港から664km	Pakshi, Pabna ダッカから200km モングラ港から255km	Shogalshi, Nilphamari ダッカから401km モングラ港から586km チッタゴン港から650km
面積				
エーカー	293	460	309	230
ヘクタール	119	186	125	93
土地区画数	200	162	166	155
1区画面積 (平方メートル)	2,000	2,000	2,000	2,000
土地賃料 (US\$/M ² /年)	US\$2.20	US\$1.00	US\$1.00	US\$1.00
標準工場建物面積 (M2)	42,737	18,000	18,000	18,000
工場建物賃料 (US\$/M ² /月)	US\$2.75	US\$1.25	US\$1.25	US\$1.25
倉庫面積 (M2)				
倉庫賃料 (US\$/M ² /月)				
公共サービス				
水	BEPZA自給	Public Health Engineering Dept 及び BEPZA自給	BEPZA自給	BEPZA自給
貯水量				
料金 (US\$/M ³)	US\$0.25	US\$0.25	US\$0.25	US\$0.25
状況	良好	良好 (塩分多い)	良好	良好
ガス	Titasガス田	Shahabajpurガス田 (予定)		Gas Transmission Company Ltd.
料金 (US\$/M ³)	US\$0.08	US\$0.08	US\$0.08	US\$0.08
状況	良好	ガス供給無 (配管未接続)	ガス供給無 (配管未接続)	ガス供給無 (配管未接続)
電力				
料金 (US\$/Kwh)	US\$0.06	US\$0.06	US\$0.06	US\$0.06
状況	良好 (民間企業より供給)	良好	良好	良好
Waste Water Treatment	建設中 (10%完工)	無	無	無
入居企業数 (予定も含む)	65	4	27	8
空区画	無	有	有	有

出典：JICA バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査
(産業育成・貿易投資促進) 報告書 (2012年)

2.6.3 民間輸出加工区の概要

民間輸出加工区（Private Export Processing Zone 以下 Private EPZ と略す）は、法律に基づき、「バ」国政府が承認し、ライセンスを得た民間デベロッパーが、自社が取得した用地にて設置、開発、管理・運営する輸出加工区である。

- a. 準拠法: the Bangladesh Private Export Processing Zones Act, 1996.
- b. 所管官庁: 首相府 PMO の中にある Private EPZ Governor's board が民間 EPZ の開発を管理、承認、モニターする。

現在、Private EPZ は 2 か所－Korean Export Processing Zones (Korean EPZ, 以下 KEPZ と略す) と Ranguia Export Processing Zones (Ranguia EPZ, 以下 REPZ と略す) の開発が政府の承認を得ている。Korean EPZ は 2012 年に部分的に整地開発し、工場 1 社が進出し操業を開始したが、Ranguia EPZ は開発の計画段階である。

(1) Korean EPZ

Korean EPZ を所有・運営する民間デベロッパーは Korean EPZ(K-EPZ) Corporation(BD) Ltd. である。同社は韓国（ソウル）の Youngone Corporation の「バ」国・現地子会社である。Youngone はダッカ EPZ とチッタゴン EPZ に縫製工場や製靴工場を投資、進出している。また、海外ではベトナムでも縫製工場と製靴工場を投資している。これらの工場では、主に米国の大手アパレル産業やスポーツ用品企業からの発注を受託し製造している。

K-EPZ の全体用地は 2,492 エーカー（「バ」国 EPZ 全体の土地面積 2,572 エーカーに匹敵）と広大な面積である。2012 年 1 月の時点で K-EPZ は第 1 期工事が完成し、土地 25 エーカーに Youngone グループの製靴製造子会社の工場 3 棟が建設されていた。その他の企業は K-EPZ に投資進出していない。

【経緯】

- 1996 年 Private EPZ Act. 発効
- Youngone/Korean EPZ Corporation が「バ」国と土地の購入契約を締結。
- 2007 年 Operation license 取得
- 2009 年 環境審査合格
- 2010 年 保税許可
- 2011 年 第 1 期工事 Youngone Group 製靴工場の建設
- 2012 年 試験製造開始

K-EPZ が土地の購入契約をしてから 17 年を経過している。K-EPZ によれば、開発が遅れた理由は以下のとおりである。

《土地購入代金を「バ」国政府に支払済みであるが、政府から土地所有権の譲渡証書 (Deed of Transfer) が発行されず、登記移転ができない。このため、海外投資家とのテナント契約を締結できず、販売と開発が止まっている。》

また、K-EPZ の Website には次の内容が掲載されている： — 「バ」国政府と韓国政府は「バ」国の民間 EPZ の設置に合意した。それを受けて K-EPZ は EPZ の設営を申請し、

(Bangladesh Economic Zones Act, 2010) に基づき、BEZA が経済特区の設置、許可、運営、管理と規制を行う。

経済特区の法制度等の詳細は、〈第 3 章「バ」国における経済特区整備に係る法体系、制度および課題〉に記載しており、第 3 章を参照。

(2) 経済特区のカテゴリー

経済特区には 4 類型のカテゴリーがあり、図表 2-6-4 「経済特区の 4 類型」にまとめた。

表 2-6-4 : 経済特区の 4 類型

1. 官民パートナーシップ、官民連携 (Public and Private Partnership 略称 PPP)	
「バ」国政府、および「バ」国、あるいは外国の個人、団体、組織との官民パートナーシップにより設営される経済特区	Economic Zones established through public and private partnership by local or foreign individuals, body or organizations.
2. 民間企業が設営する民間の経済特区 (Private Economic Zones)	
「バ」国、または非居住のバングラデシュ人、または、外国の投資家、団体、ビジネス組織、またはビジネスグループが単独、または共同で設営する民間の経済特区	Private Economic Zones established individually or jointly by local, non-resident Bangladeshis or foreign investors, body, business organizations or group
3. 政府が設営、所有する経済特区 (Government Economic Zones)	
「バ」国政府により設営され、所有される政府経済特区	Government Economic Zones established and owned by the Government
4. 特定の産業や商業の組織化のための特別な経済特区 (Special Economic Zones)	
特定の産業や商業の組織のために、民間、PPP、または政府のイニシアティブで設営される「特別な」経済特区	Special Economic Zones established privately or by public-private partnership or by the Government initiative, for the establishment of any kind of specialized industry or commercial organization.

出典：各種資料より調査団作成

(注) 「4. 特定の産業や商業の組織化のための特別な経済特区」の代表例には、Kaliakoir Hi-Tech Park, Garment Industrial Park、および API Park がある。このうち、Kaliakoir Hi-Tech Park では第 1 期工事が造成中、Garment Industrial Park と API Park は計画中である。

(3) 経済特区の区域

経済特区は以下の 4 区域に区分される。

- a. 輸出加工区域： 輸出志向産業向けの区域

(Export Processing Area)

- b. 国内加工区域： 国内市場ニーズに合致する区域

(Domestic Processing Area)

- c. 商業区域： 銀行、倉庫、事務所などの区域

(Commercial Area)

- d. 非加工区域： 住居、健康、教育、娯楽などの区域

(Non-Processing Area)

(4) 経済特区の開発状況

「バ」国政府は、全国を7地区に分けて1地区に1カ所、合計7カ所の経済特区を造る予定である。2012年5月に5カ所（Mirashorai, Anowara, Sirajigonji, Mongla, Sherpur）を経済特区用地として選定した。

Mirashorai、Anwara と Shelpur の3カ所については、BEZA が FS を実施する。

Sirajigonji と Mongla, の2カ所については、民間デベロッパーが FS を実施し、開発計画を立案する - こととなっている。(BEZA)

表 2-6-5 : 経済特区開発予定

場所	面積 (エーカー)	所有	その他	FS 実施主体
Mirershorai - Chittagong	6,615	政府	海岸沿い	BEZA
Anowara - Chittagong	611	政府	造船に適す	BEZA
Sirajganj - Rajshahi	1,041	政府、民間	川岸	民間 Developer
Sherpur Maulvibazzar - Sylhet	354	政府	高台	BEZA
Mongla, Bagerhat	205	政府	平地	民間 Developer

出典： BEZA Website の掲載情報に基づき調査団が作成

この他に、民間企業の A.K.Khan から Narsinghdi 民間経済特区の申請が出ており、民間の候補地として承認されている。

「特定の産業や商業の組織化のための特別な経済特区」の代表例には、Kaliakoir Hi-Tech Park, Garment Industrial Park、および API Park がある。このうち、Kaliakoir Hi-Tech Park では第1期工事が造成中、Garment Industrial Park と API Industrial Park は計画中である。

Kaliakoir Hi-Tech Park の概要

- a. 実施機関： Hi-Tech Park Authority
- b. 準拠法： Bangladesh Hi-Tech Park Authority Act. 2010
- c. 面積： 232 エーカー 全体は5ブロックに分けて造成される。
ブロック1は管理棟と居住区、その他のブロックは工業団地である。

- d. 電気、水ポンプ、ガス（民生用）との接続は可能の状況に整備済み、敷地内道路、電話交換機
- e. Hi-Tech Park 管理運営者の入札を行われ、マレーシア企業にほぼ決まりかけていたが、未定。
- f. 法人税 100%、10 年間無税

2.6.5 中小企業工業団地（Industrial Estate）の概要

「バ」国では工業省傘下のバングラデシュ小企業・零細企業公社（Bangladesh Small and Cottage Industry Corporation、BSCIC）が製造業の中小企業政策の実施機関である。BSCIC は中小企業振興政策の一環で全国の中小企業工業団地を管理している。

中小企業工業団地は現在、全国に 74 カ所（他に新規プロジェクト 9 カ所）がある。：（内訳）

ボリシャル管区(Barisal Division) 4 カ所、チッタゴン管区(Chittagong Division) 16 カ所、ダッカ管区(Dhaka Division) 26 カ所、クルナ管区(Khulna Division) 11 カ所、ラジシャヒ管区(Rajshahi Division) 7 カ所、シレット管区(Sylhet Division) 5 カ所

工業団地の土地は 99 年間の賃貸(lease)。平均面積は 150～200 エーカー。1 カ所の入居企業数は 30 社～4,000 社まで大小様々である。

製薬会社が集合して API¹⁰ Industrial Park の工業団地を造っており、カテゴリーとしては国内の中小企業工業団地となる。

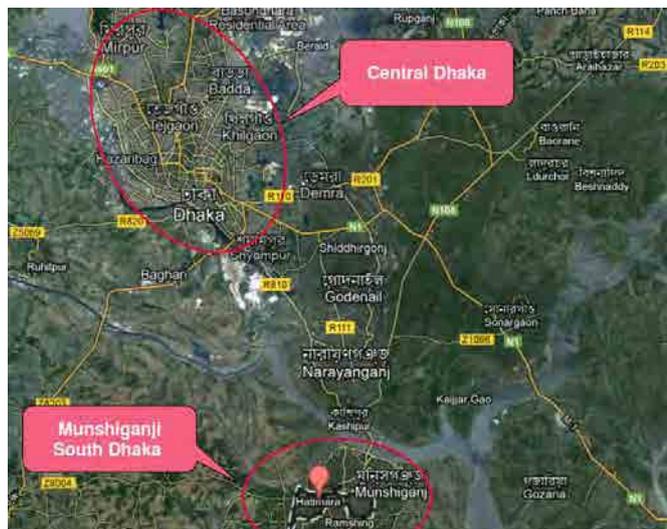
2.6.6 民間開発事業者による小規模工業団地

本調査において経済特区候補地を発掘、選定した。今後 FS などを実施、デベロッパーの出現、経済特区承認手続き、ファイナンス、入居企業のマーケティングなど同時並行に行い、経済特区が順調に立ち上がるまで 3 年位の期間がかかると見込まれる。一方、最近 JETRO ダッカ事務所には、投資・進出・貿易の調査のために月平均 200 社超の日本企業が訪問しているが、適切な工場用地が見つからず、落胆して帰国するケースが多いという。

こうした状況で、小規模ながらも日系中小企業向けの工業団地の開発が進行している事例がある。

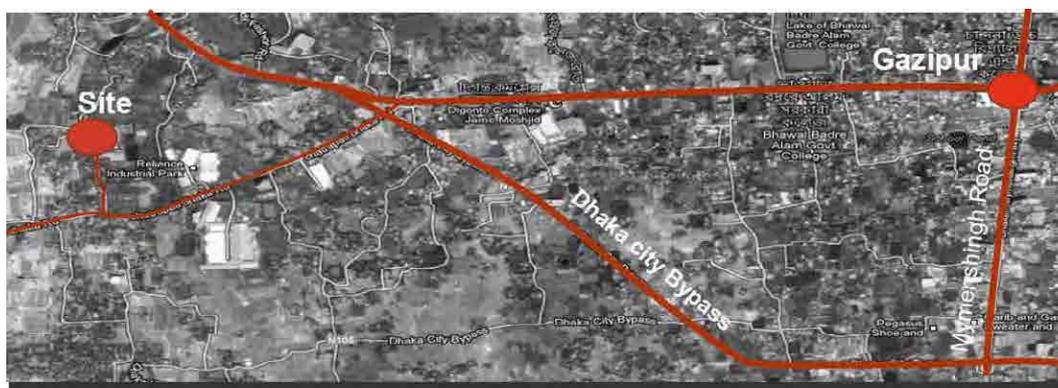
- a. South Dhaka Japan Industrial Park Munshiganji (RAJA Group/Bangla Business Partners) 場所 Munshiganji 加美電子（兵庫県、LED 電球）が RAJA グループによって提供される土地に工場を建設中。

¹⁰ API とは Active Pharmaceutical Ingredient の略で、製薬の原薬材料をいう。



b. Kunimoto Industrial Park 場所 Gazipur

主に衣料や染色工業を対象とし、現在工場を建築中。



2.7 外国直接投資誘致上の国際競争力

2.7.1 World Economic Forum - The Global Competitiveness による国際競争力の評価

World Economic Forum – The Global Competitiveness 2012–2013 によれば、「バ」国の国際競争力は 144 カ国中の 118 位（スコア 3.6）であり、国際競争力は低い。前年の張調査 2011–2012 年では 108 位であったのが、2012–2013 年では 10 位も後退している。特に産業レベルで同じようなレベルの新興国であるカンボジアが前年の 97 位から 85 位に躍進したのとは、対照的である。

（参照：表 2－ 国際競争力ランキング 2012–2013 年 中国、ASEAN、南アジア各国と「バ」国の比較）

(1) 「バ」国の競争力を損なう主な要因は以下のとおりである。

- a. 制度（127 位、3.2）： 国民の政治家不信、不正な支払と賄賂、企業の倫理行動、少数株主の保護
- b. インフラ（134 位、2.2）： インフラ全般の質、電力供給の質

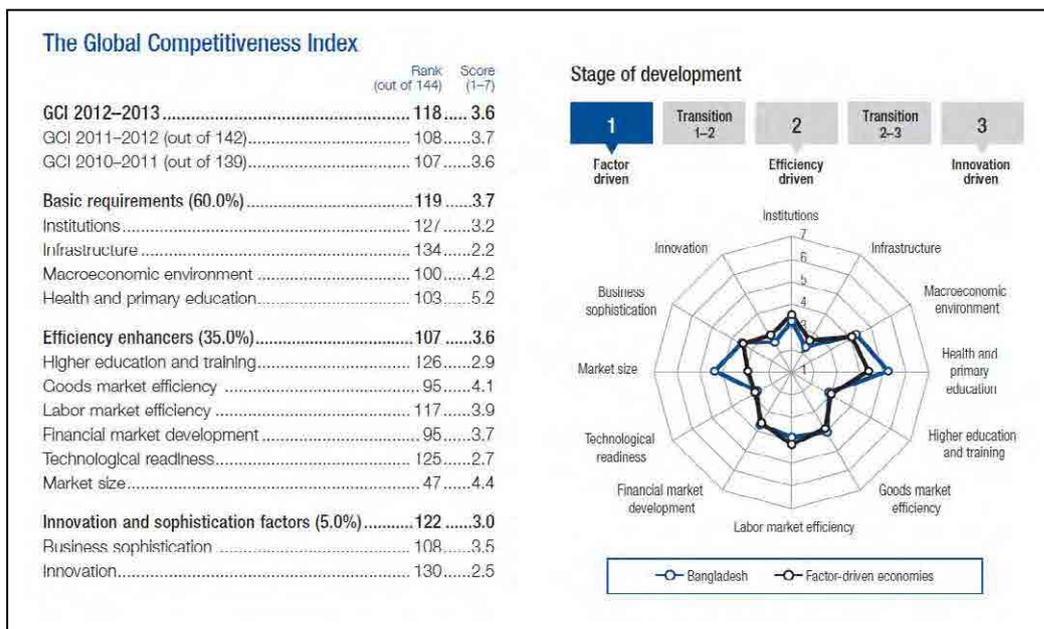
- c. 高等教育・訓練（126位、2.9）： 研究・訓練サービスの利用度、スタッフ教育の程度
- d. イノベーション（130位、2.5）： 産学連携の研究開発、先端技術製品の政府調達（参照：表 2-6-7：The global Competitiveness Index による「バ」国の国際競争力の評価）

表 2-6-6：中国、ASEAN、南アジア各国と「バ」国の比較

The Global Competitiveness Index 2012-2013 rankings				
© 2012 World Economic Forum www.weforum.org/gcr				
Country/Economy	GCI 2012-2013		GCI 2011-2012	
	Rank	Score	Rank	Change
Malaysia	25	5.06	21	-4
China	29	4.83	26	-3
Thailand	38	4.52	39	1
Indonesia	50	4.40	46	-4
India	59	4.32	56	-3
Sri Lanka	68	4.19	52	-16
Vietnam	75	4.11	65	-10
Cambodia	85	4.01	97	12
Bangladesh	118	3.65	108	-10
Nepal	125	3.49	125	0

出典：World Economic Forum – The Global Competitiveness 2012–2013

表 2-6-7：The global Competitiveness Index による「バ」国の国際競争力 の評価

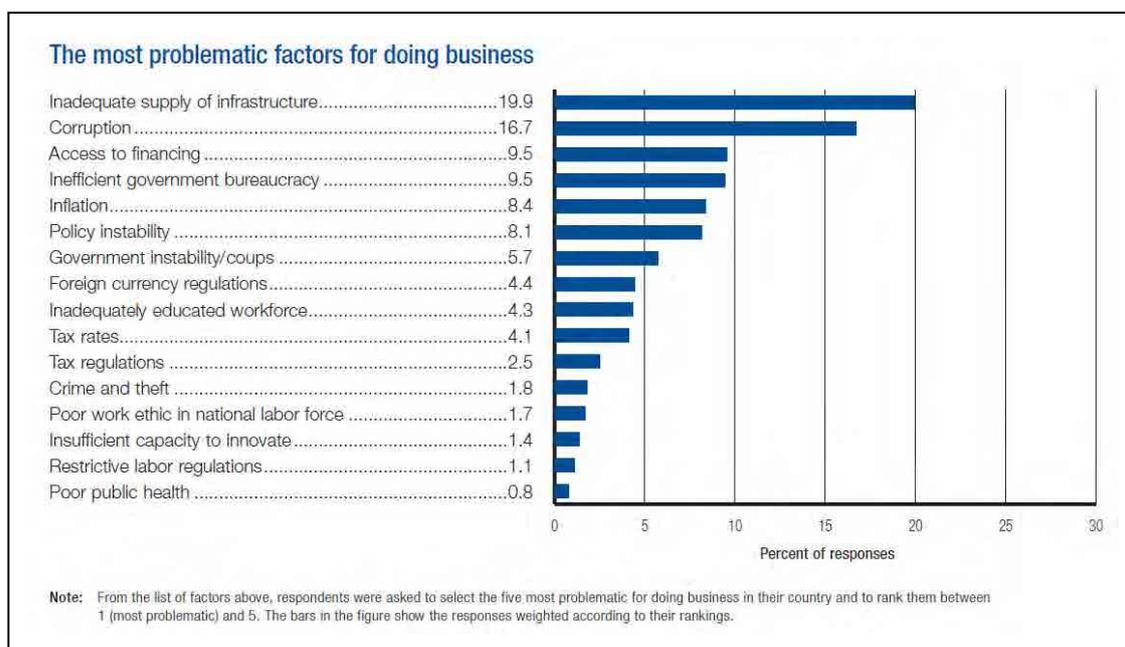


出典：World Economic Forum – The Global Competitiveness 2012–2013

(2) 事業を行う上で最も問題のある要因に関するアンケート（選択 5 問）で回答が多いもの上位からの順は下記のとおりである。

- a. 不安定なインフラ供給
- b. 汚職
- c. 非効率な政府官僚主義
- d. インフレーション
- e. 不安定な政策
- f. 不安定な政府
- g. 外国為替規則
- h. 教育不十分な労働力
- i. 税率
- j. 税規則
- k. その他

表 2-6-8 : 事業を行う上で最も問題のある要因



出典 : World Economic Forum – The Global Competitiveness 2012–2013

表 2-6-9: The global Competitiveness Index の詳細評価

The Global Competitiveness Index in detail			The Global Competitiveness Index in detail		
INDICATOR	VALUE	RANK/144	INDICATOR	VALUE	RANK/144
1st pillar: Institutions			6th pillar: Goods market efficiency		
1.01 Property rights	3.6	104	6.01 Intensity of local competition	4.7	83
1.02 Intellectual property protection	2.4	131	6.02 Extent of market dominance	3.2	120
1.03 Diversion of public funds	2.6	107	6.03 Effectiveness of anti monopoly policy	3.5	111
1.04 Public trust in politicians	1.9	124	6.04 Extent and effect of taxation	4.0	32
1.05 Irregular payments and bribes	2.2	144	6.05 Total tax rate, % profits	35.0	56
1.06 Judicial independence	2.0	104	6.06 No. procedures to start a business*	7	74
1.07 Favoritism in decisions of government officials	2.2	135	6.07 No. days to start a business*	19	90
1.08 Wastefulness of government spending	3.2	71	6.08 Agricultural policy costs	4.6	16
1.09 Burden of government regulation	3.2	85	6.09 Prevalence of trade barriers	4.2	81
1.10 Efficiency of legal framework in settling disputes	3.3	101	6.10 Trade tariffs, % duty*	13.1	129
1.11 Efficiency of legal framework in challenging regs	3.6	71	6.11 Prevalence of foreign ownership	4.0	117
1.12 Transparency of government policymaking	3.9	101	6.12 Business impact of rules on FDI	5.2	26
1.13 Gov't services for improved business performance	2.9	120	6.13 Burden of customs procedures	3.2	124
1.14 Business costs of terrorism	5.1	103	6.14 Imports as a percentage of GDP*	30.3	119
1.15 Business costs of crime and violence	4.3	97	6.15 Degree of customer orientation	4.3	99
1.16 Organized crime	4.5	106	6.16 Buyer sophistication	3.1	94
1.17 Reliability of police services	3.0	126	7th pillar: Labor market efficiency		
1.18 Ethical behavior of firms	2.9	139	7.01 Cooperation in labor-employer relations	4.2	84
1.19 Strength of auditing and reporting standards	3.7	127	7.02 Flexibility of wage determination	4.8	85
1.20 Efficacy of corporate boards	4.0	116	7.03 Hiring and firing practices	4.7	20
1.21 Protection of minority shareholders' interests	3.2	131	7.04 Redundancy costs, weeks of salary*	31	128
1.22 Strength of investor protection, 0-10 (best)*	6.7	24	7.05 Pay and productivity	3.5	105
2nd pillar: Infrastructure			7.06 Reliance on professional management	3.5	118
2.01 Quality of overall infrastructure	2.8	131	7.07 Brain drain	2.8	113
2.02 Quality of roads	2.8	113	7.08 Women in labor force, ratio to men*	0.69	98
2.03 Quality of railroad infrastructure	2.5	73	8th pillar: Financial market development		
2.04 Quality of port infrastructure	3.3	121	8.01 Availability of financial services	4.0	98
2.05 Quality of air transport infrastructure	3.5	120	8.02 Affordability of financial services	3.7	102
2.06 Available airline seat kms/week, millions*	205.6	63	8.03 Financing through local equity market	4.0	42
2.07 Quality of electricity supply	1.8	136	8.04 Ease of access to loans	2.4	98
2.08 Mobile telephone subscriptions/100 pop.*	56.5	125	8.05 Venture capital availability	2.0	122
2.09 Fixed telephone lines/100 pop.*	1.1	127	8.06 Soundness of banks	4.6	93
3rd pillar: Macroeconomic environment			8.07 Regulation of securities exchanges	3.0	130
3.01 Government budget balance, % GDP*	-4.1	92	8.08 Legal rights index, 0-10 (best)*	7	43
3.02 Gross national savings, % GDP*	26.7	36	9th pillar: Technological readiness		
3.03 Inflation, annual % change*	10.7	126	9.01 Availability of latest technologies	4.4	105
3.04 General government debt, % GDP*	42.9	80	9.02 Firm-level technology absorption	4.2	111
3.05 Country credit rating, 0-100 (best)*	29.8	105	9.03 FDI and technology transfer	4.0	111
4th pillar: Health and primary education			9.04 Individuals using internet, %*	5.0	126
4.01 Business impact of malaria	5.5	93	9.05 Broadband internet subscriptions/100 pop.*	0.0	128
4.02 Malaria cases/100,000 pop.*	619.9	109	9.06 Int'l internet bandwidth, kb/s per user*	2.9	117
4.03 Business impact of tuberculosis	5.3	74	9.07 Mobile broadband subscriptions/100 pop.*	0.0	128
4.04 Tuberculosis cases/100,000 pop.*	225.0	120	10th pillar: Market size		
4.05 Business impact of HIV/AIDS	5.6	50	10.01 Domestic market size index, 1-7 (best)*	4.3	39
4.06 HIV prevalence, % adult pop.*	0.1	12	10.02 Foreign market size index, 1-7 (best)*	4.5	63
4.07 Infant mortality, deaths/1,000 live births*	38.0	105	11th pillar: Business sophistication		
4.08 Life expectancy, years*	68.6	101	11.01 Local supplier quantity	4.6	77
4.09 Quality of primary education	2.8	122	11.02 Local supplier quality	4.3	81
4.10 Primary education enrollment, net %*	102.2	82	11.03 State of cluster development	3.9	57
5th pillar: Higher education and training			11.04 Nature of competitive advantage	2.5	138
5.01 Secondary education enrollment, gross %*	51.4	116	11.05 Value chain breadth	3.3	93
5.02 Tertiary education enrollment, gross %*	10.6	109	11.06 Control of international distribution	3.8	99
5.03 Quality of the educational system	3.2	97	11.07 Production process sophistication	2.9	119
5.04 Quality of math and science education	3.2	113	11.08 Extent of marketing	3.3	119
5.05 Quality of management schools	3.9	91	11.09 Willingness to delegate authority	2.8	138
5.06 Internet access in schools	2.6	122	12th pillar: Innovation		
5.07 Availability of research and training services	2.8	137	12.01 Capacity for innovation	2.4	131
5.08 Extent of staff training	3.0	136	12.02 Quality of scientific research institutions	2.5	127
			12.03 Company spending on R&D	2.4	130
			12.04 University-industry collaboration in R&D	2.6	131
			12.05 Gov't procurement of advanced tech products	2.6	134
			12.06 Availability of scientists and engineers	3.8	81
			12.07 PCT patents, applications/million pop.*	0.0	115

Notes: Values are on a 1-to-7 scale unless otherwise annotated with an asterisk (*). For further details and explanation, please refer to the section "How to Read the Country/Economy Profiles" on page 83.

出典 : World Economic Forum – The Global Competitiveness 2012–2013

(3) 「バ」国の競争力を高める要因

「バ」国の競争力と成長のポテンシャルとなる要因は以下のとおりである。

a. 制度 : 投資家保護の強度 (24位、6.7/最高10)

- b. マクロ経済環境： GDPに対する国民貯蓄性向（36位、26.7%）が高い。
- c. 健康・初等教育： HIV/AIDSのビジネスへのインパクト（50位、5.6）、成人人口のHIV感染率（12位、0.1%）
- d. 良好な市場効率性： 徴税の範囲と効果（32位、4.0）、農業政策コスト（16位、4.6）、外国直接投資ルールのビジネスインパクト（26位、5.2）がある。
- e. 労働市場の効率性： 採用と解雇の慣行（20位、4.7）
- f. 金融市場の発展： 現地資本市場と通じた資金調達（22位、4.0）、法的権利（43位、7/最高10）である。
- g. 市場規模： 国内市場規模（39位、4.3/最高7）

国内の貯蓄資金の投資への活用や、国内市場の規模の優位性を産業競争力の強化や産業の発展に導くことが課題である。

2.7.2 産業の基本コスト、産業インフラにおける競争力

「バ」国の産業の基本コスト（投資コスト）と産業インフラにおける競争力を、ASEANの先発新興国であるタイ、マレーシア、および後発新興国であるカンボジア、ミャンマーと比較評価した。

(1) 産業の基本コストの競争力

産業の基本コスト（投資コスト）の競争力においては、人件費・賃金、土地・事務所の購入価格・賃借料金、ユーティリティ（電気、水道、ガスの料金）を比較評価した。

（参照： 表 2-6-10: 産業の基本コストの競争力 - ASEAN 比較）

1) 賃金・人件費

対象は各国の日系企業に勤務する現地社員の賃金、人件費である。

- a. 「バ」国の作業員レベルの平均月額賃金は（78ドル）は、タイの約27%、カンボジアとほぼ同等であり、ミャンマーより高い。企業が実質的に負担する一人当たりの年間人件費では、「バ」国（1,438ドル）はタイの約25%、カンボジアと同じ、ミャンマーよりも高い。
- b. エンジニアでは「バ」国の月額賃金（251ドル）および年間人件費一人当たり（4,721ドル）は、カンボジアやミャンマーよりも高い。
- c. マネージャークラスでは、「バ」国の月額賃金（578ドル）、年間人件費（9,843ドル）は、カンボジアの月額賃金、年間人件費より安く、また、ミャンマーの月額賃金と同じであるが、年間人件費ではミャンマーよりも高い。
- d. 総じて、「バ」国では基本給に比べて、賞与や社会保険料の負担が大きく、企業が実質負担する年間人件費は割高となっている。

表 2-6-10: 産業の基本コストの競争力—ASEAN 比較

産業の基本共通コスト (為替1米ドル=)	バングラデシュ (ダッカ) 82.325タカ	タイ (バンコク) 31.637バーツ	マレーシア (クワラルンブール) 31.505リンギ	カンボジア (プノンペン) 4.039リエル	ミャンマー (ヤンゴン) 805チャット
賃金(製造業)					
1. 作業員					
①基本給(月額)	78	286	344	82	68
②年間実負担	1,438	5,662	6,340	1,438	1,137
2. エンジニア					
①基本給(月額)	251	641	973	204	176
②年間実負担	4,721	11,464	16,092	3,000	2,623
3. マネージャー					
①基本給(月額)	578	1,565	1,926	663	577
②年間実負担	9,843	26,580	30,990	10,450	8,449
4. 法定最低賃金	見習い 39~41 熟練工 109	300バーツ	n. a.	55 (+手当10)	n. a.
5. 賞与 (基本給 x 月数)	2.42	2.85	2.14	1.05	1.56
6. 社会保障負担率					
①雇用者	7%~8%	5%	12%	0.80%	1.63%~3.3%
②被雇用者	7%~8%	5%	11%		1.0%~2.0%
7. 名目賃金上昇率					
2010年	10.70%	6.50%	a. 5.68%, b. 5.28%	n. a.	
2011年			a. 6.45%, b. 5.37%		
			a. 管理職 b. 非管理職		
地価・事務所賃料					
1. 工業団地購入価格 (1M ² 当たり)	1,089~1,270(ダッカ市内) 636~872(ダッカ近郊)	119(アマタナコン工業団地)	20~25(セラランゴール)	100%外資の土地購入は不可	外国人、外国企業の土地購入は不可
2. 工業団地賃料 (1M ² 当たり)	0.10~0.18 (EPZ)	6.95	n. a.	0.091	0.15~0.255
3. 事務所賃料 (1M ² 当たり)	5.24~28.76 (ダッカ中心部)	20	19~27	12~22	45(ダウタウン、外資多い) 1.86~3.11
ユーティリティ					
電気料金(産業用)					
①月額基本料金	7.29	9.86	190	なし	なし
②1KW当たり	0.05~0.09	0.14	0.09	0.216	0.12
水道料金(産業用)					
①月額基本料金	なし	2.84		0.37	なし
②1M ³ 当たり	0.31	0.30~0.51		0.235~0.359	0.88
ガス料金(産業用)					
①月額基本料金	なし	なし	11.43	なし	なし
②1M ³ 当たり	0.03~0.12	4.36	0.66~0.72	1.33	7.74/1mmBtu当たり

出典：JICA バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査
(産業育成・貿易投資促進) 報告書

2) 土地価格・賃借料

- a. 「バ」国の工業団地購入価格は、ASEANに比較し極めて高い。100%外資の「バ」国法人は土地の購入が可能であるが、カンボジアとミャンマーでは外資による土地の購入は不可。
- b. 「バ」国のEPZの土地賃借料は、カンボジアやミャンマーの土地賃借料とほぼ同じレベルである。
- c. 「バ」国ユーティリティコストは電気料金、水道、ガス料金の全てがASEAN各国より安い。

(2) 産業インフラの競争力

産業インフラの競争力においては、労働力・労働事情、電力の供給、税金・税制、資金調達について比較評価した。(参照：表 2-6-10:産業インフラの競争力—ASEAN 比較)

1) 労働力・労働環境】

労働人口が圧倒的に多く、労働力が安定して供給されている。

2) 電力インフラ

バングラデシュ、カンボジア、ミャンマーではいずれも経済発展に電力供給が追いつかず、電力不足で停電が起きている。

表 2-6-11：産業インフラの競争力－ASEAN 比較

産業インフラの状況	バングラデシュ (ダッカ)	タイ (バンコク)	マレーシア (クワラルンプール)	カンボジア (プノンペン)	ミャンマー (ヤンゴン)
労働力・環境	労働力が安定した労働市場であるが、事務系管理職の優秀な人材確保は難しい、熟練人材不足。縫製業に労働力が集中（300万人）。海外出稼ぎ労働者が多い（700万人）	失業率は1%未満（2011年10月）で、完全雇用に近い状態となり、労働力がひっ迫。外国人労働者に対する雇用規制が強化。	2011年の失業率は3.1%で2000年以来、最も低い水準。外国人労働者への規制強化で、単純労働者は人手不足が深刻。賃金上昇は緩やか。	全人口のうち、20歳未満が46%を占め、国が若い。潜在的な労働力は農村部に多く存在する。熟練人材不足。	ASEANの中で最も賃金が安く農村部には労働力が豊富だが、工場周辺、都市部に居住する人口が限られ、ワーカークラスを十分に確保できないケースもみられる。
電力インフラ					
①電力供給	電力不足 天然ガスに依存	天然ガスに依存（2010年、72%）	天然ガスに依存	電力不足 電力輸入に大きく依存（消費の61.5%）。国内の発電電力量の91%は独立系発電事業者で、小規模なディーゼル発電。	電力不足 水力発電に依存（乾季に電力が不足）
②電力燃料					
税金・税制					
①法人税（実効税率）	(株式上場企業) 27.5 (非上場企業) 37.5	30	25	20	30 (外国投資法に基づく法人)
②個人所得税	25 (累進課税の場合、最高税率を表示)	37	26	20	30
③源泉税率					
配当	20	10	0	14	
利子	10	15	10	6	15
使用料（著作権、特許）	10	15	10	14	15
④VAT	15.0	7.0	10.0	10.0	
⑤関税（平均税率）	14.7	9.9	6.9	14.2	17.6
WTO MFN単純平均 2010年					
⑥関税以外の輸入税	VAT、補足税、前払い所得税	VAT	VAT	VAT、特別税	VAT
資金調達					
①国内金融機関からの借入	(a)輸出加工区（EPZ）以外：タカ建てでの借入は可能。借入限度は（払込資本＋準備金）の50% (b)輸出加工区：タカ建ての借入は不可。	国内借入金利（パーツ）6%～7%。大口融資規制あり。債務超過企業は融資不可（中央銀行の規則）	国内借入金利（リングギ）6%～7%。大口融資規制あり。	不動産担保の伴わない借入は比較的困難。期間は一般的に短期で、借入利率は高率。合併比率に応じた負担を求める場合に障害になることあり。	外国企業は不動産等の担保が要求され困難。合併相手国または国営企業の場合は、特別会社法が適用され国営企業に準じ国営銀行からの現地通貨調達が可能。
②海外金融機関からの借入	バングラデシュ法人が海外金融機関から借入する時は、BOIに申請。借入期間最長5年間。	海外調達は自由（親子ローンを含む）。	親子ローンは自由。（邦銀現地支店が中心）	海外からの借入に対する規制はない。親子ローンによる調達が一般的。	
決済・代金回収		小切手決済が主流	送金、小切手、手形。電子決済のインフラも整備		

出典：JICA バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査
(産業育成・貿易投資促進) 報告書 (2012年)

3) 税金・税制

- 「バ」国の法人税 27.5%（上場）～37.5%（非上場）は、ASEAN（除くカンボジア 20%）とほぼ同じゾーンにある。個人所得税 25%も同様の傾向である。
- 「バ」の配当への源泉徴収税率 20%は ASEAN より高い。
- 「バ」国の VAT15%は、タイやカンボジアよりも高い。
- 「バ」国の平均輸入関税率 14.7%は、タイ、マレーシアよりも高く、カンボジアと同等で、ミャンマーより安い。

4) 資金調達

- バングラデシュの国内金融機関からの借入は一部に制限があるが、タイ、マレーシアでは大口以外では規制はない。
- バングラデシュ法人が海外の金融機関から融資を受ける際は、BOI への申請と承認が必要であるが、タイ、マレーシアでは海外金融機関からの融資は自由である。

2.7.3 外国直接投資制度における競争力

開発途上国における産業振興策にとって外国投資の誘致は欠かせない要素である。このため、外国投資制度・政策の優劣が産業の競争力に大きな影響を与える。World Economic Forum – The Global Competitiveness の 6.12 Business Impact of rules on FDI 評価 Index は、FDI の奨励レベルを 1（奨励しない）～7（強く奨励する）で示すものである。ここではバングラデシュは上位 26 位、5.2 と評価されており、「バ」国の FDI 政策の競争力が高いといえる。

表 2-6-12 : FDI ルールのビジネスインパクトの競争力—ASEAN、南アジア

ランク 1 - 144	国	評価値 (Value)		地域
		1 - 7 Max	Means 4.5	
2	Singapore	6.3		ASEAN
10	Malaysia	5.5		ASEAN
20	Thailand	5.3		ASEAN
26	Bangladesh	5.2		南アジア
35	Sri Lanka	5.1		南アジア
38	Cambodia	5.0		ASEAN
52	Brunei	4.8		ASEAN
62	India	4.7		南アジア
69	Philippines	4.6		ASEAN
78	Indonesia	4.6		ASEAN
94	Vietnam	4.4		ASEAN
95	Pakistan	4.4		南アジア

出典 : World Economic Forum – The Global Competitiveness 2012 – 2013

6.12 Business impact of rules on FDI を基に調査団が作成

(1) 外国直接投資政策の競争力—タイ、マレーシアとの比較

1) 投資促進機関： 外資が現地法人を設立し投資する場合、

- a. 「バ」国ではバングラデシュ投資庁 (BOI) が全ての業種の投資を監督・認可する機関である。BOI はワンストップ・サービスを謳っているが、実態は投資家が関係官庁に出向き届け出手続きを行っており、サービスが十分とはいえない。
- b. タイでは製造業はタイ投資委員会(BOI)、卸売業、小売業、運輸業は商務省が認可機関である。
- c. マレーシアでは、マレーシア工業開発庁 (MIDA) が製造業の監督官庁・窓口、国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) が卸売業、小売業、運輸業の監督官庁である。MIDA は MIDA のオフィスでワンストップ・サービスを提供している。

2) 規制業種 :

- a. 「バ」国では規制業種は資源、インフラ、通信・運輸などで、原則 100%外資出資（除く海運・物流）が可能である。
- b. タイでは規制業種は多く、規制業種の対象では 50%以上の外資参入は原則不可。但し、製造業は規制業種でなく、外資 100%の進出が可能。
- c. マレーシアでは、製造業では自動車を除き 100%外資進出可能、卸売業、小売業、運輸業では一部を除いて 100%外資進出が可能。

3) 外国企業の土地所有 :

- a. 「バ」国では外国資本 100%のバングラデシュ法人が一般の土地を購入することが可能であるが、輸出加工区では土地の購入は不可、賃借になる。
- b. タイでは外資比率 50%以上の法人は原則として土地購入は認められない。例外措置として製造業における BOI 奨励企業や工業団地公社 (IEAT) 認定企業は出資比率に拘らず土地所有が可能。BOI 奨励企業や IEAT 認定企業は工業団地に入居。
- c. マレーシアでは、原則として外国人・外国企業による土地取得が認められている。(例外、小規模住宅など) 但し、製造業は通常は工業団地に入居しており、工業団地の開発業者は政府機関や地場民間会社を中心となっており、外資の開発業者の参入は規制されている。
- d. 「バ」国では外国資本の一般の土地（非産業用）の購入や、外国資本の現地出資子会社が産業用土地を購入することが可能である。タイ、マレーシアに比べて規制緩和が進んでいる。

表 2-6-13 : 外国直接投資制度－タイ、マレーシアとの比較

外国投資政策・制度	バングラデシュ	タイ	マレーシア
投資促進機関	バングラデシュ投資庁(BOI)、バングラデシュ輸出加工区庁(BEPZA)	投資委員会(BOI)、タイ工業団地公社(IEAT)。	国際貿易産業省、マレーシア工業開発庁(MIDA)、マルチメディア開発公社、インベストKL。
①禁止業種	武器・弾薬・軍用機器、原子力、植林・森林保護地区の機械的方法による木材伐採、紙幣印刷・造幣。	新聞発行・ラジオ・テレビ放送事業、農業・果樹園、畜産、林業・木材加工(天然)、漁業、薬草抽出、骨董品(売買・競売)、仏像および僧鉢の製造・铸造、土地取引	
②規制業種	深海での漁業、銀行・金融業、保険業、電力関連、天然ガス・石油・精油・石炭関連、その他鉱物資源関連、大規模インフラ事業、ガス・鉱物資源を原材料として利用する中規模及び大規模企業、通信サービス、衛星放送サービス、航空旅客・輸送業、海運業、港湾建設、Voip/IP電話サービス、沿海部で採取される重金属を利用する産業	武器、戦闘用船・飛行機・車両など、国内陸上・海上・航空運輸、骨董品・民芸品販売、木彫品製造、養蚕・絹織布など、タイ楽器製造、金銀製品・ニエロ細工・黒金象眼・漆器製造、タイ文化・美術に属する食器製造、精糖、鉱業、家具などの木材加工 精米・製粉、漁業(養殖)、植林、ベニア板・チップボード製造など、石灰製造、会計・法律・建築設計・エンジニアリングなどのサービス、建設業、代理・仲介業(除外有)、競売、国内農産物の国内取引、一定規模以下の小売業・卸売業、広告業、ホテル業、観光業、植物の繁殖・品種改良など。	一般に国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関して、政府は外資参入を30%までに制限している。
③出資比率	原則、外資の100%出資可。たとえば、海運・物流業については出資金額、出資比率についての規制がある。外国資本の合併は民間部門、公共部門とも可能。	外資比率が50%以上の企業は、外国人事業法により上述(「規制業種・禁止業種」)の43業種への参入が禁止・規制される。ただし、一部例外もあり。	原則、民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。製造業、流通・サービス業では、一部を除き、100%外資が認められている。
④外国企業の土地所有	可能。外国企業でも会社登記すれば土地を所有することができる(外国人個人は不可)。輸出加工区(EPZ)の場合は購入できないが、長期(30年間)使用権を獲得できる。	原則として外国人(法人を含む)は土地取得不可。しかしBOI奨励企業や、工業団地公社(IEAT)認定企業は、出資比率にかかわらず土地取得が可能。また、1999年5月に改正された土地法では、4,000万バツ以上の投資等の条件を満たした場合、居住用として1ライ(1,600平方メートル)以下の土地の取得も可能としている。	原則、民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。製造業、流通・サービス業では、一部を除き、100%外資が認められている。マレーシアの土地は州の管轄となっており、土地・不動産の所有に関しては州当局の認可を得て、土地の登記を行う。商業物件、工業用地、農業用地は、現地法人を設立し、登記しなければならない。
⑤資本金規制	原則、金融業以外の業種であれば最低払込資本金の規制はない。	外国企業(外資マジョリティ)の最低資本は200万バツ以上。ただし、外国人事業法の規制業種に基づく特別の認可を取得する必要がある業種の場合は原則として最低資本は300万バツ以上。タイ企業(タイ資本マジョリティ)は最低資本の規制はない。	事業内容や必要な許認可に応じ、最低払込資本が定められている。製造ライセンス取得会社では、株主資本RM250万、流通・サービス取引ではRM100万である。
⑥その他	金融業は政府からの特別許可を必要とする。国産化率や現地調達義務、輸出義務などに関する規制はない。	従来、自動車、オートバイ、小型トラック用ディーゼルエンジン、乳製品等につき国産化率を定めていたが、WTOの貿易関連投資措置(TRIM)廃止に伴い、乳製品以外は既に撤廃されている。	1975年工業調整法(Industrial Coordination Act, 1975「ICA」)、競争法2010年(Competition Act 2010) ICAでは、250万リンギ以上の株主資本を有する、または75名以上の常勤従業員を雇用している製造業に、製造業ライセンスの申請を義務付けている。製造業ライセンスの申請書は、マレーシア工業開発庁(MIDA)に提出する。

出典：JICA バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査
(産業育成・貿易投資促進) 報告書

4) 外資奨励策

- a. 奨励業種： 「バ」国の奨励業種は大雑把である。タイ、マレーシアでは奨励業種の対象が戦略的に詳細に決められており、誘致ターゲットが明確である。
- b. 法人税免除 Tax Holiday: 業種・進出地域、会計方法などの違いにより、一概にどの国が税制で有利か比較しにくい。タイは BOI の判断で戦略的に誘致したい企業・産業に個別対応できるところが強みであるが透明性の問題もある。

表 2-6-14: 外資奨励策 (優遇措置)

	バングラデシュ	タイ	マレーシア	カンボジア	ミャンマー
外資に対する奨励と奨励業種	輸出志向産業、ハイテク産業、国産天然資源を活用する産業、国産原料に依存する産業など。	農業および農産品、鉱業、セラミックス、基本材料、軽工業、金属製品、機械、運輸機器、電子・電気部品、化学、紙、プラスチック、サービスおよび公共施設。	製造業、農業、観光業、ホテル業、特定サービス産業、R&D (研究開発活動)、職業訓練事業、環境保護事業、国際調達センター、地域流通センター、地域統括会社、マルチメディア事業など	適格投資プロジェクト (Qualified Investment Project : QIP)	輸出拡大、大規模投資を要する天然資源開発、ハイテク技術の取得、多額の資本を要する財サービスの生産、雇用機会の増大、エネルギー消費の節約、地方開発。
優遇措置 (法人税免除)	指定業種が進出した地域、業種によって法人税の免除規定が異なる。既存業種：期間5年～7年、減税率100%～25%と経過年数で漸減する。新規業種：期間5年～7年、減税率95%～85%。	BOIの判断で、奨励企業に対し法人税を3～8年のいずれかの期間で免除。免除期間中に損失が生じた場合、免除期間終了後、5年以内の純益から同額の損失を控除。	パイオニア・ステータスを認められた企業は、法人税が5年間、70%免税。となる。免税所得から分配された配当金も免税となる。	法人税免税制度 (選択制) : タックス・ホリデーの期間は、「始動期間 (Trigger period) 」+3年間+「優先期間 (Priority Period) 」で構成される。	法外国投資法に定める要件に基づき設立された企業は、生産または役務の提供開始から3年間の法人所得税免除が認められる。
その他の優遇措置	プラントおよび機械に対する加速償却の適用。1年目 50%、2年目 30%、3年目 20% 80 - 100% 輸出志向産業の場合輸入機械に対して適用される関税は1%、また、関税還付制度がある。	プロジェクトに応じて設備や部品・原材料の輸入税を免除。	パイオニア・ステータスに代わる方法として、投資税額控除 (Investment Tax Allowance : IITA) を認められた企業は、適格資本的支出に対して、支出発生から5年間60%の控除が得られる。	特別償却 (選択制) : 製造・加工工程において使用される新品又は中古の有形固定資産価格の40%にあたる特別償却制度。	設備、機械などの他有形固定資産に対する加速減価償却、欠損 (損失) の3年間の繰り越し。機械設備、部品、スペアパーツおよび原材料の輸入関税の立ち上げ、及び立ち上げ後3年間の減免措置。

出典：JICA バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査 (産業育成・貿易投資促進) 報告書

(2) 経済特区・工業団地の競争力

「バ」国、タイ、マレーシアの輸出加工区・経済特区・工業団地の状況は「図表 2-6-13 : 経済特区・工業団地の協力-タイ、マレーシアとの比較」のとおりである。外国投資・海外進出の目的には、a. 輸出生産志向と b. 国内市場志向、及び c. 輸出生産と国内市場の双方を合わせたものがある。a. や c. の場合は、一般にサービスの利便性と優遇措置がある輸出加工区、経済特区や工業団地への投資・進出が行われることが多い。

1) 利用可能な工業団地

- a. 「バ」国では外国資本が進出できる工業団地は輸出加工区 EPZ のみであり、全国に 8 カ所、EPZ 面積は 90～186 ヘクタール、合計面積 1,039 ヘクタール (2,572 エーカー) と規模が小さい。利便性の悪い 3 カ所以外の EPZ では空区画はない。新しい経済特区の開発はこれからという現状である。

- b. タイには 60 以上の工業団地はある。各団地の規模は 155 ヘクタール～3,062 ヘクタールと規模が大きく、バンコク近辺以外では空区画がある。中小企業向けの 400 m² ～ 1,000m² 規模のレンタル工場のニーズが高く、開発が進んでいる。レムチャバン工業団地 (569 ヘクタール) は深海港のレムチャバン港に 1km の位置にあり、港から 30km～100km 以内に多くの工業団地が散在している。2011 年の洪水でバンコク北部のアユタヤ県の工業団地は被災し、水への脆弱性が露わになった。
- c. マレーシアには 200 以上の工業団地があり、18 カ所の自由工業地域 (FIZ) がある。各団地は 34～1,419 ヘクタールまで多様な規模である。工業団地にはレンタル工場が設置されているケースが多い。ジョホール州のパシール・クダン工業団地 (1,419 ヘクタール) は深海港のタンジュンペラパス港まで 56km に位置し、ペナン州プライ工業団地 (934 ヘクタール) は国際港湾のペナン港に隣接、その他の工業団地も港湾に隣接もしくは 20～60km の近隣に位置する。

2) 保税工場

- a. 「バ」国では保税工場、保税倉庫の制度はあっても、保税工場は一部の産業・企業のみ認められている。
- b. マレーシアでは保税工場があり、FIZ に進出している企業と同様の優遇措置がある。

3) 投資優遇措置

- a. バングラデシュの法人税率は 32.5% (上場 37.5%、非上場 27.5%) は高く、EPZ では法人税免除期間は 10 年間であったが、2012 年 1 月以降の投資に対して法人税免除期間は 5 年に短縮され、減税率 100%～25% 漸減方式である。輸入関税の免税措置や、設備・機械への加速度償却が適用される。
- b. タイの法人税率は 23% (2012 年度)、20% (2013 年度) と低く、奨励業種の事業に対して BOI の認可により最大 8 年の法人税免税措置の適用がある。立地、業種や個別投資プロジェクトの内容によって、資本財・原材料の輸入免税が認められる。
- c. マレーシアの法人税は 25% と低く、パイオニアスタータス (5 年間法人所得の 70% 免税)、もしくは投資税額控除 (5 年間、設備投資の 60% を課税対象所得から控除) の 2 社択一となっている。FIZ 立地企業には原材料・部品の関税が免除。保税工場にも同じ適用がある。
- d. 「バ」国では一律な奨励・優遇措置の傾向があるが、タイ、マレーシアでは業種、地域、プロジェクトなど個別に戦略的な奨励・優遇を行っている。
- e. 「バ」国からの輸出には海外各国で GSP (一般特惠関税) が適用される。

表 2-6-15: 経済特区・工業団地の競争力・タイ、マレーシアとの比較

経済特区・工業団地	バングラデシュ	タイ	マレーシア
1. 現状	輸出加工区 (EPZ=Export Processing Zone) : 1980年12月の輸出加工区法 (The Export Processing Zone Act) により規定されている。現在、バングラデシュには8箇所の輸出加工区 (EPZ) があるが、首都ダッカおよび第2の都市チッタゴン周辺のEPZ5件はすでに手狭となり、十分な空きがあるのはワットラ、イシュワルディ、モングラの3カ所のみ。民間運営の工業区としては、96年9月に民間企業による輸出加工区設立を可能とする「民間輸出加工区法1996」が成立し、韓国企業がチッタゴン地域にKorean EPZを建設して企業誘致を進めている。バングラデシュ政府はこれ以上のEPZを新設せず、代わって経済区 (Economic Zone) の設立を決めた。	タイ投資委員会(BOI)は、次に挙げる目的に貢献する投資を重視している。[1]投資を通じての経済回復の促進、[2]タイの国際競争力の強化、[3]地域の発展の加速、[4]産業連携の基盤形成に注力し、国の競争力を増大する産業。また、下記の政策を持っている。①地域経済を促進するための地方分散策、②技能、技術、イノベーション開発の奨励措置、③持続的発展のための対象業種(省エネ・代替エネルギー、環境配慮型産業、高度技術を使用する産業。及び洪水救援措置。タイには60カ所以上工業団地がある。タイ工業団地公社法 (Industrial Estate Authority Act) に基づいて、タイ工業団地公社 (IEAT=Industrial Estate Authority Thailand) が工業団地Industrial Estateを運営。民間が造成し管理運営する工業団地はIndustrial Park又はIndustrial Landという名称が使用される。バンコクと近隣のアナタヤ、サムットプラカーンでは空区画はないが、バンコクから離れた地方では空がある。BOI奨励企業やIETA認定の工業団地に立地する企業の場合は土地取得が可能。	2011年1月でマレーシア政府機関(州経済開発公社、地域開発庁、港湾当局、地方公共団体など)が開発した工業団地は200以上ある。民間事業社による工業団地開発も進められ、供給は十分にある。また、国内には18カ所の自由工業地域 (FIZ)があり、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入税の免除と、完成品の輸出に手続きが簡素化されている。更に、FIZの設置がなくても、企業毎に保税工場の資格を取得することができる。保税工場でFIZで操業する工場と同等の優遇措置があるため、FIZに拘ることがなく、柔軟的に立地を選択できるのが、マレーシアの特徴である。
2. 進出・設立手続き	①投資決定、トレードライセンス取得、銀行口座開設、会社設立登記 (BOI) → BEPZA申請	①投資決定、現地法人登記、区画予約、BOI申請 → ②納税者VAT登録、土地売買契約締結、建築開始許可、土地利用・所有許可、土地権利移転登録、外国人就労枠取得・個別就労許可申請、就労許可書発給 → ③建築開始・工事、法人登記・納税者VAT登録(工場へ)移転、 → ④建築確認、操業開始許可 → ⑤商業生産開始	①会社設立、事業登録、環境影響評価 (EIA)、用地立地適正評価、製造ライセンス取得、建設許可証取得 → ②建設計画、着工日通知、建築工事仮許可、電気技師などの登録、駐在員承認・就労許可取得 → ③生産設備・機械輸入承認、設計承認 → ④工場生産能力拡張許可証、燃焼炉・燃焼設備承認 → ⑤商用車、港湾運搬許可証、危険貨物運搬証書の取得
3. 投資優遇措置	法人税免除: 5年間、当初2年間は100%減税、次の2年間は50%減税、次の1年間は25%減税 輸出加工区 (EPZ) 内に進出する場合の主な優遇措置 ①建築資材、機械、設備、部品等の輸入関税免除。②原材料の輸入関税および完成品の輸出関税免除。③二重課税の回避。④配当課税の免除。⑤一般特恵関税制度が利用可能。⑥機械および工場に対する加速償却の許可。⑦ロイヤルティ、技術指導料、コンサルティング料の送金許可。⑧EU、カナダ、ノルウェー、オーストラリア等への割当無制限の免税措置。⑨外資100%による企業進出が可能。⑩最恵国待遇を享受。⑪海外投資、国内投資の上限なし。⑫資本金、配当の本国への送金許可。⑬海外からの外貨ローンの自動承認。⑭非居住者外貨預金の許可。⑮BおよびCタイプ企業に対する外貨口座運用の許可。	産業毎、地域毎にきめ細かく優遇措置を設けている。 第1ゾーン: バンコク首都圏6県 BOIが認可する機械輸入税の50%減税。輸出のための原材料・資材輸入税の1年間の免税。工業団地および奨励を受けた工業団地に立地するプロジェクトに限り、法人所得税を3年間免除。 第2ゾーン: 首都圏周辺11県およびブーケット BOIが認可する機械輸入税の50%減税。輸出のための原材料・資材輸入税の1年間の免税。工業団地または奨励を受けた工業団地に立地するプロジェクトに限り、5年間の法人所得税の免除。それ以外の立地については3年間の法人所得税の免除。 第3ゾーン: 低所得とインフラの開発度が低い残り59県 BOIが認可する機械輸入税の免除。8年間の法人所得税の免除。輸出のための原材料・資材no輸入税の5年間の免税。工業団地または奨励を受けた地域に立地するプロジェクトは、法人所得税の免税期間終了後、さらに5年間50%の減税。奨励事業より最初に所得を得た日から10年間、輸送費、電気・水道料金の2倍を課税所得から控除。	自由工業地域(FIZ)は、主に輸出用製品の生産や組立を行う製造会社のために特別に設けられた地域である。自由工業地域においては、輸出志向企業は、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入について税関手続きが簡素化され、また輸入税の免除が受けられる。さらに、完成品の輸出にあっても手続きが簡素化されている。自由工業地域の設置が現実的でないか望ましくない地域では、企業毎に保税工場(LMW)の資格を取得することができる。保税工場には、自由工業地域で操業する工場と同様の便益が与えられている。自由工業地域や保税工場から海外に輸出される製品には関税は課せられない。

出典: JICA バングラデシュ国 民間セクター開発プログラム準備調査
(産業育成・貿易投資促進) 報告書

第3章

バングラデシュ国における経済特区 整備に係る法体系、制度および課題

第3章 「バ」国における経済特区整備に係る法体系、制度および課題

本章では、従来「バ」国において行われていた輸出加工区の整備から国内産業との連携強化を視野に入れた経済特区の整備へ政策転換が行われた背景とその目的を検証し、次いで2010年に施行された経済特区法の内容を確認する。経済特区法により経済特区の開発に責任を持つBEZAが発足したが、その実態と課題を整理する。BEZAが指向する経済特区の開発モデルを調査し、それらのモデルにおける資金調達スキームを概観し、経済特区開発上の課題を整理する。経済特区の開発は大規模な面的開発を伴うことから、環境社会配慮面からの考慮が必要であり「バ」国における環境社会配慮面での制度と課題を整理した。続いて経済特区の管理・運営上の課題と「バ」国政府による外国投資誘致上の課題を整理する。最後に、アジア諸国での経済特区開発モデルの比較分析を行い、「バ」国の経済特区が目指すべき方向性を示唆する。

3.1 経済特区法制定の背景と目的

3.1.1 経済特区法制定の背景

「バ」国の外国直接投資促進、輸出産業の振興、および輸出の増加においては、これまで輸出加工区(Export Processing Zones, 以下EPZと略す)が大きな役割を果たしてきた。しかし、EPZには限界と課題があり、経済特区法(Bangladesh Economic Zones Act. 2010)制定の背景に下記の状況がある。

- a. EPZはバングラデシュ政府の首相府(Prime Minister Office, 以下PMOと略す)にある輸出加工区庁(Bangladesh Export Processing Zones Authority, 以下BEPZAと略す)が、国有地を利用しEPZを開発・設置し、管理・運営している。このため「バ」国政府がEPZの開発に政府の保有地、資金と人材を投入してきた。しかし、8カ所あるEPZのうち5カ所では区画(Plot)がほぼ埋まっており、残り3カ所のモングラEPZ(Mongla EPZ)、イシュワルディEPZ(Ishwardi EPZ)およびウッタラEPZ(Uttara EPZ)は開発が進まず、土地が余っている。その原因は、この3カ所は国際港湾であるチッタゴン港(Port of Chittagong)や首都ダッカ(Dhaka)とその周辺の産業集積地域から遠く、輸送時間がかかり、輸出企業の工場立地としてはリードタイムが長く不便で効率が悪いためである。加えて、これらのEPZではダッカのような外国人駐在員向けの住環境が整っておらず、ダッカから通勤するには遠いことも海外からの投資が進まない原因となっている。モングラ¹のあるクルナ管区 Khulna Division やウッタラがあるラングプール管区 Rangpur Division は経済発展が遅れている。「バ」国政府は地域格差の解消を目指しているが、モングラEPZ、イシュワルディEPZおよびウッタラEPZの設置による同地域への産業や雇用への裨益は期待したほどあがっ

¹ 最近になって、日本の自動車部品企業(ワイヤーハーネス)が、モングラEPZへの投資を決めたとのニュースがある。また、モングラにSEZの候補地がある。

ていない。

- b. EPZ と EPZ に投資進出した輸出志向企業は、バングラデシュの GDP と輸出の増大に大きく貢献している。しかし、原材料を輸入し安い人件費で加工した製品を輸出する労働集約型加工産業であるため、EPZ にある輸出志向企業と EPZ の外の国内産業との後方連関（backward linkage）が少なく、国内産業の発展や国内産業への技術移転への波及が少ないと、「バ」国政府は判断している。
- c. 「バ」国政府の財政事情は芳しくなく、新たな工業団地開発への投資資金が不足しており、民間の資本とビジネスノウハウの活用が課題となっている。

3.1.2 経済特区法制定の目的

上記の背景から、バングラデシュ政府は新しいコンセプトの工場団地である経済特区の開発においては、開発の目的を以下のとおりとしている。

- a. 政府には資金的制約があり、政府資金による工業団地の開発よりも、民間が開発、管理、運営する経済特区の設営に重点を置き、民間デベロッパーの持つ民間の活力、資金、経営管理力を活用する。
- b. 経済特区では、輸出志向企業の区域（保税地域）、国内市場向け産業の区域や商業区域を設けて、輸出産業と国内産業のリンケージを図り、国内産業の振興を目指す。また、外国直接投資と技術移転を通じて、雇用の増大、産業の高度化や多角化を図る。
- c. 経済発展と開発の遅れた地域（クルナ管区 Khulna Division やラジャヒ管区 Rajshahi Division）の産業新興を図り、地域格差を解消し、全土で均衡のとれた成長を目指す。
- d. 経済特区を核として産業クラスターや地域開発を目指す。

3.2 経済特区法および経済特区法規則の内容と開発体制の課題

3.2.1 経済特区法（Bangladesh Economic Zones Act, 2010）

バングラデシュ経済特区法 2010 法番号 2010 の 42 2010 年 8 月 1 日
(Bangladesh Economic Zones Act, 2010. Act No. 42 of 2010 1st August 2010)

(1) 経済特区法の要点

前文： この法律は、後進的で開発が遅れた地域を含む全ての潜在的可能性がある地域に経済特区を設置し急速な経済発展を促進する観点から、産業、雇用、生産と輸出の増加と多様化を通じて、経済特区の開発、運営、管理と規制を行うために定めるものである。

1 条： 法律の簡略名と施行日：

バングラデシュ経済特区法 2010 (Bangladesh Economic Zones Act, 2010)
2010 年 8 月 1 日施行

2 条： 定義

- a. 経済特区 (Economic Zone) とは、第 5 条により政府により布告された経済特区を言う。
- b. 規則 (Regulation)、ルール (Rules) とは本法律における規則、ルールを言う。

3 条： 他法令に対する優先

この法律は他の法律に優先する。(the provisions of this act shall prevail)

4 条： 経済特区の設立

政府は以下のカテゴリの経済特区を設立する。

- a. バングラデシュ、または外国の個人、団体、組織との官民パートナーシップ (public and private partnership, 以下 PPP と略す) により設立される経済特区
- b. バングラデシュ、バングラデシュ人非居住者、または外国投資家、団体、ビジネス組織、またはグループによる単独、もしくは共同で設立される民間の経済特区
- c. 政府により設立、所有される政府の経済特区
- d. 特定産業 (specialized industry) や商業組織 (commercial organization) などの設立のために、民間、PPP、または政府主導 (Government initiative) で設立される特別な経済特区 (Special Economic Zones²)

5 条： 用地 (site) の選定と経済特区の布告

- a. 政府は官報でもって、特定の地域を経済特区として選定し、布告する。
- b. 市公社 (City Corporation)、地方自治体 (Municipality)、軍隊野営局 (Cantonment Board) の地域内の土地に対しては、経済特区として布告しない。

6 条： 経済特区用地の買収

- a. 政府は経済特区のための土地や道路、橋などのインフラが必要であれば、不動産の買収と徴用の法令 1982 年 (the Acquisition and Requisition of Immovable Ordinance 1982 (Ordinance No. II of 1982)) に基づき、土地を確保 (acquire any land) する。
- b. 同法令による確保した土地の補償を含む処置については、同法令の規定を適用する。
- c. 本条における土地の確保は、公益のために必要とみなす。

7 条： 経済特区の区分

- 1) BEZA は以下の区域に分れる経済特区と接続する土地のマスタープランを準備するよう必要な命令を発することができる。
 - a. 輸出加工区域 (Export Processing Area) : 輸出志向産業に特定される。
 - b. 国内加工区域 (Domestic Processing Area) : 国内市場の需要を満たすために設置された産業に特定される。
 - c. 商業地域 (Commercial Area) : ビジネス組織、銀行、倉庫、事務所などの組織に特定される。
 - d. 非加工地域 (Non-Processing Area) : 居住、健康、教育、娯楽等に特定される。

² バングラデシュ経済特区法においては、経済特区の英文表示は Economic Zones であるが、世界では経済特区の英語は Special Economic Zones (SEZ) が使用されることから、JICA の指示により本調査では Special Economic Zones (SEZ) の英文を使用した。一方、経済特区法の規定する第 4 の経済特区カテゴリは Special Economic Zones と定義されており、同語意義となるため、混同しないよう注意が必要である。

2) 上記の命令に基づき準備されたマスタープランが BEZA に提出され、承認された場合に、それらの区域は各々に特定された区域となる。

8 条： 経済特区デベロッパーの選定

BEZA は経済特区デベロッパーを選定することができる。

9 条： 経済特区における産業・商業組織のカテゴリー

BEZA は都度、便益を提供する観点で、経済特区に設置される産業組織や商業組織のカテゴリーを決めることができる。

10 条： 経済特区に対する特別関税率の便益

政府は、正式な官報への掲載により、経済特区およびその区域に対して特定期間、関税法 (Customs Act, 1969 (Act. No.IV of 1969)) の規定に従って、関税率の便益を提供し、経済特区に設けられた組織に輸出入オペレーションを促進する特別措置を導入することができる。

11 条： 財務インセンティブ (financial incentives)

1) 政府は、経済特区内に設置される産業ユニット³ (Industrial unit) に対して、輸出加工区庁法 (Bangladesh Export Processing Zones Authority Act, 1996 (Act No. XXXIV of 1980))、および輸出加工区法 (Bangladesh Export Processing Zones Act, 1996 (Act No. XX of 1996)) によって産業ユニットに提供されるものと同等の財務インセンティブと便益を提供する。

2) 政府は、官報によって経済特区以外にある輸出者に対して特別インセンティブを手配する。

12 条： その他の便益

BEZA は、経済特区用地選定、経済特区の布告、通関、証明書、原産地証明書、資本と配当の本国送金許可、居住者・非居住者のビザ、労働許可、建設許可等の許可を含む法律関係書類に関してワンストップサービスを通じて、経済特区デベロッパーと産業ユニットを支援する。

BEZA は、16 条に基づき、完全な商業ベースで、産業の設置に適した区画 (plots) の割振りやリースを行う。

13 条： 特定の法律の適用除外の権限

政府は正式な官報による通知によって、経済特区や組織を以下の法律の適用除外とし、あるいは、法律や条項を改訂もしくは修正して適用するよう命令できる。

a. 地方税法 (Municipal Taxation Act, 1881 (Act No. XI of 1881))

b. 火薬類法 1884 年 Explosive Act, 1884 (Act No. IV of 1884)

c. 印紙税法 1899 年 Stamp Act, 1899 (Act No. II of 1899)

d. 電気法 1910 年 Electricity Act, 1910 (Act No. IX of 1910)

e. ボイラー法 1923 年 Boilers Act, 1923 (Act No. V. Of 1923)

f. 外国為替規則法 1947 年 Foreign Exchange Regulation Act, 1947 (Act No. VII of 1947)

g. 所得税法令 1984 年 Income Tax Ordinance, 1984 (Ordinance No. XXX VI of 1984)

³ 「産業ユニット」とは、経済特区に投資・進出するテナントである個々の企業をいう。

- h. ビル建築法 1952 年 Building Construction Act, 1952 (E.B.Act No.II of 1953)
- i. 土地開発税法令 1976 年 Land Development Tax Ordinance, 1976 (Ordinance No. XLII of 1976)
- j. 地方政府（組合年金）法 2009 年 Local Government (Union Parishad) Act, 2009 (Act No. LXI of 2009)
- k. 火災予防消火法 2003 年 Fire Prevention and Extinction Act, 2003 (Act No VII of 2003)
- l. 付加価値税法 1991 年 Value Added Tax Act, 1991 (Act No. XXII of 1991)
- m. バングラデシュ労働法 2006 年 Bangladesh Labour Act, 2006 (Act No. XLII of 2006)
- n. 地方政府（市公社）法 2009 年 Local Government (City Corporation) Act, 2009 (Act No. LX of 2009)
- o. 地方政府（地方自治体）法 2009 年 Local Government (Municipalities) Act, 2009 (Act No. LVIII of 2009)
- p. その他の政府が正式な官報にて規定する法律 Any other Act, prescribed by the Government by notifications in the official Gazette.

14 条：経済特区における銀行活動の認可

BEZA は、バングラデシュ銀行⁴（Bangladesh Bank）の承認を条件に経済特区内でいかなる銀行でも銀行業務活動を許可する。

15 条：経済特区における産業の設置

政府の既存の産業政策において指定産業（reserved industry）として指定された分野を除いて、中小零細企業を含む農業企業、サービス志向組織などのいかなる分野の設立も本法律の下で経済特区において用意できる。

16 条：土地の割当

第 15 条において個人が経済特区における産業、もしくは商業組織の設立を認可された場合、BEZA はその個人に経済特区内の土地、建物、または用地を割当、もしくは賃料の支払か何かの方法で賃貸するものとする。

17 条：BEZA の設立

- 1) 本法の施行後直ちに⁵、政府は正式な官報の通知により、バングラデシュ経済特区庁（Bangladesh Economic Zones Authority）と称する庁を設立するものとする。
- 2) BEZA は恒久に継続し公印を有し、動産・不動産資産を取得（acquire）、所有、廃棄する権限を持ち、BEZA の名において訴訟し、告訴される。

19 条：BEZA の義務と機能

- 1) クラスターの原則に照らして土地の有効利用を確保するために、インフラ、道路、通信、旅行と銀行施設、技能労働力を含む地域資源の利用可能性に関して産業分野のための用地を識別し選択すること。
- 2) （BEZA）自身のイニシアティブにより、あるいは PPP により識別された経済特区用地を取得し、または政府に替わって取得した土地を所有すること。
- 3) 競争に基づき、確保した土地やインフラを開発し管理する経済特区デベロッパーを

⁴ Bangladesh Bank はバングラデシュ国の中央銀行である。

⁵経済特区法は 2010 年 8 月に制定・施行されたが、BEZA は 2011 年 11 月に初代長官が任命、着任し組織が稼働開始と聞いている。法文とは裏腹に、1 年以上の時を費やしている。

任命すること。

- 4) 経済特区のインフラ開発計画を用意し、政府に提出し承認を得ること。
- 5) 経済特区に工業ユニット、ビジネス・サービスプロバイダーの設立を申請する投資家に対して、既定された方法の競争的な取引基準で土地、建物、または用地を割当、もしくは賃貸すること。
- 6) BEZA 自身と経済特区デベロッパーの活動をモニターし、指定された期間内に経済特区のインフラを確実に開発すること。
- 7) 技能労働力の発展を含む内外の投資の促進により、経済特区の内外で後方関連産業 (backward linkage industries) の設立を通じて雇用機会を創造すること。
- 8) インフラと地域資源の利用に基づく土地の配分により、集団化の原則 (clustering principle) に照らして土地の効率的な使用を行うこと。
- 9) より効率的なマネジメントを促進し、環境などのコミットメントを実行するためのプログラムをモニターすること。
- 10) 地域経済の要求に合うよう経済特区における後方関連産業を設立する対策を講じること。
- 11) 異なる産業のための分離した経済特区を設立することにより、汚染を起こす無計画な産業をダッカ市から移転するよう促進すること。
- 12) 経済特区の開発と運営において PPP を促進すること。
- 13) 社会経済的なコミットメントを実施するための対策を講じること。
- 14) 労働者の正当な権利を確立し、その福利厚生を確保し、企業主と労働者の行動的な関係を樹立すること。
- 15) 貧困削減計画を実施する適切な対策を講じること。
- 16) 前進的な製造業とサービス分野の計画的な産業化により産業政策実施を推進すること。
- 17) 銀行セクターの投資を通じて、熟練労働の活用と効率的なサービスの提供を促進することで、産業都市、農業ベースの産業区域、貿易区域、観光区域経済特区として布告された地域を経済センターに転換すること。

20 条: BEZA の運営など

- 1) BEZA の運営と管理は執行委員会 (Executive Board) に権限が与えられ、執行委員会は力を行使し、BEZA の機能を果たす。
- 2) 執行委員会はその責務を果たし、あるいは機能を行行使し、理事会 (Governing Board) によって与えられた命令、指示とガイドラインに従い、執行委員会は、その権限の実施と機能の履行において、理事会に対する責任を負う。

21 条: 理事会 (Governing Board)

- 1) 理事会のメンバーは次のとおり
 - a. 首相 (Prime Minister) または首相に使命された理事会メンバーの大臣 (Minister)、且つ、理事会の議長となる。
 - b. 工業、商業、財務、計画、科学・情報・通信技術、電力・エネルギー・鉱物資源、運輸、労働雇用、環境森林の各省の大臣

- c. 首相の第1秘書
- d. バングラデシュ銀行（中央銀行）総裁
- e. 投資委員会（Board of Investment）の長官
- f. 工業、商業、財務、農業、労働雇用、郵便・電話、計画、科学・情報・通信技術、外務、電力・エネルギー・鉱物資源、住宅、海運、環境森林の各省と首相府の秘書、歳入庁長官
- g. バングラデシュ商工会議所連合会会頭
- h. 政府によって指名された経済特区に係わる各地区の商工会議所の代表
- i. 政府によって指名された女性起業家代表2名
- j. 特定商工会議所（Specialized Chamber of Commerce and Industry）会頭

22条： 理事会の機能、実施方針など

理事会の機能は以下のとおり。

- a. 経済特区の開発、運営、管理、規制に関する方針を策定すること。
- b. 経済特区にて運営、管理、規制に係る新規の企業の活動をモニターすること。
- c. 経済特区の設立への応募に対して承認すること。
- d. 執行委員会の全般活動と時折に経済特区の問題を見直しすること。
- e. BEZA と経済特区の効率的管理を確保するために BEZA に対して必要な命令と方向性を与えること。

BEZA は、正式な官報にて、政府により策定された方針、与えられた許可、免許や出された命令や指示を公告するものとする。

24条： 執行委員会（Executive Board）

- 1) 執行委員会は議長と3人のメンバーから構成される。
- 2) 議長には BEZA の長官となる。議長と執行委員会のメンバーは政府によって任命される。

27条： 秘書官（Secretary）、幹部職員（Officer）、職員（Staff）の任命

- 1) BEZA は政府に承認された組織図（Organogram）に従って、秘書官を含む幹部職員、職員、コンサルタント、専門家や監査人の人数を任命できる。
- 2) BEZA の秘書官、幹部職員、職員、コンサルタント、専門家や監査人の任命と勤務条件（terms and condition of services）は SEZ 規則にて決める。
- 3) 秘書官を含む全ての幹部職員と職員は、BEZA 長官の全般管理と監督の下で、SEZ 法、SEZ 規則とルールに従って、職務を遂行するものとする。

28条： 許可の停止、または取消

- 1) BEZA は経済特区に与えた許可を、以下の場合において停止、または取消しできる。
 - a. 経済特区デベロッパーが本法とルールに定める義務と機能を果たすことができない場合
 - b. デベロッパーが本法に従った理事会の指示を遵守しない場合
 - c. デベロッパーが許可条件に違反する場合
 - d. 財務の制約に起因して許可に課せられた義務と責任を果たさない場合
- 2) 停止、または取消の手続きは、ルールに定める。

29 条： 借入可能

BEZA は政府の承認の下で銀行、金融機関から借入を行うことができる。

30 条： BEZA の資金源 (fund)

BEZA は経済特区庁資金 (Bangladesh Economic Zone Authority Fund) と称する資金源を持つことができる。

- a. 政府から受ける補助金 (grants) や借入 (loans)
- b. 政府が承認する他のソースからの借入
- c. 経済特区の産業やビジネスユニットの設立で割り当てられた土地からの収入
- d. 経済特区の産業や商業の設立のために建物のリースからの賃貸料
- e. 諸サービスの提供のための各種の料金やサービス料
- f. PPP により受領する利益
- g. 民間組織から受け取る料金とサービス料
- h. その他、いかなるソースからでも受け取る金銭

33 条： 環境などに関連した法律の遵守

BEZA、経済特区デベロッパー、経済特区内の産業ユニット、金融・ビジネス機関は、環境や環境保護に関する既存の全ての法律の遵守を含めて、バングラデシュ政府に認められた国際的なコミットメントを遵守しなければならない。

34 条： 労働者福祉協会と労使関係に関する法律 (laws on Workers Welfare Association and Industrial Relations) の適用

輸出加工区労働者福祉協会と労使関係に関する法律 (EPZ Workers Welfare Association and Industrial Relations) は、必要な修正を付して、本法に規定する⁶特定経済特区 (Special Economic Zones) の労働者に適用する。

37 条： BEZA の特別権限

BEZA は以下の特別権限を有する。

- a. 経済特区内の企業、産業、商業組織が BEZA に未払い債務がある場合、企業主、企業、産業、商業組織の取締役、取締役会は、その私有財産から債務を支払う合意書 (agreement to pay such dues from their personal assets) に従い責任を有する。その支払の不履行に対して、BEZA は企業主、企業、産業、商業機関の取締役、取締役会を告訴する権利を留保する (Authority shall reserve the right to take action)。
- b. 経済特区内の企業、産業、商業機関の労働者、被雇用者、役員、または管理職が、労働争議、ストライキ、あるいはロックアウトを導入する行為に巻き込まれるか、扇動すれば、BEZA は、関係する労働者、被雇用者、役員、または管理職の解雇を含めて、関係する商業機関⁷に対して特定期間の操業を停止するよう命じることができる (the Authority may order the relevant commercial organization to shut down its operation)。そのことに対して、BEZA は補償や発生した損失に責任を負わない。
- c. 経済特区内の産業、商業機関が BEZA の未払い税、他の税や債務を支払わなければ、BEZA はその機関の機械、設備、原材料、あるいは他の商品を一方的に押収し、公

⁶ カテゴリ 4 の特定経済特区 (Special Economic Zones) に適用するとしており、カテゴリ 1～3 の経済特区に対しては適用しないと解釈される。果たして、それでよいのか疑問。

⁷ 商業機関の操業停止と記載されており、製造業の操業停止も含まれるのか不明。

的工場部 (the Department of the Public Works) の価格評価にて、押収物を他の産業や商業機関に売却処分 (allocate) することができる。

41 条： 原文と英語文

本法の原文はベンガル語であり、政府は正式官報にて、認可された英語翻訳文を公告することができる。ベンガル語と英語訳に差異がある場合は、ベンガル語の法文が優先する。

(2) 経済特区法 (英訳)

経済特区法の英語訳を付属書 I に掲載する。

3.2.2 経済特区法規則

経済特区法の実際の運用のために規則とルールが制定される。BEZA によれば、2013 年 6 月 9 日現在、経済特区法規則 (Bangladesh Economic Zones Regulation 2011、以下 SEZ 規則と称する) は制定されておらず、法務省で審議中である。BEZA に対して、審議中の SEZ 規則のドラフトのコピーの提供あるいはドラフトの内容の開示を要請したが、いずれも拒否された。その理由は、「正式承認がおりていないため、もしも内容が変更になった場合に、誤解が生じ問題が起きるため、ドラフトを提供できない。」とされている。

3.2.3 経済特区開発体制の現状と課題

今回の調査期間にはゼネスト (ベンガル語名ハルタル) が頻発し、また BEZA 長官の交替や先方の都合などもあり、BEZA 幹部との面談を行う機会・時間が少なく十分なヒアリング調査を行えなかった。この不足を補うべく BEZA の関係先機関などから情報収集し現状の把握に努めた。その結果から、BEZA の開発体制は未だ準備段階であるとの印象を受けた。SEZ の開発を円滑に進めるには、SEZ のビジョンと計画、SEZ 規則の制定およびルールの確立、組織体制の整備と拡充、SEZ スタッフの Capacity Development、資金の確保と管理運営が重要な要素である。こうした観点から、以下の通り現状分析を行った。

(1) BEZA の組織体制

- a. BEZA 長官の人事異動： 2011 年 11 月の BEZA 設置以降、2013 年 5 月までの 1 年半ほどの短期間に BEZA の長官は 2 度交替している。初代長官 Md. Mosharraf Hossain Bhuiyan 氏は 2011 年 11 月に就任したが、2012 年に退任し、その後任は空席となり Mohammad Abul Kashem 氏が長官代理 Acting Chairman を務めた。
- b. BEZA の職員は 82 名で、その組織図 (Organogram) は図 3-2-1 のとおりである。
- c. BEZA 執行委員 (Member of Executive Committee) ・幹部職員： 第 1 回、第 2 回を通じて面談した執行委員を含む幹部職員は以下のとおりである。

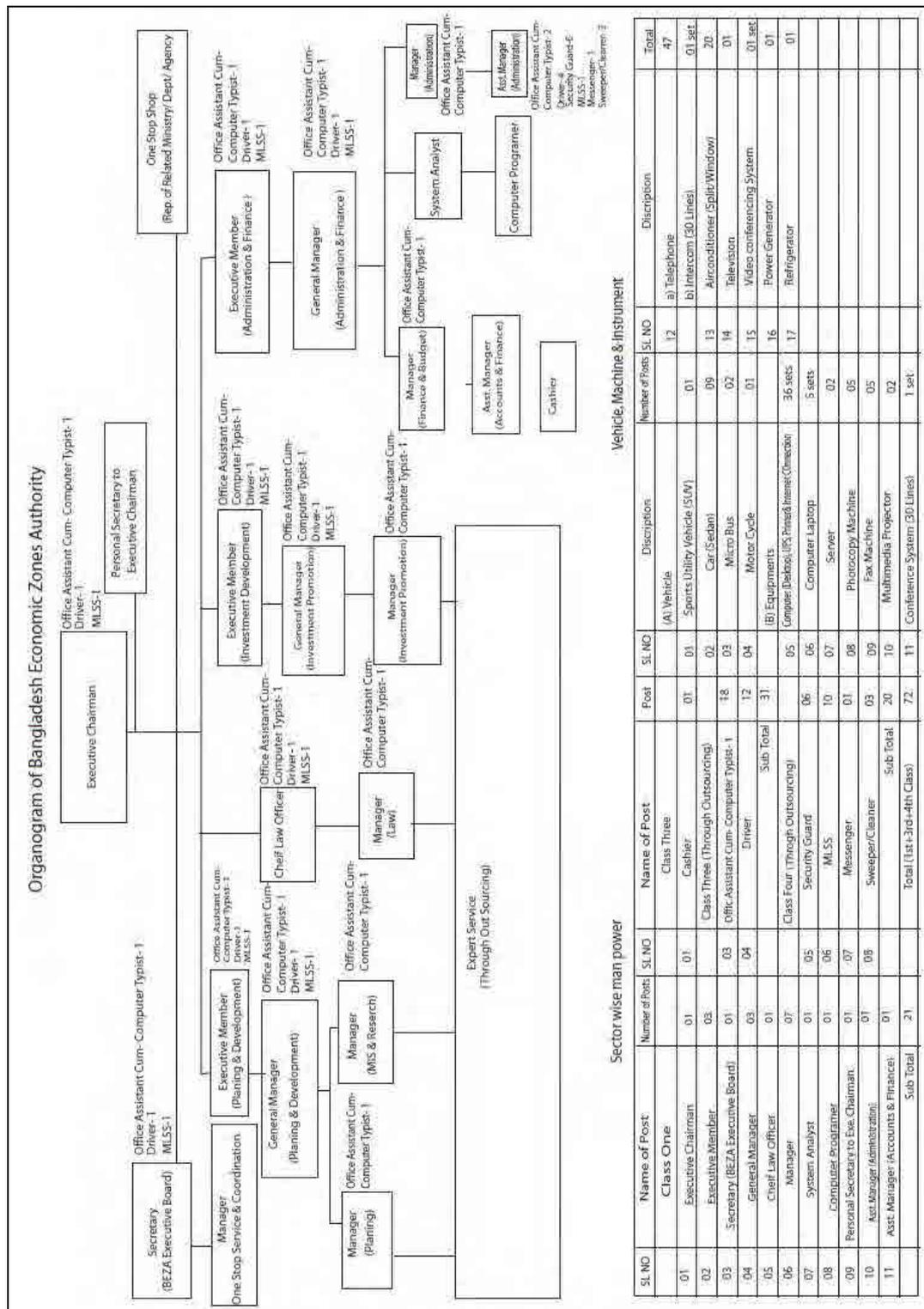


図 3-2-1 : BEZA 組織図

出典 : BEZA

BEZA の指導的地位にある長官、執行委員・幹部職員（政府職員）が短期間の間に交替しており、組織体制の構築や業務遂行能力養成に負の影響が生じていると推定される。

(2) SEZ のビジョンと計画

SEZ のグランドデザイン、ロードマップ、マイルストーンは公表されておらず、外部から BEZA の経営計画の具体的な内容が見えない。BEZA の方向性や指針が定かでないため、民間のデベロッパーが SEZ を開発する時に計画的、円滑にビジネス開発を行いにくい。SEZ 開発に民間投資を活発に呼び込むためには、政府・BEZA はグランドデザイン、ロードマップ、マイルストーンを策定し、具体的な計画とともに公表し、SEZ の要件・評価基準を公表・周知し、透明性を確保することが必要である。必要事項を以下に例示する。

1) 経済特区のコンセプト：

- a. インフラ面では、経済特区の配置、工場立地、リードタイムの縮小、国際商業港湾やアクセス道路・輸送ネットワークとの接続、国内の産業・産業クラスターとのリンケージ、
- b. 電気・水道などのユーティリティとの接続と供給能力
- c. ソフト面では、ワンストップサービスの向上
- d. 財務面では、SEZ に対する外国直接投資の投資家に対する外資優遇策の見直しと ASEAN、インドとの外資誘致競争で優位性を確保するインセンティブの拡充。

2) SEZ 開発計画

産業振興政策と整合する計画の策定を行う。目標とする SEZ の規模と数、合計面積、SEZ の配置地域・立地、誘致優先産業、計画における優先順位、開発の方法、SEZ(on site)と周辺 (off-site) インフラの統合的な開発の促進（特に民間 SEZ の場合）などが含まれる。

(3) 経済特区法・規則 (SEZ 規則) の制定

上記の 3.2.2 経済特区法規則に記載のとおり、SEZ 規則は法務省において審議中であり、政府により正式に承認されていない。SEZ 規則のドラフトは BEZA が Bangladesh Investment Climate Fund (略称 BICF, IFC が DFID, European Union との連携で管理) のサポートにより 2011 年 12 月末に作成し、2012 年の 2 月頃にバングラデシュの国際ドナーコミュニティに配布され、ドナーの意見をまとめたうえでバングラデシュ政府に提出された。2012 年の 5 月に当時の BEZA 長官および World Bank/IFC と合同で面談したおりに、間もなく政府の承認が下りると BEZA 長官が言っていた。しかし、それから、1 年以上を経ても SEZ 規則が制定されておらず、時間がかかる理由は説明されていない。

いずれにしても SEZ 規則は SEZ 法を具体的に遂行し、SEZ の開発、管理、運営、規制を行うために必要であり、政府の正式承認が遅れると SEZ の開発に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

1) SEZ 法「27 条：秘書官 (Secretary)、幹部職員 (Officer)、職員 (Staff) の任命」では、

「BEZA の秘書官、幹部職員、職員、コンサルタント、専門家や監査人の任命と勤務条件 (terms and condition of services) は SEZ 規則にて決める。秘書官を含む全ての幹部職員と職員は、BEZA 長官の全般管理と監督の下で、SEZ 法、SEZ 規則とルールに従って、職務を遂行するものとする。」と規定されている。しかし、SEZ 規則が政府の承認を得ていないため、実際には何の規則に準拠して組織と人材を管理運営しているかが疑問である。

- 2) ワンストップサービス： 特に、民間デベロッパーの開発する SEZ においてワンストップサービスを実施する時の BEZA の実施体制が課題になると思われるが、これに対して BEZA は「Project Implementation Unit (PIU)を設置し、PIU がデベロッパー・オペレータや投資家（テナント）に対してワンストップサービスの必要な支援を行う」と説明している。しかし、その具体的は仕組み・方法は確立しておらず、今後の検討となる。
- 3) SEZ の申請から承認までの手続きフロー： BEZA に質したところ、以下の回答があった。

《民間デベロッパーによる SEZ 開発の場合》

- a. デベロッパーは所定のフォーマットにビジネスプランを付けて BEZA に申請する。（フォーマットは未承認であるが、現在フォーマットドラフトは BEZA で入手できる。申請フォーマットを付属書〇に掲載する。）
- b. BEZA は第 1 次選定委員会にて申請を審議し、第 1 次選定を行う。
- c. BEZA 理事会にて事前資格審査（prequalification）を行い、承認する。
- d. 事前資格審査で承認されたデベロッパーは FS 報告書を準備する。
- e. デベロッパーはライセンス取得を BEZA に申請する。
- f. BEZA はライセンスをデベロッパーに発行する。

《PPP 方式で政府の土地を活用して民間デベロッパーが SEZ を開発する場合》

- a. BEZA は応募 SEZ 用地次第で、FS の関心表明（EOI Expression of Interest）を招聘する、もしくは、そのような手続きなし。
- b. 承認委員会（approved committee）を通して申請からショートリストを準備する。
- c. ショートリストの企業に対して、提案依頼書（RFP: Request for proposal）を提出する。
- d. 承認された企業は FS を準備する。
- e. BEZA は、（FS が不要な用地に対する）応募用地のデベロッパー・運営者を行う EOI を招聘する。
- f. EOI のショートリストを作成。
- g. ショートリストの申請者に RFP を求める。
- h. RFP を基にデベロッパー・運営者を選定する。
- i. 30 年契約でデベロッパー・運営者と契約を締結する。相互の合意で更なる延長は可能。
- j. 選定されたデベロッパー・運営者は SEZ を開発し、投資家を誘導し、投資家に土地を賃貸し、賃料を受領。契約により一部をバングラデシュ政府の受取勘定に支払う。

(4) 能力開発（Capacity Development）

World Bank/IFC は経済特区の開発プロジェクトの推進を資金、技術移転、人材育成など全面的に支援してきた。World Bank/IFC によれば、BEZA の設立以来の短期間の間に長官を初めとする幹部職員の転出・異動があり、幹部職員に対する能力開発（Capacity

Development) をやり直す必要があるとしている。

BEZA では幹部職員を 3 グループに分けて順次、海外の経済特区・工業団地の視察を実施している。6 月 27 日に東京において経済特区セミナーを開催することを長官の Fakhru Islam 氏に伝えたところ、是非東京セミナーに参加し、日本の経済特区・工業団地を視察し、合わせてベトナムの経済特区・工業団地も視察したいとの意向がもたらされた。BEZA には出張費用の予算があるという。しかし、その後、「6 月は会計年度の期末の業務が重なり、ダッカに留まる必要があるため、海外出張はできない。」との連絡があり、併せて「東京のセミナーの開催を 1 週間遅らせて欲しい」との要望があった。しかし、今更、東京セミナーの日程を変更することはできず、結局、長官の東京セミナー参加とベトナム視察は実現しなかった。

3.3 経済特区の開発手法、資金調達および開発上の課題

3.3.1 経済特区の開発手法

(1) 経済特区の開発計画と開発手法

経済特区・工業団地の開発には、周到な計画と長期間にわたる資金・資源の投入、回収するまでに長期間を要する難しい事業である。立派なインフラを備えた経済特区が設置できた場合でも、正確な市場予測ができないと経済特区の区画への投資・進出が期待したほど進まず、遊休施設化し、資金負担が増加するリスクがある。経済特区を順調、円滑に開発するためには、以下の項目を検討し、SEZ 開発への総合的な支援のアプローチ、戦略と計画を策定することが重要である。

- a. 経済特区用地候補と選定： 短期と長期
- b. 開発手法： 開発モデル、手順・プロセスと時期、および開発に必要な資金調達
- c. 「バ」国政府・BEZA と関係省庁への支援、コラボレーションと協議
- d. 開発計画： SEZ のコンセプト、FS、マスタープラン
- e. 民間デベロッパー候補の発掘・協力の支援、SEZ ライセンス取得の後方支援
- f. 経済特区へ投資・進出する企業 - キーテナントの発掘・協力の支援
- g. 世銀・IFC を始めとする国際開発機関や海外ドナーとの協力と連携

(2) 経済特区の開発手法とモデル

「バ」国の経済特区のカテゴリーは、以下の 4 種類に分けられる。

- a. 官民パートナーシップ PPP による SEZ、
- b. 民間により開発・所有、管理・運営される SEZ、
- c. 政府により開発・所有、管理・運営される SEZ、および
- d. 生産組合や産業協会などによる特定産業のための経済特区

このうちの a.b.c.の中で、「バ」国政府は、政府の資金的、技術的な制約から、a. PPP 方式、および b. 民間の開発・所有方式を指向している。

EPZ は「バ」国政府による開発・所有、管理・運営されているが、現在まで SEZ は実存

していないので、SEZ の開発に対する最適な資金調達の組合せを示すことができる資金調達方式の正確な事例はない。

(3) SEZ の開発と資金需要

経済特区の開発に当たっては、「バ」国内の政府資金・民間資金による調達を行うほか、不足する資金を海外からの開発資金や民間投資、日本の海外投資、円借款などを使って支援する方策のあらゆる可能性を検討することが好ましい。

SEZ の資金ニーズは、SEZ 内のインフラと SEZ の周辺インフラに対する 2 種類に大別され、その詳細は表 3-3-1：SEZ 開発と資金ニーズのとおりである。

表 3-3-1：SEZ 開発と資金ニーズ

SEZ 周辺インフラ	SEZ 内のインフラ
SEZ を繋ぐアクセスと接続道路	土地の取得と開発
国有鉄道と SEZ の接続	用地を守る盛土や堤防の造成
SEZ と国有ユーティリティネットワーク(ガス、電気、水道)	内部ユーティリティネットワークの設置
SEZ 用地に隣接する内陸コンテナ・ターミナル	水道、下水処理ネットワーク
税関施設(保税倉庫、内陸ポートなど)	発電設備
工業用水の供給施設	工場建設(国内区域、輸出加工区域)
固形廃棄物処理施設	集中排水処理プラント(Central Effluent Treatment Plant)
	商業区域・居住区域
	公共施設(Amenity: 国際スクール、病院、スポーツクラブ、コミュニティ・センターなど)

出典：各種資料より調査団作成

PPP 方式や民間事業者による開発の場合、SEZ 内部インフラの開発は民間セクターの資金にて賄われる。その資金源は内部資金と外部資金、即ち、民間の出資金、「バ」国および海外金融機関からの出資、および借入金などである。また、資金の必要要件に短期借入と長期借入がある。SEZ 計画の全体に投資したにも拘らず、テナントが集まらず、SEZ が遊休資産となるケースもあるので、土地のニーズと資金ニーズの相互関係で必要に応じた資金調達のポートフォリオが必要となる。

(4) 官民パートナーシップ方式による開発

「バ」国政府は SEZ の開発のための資金や技術に制約があり、「バ」国、海外のいずれでも民間セクターの投資が強く奨励されている。この関係で、近年「バ」国政府は官民パートナーシップ・オフィス(Public-Private Partnership Office)、および官民パートナーシッ

プ法（Public-Private Partnership Act）を制定した。経済特区の開発もこの PPP モデルが提供されるひとつの分野と認識されている。PPP モデルでは、政府と民間セクターがプロジェクト資金を出す、プロジェクトの FS によって資金量が決まる。SEZ の実現に際しては、特定目的法人（Special Purpose Company（SPC））を設立し、プロジェクト事業の開始、管理、実施、運営を行い、SPC を通して取引が管理され、政府や民間セクターが SPC に資金を投下する。

PPP 方式において、「バ」国の政府が用意する資金に収益性補填基金（Viability Gap Fund、（VGF））がある。VGF は商業的に実現不能なプロジェクトを支援するため、政府が収益性の不足を支援するために導入した制度である。VGF は、PPP プロジェクトの性質によって、初期投資としての資本的支出に、あるいは、15 年 - 20 年の期間にわたり経費的な支出としても使用できる。民間事業者はバングラデシュ銀行の投資促進資金融資（Investment Promotion and Financing Facility: IPFF）を現地民間銀行や金融機関を通じて支援を受けることができる。

PPP 方式においては、周辺インフラの整備に関して、PPP オフィスが関係政府機関の調整をアドバイスし支援する。

SPC を基にした PPP 方式の開発と資金調達方式で可能性のあるダイアグラムを「図 3-3-1：官民連携（PPP）方式による開発と資金調達」に例示する。

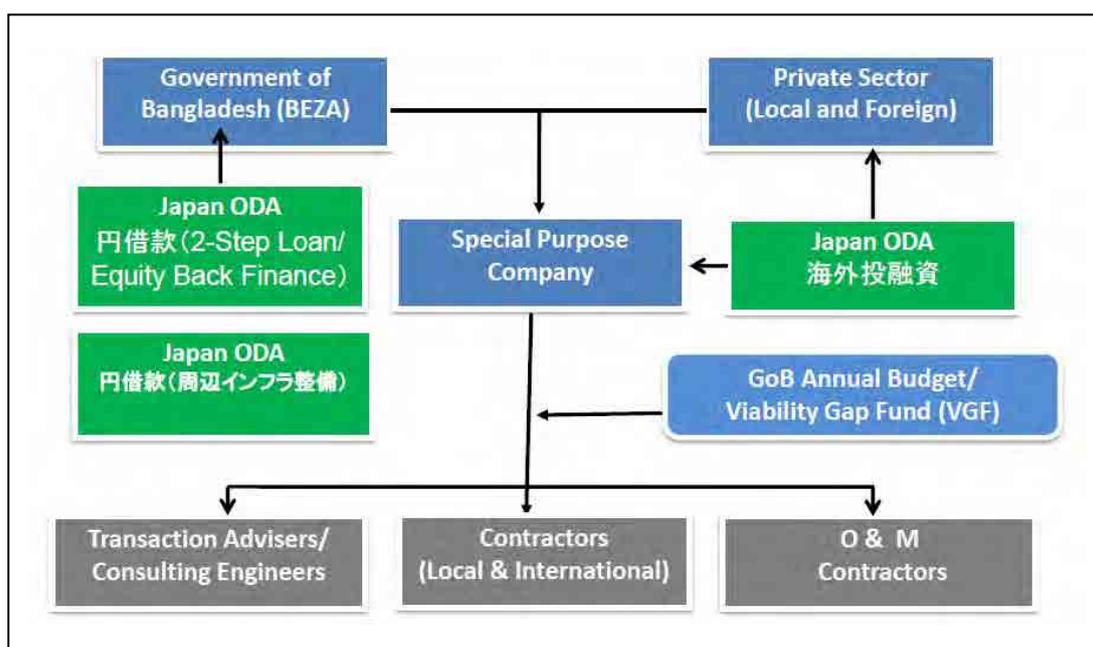


図 3-3-1:官民連携（PPP）方式による開発と資金調達

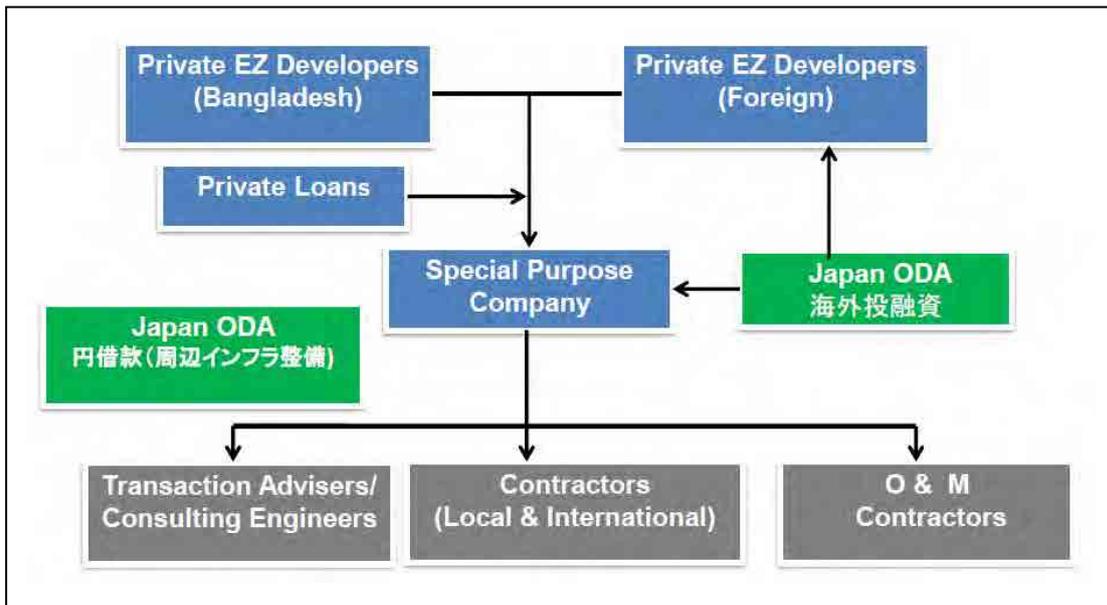
出典：各種資料より調査団作成

「バ」国政府の資金が不足する場合、下記の方法にて資金支援を行う可能性を検討する。

- a. SEZ 開発： 日本の ODA の海外投融資を民間デベロッパー/SPC に対して行う。
- b. SEZ 開発： 日本の ODA の円借款 2-step loan を「バ」国政府に対して行う。
- c. 周辺インフラ開発： 日本の ODA の円借款を「バ」国政府に対して行う。

(5) 民間事業者のパートナーシップ方式による開発

民間事業者による SEZ 開発では、現地デベロッパーが単独、または海外デベロッパーと共同して自由に資金調達することもできる。今回、現地デベロッパーと日本のデベロッパーとのパートナーシップに基づく開発を想定した場合、PPP 方式と同様に SPC を通じた事業資金の調達、管理、運営を行うこととし、必要に応じて、SPC に日本の ODA 海外投融資を行うことが可能となる。民間事業者のパートナーシップ方式における資金調達方式として想定されるダイアグラムを「図 3-3-2:民間事業者のパートナーシップ方式による開発と資金調達」に例示する。



出典:各種資料より調査団作成

図 3-3-2: 民間事業者のパートナーシップ方式による開発と資金調達

民間事業者による SEZ 開発の場合の課題の一つは、周辺インフラの整備である。民間事業者による開発の場合、PPP オフィスによる周辺インフラ整備の支援が遅れるなどして、周辺インフラの整備に手間取り、SEZ の開発が計画したとおりに進まないケースも考えられる。周辺インフラの整備は、公共性・公益性が強く元来は政府が行う事業であり、政府の協力・サポートが不可欠である。しかし、縦割り行政が強い「バ」国では、強力なリーダーシップをもって調整を行う政府機関が介在しないと、各行政がまとまって動かないリスクがある。「バ」国政府に周辺インフラの整備に必要な資金がない場合、円借款を供与して周辺インフラ整備を支援することが考えられる。

3.3.2 経済特区の開発に係る資金調達

本節では、経済特区の開発に必要な資金調達手段の一つとして、日本の政府開発援助 (ODA) における資金供与スキームの活用を考察する。想定される資金供与の対象と活用可能なスキームを下表のとおり整理する。

表 3-3-2 : ODA による資金供与スキームの体系

対象分野	資金供与対象者	資金供与スキーム
① 経済特区周辺インフラ（道路・港湾・上下水道・廃棄物処理施設等）の整備資金	バングラデシュ政府	円借款（プロジェクト型借款）
② 経済特区の開発資金	バングラデシュ政府	円借款（エクイティ・ファイナンス）
	民間経済特区デベロッパー	海外投融資
③ 経済特区の入居企業の事業資金	民間入居企業	円借款（ツーステップ・ローン）

出典：各種資料より調査団作成

① 経済特区周辺インフラの整備資金

経済特区の周辺インフラ整備は、バ国政府が行うことが経済特区法に規定されている。そのためバ国政府の資金調達手段の一つとして、JICA の円借款の活用が想定される。

円借款とは、JICA が「バ」国をはじめとする開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を融資するスキームであり、平成 25 年 4 月 1 日以降に日本政府からバ国政府へ事前通報が行われる案件の供与条件は、金利 0.01%、償還期間 40 年（うち据置期間 10 年）とされている。

バ国政府が円借款を活用して周辺インフラ整備を進める場合、資金の借入人はバ国財務省となるが、案件の実施機関は以下の 2 つの方法が想定される。

a. BEZA を実施機関とする場合

BEZA の中に Project Management Unit (PMU) を設置して、PMU のプロジェクト・マネジメントの下、RHD、BWDB といった各技術官庁がインフラ施設の設計・入札図書作成・施工管理・運営管理を行う。経済特区の周辺インフラは、道路・港湾・上下水道・廃棄物処理施設等の施設を一体的に整備することが必要となる。その上で、BEZA に PMU を設置し、周辺インフラ整備に係る全体の責任を負わせることにより、経済特区開発の推進役としての BEZA の役割がより一層明確となり、また BEZA のオーナーシップも醸成されると考えられる。ただし、新規に設立された BEZA に、プロジェクト・マネジメントや円借款資金の管理能力が備わっているのかは慎重に検討・判断されるべきである。

b. 財務省財務局を実施機関とする場合

BEZA に代わり、財務省財務局内に PMU を設置する。バ国政府は、2008 年に JICA が円借款を供与した「緊急災害被害復旧事業」において、財務省財務局のプロジェクト・マネジメントの下、技術官庁である LGED、RHD、BWDB がインフラ施設の復旧作業にあたった経験を有している。右経験を活かすことにより、迅速かつ円滑な経済特区周辺インフラの整備が可能となると考えられる。

② 経済特区内の開発資金

バ国政府が、官民連携（PPP）により経済特区開発を目的とする SPC を設立することが想定される。その場合、バ国政府の出資金または融資資金の調達手段の一つとして、円借款の利用が考えられる。

また、PPP のもう一方の主体である民間側（本邦・現地企業）が、SPC への出資または融資を行う場合には、JICA の海外投融資を活用することができる。また、設立された SPC 自体が海外投融資を使って資金調達することも可能である。

なお、海外投融資は、「MDGs・貧困削減」、「インフラ・成長加速」、「気候変動対策」の分野を対象として、既存の金融機関からの資金調達では事業が成立しないことが認められる場合に、JICA が開発途上国で経済活動を行う民間企業に対して出資または融資を行う資金供与スキームである。

③ 経済特区入居企業の事業資金

経済特区入居企業の資金調達手段の一つとして、ツー・ステップ・ローンの活用が考えられる。ツー・ステップ・ローンは、JICA の円借款の一つで、借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものである。最終受益者に資金が渡るまでに、開発銀行や一般商業銀行等の 2 つ以上の金融機関を経由するため、ツー・ステップ・ローンと呼ばれる。経済特区入居企業者は通常の商業金利よりも低利で、その事業資金を調達することが可能となる。

3.4 経済特区開発に係る環境社会配慮面の課題

3.4.1 経済特区開発に係る環境社会配慮面の法体系

経済特区法（Bangladesh Economic Zone Act. Act No.42 of 2010）は、環境面に関し、同法の第 33 条で「BEZA、経済特区デベロッパー、経済特区入居企業は、バングラデシュの環境法令や国際公約を順守しなければならない」と規定している。また、第 19 条第 2 項で、「BEZA は、効率的な環境管理及びモニタリングの実施を推進しなければならない」としている。

一方、社会配慮面に関しては、第 6 条で「経済特区の周辺インフラ施設（道路・橋梁等）の整備のため、バングラデシュ政府による土地収用が必要な場合には、土地収用法（Acquisition and Requisition of Immovable Property Ordinance, Ordinance No. II of 1982）の規定に従い、収用手続きを進めなければならない」とされている。

3.4.2 環境法令

(1) 現行法の概要

バングラデシュの環境法令は、直接・間接的なものや経過措置としてのものを合わせる

と 185 以上あるが、1992 年のリオ・サミット以降、従来の個別法ではなく環境全体を包括する政策や法令の整備が進み、1995 年には環境保全法（Bangladesh Environment Conservation Act. Act No.1 of 1995）が、1997 年には環境保全規定（The Environmental Conservation Rules）が施行されている。

経済特区開発事業者および入居企業は、両法令の規定に従い、特区開発に係る環境許可の取得や環境基準を順守しなければならない。

■ 環境保全法（1995 年）

同法は 21 条から構成されており、環境の定義（第 2 条）、環境局の設置（第 3 条）と業務（第 4 条）、生態系危機地域の指定（第 5 条）、自動車排気ガス規制（第 6 条）、立ち入り検査権（第 10 条）、賠償請求権（第 5 条の A）と罰則（第 15 条）等が定められている。

■ 環境保全規定（1997 年）

大気、水、産業排水、排ガス、騒音、悪臭などについて環境基準が定められている。また、同規定では、すべての新規産業、活動およびプロジェクトは、環境に及ぼす影響の度合いと実施場所により、Green、Orange A、Orange B、Red の 4 つのカテゴリーに分類され、事業者は環境森林省環境局（Department of Environment）より環境許可を取得しなければならないことが定められている。

(2) EIA 制度（環境許可取得手続き）

バングラデシュで経済特区を開発するデベロッパーおよびその入居企業は、前述の法令の規定に従い、環境許可を取得しなければならない。

1) 環境カテゴリー分類

環境保全規定（1997 年）は、環境に及ぼす影響の度合いと実施場所により、下表に示すとおり、Green、Orange A、Orange B、Red の 4 つのカテゴリーを設けており、「2）手続きフロー」に示す手順に従い、環境許可の取得手続きを行うことが必要である。

なお、調査団が行ったヒアリング調査において、環境局は、経済特区デベロッパーによる土地造成の時点では、入居企業の業種が明確にならないことが多いため、土地造成行為自体は面積等による区別なく、一律に最も厳格な手続きが求められる Red カテゴリーに分類されるとの見解を示している。他方、入居企業の事業は業種に応じて分類される。

2) 環境許可取得手続きフロー

事業者は、事業サイトでの土地開発およびインフラ施設開発を認めるためのサイト許可証（Location Clearance Certificate）を取得した後、環境許可証（Environmental Clearance Certificate）を段階的に取得することが必要となる。取得手続きフローを以下に示す。

また、環境許可証の有効期間はカテゴリー毎に決まっており、Green カテゴリーは 3 年毎、それ以外のカテゴリーは 3 年毎の更新が必要である。



出典：バングラデシュ環境保全規定（1997年）に基づき調査団作成

図 3-4-1: 環境許可取得手続きフロー図

(3) 環境基準

大気、産業排水、排ガス、悪臭などの環境基準が、環境保全規定（1997年）により定められており、経済特区入居企業はこれを順守しなければならない。環境基準値（一部）を付属書 III に示す。

(4) 自然環境

「バ」国では、環境保全法（1995年）が指定する生態系危機地域（Ecologically Critical Area）、野生生物保護法（1973年）が指定する国立公園（National Park）や野生生物保護区（Wildlife Sanctuary）、森林法（1927年）に基づく保護林があり、これら地区での経済特区を含む開発行為はできない。これらの開発制限地域のリストを付属書 III に示す。なお、本調査団が現地調査を行った経済特区候補地は、これらの開発制限地域の対象外である。

3.4.3 経済特区開発に係る環境社会配慮面の課題

(1) 環境管理における BEZA の役割

BEZA は、経済特区内の環境管理については環境・森林省環境局の所掌業務であり、BEZA は関与しないとの立場を本調査団に対し示している。

一方、輸出加工区（EPZ）法に基づき開発されている既存の EPZ においては、輸出加工区庁（BEPZA）も EPZ 内の環境管理に一定の役割を果たしている。例えば、全国 8 カ所

の EPZ には、BEPZA 所属の環境カウンセラーが配置され、入居企業による環許認可手続きに対する相談や日常の環境モニタリングに従事している（なお、BEPZA の環境カウンセラーが行うモニタリング以外に、環境局は四半期毎に環境モニタリングを実施している）。

BEZA 自身が事業運営者ではない経済特区と、BEPZA 自身が事業運営者である EPZ とでは環境管理体制が異なるということだろうが、経済特区開発における全体的な BEZA の役割を明確にしていく中で、その環境面の役割についても早急に検討するべきである。

(2) 制度手続き面

環境局および BEZA は、経済特区の開発を行うデベロッパーおよび入居企業はそれぞれ環境法令の規定に従い環境許可を取得しなければならないとの見解を示している。

しかしながら、「バ」国同様に、日本の製造業を中心としたチャイナ・プラス・ワン戦略に呼応して外資の誘致を展開するベトナムでは、工業団地のデベロッパーが敷地内の包括的な環境影響評価報告の手続きを行い、個々の入居企業はその事業が環境基準を満たしていることを保証するだけで良いなど、環境手続きに係る入居企業の負担軽減を図る制度も導入されている。

BEZA は、本調査団のヒアリング調査に対し、環境面については現行の環境法令の定めに従い対処すると述べるに留まっており、環境許認可取得を含む制度手続き面の検討を本格的には行っていない模様である。BEZA には、外資誘致の推進役として他国が導入している事例も研究しつつ、制度手続きを整備していくことが期待される。

3.5 経済特区の管理・運営および外国直接投資誘致上の課題

3.5.1 経済特区の管理・運営における課題

(1) 経済特区開発のグランドデザインとロードマップ

調査を通じて、BEZA や政府関係者から、経済特区開発取組への強い意欲や姿勢が感じられなかった。「バ」国の経済成長戦略や産業政策における経済特区開発の位置づけについて、広く理解、浸透しておらず、目標や方針が共有されていないと見受けられる。従い、経済特区開発の進め方において以下の点に留意することが重要である。

- a. 国土の総合開発、首都ダッカから周辺地域への人口・産業の分散、地域振興、産業の連関、産業政策との整合性などの視点で経済特区を統合的に開発する。
- b. 政府がイニシアティブをとり、民間の企業・団体、大学・研究機関と連携し、経済特区と周辺地域の開発のグランドデザインとロードマップを策定し、これが公に明示、周知され、BEZA、政府関係者、民間企業等に共有される。

(2) 適性人材の配置と育成

BEZA の業務の管理・運営と人員配置について詳細に調査できなかったが、EPZ 管理の実務経験者や SEZ に詳しい人材が不足しているのは確かといえる。経済特区の開発、管理・運営において、知識・情報の蓄積と人材の適正配置が重要な課題であり、その課題解決の

方策として、以下の検討が望まれる。

- a. BEPZA の業務経験者の採用・配置、あるいは人材交流を行う。
- b. 外国直接投資および SEZ/EPZ に知見を有するコンサルタント有識者と契約し、あるいは、その採用・配置を行う。

(3) SEZ 規則・ルールと民間の開発による SEZ の認定基準

民間デベロッパーが SEZ の開発に取組みやすくなるよう、SEZ 規則やルールを早期に公告し、併せて民間が開発する SEZ を認定する際の評価・審査基準を明確にするよう働きかける。併せて、SEZ の開発と管理・運営において透明性を確保すべく、政府・BEZA 関係者がコンプライアンスを遵守し、ガバナンスを高める措置が必要である。

(4) 民間デベロッパーへの支援

SEZ の開発は、実質的には民間デベロッパーの企業活動に依存するところが大きい。商業ベースで SEZ の計画、準備、設置・開業、管理・運営が円滑に行えるよう、政府・BEZA を支援することが、成果に繋がる。経済特区開発への公的資金の活用や、特に SEZ の周辺インフラ（道路、橋など）の整備の支援が求められる。また、有効なワンストップサービスの支援体制の構築が不可欠である。

(5) BEZA の管理体制の整備

BEZA は 2011 年 11 月に発足し、2012 年 5 月に職員は 10 名（全て政府職員）、その 3 ヶ月以内に民間から 40 名採用し、50 名体制にするとしていた。そのおりに、BEPZA の経験豊富な専門スタッフを BEZA で活用するアイデアもあったが、BEPZA のマンパワーに余裕がないという理由で実現しなかったとされる。⁸それが、本調査の時点では職員 82 名に増加している。経済特区の管理・運営は、BEZA の組織メンバーには全くの新規業務であり、組織の基盤整備ができていないうちに要員が急増したと見られる。現況では、仕事の仕組みと組織の管理体制を早急に見直し整備することが必要であろう。

特に、BEZA の幹部職員は政府官僚であり、営業の経験はない。しかし、BEZA 自らが SEZ の区画を国内外の投資家に営業・販売し、もしくは民間デベロッパーの区画販売の支援を行うことになる。このため一般の経営管理技術に加えて、新たにマーケティング・販売促進の知識・能力・ノウハウが必要となる。

3.5.2 外国直接投資誘致における課題

(1) 投資デメリットの克服

海外投資家から見た投資先国としてのバングラデシュの一般的な評価は以下の表 3-5-1 「バングラデシュへの投資要因」のとおりである。この投資デメリット要因であるインフラとビジネス環境の改善が基本的な課題である。

⁸ (JICA「バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査・報告書」)

表 3-5-1 : バングラデシュへの投資の要因

投資のメリット要因	投資のデメリット要因
豊富で安価な労働力がある。	インフラ（土地、道路、鉄道、電気・水道・エネルギーなどのユーティリティ）が貧弱。
人口 1 億 6 千万人、若年層が多く、人口ボーナスが大きい。中間層の台頭で、国内市場が大きい。	ビジネス環境では、不透明で煩雑な手続き、政府のガバナンス、官僚の汚職。
中国に次いで縫製業が盛んで、EU、日本向けには特惠国待遇が受けられる。	原材料・部品の国内調達が難しく、輸入に依存。
外国直接投資への規制が比較的緩い。	輸出企業へのインセンティブでは、外資の投資と国内の投資は同等の扱い。法人税においても、FDI に対する特別なインセンティブはない。（投資メリットにならないという意味で）
比較的緩いイスラム国家で政治リスクは少ない	与野党対立で政治情勢が不安定になっている。最近のホルタルの激化で、生産活動、生活での安全確保に影響が出ている。

出典：各種資料より調査団作成

(2) 周辺国との競争優位性の確保

「バ」国政府関係者には、周辺のインドやミャンマー・カンボジアなどとの投資誘致競争の意識が希薄との印象を受ける。「バ」国では投資に対するインセンティブは国内、海外の差別はないが、「バ」国の地場産業と競合が少ない有望な産業を海外から投資誘致するためには、当該産業・企業に対して、外資への特別なインセンティブを出し、FDI 誘致促進における周辺国との競争優位性を確保することが望まれる。

(3) 外国直接投資戦略と特色ある SEZ のコンセプトづくり

外国直接投資を促進するためには、まず外国投資誘致戦略を策定する。外国投資促進の戦略策定に際しては、次の課題がある。

- a. 特色ある SEZ のコンセプトをつくること： 特色ある SEZ のコンセプトの構成要素は、経済特区と産業振興政策との整合性、地域特性を活かし戦略的に誘致する産業・業種の選別、国内の関連産業や裾野産業と外資産業とのリンケージ、優先産業・業種に対する特別なインセンティブや便宜の付与がある。
- b. 首相府内にある同じ外国投資促進機関である BEZA, BOI, BEPZA, Private EPZ Governor's Board の連携を深め、産業省、商務省、財務省との協議・調整を行い、包括的な外国直接投資の促進策を検討すること。

(4) 「バ」国の知名度アップと積極的な海外販売促進

海外における「バ」国の知名度を向上するために、国家としての海外広報戦略を展開し、

外国直接投資の促進、SEZ の民間デベロッパーおよび経済特区に投資進出する潜在的投資家を発掘し、投資誘致を促進する。そのための計画策定、予算化と人材育成・要員配置、販促ツールの作成が課題である。

(5) 「バ」 国民間デベロッパーによる小規模工業団地をめぐる課題

EPZ, Private EPZ や SEZ はバングラデシュの法制度の下で保税區として設置され、インセンティブ、税制、政府認可手続きなどの便宜の供与が法的に確保されている。これに対して、純粹の民間商業ベースである開発事業者は自力で開発・整備するため、EPZ, Private EPZ や SEZ と同等のメリットやサービスを投資家に供与できるか否は不透明である。こうした民間デベロッパーに対する支援をすることにより、日系中小企業のバングラデシュへの投資・進出を側面的に支援することは必要、且つ、有益である。

3.6 アジア諸国での経済特区開発モデルの比較分析

3.6.1 経済特区の定義と分類

経済特区は、新興国にとって海外直接投資（FDI）を誘致することおよびインフラ整備を行うための政策として、有効に機能してきた。経済特区制度により海外投資を呼び込むことは産業の育成、すなわち企業育成、製品輸出による外貨獲得、雇用創出、関連サービス産業の育成などを実現する、重要な施策である。

一方で経済特区という言葉に関しては、様々な解釈がされているが、世界銀行によると、表 3-6-1 のように分類・定義されている。

表 3-6-1：世界銀行による経済特区の分類・定義

分類	定義
自由貿易地域 (Free trade zones)	商業自由地域 (Commercial free zones) ともよばれる。フェンスで囲まれた関税非課税地域であり、取引、積み替え、再輸出のための倉庫等の施設が提供される。
輸出加工区 (Export processing zones)	海外市場を目的とする工業団地。ハイブリッド EPZ では、多くの場合、全産業の立地が可能な地区と輸出産業専用地区に細分化されている。
エンタープライズゾーン (Enterprise zones)	税制優遇や財政支援により、経済的に困窮する都市・地方の活性化を狙ったもの。
自由港 (Freeports)	観光・商業・住宅などを含む広い活動に対して、広範な誘導策や支援策を提供する、広い面積 (100 km ² ~) を持つ区域。
単一工場 EPZ (Single factory EPZ)	個々の企業に対して、立地に関係なくインセンティブを与えるもの。工場は、優遇策や特権を受け取ることで決めた地域に立地する必要はない。

特別地域 (Specialized zones)	科学・技術パーク、石油化学地域、ロジスティクスパーク、臨空地域などの特別な地域。
-----------------------------	--

出典：Special Economic Zones; Preferences, lessons learned, and implications for zone development, 2008, FIAS (World bank group)

3.6.2 アジア諸国の経済特区制度

アジア諸国の経済特区制度は表 3-6-2 の通りである。経済特区法を定めるケースのほか、投資促進・奨励法による優遇措置を定めるケースの 2 通りあることがわかる。経済特区は、特定地域を定めて戦略的・先行的に開発を行うことを目的とするのに対し、投資促進法は、申請された地域に対して優遇措置の適用を行うものであり、地方部への投資誘導を目的とすることも多い。世界銀行の分類におけるエンタープライズゾーンはその典型である。

また、優遇措置としては、地区内に立地する企業に対し、法人税・関税等の減免を行うほか、手続き面での配慮（ワンストップ・サービスなど）を行うことが多い。

表 3-6-2：アジア諸国の経済特区モデル

	根拠法・進捗状況	主な優遇策	特徴・視点
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> 投資促進法（1986）、所得税法（1967）、関税法（1967）、自由地域法（1990）など、さまざまな法令において、税制上の優遇措置を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 自由地域（1990）：輸出企業対象。関税・物品税・売上税・サービス税等免除。自由商業地域 17 箇所、自由工業地域 18 箇所指定済。 イスラム金融拠点「クアラルンプール国際金融地区（KLIFD）」：所得税減税（10 年 100%）、建築物の減価償却、開発業者への所得税減税など。 奨励地区：イスカンダル開発地区など全土で 5 箇所を定めて各地域の発展を目指している。法人税・輸入関税・売上税等の減税措置が受けられる。 	<p>1990 年に自由地域制度を定め、これまでに 35 箇所（自由商業地域 17 箇所、自由工業地域 18 箇所）を指定し開発を進めているが、この制度は地域振興の意味合いも強い。特別地域に分類される奨励地区も地域振興色が強く、多民族国家の特徴がみられる。一方で同じく特別地区に分類されるクアラルンプール国際金融地区については、国家を挙げての集中投資・集中開発を進めている。</p>

タイ	<ul style="list-style-type: none"> 投資奨励法 (1997年) これまでのゾーン制度から、業種による優遇制度に変更準備中 (2015年目標) 	<ul style="list-style-type: none"> バンコクからの距離により、全土を3ゾーンに分けて優遇措置設定。 ゾーンごとに法人税減免(3~8年間免除等)、輸入関税(機械・設備・原材料等)を設定。 	BOI インセンティブは、バンコクより遠い地方部での優遇措置を大きくし、地方部への産業誘導を実施する優遇策として行われてきたが、一定の役割を果たしたとして、タイ政府は2015年を目標に、ゾーン別の制度を廃止し、産業別の優遇制度への移行を進めている。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法に基づき、地域・地区指定。 地方部への投資促進：奨励投資地域等 戦略的投資促進地区：経済区、ハイテクパーク等 	<ul style="list-style-type: none"> 奨励投資地域：法人税優遇(10年間20%)・輸入関税免除等。 経済区、ハイテクパーク：法人税の優遇(15年間10%)。経済区は加えて輸入関税等減免もあり。 	EPZ・エンタープライズゾーン・ハイテクパークなどの多くの制度を導入しており、これらの制度を活用した数多くの工業団地が整備され、日本企業も多数立地している。
インド	<ul style="list-style-type: none"> 2006年に経済特区法制定。 2013年6月現在、583箇所のSEZが承認済み、内158箇所が運営中。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発企業：法人税10年分免税、入居企業：法人税5年免税+5年50%減税等。加えて関税・物品税減免等の優遇措置あり。 	広い国土で数多くのSEZプロジェクトが進められている。特徴としては、SEZは輸出企業のみを対象としていること(国内向けにはDTZ制度あり)、経済特区・工業団地を開発する民間デベロッパーへの税制優遇等インセンティブも用意されていることが挙げられる。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> 2005年12月に政令により経済特区制度制定。 承認済22SEZのうち、現在8箇所が稼働中。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人所得税(Profit Tax)と輸入税の免除に加えて、輸出製品向け原材料に係るVATが免除される。 簡易通関制度、ワンストップサービスが利用可。 	8箇所の経済特区が稼働中であるが、特にシアヌークビルは港湾利便性を活かした大規模開発である。

ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> 2011年1月経に済特区法発効。 ダウエイ、ティラワ、ほか2件で指定手続きが進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地使用期間：最短30年に加え、投資規模に応じて、10～45年の更新可能年数を規定 所得税：輸出収益に関して、最大15年間の減免 商業税・VAT：輸出製品について免除 	EPZとしては大規模な1,000haを超える規模の開発がダウエイ・ティラワの経済特区で進められている。国家を挙げて集中投資を行っている事例である。
-------	---	---	---

出典：各種資料より調査団作成

アジア各国の経済特区制度を世界銀行の分類・定義に従い整理すると、表3-6-3の通りとなる。

表3-6-3：アジア諸国の経済特区制度の分類

	Malaysia	Thailand	Vietnam	India	Cambo dia	Myanmar	Bangla desh
自由貿易地域 (Free trade zones)	—	—	—	—	—	—	—
輸出加工区 (Export processing zones)	自由地域	—	輸出加 工区、経 済区	SEZ	EPZ	EPZ	EPZ
ハイブリッド EPZ	—	IEATフ リーゾー ン	—	SEZ /DTZ	—	—	SEZ
エンタープラ イズゾーン (Enterprise zones)	—	(BOI ゾーンイ ンセンテ イブ)	奨励投 資地 域・特別 奨励投 資地域	—	—	—	EPZ
自由港 (Freeports)	—	—	—	—	—	—	—
単一工場 EPZ (Single factory EPZ)	—	(BOI ゾーンイ ンセンテ イブ)	—	—	—	—	—
特別地域 (Specialized zones)	国際金融 地区、奨 励地区	—	ハイテ クパー ク	—	—	—	ハイテ クパー ク

出典：Special Economic Zones; Preferences, lessons learned, and implications for zone development, 2008, FIAS (World bank group)に調査団加筆

第4章

バングラデシュ国の経済特区開発に係る日系企業の意識調査

第4章 「バ」国の経済特区開発に係る日系企業の意識調査

4.1 意識調査の目的と方法

「バ」国において日系企業誘致にむけた経済特区を開発するにあたり、日系企業が海外進出を決定するにあつたてのニーズを把握するため、日系企業の意識調査としてアンケート調査及び関連企業への訪問調査を実施した。

アンケート調査では、経済特区に進出する候補となり得る日系企業を選定して、海外での生産拠点の設立に際して重視する事項を聴取し、経済特区に具備すべき要素の特定・抽出を行った。

関連企業への訪問調査については、経済特区ないし工業団地の整備主体となる可能性の高い商社や不動産事業会社等を中心に、「バ」国の投資環境や課題を聴取した。

4.2 アンケート調査の結果と分析

4.2.1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

「バ」国の経済特区・工業団地の開発にあたり、経済特区に進出する候補となり得る日系企業に対して、海外での生産拠点の設立に際して重視する点を聴取し、経済特区に具備すべき要素を特定・抽出することを目的として実施した。

(2) 調査方法

対象企業を選定の上、郵送方式により、以下の通りアンケート調査を実施した。
なお、調査対象企業は、中国に拠点を持つ企業で全体の売上高が50億円以上の本邦企業(製造業)1,867社とした。これは、昨今本邦企業が中国での急激な労務費の上昇と日中関係の悪化を受けてその生産拠点を東南アジア諸国へ移転させる動きが顕著となっており、「バ」国はこうした生産拠点の移転の受け皿として機能する可能性が極めて高いという仮説によるものである。

1) 調査時期：2013年4月～5月

2) 調査対象：中国に拠点を持つ企業で全体の売上高が50億円以上の本邦企業1,867社

3) 調査項目：主な調査項目は以下の通り

-海外生産拠点の候補国；

「新たな海外生産拠点の検討に際して、まず候補国を絞るとした場合、どの国を選ぶか」を聴取。中国、ASEAN諸国等と比較して「バ」国がどの程度興味・関心を持たれているかを把握する。

-生産拠点選定時の重視項目・必須項目；

「生産拠点選定時に重視する項目」ならびに「必須項目（この条件が整わない場合、生産拠点として選ぶことはできない）」を聴取。「バ」国の経済特区を整備する上で具備しておくべき要素を把握する。

4.2.2 アンケート調査結果

1,867社を対象としたアンケート調査により、179社より回答を得た。これらの回答を分析した結果、以下の結果が得られた。なお、全調査項目の回答結果については「付属書IV（アンケート調査結果）」に示すこととし、ここでは主な分析結果のみを示す。

(1) 回答企業の属性

回答企業数は179社。業種としては、輸送機械、化学・医薬、電子部品等が多く、約半数が資本金3億以下の中小企業となった。

表 4-2-1: 回答企業 179 社の属性

業種	社数	資本金	社数
その他の製造業	34	～1,000万円未満	1
輸送用機械器具	25	1,000万円より多く～1億円未満	55
化学・医薬	19	1億円より多く3億円以下	27
電子部品・デバイス・電子回路	18	3億円より多く10億円以下	29
電気機械器具	16	10億円より多い	63
食料品	15		
鉄・非鉄・金属	15		
生産用機械器具	12		
上記以外	20		

(2) 海外生産拠点の候補国

「海外生産拠点検討時の候補国」を聴取。回答企業の10%（18社）が、拠点候補として「バ」国を選定した。

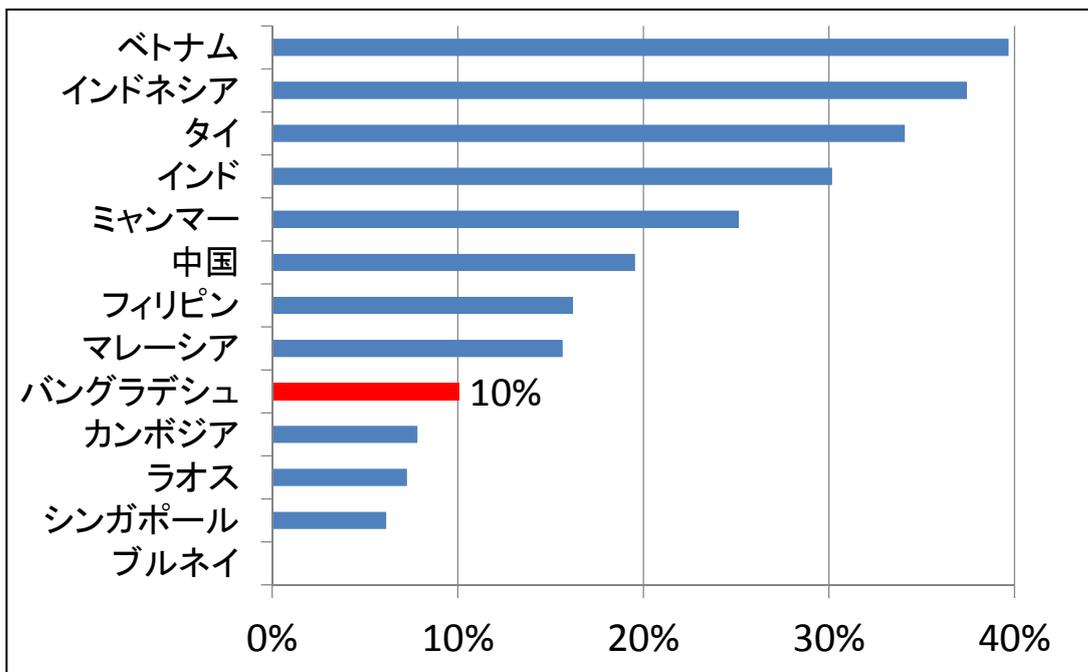


図 4-2-1: 海外生産拠点検討時の候補国

生産拠点の候補として「バ」国を選定した企業の属性を以下に示す。資本金 3 億円以下の中小企業が 10 社で半数以上を占め、業種としては、電子部品・デバイス・電子回路がトップ（4 社）となった。アンケート調査実施前の仮説としては、繊維業など、「バ」国の安価な労働力の確保を目的とした業種が高い興味を示すものと考えていたが、電子部品・デバイス・電子回路や化学・医療といった装置産業が高いスコアを示す結果となっている。

表 4-2-2: バングラ選定企業の属性

資本金	社数	業種	社数
～1,000万円未満	0	電子部品・デバイス・電子回路	4
1,000万円より多く～1億円未満	8	繊維	3
1億円より多く3億円以下	2	化学・医薬	3
3億円より多く10億円以下	2	ゴム・皮革	2
10億円より多い	6	鉄・非鉄・金属	2
		食料品	1
		ガラス・土石	1
		生産用機械器具	1
		その他の製造業	1

(3) 生産拠点選定時に重視する要素

「生産拠点選定時に重視する項目」を分野別に聴取した。その結果、以下の 4 項目が高いスコアを示した。

-基礎インフラの整備状況；

本調査では、「電力、水道、燃料（ガス）、通信、廃水・廃棄物処理設備、港湾等へのアクセス」等、ユーティリティ系のインフラの整備・充実度合いとして定義した。88%

の企業が重視する項目として選定した。

-労働事情；

本調査では、「安価な労働力・質の高い人材（管理者・技術者）の確保可否等」として定義した。80%の企業が重視する項目として選定した。

-カントリーリスク；

本調査では、「治安、政治情勢、自然災害、賄賂の要否等」として定義した。71%の企業が重視する項目として選定した。

-産業インフラの整備・充実度合い；

本調査では、「物流委託先、原料調達、下請企業等の整備・充実度合い」として定義した。70%の企業が重視する項目として選定した。

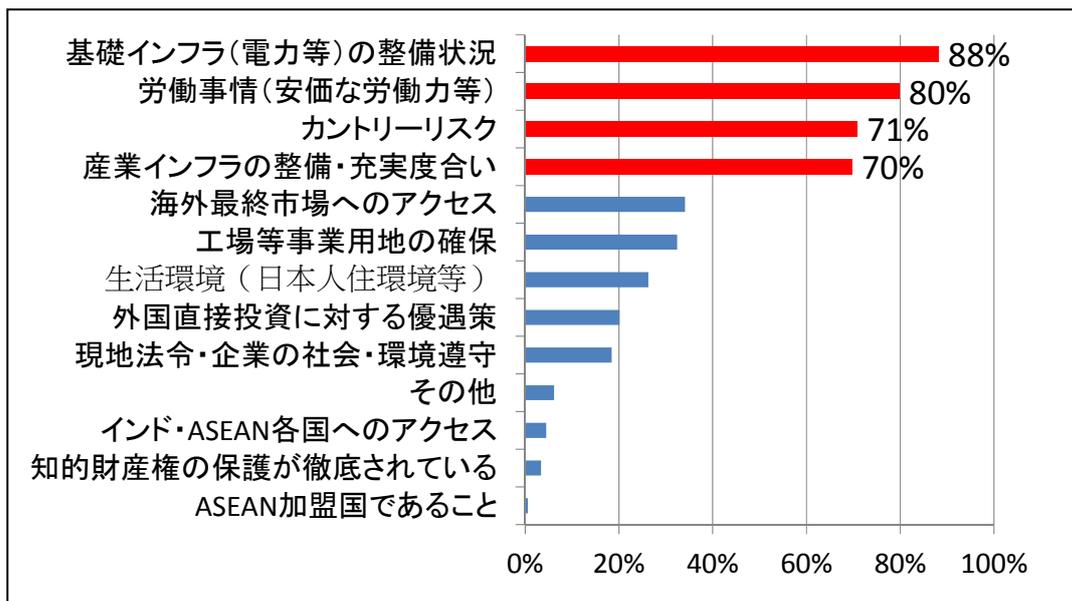


図 4-2-2: 海外生産拠点検討時に重視する項目

(4) 「バ」国のイメージ（他国に対し劣っている点）

「生産拠点選定時に重視する項目」と同様の選択肢を用いて、「他国と比較して、「バ」国が劣っていると思う項目」を聴取した。以下の5項目が高いスコアを示した。特に、「重視する項目」としても高いスコアを示していた「基礎インフラの整備状況」、「産業インフラの整備・充実度合い」については、十分に対応する必要があると考えられる。

-基礎インフラの整備状況

-カントリーリスク

-産業インフラの整備・充実度合い

-生活環境（日本人住環境等）；

本調査では、「日本人駐在員の住環境、日本食・食材の入手可否、病院・日本人学校・商業施設等の有無」として定義。

-良く知らないため、分からない；

26%が「よく知らないため、分からない」と回答している。これは、本邦企業の間で「バ」

国に対する認知が進んでいないことを示しており、これが「海外進出時の候補国」として挙がることを阻害している可能性がある。「バ」国に対する認知を高めるプロモーション活動の重要性を示唆していると考えられる。

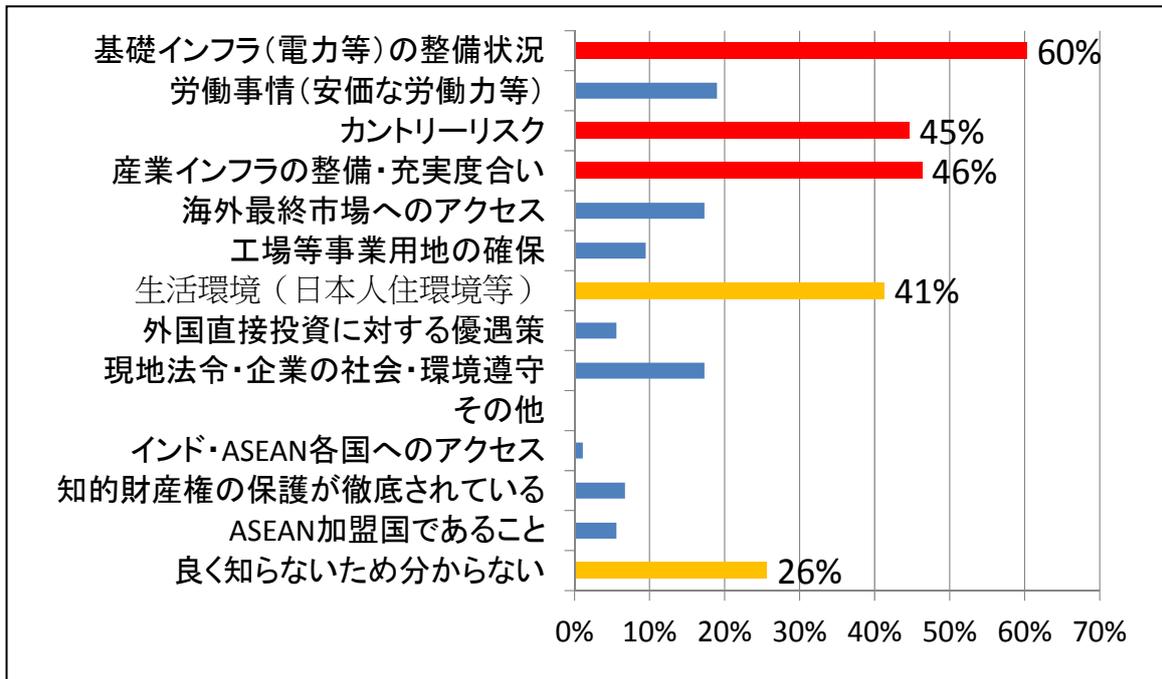


図 4-2-3: 「バ」国のイメージ (他国に比べて劣っている点)

(5) 基礎インフラ (必須項目)

基礎インフラの詳細について、「必須項目」を聴取した。必須項目としては、「電力が安定的に使用できる」ことが群を抜いて高く、安定した電力インフラの整備が必須であることを示している。

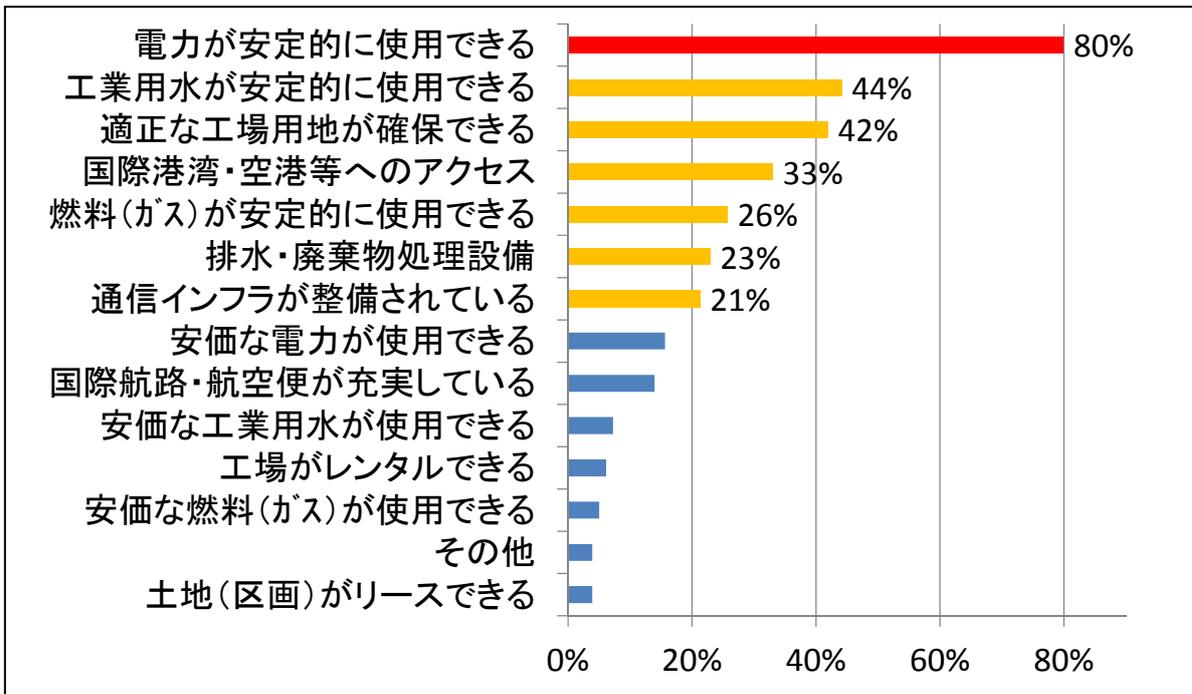


図 4-2-4: 基礎インフラ (必須項目)

(6) 産業インフラ (必須項目)

産業インフラの詳細について、「必須項目」を聴取した。「現地で原料・資材の調達ができる」、「物流を委託できる企業がいる」のスコアが比較的高く、製造業として操業していく上で自社以外の企業の充実度合いもひとつのポイントとなることを示唆している。

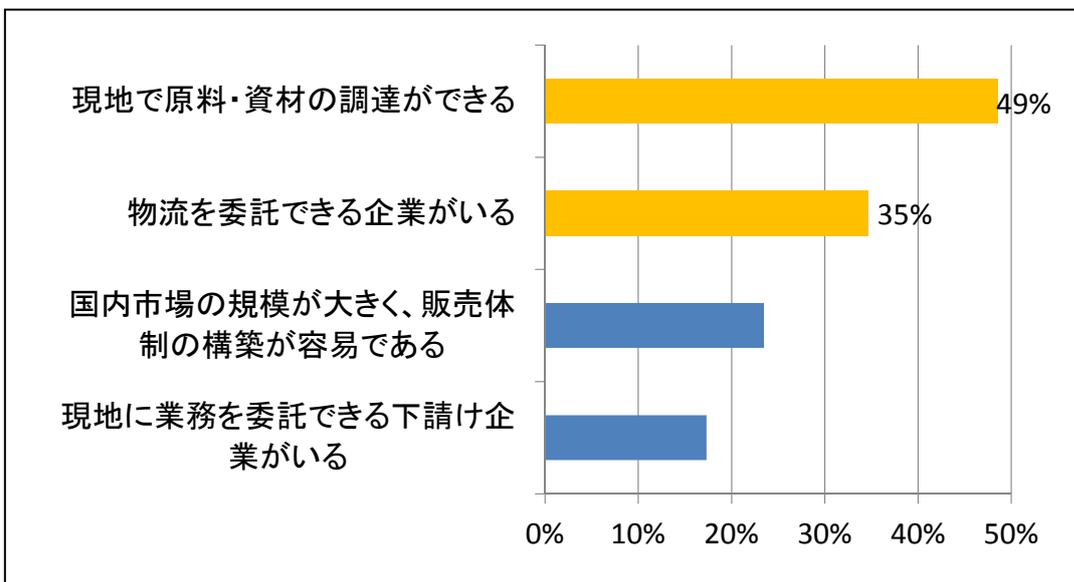


図 4-2-5: 産業インフラ (必須項目)

(7) 生活環境 (必須項目)

生活環境の詳細について、「必須項目」を聴取。「日本人が安心して滞在できる居住区・

宿泊施設がある」のスコアが突出して高く、次いで「日本人が安心して行ける病院がある」が続いている。「バ」国のイメージ（他国に比べて劣っている点）への回答として、「カントリーリスク」が高いスコアを示していたことも踏まえると、生活環境については、特に日本人社員の住環境、医療環境を充実させ、生活するうえでの危険性やリスクを減らすことが重要であると考えられる。

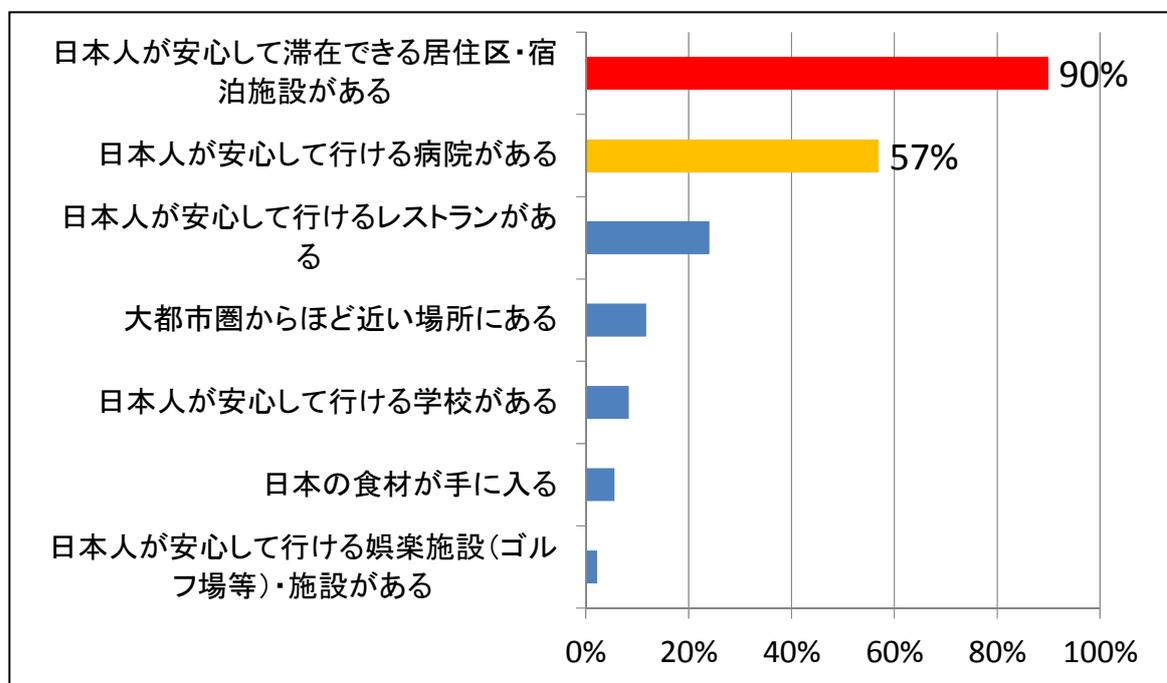


図 4-2-6: 生活環境（必須項目）

4.2.3 アンケート調査結果から得られた示唆

アンケート調査結果から得られた示唆について、以下の通り整理した。経済特区開発の方向性検討に際しては、進出企業候補となりうるこれら本邦企業の意向を踏まえた上で検討することが重要である。

- 「バ」国への進出に興味を示す業種としては、繊維業等、仮説として想定していた労働集約型産業以外に、電子部品、化学等の装置型産業も可能性として考えられる。今後、労働集約型産業のみをターゲットとするのではなく、これら装置型産業にも対応しうる経済特区の開発を視野に入れる必要がある。
- 生産拠点選定時に重視する要素としては、基礎インフラの整備状況、労働事情、カントリーリスク、産業インフラの整備・充実度合いが挙げられている。これらの要素について十分に配慮した上で、経済特区の方向性を検討する必要がある。
- また、上記要素のうち、特に基礎インフラ、産業インフラについては、「バ」国が他国に比べて劣っている要素としても高い回答率となっており、進出先として「バ」国を選定しない理由となっている可能性がある。また、日本人社員の生活環境についても、住環境、医療環境を中心に、安心して暮らせる環境を整えることが重要で

ある。

- また、回答企業の 24%が「バ」国について良く知らない」と回答しており、「バ」国の認知度が依然として高いとは言えない状況にある。この点を踏まえ、経済特区に具体的な機能等を具備するとともに、プロモーションのあり方も含めた検討が必要と考える。

4.3 訪問調査の結果と分析

4.3.1 訪問調査の概要

(1) 調査の目的

「バ」国の経済特区・工業団地の開発にあたり、日系企業の取組みの可能性およびニーズ等について訪問調査を実施し、ニーズを把握した上で経済特区開発の方向性を検討する時に参考に資することを目的とする。

(2) 調査方法

本調査の調査団員が直接訪問し、ヒアリング調査を実施した。事前に想定した調査項目に沿って、先方の業種や状況により適宜アレンジしながら、聞き取り調査を実施した。

1) 調査時期：2013年3月～5月

2) 調査対象：経済特区開発への取組みが期待される商社・不動産ディベロッパー、および既にバングラデシュに立地している製造業・物流会社

3) 調査件数：11社（商社5社、不動産ディベロッパー3社、製造業2社、物流会社1社）

4.3.2 訪問調査結果

実施された訪問調査により、下表の分析結果が得られた。

表 4-3-1: 訪問調査結果における主な聞き取り内容

調査対象業種	聞き取り内容
商社	<ul style="list-style-type: none">• ハルタルなど、政情不安はこの国のマイナス要因。日系企業だけでなく、経済活動への影響は大きい。• 欧州や日本向けの繊維製品の輸出は、特恵関税を活かしたもの。• 製薬に関しては、WTO で認められた TRIP の特権を活用し、他社特許の製薬を製造・途上国へ販売している。しかし、この特権も 2016 年 1 月 1 日までであり、バングラデシュはこの特権の 15 年延長を希望しているが、認められないとジェネリックだけでやっていけるかという危機感がある。• これまで、日系企業の進出は繊維や軽工業が中心であった。今後はバ国内をマーケットとする食品、家電、医療（ジェネリック）

	<p>などが有望進出業種と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • SAARC に加盟しているが、インドとその他の国々というバランスなので、ASEAN のような経済効果は期待できない。ASEAN でないことは、日本企業にとって大きな劣後要素となる。 • 進出済み日系企業では、事業拡張ニーズがあっても土地がないのが課題となっている。SEZ ができれば、ニーズは大きい。 • 人件費は安い、物流の時間ロス、電気・ガス供給が不安定なことによる自家発電整備などで、トータルで考えると製造コストは必ずしも安くない。 • 国産のガスは、政策的に価格を抑えられているが、埋蔵量は十分でない。
不動産ディベロッパー	<ul style="list-style-type: none"> • バングラデシュは、ガバナンスの問題、インフラの課題があり、投資先としては優先度が低い。ミャンマーやカンボジアを優先している。 • 一方で、中国はカントリーリスクや人件費高騰から、他国への移転ニーズはある。バングラデシュも受け皿となる可能性はある。国内マーケットが大きく、ポテンシャルには注目している。 • 開発にあたって、ローカルパートナーとの協業は必須である。土地の手当ては外国企業にはできない。 • 商社よりは投資ハードルは低いと想定されるが、IRR20%以上は必要と考える。 • SEZ の開発計画は、需要の変化に応じて柔軟に区画割等の変更ができるようにしておくことが重要である。中小企業の進出も増えていることから、レンタル工場のニーズも増えている。 • JICA・日本政府には、周辺インフラ整備や人材教育、相手国政府への後押しなどを期待したい。
製造業	<ul style="list-style-type: none"> • 現地企業とのパートナーの選定は、進出を成功させる重要な要素である。工場立地、労務管理、販売など合弁のメリットは大きい。 • 特に、土地の制度は外国人には複雑で理解できない。合弁会社を設立することにより、EPZ・SEZ 以外の選択肢が可能になる。 • 工業団地に立地していると、ホルタルの際に、自社で暴動がなくても、周辺の工場のあおりを受ける恐れがある。単独立地のメリットの一つ。 • 現在は輸出の方が大きい、国内市場は拡大しており、いずれは国内向けに比重をおいて行きたい。
物流会社	<ul style="list-style-type: none"> • 交通渋滞もひどいが燃料費が安い、陸上のトラック輸送体制が主流となっている。現在は、海上コンテナでチッタゴンまで着いた後、トラックに積替えて輸送している。 • 輸送途中で荷物が無くなるなどの課題も多い。

	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、製造業の進出には熱心であるがロジステック等のサービス分野での投資にはあまり関心を示していない。投資の許認可も難しい状況にある。
--	---

4.3.3 訪問調査結果から得られた示唆

訪問調査結果から得られた示唆について、以下の通り整理した。経済特区開発の方向性検討にあたり、日本企業のこれらの視点に配慮することは重要である。

- 国内マーケットのポテンシャルが期待されており、今後国内向けの立地ニーズが増加すると見込まれる。特に食品、家電、医療（ジェネリック）などの有望進出業種の利便性を考慮した経済特区開発が期待されている。
- 「バ」国が ASEAN でないことは、大きなデメリット。これまでは、特恵関税など、欧米先進国向けの輸出産業が経済をけん引してきたが、今後は「バ」国内、および SAARC など南アジアのマーケットを目指した産業の誘致が期待される。
- ダッカ・チッタゴンなどの大都市近郊、および国際港湾・空港利便性の高い立地ニーズが大きい。
- インフラの心配の少ない経済特区の開発が期待される。エネルギー供給に関する政府との交渉を進めるほか、石炭の輸入を促進する港湾・物流・発電所など、エネルギー供給にかかる支援も併せて期待されている。
- 経済特区に加えて、物流の課題も大きい。経済特区と港湾・空港を結ぶ道路整備、鉄道の安定運行、内陸水運を活用した物流など、総合的な取り組みが期待されている。

4.4 経済特区開発に係る意識調査のまとめ

アンケート調査及び訪問調査の結果より、意識調査の結果を以下の通り取りまとめた。

-ターゲット業種；

前述したとおり、調査実施前の仮説としては、「バ」国への興味・関心が高いのは繊維業等の労働集約型産業が中心になると想定していた。しかしながら、アンケート調査では、繊維業とともに電子部品や化学においても高いスコアを示した。また、訪問調査においても、今後、内需の高まりが予想される食品・家電・医薬（ジェネリック）などの有望進出業種の利便性を考慮した経済特区開発に対する期待が挙げられている。

経済特区のターゲット業種を検討する上で、労働集約型産業のみならず、電子部品や化学等、装置型産業も視野に入れた検討が必要と考えられる。

-経済特区に具備すべき要素；

アンケート調査では、生産拠点選定時に重視する要素として、基礎インフラの整備状況、労働事情、カントリーリスク、産業インフラの整備・充実度合いが挙げられている。また、

訪問調査においては、エネルギー供給にかかる「バ」国政府の支援への期待、物流面での課題も挙げられている。

この点を踏まえ、経済特区開発に際しては、進出企業が事業活動に集中できるような基礎インフラ、産業インフラに十分留意して進めるべきであると考えられる。特に、基礎インフラのうち「必須項目」として最も高いスコアを示した「安定した電力供給」については、不可欠な要素であると考えられる。また、カントリーリスクに不安を抱えていることを踏まえ、日本人社員の生活環境として、日本人が安心して滞在できる住環境、安心して利用できる医療施設の整備が重要となる。

-プロモーション；

アンケート調査では、回答企業の24%が「バ」国について良く知らない」と回答しており、いぜんとして「バ」国の認知度が高いとは言えない状況にある。また、重視する項目として最も高いスコアを示した「基礎インフラの整備状況」について、約60%の企業が「バ」国が他国に比べて劣っている」と回答している。これらの回答企業の中には、「バ」国についての十分な情報が無いまま、従来のイメージで回答している可能性があり、結果として「バ」国を忌避する要因となっている可能性がある。

この点を踏まえ、今後、経済特区開発において具体的な機能を具備していくとともに、その優位性を本邦企業にきっちりと伝えていくプロモーション活動が重要であると考えられる。

第5章

バングラデシュ国における経済特区 開発候補地の探索と選定

第5章 「バ」国における経済特区候補地の探索と選定

本章においては、「バ」国における経済特区開発候補地選定の背景と目的を明確にし、続いて経済特区開発候補地の選定条件と評価軸について詳細な説明を行う。これらの評価軸により実施された評価結果を整理し、ランキング付けを行った。これ等の候補地の中から優先度の高い候補地について短期と長期の視点から開発コンセプトを策定した。開発コンセプトの策定に当たっては、その前に実施した日本企業に対するアンケート調査や関連企業等への訪問調査の結果を反映させて「バ」国における経済特区の開発の方向性を議論している。

5.1 経済特区開発候補地選定の背景と目的

「バ」国においては、上位計画である「ビジョン 2021」や「第6次5カ年計画(2011~2015)」において産業の高度化を図り、第一次産業から第二次産業・第三次産業への労働移転を図ることで所得水準の向上と中所得国の仲間入りをすることが謳われている。「バ」国の主要産業としては、繊維・縫製産業が突出しており、今や「バ」国全体の輸出の70%以上は繊維製品が占めていて、世界第2位の繊維製品生産国となっている。これ等の縫製品の輸出市場としては、欧米諸国が中心であり、世界的な経済不振の影響を受ける事態となっている。「バ」国では1980年代から全国8カ所において輸出加工区の整備を進め、縫製産業などの工場の受け皿として貢献してきた。一方では、輸出加工区での生産活動は他の産業・地域との連携を促進せず、加工区外の産業との連携が課題となっていた。

これ等の輸出加工区も「バ」国の経済発展と共に西部地区にある3カ所を除き満杯となっているが、「バ」国政府は新たに輸出加工区を建設することはせず、今後は経済特区の開発を進める方針が打ち出されている。しかし、「バ」国は国土が狭い上に人口が多く基本的に工業用地が不足している。「バ」国政府は、全国にある政府所有地を積極的に経済特区・工業団地として活用することを考えているが、経済特区・工業団地の開発に必要な資金や技術の面で遅れており、外部からの支援を期待している状況である。

5.1.1 「バ」国における経済特区候補地選定の背景

2010年10月に設立されたBEZAは、政府が保有する土地を対象にして世銀やIFCの支援を得て経済特区開発の取り組みを進めている。現在は、5カ所の政府所有の土地に経済特区の開発が進められているが、その基本となる経済特区法の施行規則はまだ発効していない。

一方、日本政府は中小企業等による海外展開の支援を行うために「バ」国での経済特区の建設を進めるために情報収集・確認調査の実施を決めた。従って、この調査で行われる経済特区候補地の選定は、日本企業の進出を前提として行われる。本調査では、生活環境が整い、インフラやユーティリティが比較的整備された首都ダッカ市や第二の都市である

チッタゴンから通勤できる範囲内で生産拠点等を建設するのが前提となっている。また、自然条件の厳しい土地での操業も、サプライチェーンを確保する意味から企業の負担となる可能性があり、望ましい条件とはならない。

5.1.2 経済特区開発候補地選定の目的

経済特区開発候補地の選定を行うのは、具体的な開発コンセプトを示すことで将来の事業化を促進することが可能となるためである。候補地は、短期的視点からと中長期的視点から二カ所を選び、それぞれ開発コンセプトを策定した。この開発コンセプトをベースに経済特区の実現に必要なハードおよびソフト面での各種支援策を検討し、提言した。

5.2 経済特区開発候補地の選定条件と評価軸

5.2.1 経済特区開発候補地の選定条件

(1) アプローチ

BEZA, World Bank による既往調査において検討された候補地より、次項の条件に合うものを抽出した。なお BEZA に対し、既往調査において作成されたとされるロングリスト (30 候補地) についてヒアリングを行ったが、資料はないとことであった。BEZA は、Mirershorai (Chittagong)、Anwara (Chittagong)、Sherpur (Syllhet)、Sirajgonj (Rajshahi)、Mongla の 5 カ所、及び民間企業からの申請のあった 9 か所より選出した A.K.Khan、Garment Village (衣料工業団地) の 2 箇所をショートリストに載せたとのことであった。

これをうけ、JICA ダッカ事務所と打合せ協議を行い、BEZA が検討した候補地を含め、ダッカ、チッタゴン周辺で探索を行うこととなった。

「バ」国における現地調査において、上記により抽出された候補地以外に現地探索による敷地や地元の紹介などによる敷地の中より適地と判断された敷地を評価対象の候補地とした。

(2) 選定条件

前項により探索した敷地より候補地としてショートリストに選定する考え方、及び評価の考え方を以下に述べる

- 1) 日系企業職員の通勤を考慮し、ダッカ、チッタゴンの外国人居住区から約 1.5 時間以内の範囲。
 - 2) 希少種の存在などによる開発制限地、係争地でないこと
 - 3) 現地政府、地域住民の反対がないこと
- a. 第 1 ステージ (定性評価)

下記の条件を満たせない候補地は、現場踏査の対象から外すこととした。

- 3 年後の目標年次において、ダッカ・チッタゴンの外国人居住地より 1.5 時間以内で

自動車による通勤できないと判断された候補地

- 候補地内に希少種の存在を理由とする等の開発制限地域が含まれていることが確認された候補地
- 候補地内に係争地域が含まれていることが確認された候補地
- 候補地の開発に対して現地政府又は地域住民が反対していることが確認された候補地
- また、今回の現地調査において、治安上の理由から現地調査が実施できなかった Ashulia 地区 Dhamrai 候補地、及び現地調査において厳しい自然環境から不適と考えられる Anawara 候補地は、ショートリストから外すこととした。

b. 第2ステージ（定量評価）

- 第1ステージ（定性評価）により現場踏査の対象となった候補地に対しては、別紙評価スコアカードによる定量評価を行い、ランク付けを行った。評価軸・評価内容については、次項で述べる。

c. 最適 SEZ 候補地に対する開発コンセプトの策定

- 短期的視点から見た最適 SEZ 候補地の選定と開発コンセプトの策定
- 中・長期的視点から見た最適 SEZ 候補地の選定と開発コンセプトの策定

評価作業の全体フローを下図に示す。

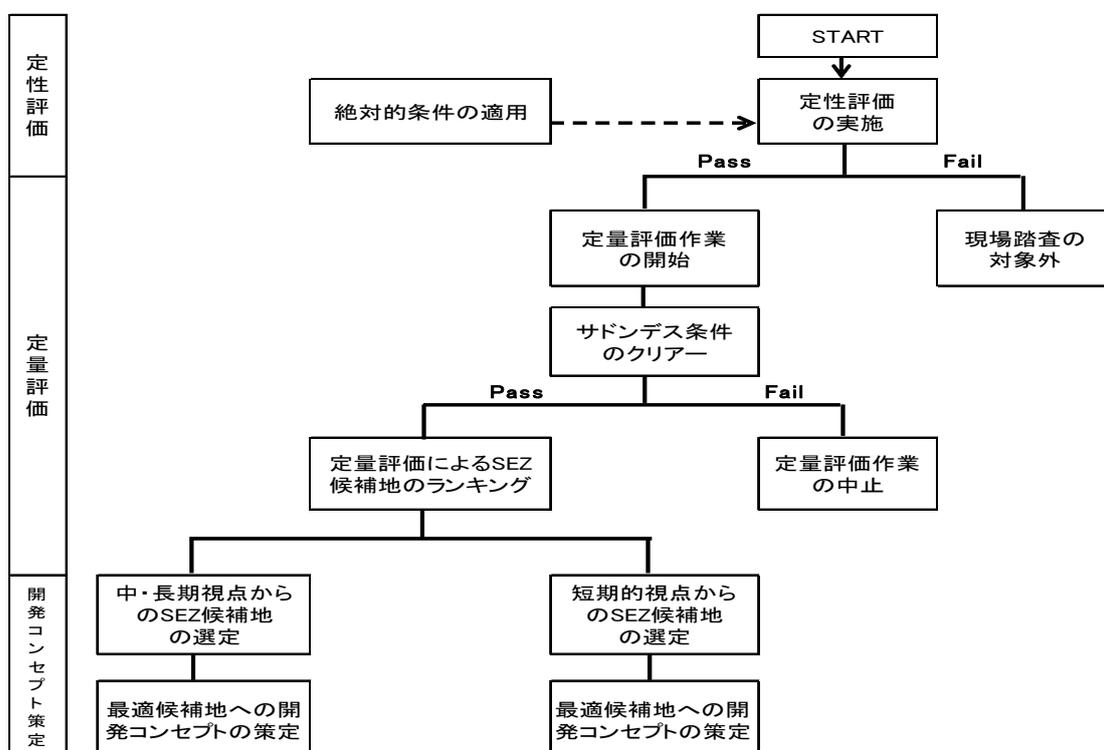


図 5-2-1：経済特区候補地評価フロー

5.2.2 経済特区開発候補地の評価軸

評価軸として、以下の4つの軸を設定することとする。

a. 基本特性 (Location)

- 当該敷地の有する基本的特徴の評価を行う。
- 具体的には、敷地の広さ・拡張可能性、洪水対策のための盛土の必要性、現況の土地利用、地権者の状況、想定される補償、関係機関（公共、民間）、汚染状況、地盤状況などである。

b. 周辺特性 (Surrounding Area)

- 候補地と周辺地域との関係、労働資源状況などの評価を行う。
- 具体的には、近隣街との利便性、労働者の獲得可能性（量、質）、近隣の工業団地との連携性などである。

c. 自然災害特性 (Natural Disaster)

- 河川氾濫による洪水、サイクロンによる高潮、地すべり、地震などの災害に対する脆弱性の評価を行う。

d. インフラ特性 (Infrastructure)

- 運輸関係として、道路、鉄道、国際空港、国際港、河川港、ランドポートなどへのアクセス性を評価した。
- 電力、ガス、給水、下水、廃棄物処理、通信、公共交通などのインフラ施設へのアクセス性を評価した。

なお、評価対象である候補地については、調査団の日本人技術者（2名以上）、及びローカルコンサルタントが現地を実際に踏査した。評価項目のうち、現地踏査で確認することが困難な項目についてはローカルコンサルタントにて別途ヒアリングし、図上計測等により評価を実施した。

評価スコアカードを表 5-2-1 に示す。

表 5-2-1 : 経済特区評価スコアカード

Evaluation Scorecard for the proposed SEZ Sites in Bangladesh (Candidate No. :)							
Key Aspect	Evaluation Points	Specific Requirements	Evaluation Scores				
			1	2	3	4	5
Locations (350 points)	Total Area (ha)	Size & Shape of the Site					
		Expandability					
	Level of Landfill Required						
	Existing Land Use & Zoning	Existing Land Use (Number of Annual Harvests)					
		Convertibility to Industrial Use					
	Land Ownership	Number of Land Owners					
		Major Occupation (Ratio of skilled workers)					
	Resettlement & Compensation	Agreement to Land Acquisition					
		Number of Resettlements (house holders)					
	Existence of Supporter	Magnitude of Compensation					
		Public Sector (Past Experience)					
Contamination of Land	Private Sector (Technical/Financial Capability of proponent)						
	Soil Bearing Capacity						
Sub Total							
Surrounding Area (200 points)	Distance to Main Towns	Physical Distance to the available amenities					
		Availability of Amenities in Main Town					
	Labor Market	Commuting Time from Prime Residential Areas in Dhaka/Chittagong					
		Availability of labor force					
	Linkage with Forward/Backward Industry	Quality of Labor					
		Quality of Middle Managers					
	Adjacent Development	Distance from Existing Industrial Clusters					
Sub Total							
Natural Disaster (150 points)	Risk of Flood & Land Erosion	Risk of Submersion					
		Risk of Land Erosion					
	Risk of Cyclone	Risk of Land Slides					
		Risk of Earthquake					
Sub Total							
Infrastructure (300 points)	Transportation (Availability & Distance)	Access to Main Highway					
		Access to Railway Line					
		Access to Main sea Port					
		Access to Major Airport					
		Access to Inland Container Terminal					
	Power Supply	Access to Land Port/Customs					
		Access to National Grid					
		Supply Capacity					
	Gas Supply	Frequency of Outage					
		Access to Gas Pipeline Network					
	Water Supply and Sewage System	Supply Capacity					
		Distance to Water Supply Source					
		Supply Capacity & Water Quality					
	Solid Waste Treatment	Distance to Effluent Treatment					
		Distance to Solid Waste Treatment					
Telecommunication							
Sub Total	Availability of Public Transport to Site						
Grand Total (1,000 points)							

表 5-2-2 : 経済特区評価スコアカード (定量・定性評価の目安)

Specific Requirements		Evaluation Scores					Note
		1	2	3	4	5	
Size & Shape of the Site	Size(ha)	S<50ha	50ha≤S<100ha	100ha≤S<200ha	200ha≤S<300ha	300ha≤S	Bad shape (not rectangle); -1
Expandability	addable Size(ha)	S=0ha	S<50ha	50ha≤S<100ha	100ha≤S<200ha	200ha≤S	
Level of Landfill Required	Height(m)	5m<H	2m<H≤5m	1m<H≤2m	0m<H≤1m	H=0m	
Existing Land Use (Number of Annual Harvests)	Count	C=3	C=2	C=1	C=0.5	C=0	
Convertibility to Industrial Use	-	Very difficult	Difficult	Normal	Easy	Very easy	
Number of Land Owners	Number	100<N	10<N≤100	1<N≤10	N=1	Government	
Major Occupation (Ratio of skilled workers)	-						
Agreement to Land Acquisition	-	Very difficult	Difficult	Normal	Easy	Very easy	
Number of Resettlements (house holders)	Number	250<N	100<N≤250	50<N≤100	0<N≤50	N=0	
Magnitude of Compensation	Money(BDT)	10^8<M	10^7<N≤10^8	10^6<M≤10^7	0<M≤10^6	M=0	
Public Sector (Past Experience)	-						
Private Sector (Technical/Financial Capability of proponent)	Capability (%)	C≤20	20<C≤40	40<C≤60	60<C≤80	80<C≤100	
Contamination of Land	-	Heavy	Medium	A little	Little	None	
Soil Bearing Capacity (Geological map)	-	Swamp, Paddy field	-	Sand, Cultivation	-	Upland, Hill	
Physical Distance to the available amenities	Distance(km)	100km<D	75km<D≤100km	50km<D≤75km	30km<D≤50km	D≤30km	
Availability of Amenities in Main Town	-	Very poor	Poor	Good	Very good	Excellent	
Commuting Time from Prime Residential Areas in Dhaka/Chittagong	Time(hr)	2.0hr<T	1.5hr<T≤2.0hr	1.0hr<T≤1.5hr	0.75hr<T≤1.0hr	T≤0.75hr	
Availability of labor force	Number	N<5000	5000≤N<10000	10000≤N<30000	30000≤N<50000	50000≤N	
Quality of Labor	-	Very poor	Poor	Good	Very good	Excellent	
Quality of Middle Managers	-	Very poor	Poor	Good	Very good	Excellent	
Distance from Existing Industrial Clusters	Distance(km)	150km<D	100km<D≤150km	50km<D≤100km	25km<D≤50km	D≤25km	
Adjacent Development of public services	-						
Risk of Submersion	Frequency(-/year) Depth(m)	5/10<F 1.0m<D	2/10<F≤5/10 0.5m<D≤1.0m	1/10<F≤2/10 0.1m<D≤0.5m	0/10<F≤1/10 0<D≤0.1m	F=0/10 D=0m	adopt the lower rank
Risk of Land Erosion	Risk	Very high	High	Low	Very low	No risk	
Risk of Land Slides	Risk	Very high	High	Low	Very low	No risk	
Risk of Cyclone	Risk	Very high	High	Low	Very low	No risk	
Risk of Earthquake	Risk	Very high	High	Low	Very low	No risk	
Access to Main Highway	Distance(km)	50km<D	25km<D≤50km	10km<D≤25km	5km<D≤10km	D≤5km	
Access to Railway Line	Distance(km)	50km<D	25km<D≤50km	10km<D≤25km	5km<D≤10km	D≤5km	
Access to Main sea Port	Distance(km)	200km<D	100km<D≤200km	50km<D≤100km	25km<D≤50km	D≤25km	
Access to Major Airport	Distance(km)	100km<D	75km<D≤100km	50km<D≤75km	25km<D≤50km	D≤25km	
Access to Inland Container Terminal	Distance(km)	75km<D	50km<D≤75km	20km<D≤50km	10km<D≤20km	D≤10km	
Access to Land Port/Customs	Distance(km)	100km<D	75km<D≤100km	50km<D≤75km	25km<D≤50km	D≤25km	
Power/ Access to National Grid	Distance(km)	75km<D	50km<D≤75km	25km<D≤50km	10km<D≤25km	D≤10km	
Power/ Supply Capacity	Power(MW)	P<10MW	10MW≤P<50MW	50MW≤P<100MW	100MW≤P<200MW	200MW≤P	250kW/ha
Power/ Frequency of Outage	Frequency(-/day)	10/10<F	2/10<F≤10/10	1/10<F≤2/10	0/10<F≤1/10	F=0/10	
Gas/ Access to Gas Pipeline Network	Distance(km)	50km<D	20km<D≤50km	10km<D≤20km	5km<D≤10km	D≤5km	
Gas/ Supply Capacity	Volume(10^3Nm3/day)	V<10	10≤V<25	25≤V<50	50≤V<75	75≤V	250Nm3/day/ha
Water/ Distance to Water Supply Source	Distance(km)	20km<D	15km<D≤20km	10km<D≤15km	5km<D≤10km	D≤5km	
Water/ Supply Capacity & Water Quality	Volume(m3/day)	V<1000	1000≤V<2500	2500≤V<5000	5000≤V<7500	7500≤V	25m3/day/ha
Sewage/ Distance to Effluent Treatment	Distance(km)	20km<D	15km<D≤20km	10km<D≤15km	5km<D≤10km	D≤5km	
Distance to Solid Waste Treatment	Distance(km)	20km<D	15km<D≤20km	10km<D≤15km	5km<D≤10km	D≤5km	
Telecommunication	-	Very poor	Poor	Good	Very good	Excellent	
Availability of Public Transport to Site	-	Very poor	Poor	Good	Very good	Excellent	

各項目について5段階の評価とするが、4つの評価軸について重みづけをするため、最終的には次のような配点に換算し、1,000点満点で評価することとした。

<定量評価項目と配点>

<u>Key Aspects</u>	<u>配点</u>	<u>評価項目数</u>	<u>評価総数</u>
(1) Location:	350点	14項目	70
(2) Surrounding Area:	200点	8項目	40
(3) Natural Disaster	150点	5項目	25
(4) Infrastructure	300点	17項目	85
	1,000満点	44項目	

なお、評価の過程で以下の次項が改めて確認された場合には、選定対象から外れるものとした。

<サドンデス評価項目（3項目）>

- ・候補地内に希少種の存在を理由とする等の開発制限地が含まれていることが判明した場合
- ・候補地内に係争地が含まれていることが判明した場合
- ・候補地の開発に対して現地政府又は地域住民が反対していることが判明した場合

<評価項目に対する評価手法（5段階評価）>

スコアカードに示された5段階による評価を行う。

段階1評価：評価点：0

段階2評価：評価点：1

段階3評価：評価点：2.5

段階4評価：評価点：4

段階5評価：評価点：5

<得点の集計とランク付け>

分野別の評価点の集計は下記の計算式により行われる。

Location: 350 x 評価点小計/70

Surrounding Area: 200 x 評価点小計/40

Natural Disaster: 150 x 評価点小計/25

Infrastructure: 300 x 評価点小計/85

経済特区候補地の総合評価点は、上記評価分野の得点を集計して求めることとする。

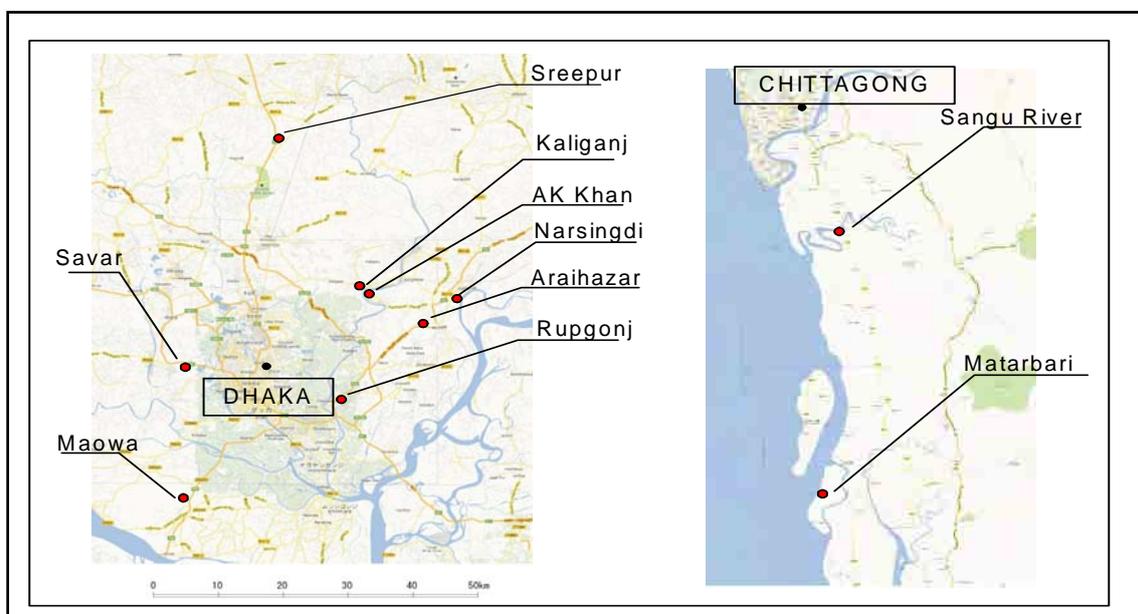
5.3 経済特区開発候補地の評価調査結果

5.3.1 経済特区開発候補地の調査結果

本調査において、候補地として選定された10か所を表5-3-1、及び図5-3-1に示す。

表5-3-1：経済特区評価対象候補地一覧

No.	名前	所在地	所有者
1	Narsingdi	Baghata, Narsingdi	Narsingdi District Commissioner
2	AK Khan	Polash, Narsingdi	A.K. Khan & Co., Ltd.
3	Kaliganj	Kaliganj, Gazipur	Private Sector
4	Sreepur	Sreepur, Gazipur, Dhaka	Cotton Development Board
5	Savar	Savar, Dhaka	Bengal Development Corporation
6	Maowa	Sreenagar, Munshiganj, near Maowa Ferry Gat	Amin Mohammad Foundation
7	Rupgonj	Golakandail, Rupganj, Narayanganj	Private Sector
8	Araihazar	Rasulpur, Araihazar, Narayanganj	Private Sector
9	Sangu River	Sangu River Estuary, Banshkhali, Chittagong	Chittagong District Commissioner
10	Matarbari	Matarbari, Masheshkali, Cox's Bazar	Cox's Bazar District Commissioner



出典：調査団作成

図5-3-1：経済特区評価対象候補地位置図

(1) ナルシンジ (Narsingdi)

ナルシンジ候補地は、ナルシンジのメインタウンの西側に位置し、敷地の面積は約 280ha である。現在の地権者は民間 100 名以上に及ぶ。敷地の西側は、Narsingdi-Araihazar Highway (Regional Highway 114 号)に面しており、さらにその 1km ほど西側には Dhaka-Shilet Highway (National Highway 2) が通っており交通の便はよい。ダッカ (ダッカ市の外国人居住区グルシヤンを想定。以下同。) からは約 55km の距離にある。チッタゴン国際港までは、約 290km ある。現状の土地利用は農地 (水田) として利用されている。住居はなく再定住の課題はない。河川に近く、やや低地であるため洪水時には冠水することがある。周囲の土地利用は農地が多い状況から将来的な拡張は可能であると考えられる。

Narsingdi 河川港が近くにあるが、現在は旅客ターミナルとして利用されている。



図 5-3-2 : ナルシンジ候補地位置図-1

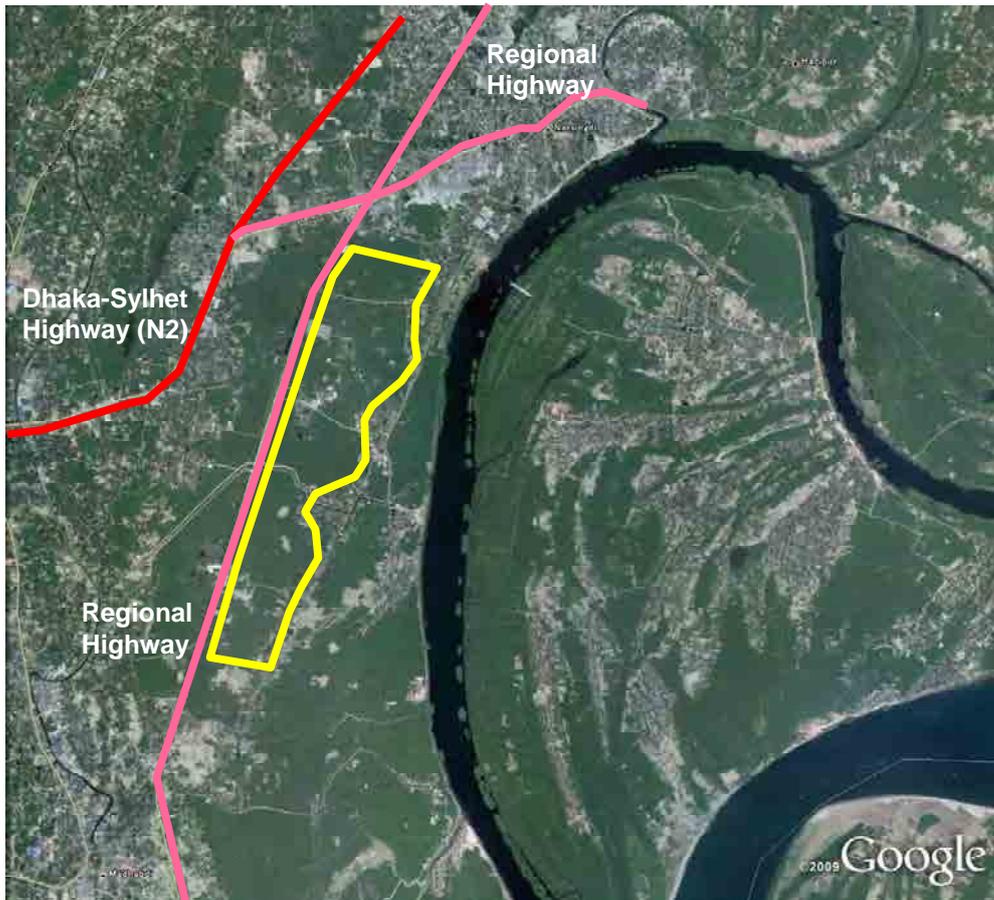


図 5-3-3: ナルシンジ候補地位置図-2

出所 調査団作成



写真 ナルシンジ現地の状況

(2) A K カン (A.K.Khan)

A K カン候補地は、開発事業者 A K Khan 社が現在開発を行っている場所で、ナルシンジに位置し、敷地の面積は約 100ha である。現在約 60ha の土地を取得済みで、残りの約 40ha を取得している。Shitalakshya 川の湾曲部に位置し、現在造成工事中である。同社の計画では、まずコンテナターミナル (約 20ha) を建設し、その後、SEZ (約 60ha)、非商業エリア (約 20ha) を建設する方針である。同社は、当該地以外の場所に発電所 (約 250MW) を建設する構想をもっている。

当該地は道路のアクセスが不便な位置関係にあり、東の Dhaka - Shilet Highway (National Road 2) から約 10km の距離にある。ダッカからは、Tongi-Kaliganj Highway (Regional Highway 301) で当該地の対岸 (Kaliganj) まで行き、そこからは上流の橋を渡り当該地に到達するより、直接船で渡るほうが短時間である。対岸の Kaliganj まで約 30km である。

当該地にコンテナターミナルが建設されるとチッタゴンへの物流環境は大きく改善される。



図 5-3-4: A K カン候補地位置図-1



出所 調査団作成

図 5-3-5: A K カン候補地位置図-2

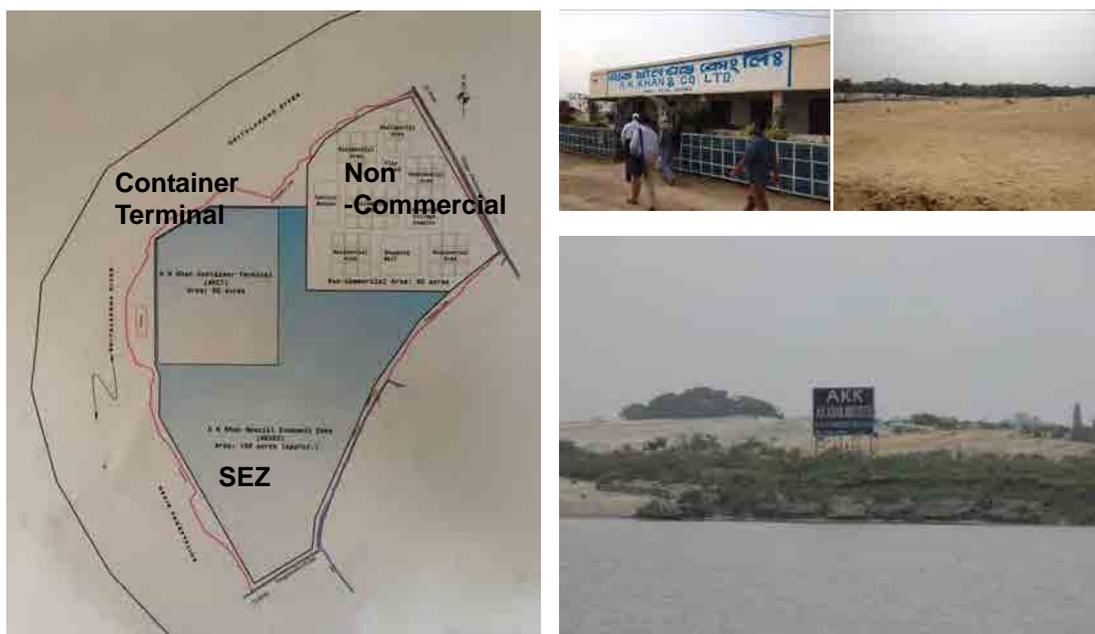


写真: AK カン現地の状況、計画図

(3) カリガンジ (Kaliganj)

カリガンジ候補地は、ガジプールの Kaliganj Bazar の南に位置し、敷地の面積は約 40ha である。この敷地は Moslin Cotton Mill の工場跡地であり、ゲートや塀、内部の建物などがまだ残っている。敷地の約 6 割が工場で、残りの約 4 割が池や工場労働者の宿舎となっている。現在の地権者は、民間で数十名に及ぶようである。敷地は工場跡地であることから、整地されており洪水対策のための盛土の必要もない。

敷地の北側を Tongi-Kaliganj Highway (Regional Highway 301) が通っており、道路へのアクセスは良い。しかし、RHD によるとこの道路は 5.5m ほどの舗装道路であるが、現状では途中の市場などで交通渋滞があり、AADT 20,000 台/日の交通量からすると 4 車線化が必要とされている。拡幅事業の予算措置が未定のため、工事の目処はたっていない。



図 5-3-6: カリガンジ候補地位置図-1

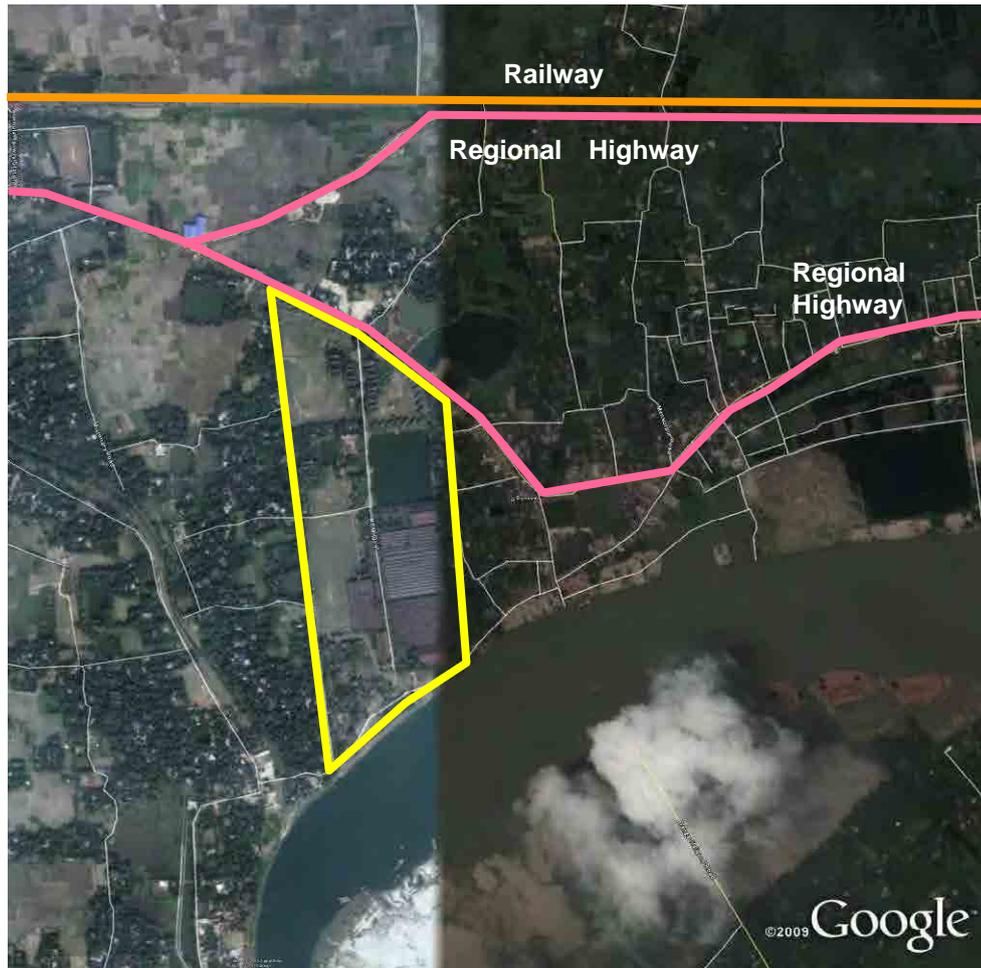


図 5-3-7: カリガンジ候補地位置図-2

出所 調査団作成



北側ゲート



ゲート外の広場



南側ゲート



ゲート内部

写真: カリガンジ現地の状況

(4) スリプール (Sreepur)

スリプール候補地は、綿花の研究場「Cotton Research, Training and Seed Multiplication Farm」として利用されている敷地で、面積は約 60ha の広さがある。この敷地は、Dhakaからは約 45km の距離にあり、Dhaka-Mymensingh Highway (国道 3 号) に面しており、交通の便がよい。現在は、ダッカバイパス道路などとの交差点の交通渋滞が問題であるが、ADB による計画中の拡幅、高架化事業が進捗すれば交通事情が改善される見込みがある。

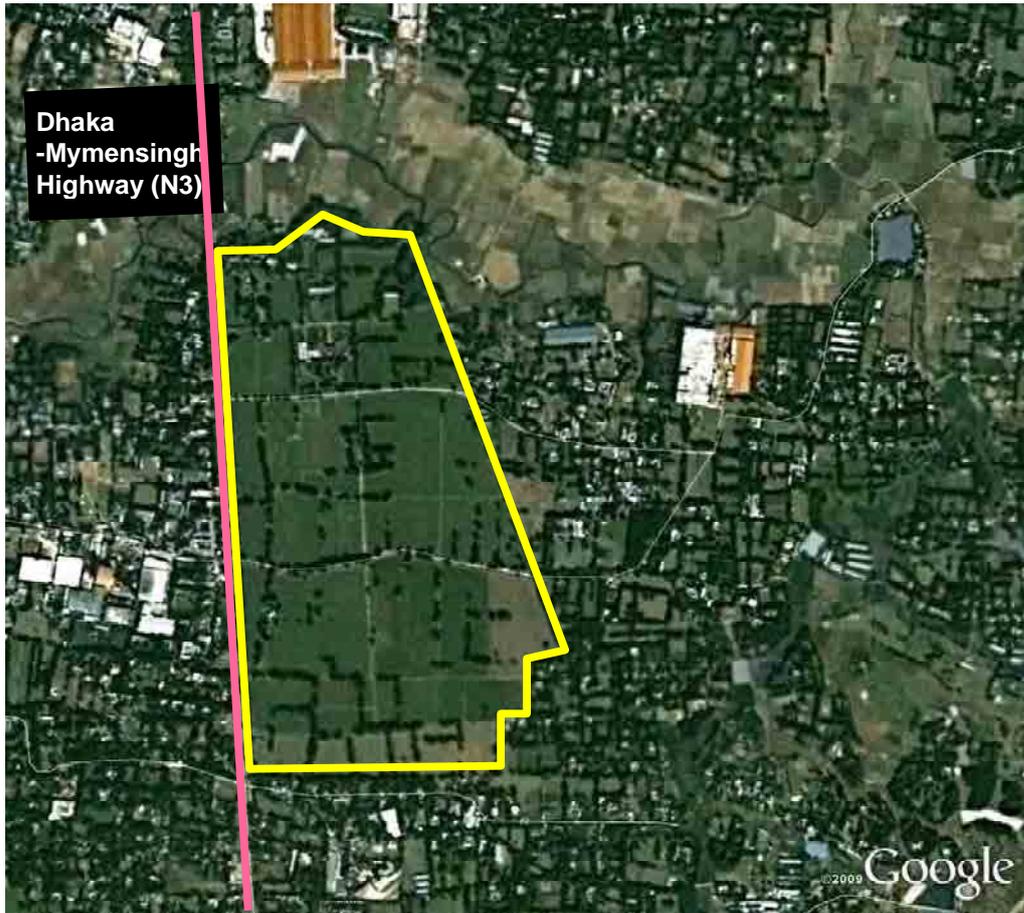
地権者は Cotton Development Board であることから、敷地を一括した土地収用が可能であるが、経済特区としての開発にあたっては農業省、工業省など関係機関での調整が必要である。

この地域はダッカ市の北部の高台にあり、洪水被害の少ない地域である。したがって、候補地の開発にあたっては、盛土造成の必要性はほとんどないものと考えられる。

敷地の周囲は農家などの集落に囲まれているため、将来的に拡張する際には土地の収用面で課題がある。



図 5-3-8: スリプール候補地位置図-1



出所 調査団作成

図 5-3-9: スリプール候補地位置図-2



写真: スリプール現地の状況

(5) サバル (Savar)

本候補地は、ダッカ市の西、Savar Upazila に位置する約 220ha の敷地である。Dhaka-Aricha highway (国道 5号) の南側に面しており、国道へのアクセスは大変良い。ダッカ市に近く、ダッカ市の外国人居住区 (グルシャンを想定) からは 30 分程度の通勤時間である。また、ダッカ国際空港へも約 20km と交通の便が良い。水運面でも便が良く、東の Turag 川の Amin Bazar まで 4km と近い。計画地の東側には Modhumoti Model Town が隣接している。

この候補地は、一部高台となっており、その高台は冠水することはほとんどないとのことであった。高台以外には、農地 (水田) として利用されている。



写真: サイト東 2km にある変電所



写真: Amin Bazar に停泊する船舶



写真: 国道より高台へ歩く



図 5-3-10: サバル候補地位置図-1



出所 調査団作成

図 5-3-11: サバール候補地位置図-2



写真: サバール現地の状況

計画地内には、再定住の対象となる集落はない。地権者は、「バ」国では先駆的な民間の開発業者 1 社である。経済特区への用途変更に関しては前向きであり、障害とはならないものと推測される。

計画地は、一部の高台を除き低地であるため、最低でも 4m は盛土を行う必要がある。図 5-3-12 に RAJUK の土地利用計画図 (Dhaka Metropolitan Development Planning Area / Integrated Detailed Area Plan 2010-2015) を示す。この図によると計画地は、Flood Flow Zone となっており、東の Turag 川、西の Dhaleswari 川の間位置する氾濫原と位置付けられている。

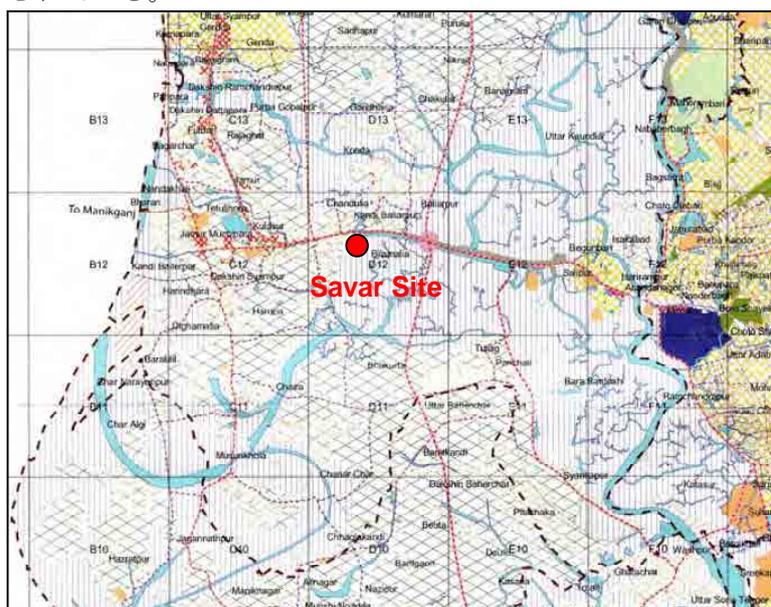


図 5-3-12 RAJUK 土地利用計画図

写真: 計画地と国道との標高差

(6) マワ (Maowa)

この候補地は、Sreenagar Upazila に位置する約 600ha の敷地である。Dhaka—Maowa Highway (National Highway 8) の北側に位置しており、国道へのアクセスは良い。ダッカからは約 35km の距離にありそれほど遠くはないが、Buriganga 川を渡る橋(Buriganga 第 2 橋、 Bangladesh China Friendship Bridge)付近で交通渋滞がある。地権者は、農家など 100 名以上に及び、再定住の課題がある。雨季には 2m 程度冠水する可能性があり、盛土造成が必要である。

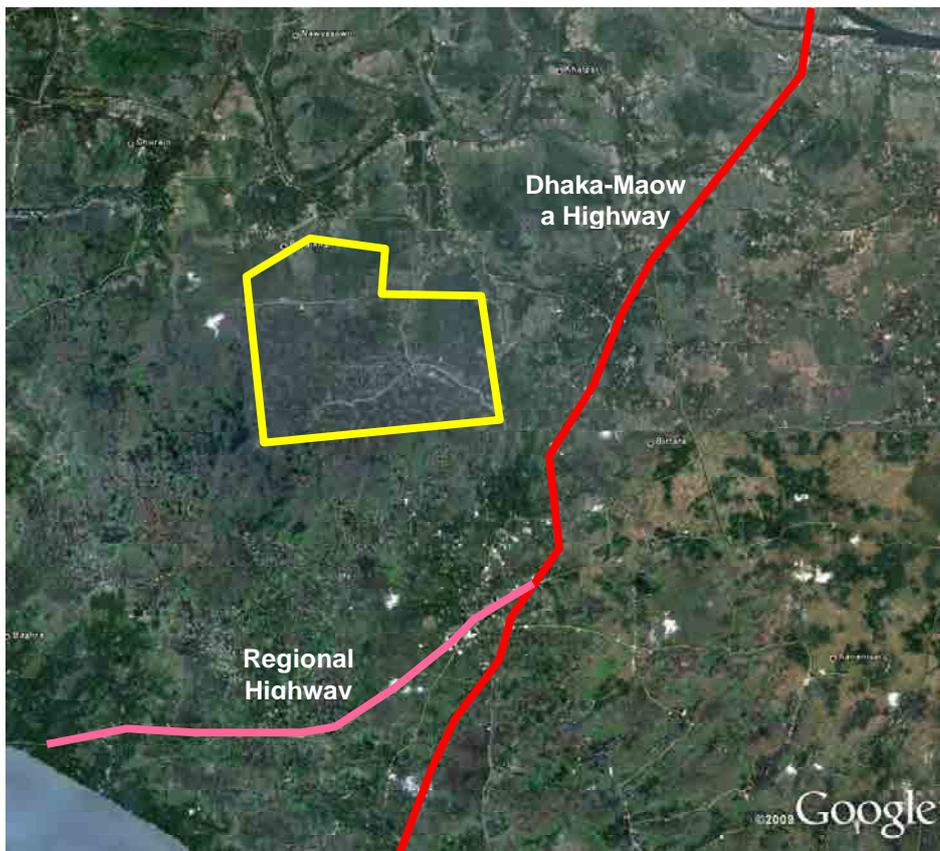
Dhaka—Maowa Highway では Padma 橋を建設中であり、完成すると南西地域とのネットワークが格段に向上する。

現在、開発事業者が土地収用を始めており、一部を収用している。





図 5-3-13 : マワ候補地位置図-1



出所 調査団作成

図 5-3-14: マワ候補地位置図-2

Dhaka—Maowa Highway



写真:マワ現地の状況

以下の写真は、候補地に近い Padma 橋の建設基地（資材置き場等）となる用地である。すでに 6m ほど盛土造成がされている。



写真:マワ現地近隣、造成地の状況

(7) ルプゴンジ (Rupgonj)

ルプゴンジ候補地は、Narayanganj に位置し、Dhanka—Shilet Highway (国道 2 号) に面している。ダッカからは 25km とそれほど離れていない。敷地の広さは約 37.4ha で、地権者は民間 1 社である。敷地内に集落はなく再定住の課題はないが、周囲には集落があり将来的な拡張に関しては土地収用面で課題がある。

敷地は、工場跡地のようにであり国道に近い部分は整地されている。国道から離れた部分は農地 (水田) として利用されているようである。洪水被害の可能性があり、少なくとも国道の標高まで 1.5~2.0m 盛土することが望ましい。

周囲の国道 2 号沿いには多くの工場が進出しており、産業連携の可能性はある。

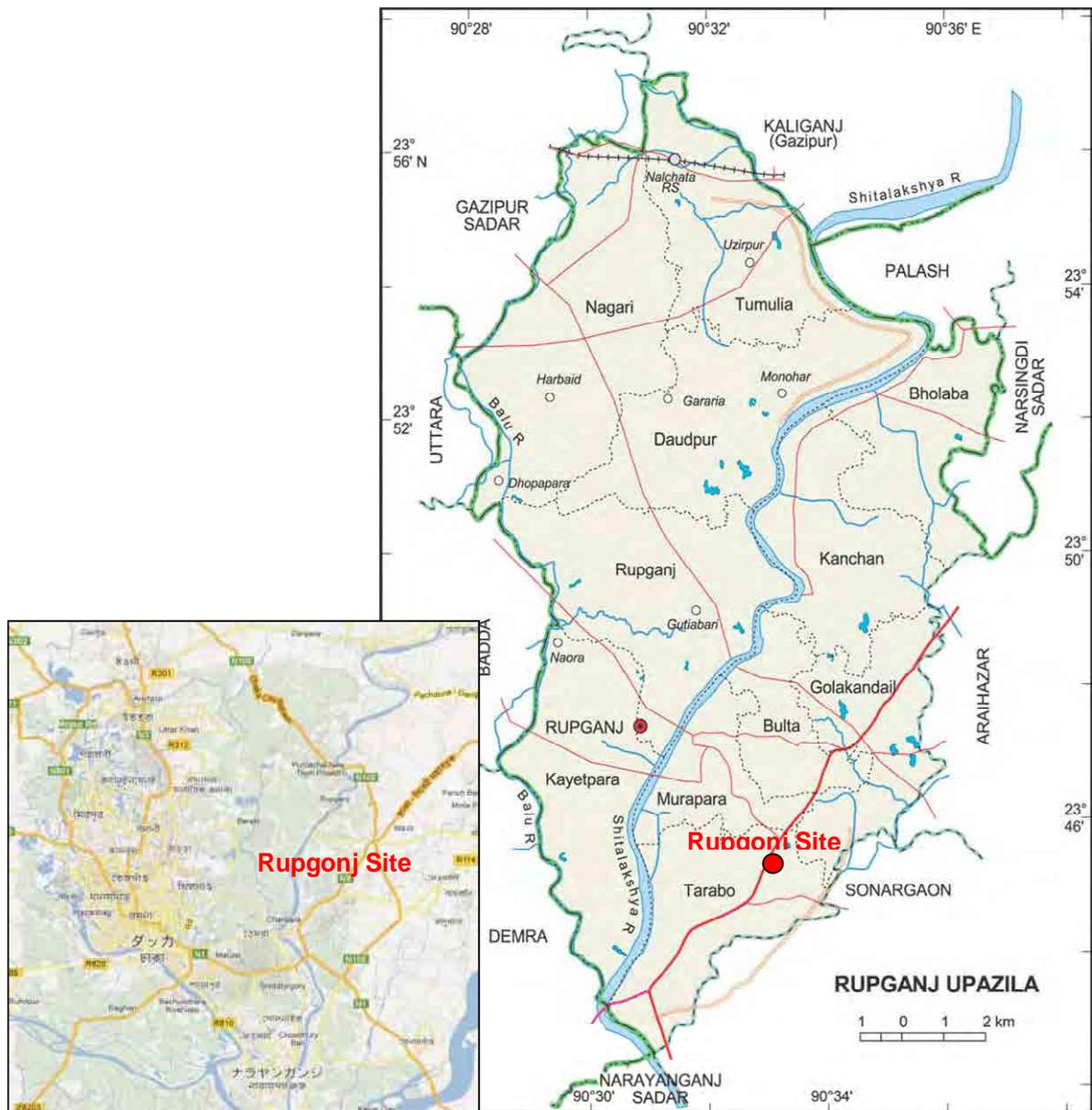


図 5-3-15: ルプゴンジ候補地位置図-1



出所 調査団作成

図 5-3-16: ルプゴンジ候補地位置図-2



写真: ルプゴンジ現地の状況

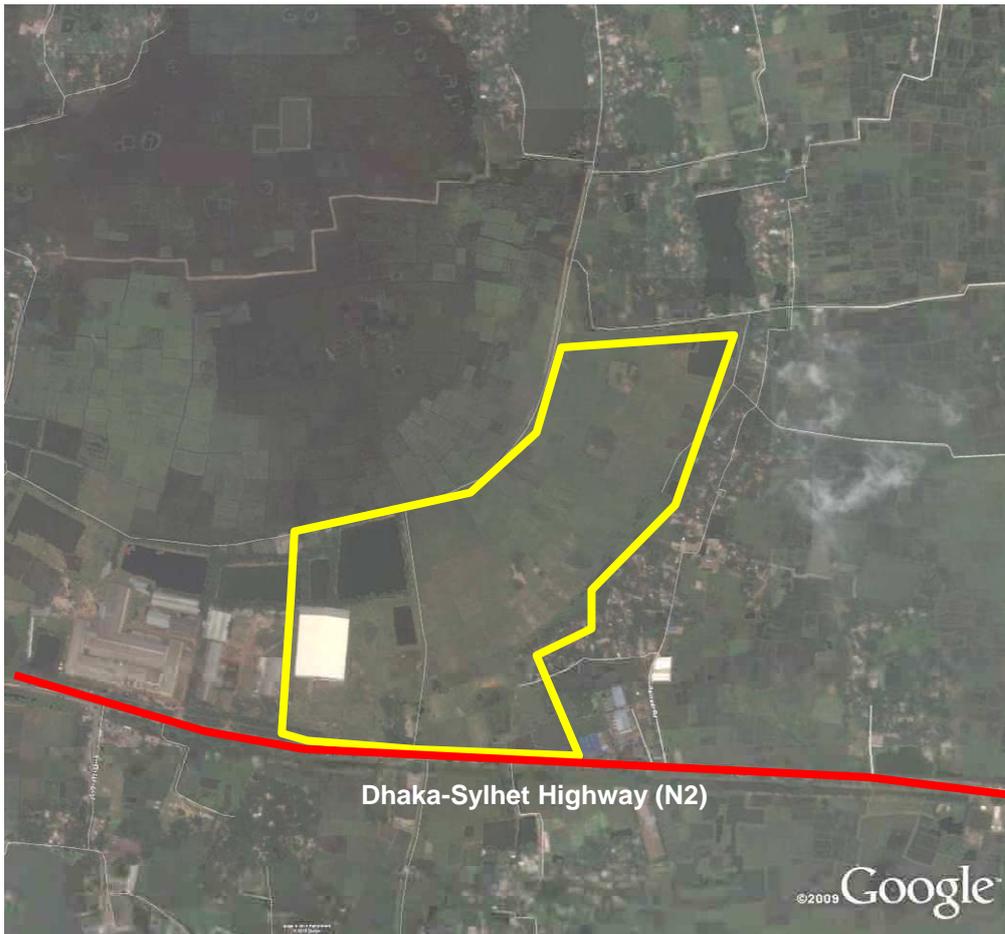
(8) アライハザール (Araihazar)

アライハザール候補地は、Narayanganj に位置し、Dhanka-Shilet Highway (国道 2 号) に面している。ダッカからは 40km の距離にある。敷地の広さは約 40ha で、地権者は民間 1 社である。敷地内に集落はなく再定住の課題はないが、周囲には集落があり将来的な拡張に関しては土地収用面での課題がある。

敷地は、農地 (水田) として利用されている。道路よりも低い標高であるため雨季には冠水する可能性があり、少なくとも国道の標高まで約 2.0m 盛土することが望ましい。



図 5-3-17: アライハザール候補地位置図-1



出所 調査団作成

図 5-3-18: アライハザール候補地位置図-2



写真: アライハザール現地の状況

(9) サングリバー (Sangu River)

サングリバー候補地は、チッタゴンの Anwara Upazila に位置する Sangu 川沿いの敷地で、面積は約 75ha である。敷地の約 7 割を政府がもっているとのことで、土地収用は容易と考えられる。敷地内に住居はなく再定住の課題はない。河川沿いの敷地であり、連続した敷地としての将来的な拡張は難しい。チッタゴンからは約 23km の距離にあり近い。河川沿いの低地であるため、洪水に対する盛土造成は必要である。



図 5-3-19: サングリバー候補地位置図-1

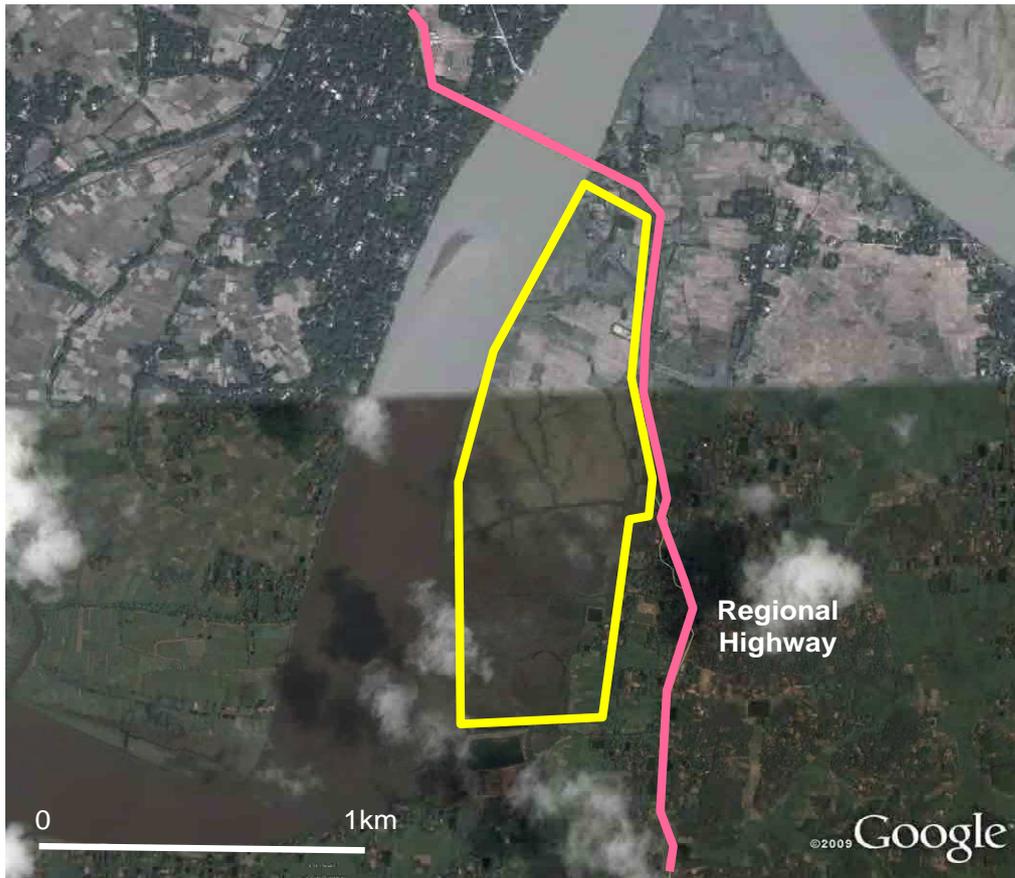


図 5-3-20: サングリバー候補地位置図-2

出所 調査団作成

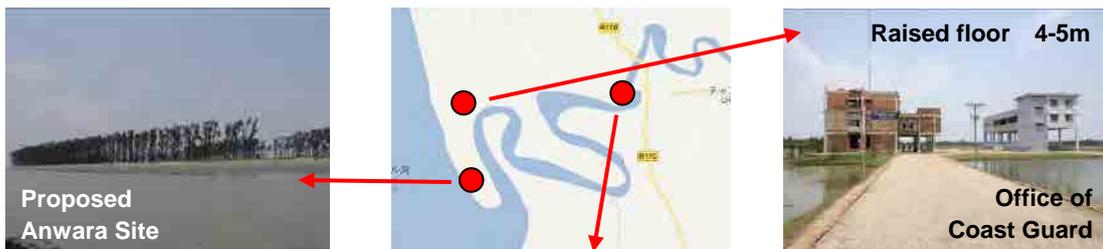


写真: サングリバー現地の状況

(10) マタバリ (Matarbari)

マタバリ候補地は、Cox's Bazar の Maheshkhali Upazila に位置するマタバリ島内の敷地である。JICA により石炭火力発電所及び原料輸入のための港湾が計画検討されている場所である。本調査においては、この計画地に隣接して経済特区の候補地を設定し、その開発可能性を検討することとした。

候補地としては、河川を挟んだ対岸も含め約 920ha とした。現在の土地利用はほとんどが塩田利用であり、候補地内に集落を含むためこれらの移転・補償が発生することが考えられる。地権者は塩田などの大半は政府である想定される。チッタゴンからは約 90km、コックスバザールからは約 65km の位置にある。高潮対策として、約 10m の盛土造成が必要である。



図 5-3-21: マタバリ候補地位置図-1



図 5-3-22: マタバリ候補地位置図-2

出所 調査団作成



写真: マタバリ現地の状況

各候補地に対する調査結果にもとづき主な長所（強み）、短所（弱み）をとりまとめた評価概要を表 5-3-2 に示す。

表 5-3-2: 経済特区候補地の評価概要-1

候補地名	強み (Strength)	弱み (Weakness)
ナルシンジ (Narsingdi)	Narsingdi — Araihasar Highway (Regional Highway 114 号)に面しており、さらにその 1km ほど西側には Dhaka — Shilet Highway (National Highway 2) が通っており交通の便はよい。	洪水に対して脆弱な土地であり、最低でも 4m 程度盛土造成する必要がある。
	地方道、国道に近い敷地であり、Narsingdi のメインタウンに近く利便性が高い	チッタゴン国際港まで約 290km と遠い
	ガスの供給網が 5km 範囲にある	鉄道網から離れている
	高圧の給電網が 1km 範囲にある	給水網から離れており、インフラ整備が必要である
	再定住の課題がない	
A K カン (A K Khan)	当該地は開発事業者（一社）が経済特区としての利用のため、一括して取得しつつある。	Dhaka — Shilet Highway (National Highway 2) からのアクセス道路が狭い
	計画地内にコンテナターミナルを建設するためチッタゴン国際港とのネットワークが良い	洪水対策としての盛土造成が必要である
	現在ほとんど農地などの土地利用がない場所であるため、移転、補償などの課題がほとんどない	チッタゴン国際港から約 280km の距離にある
	周辺に産業クラスターが存在することから、クラスターとの連携の可能性はある	鉄道まで 14km と離れている
		給水ネットワークからは離れている メインタウンから離れており、利便性は低い
カリガンジ (Kaliganj)	この敷地は工場跡地であり、ある程度の必要なインフラ施設が整っている。	敷地面積が小さく、拡張も難しい
	鉄道まで 1km 以内である	多くの民間地権者が存在している (土地は銀行の抵当になっているようである)
	Regional Highway に面しており、交通の便がよい	チッタゴン国際港から約 290km と遠く離れている
	周辺地域には他の工場もあり産業連携の可能性はある	再定住の課題がある
	川の対岸が AK Khan の開発地であり、コンテナターミナルが利用可能である	

表 5-3-3: 経済特区候補地の評価概要-2

候補地名	強み (Strength)	弱み (Weakness)
スリプール (Sreepur)	敷地は整地された状態であり、経済特区開発に向け、大規模な土地造成が不要である	敷地面積が小さく、拡張が困難
	Dhaka-Mymensingh highway (国道 3号) に面している	鉄道までは 20 km とやや距離がある
	地権者である農業省の同意が得られれば土地の収用が容易である	チッタゴン国際港まで約 320km と距離がある
	国道沿いの敷地であり利便性が高い	河川港まで 60 km と離れている
	国道沿いには他にも工場が進出しており、産業間連携の可能性もある (日系二輪メーカーが進出を検討している場所も近い)	農業省の同意を得るのは困難であると推測される
	付近に工場が進出していることから熟練労働者を確保しやすい	付近には自然保護地域もあり環境配慮が求められる
	Dhirashram コンテナターミナルに近い	
	再定住の課題がない	
サバル (Savar)	開発業者により既に入手済みである	洪水対策 (雨水排水、盛土造成) が必要である。盛土は最低 4m 以上必要。
	国道に面している	チッタゴン国際港まで約 280km と遠い
	土地面積は 220ha と広く、拡張可能である	鉄道までは約 14km とやや遠い
	ダッカ国際空港まで約 20km と近い	
	熟練労働者を得やすい	
	都市域に近く便利な働きやすい場所である	
マワ (Maowa)	一部を開発事業者が所有しており、経済特区としての開発に前向きである	洪水対策として最低でも 4m の盛土造成が必要である
	敷地面積が大きく、将来的な拡張性も可能である	チッタゴン国際港からは約 285km と離れている
	Dhaka-Maowa Highway に近く交通の便が良い	ガスの供給網までは約 10km と離れている
	Pangaon インランドコンテナターミナルに近い	鉄道まで、約 35km と離れている
		土地の収用にあたり、再定住の課題がある
ルプゴンジ (Rupgonj)	地権者が 1 名であり、工場用地としての利用を考えている	1.5~2.0m の盛土が必要
	Dhaka-Sylhet Highway (国道 2号) に面している	敷地面積が小さく、拡張が困難
	熟練労働者が得やすい	チッタゴン国際港まで約 270km と距離がある
	国道沿いには他にも工場が進出しており、産業間連携の可能性もある	鉄道までは 12 km とやや距離がある
	Dhaka から 1 時間半以内の通勤圏	
	再定住の課題がない	

表 5-3-4: 経済特区候補地の評価概要-3

候補地名	強み (Strength)	弱み (Weakness)
アライハザール (Araihazar)	地権者は民間 1 名のため、経済特区開発のための土地収用が容易である	洪水対策として最低でも 2m の盛土造成が必要である
	Dhaka-Sylhet Highway (National Road 2) に面している	敷地面積が小さい
	ダッカから近く、通勤時間は 1 時間半以内である	現況の土地利用が豊かな農地である
	計画地内に住居は無く再定住の課題はない	チッタゴン国際港まで約 280km 離れている
	国道沿いの敷地のため利便性は高い	鉄道まで 14km と離れている
	候補地周囲は農地であり、拡張にあつたての再定住の課題は小さい	
サングリバー (Sangu River)	河川沿いの敷地であり、大部分が政府の土地である	洪水対策 (河川氾濫、高潮) として、盛土造成が必要である
	チッタゴンに近く、熟練労働者を確保しやすい	インフラ施設が近くにない
	河川沿いのため水運環境はよい	
	再定住の課題はない	
マタバリ (Matarbari)	敷地の大半を占める塩田の地権者は政府である	サイクロンによる高潮の被害を受けやすいため、大規模な盛土造成 (+10m) が必要
	石炭火力発電所・港湾が整備されることによる電力、港湾インフラを活用できる	給水などのインフラ設備がない
	現在の土地利用が塩田が主であることから、経済特区としての開発に対する理解が得られやすい	道路へのアクセスが悪い
	コックスバザールが近く、空港、都市の利便性が得られる	候補地内に集落があり、大規模な再定住補償が必要

5.3.2 経済特区候補地評価結果によるランク付け

前項の評価調査結果をもとに、評価点付与を行った結果を表 5-3-5 に示す。総合得点は、各評価軸の評価点小計に対し、以下の重みづけを行った結果である。

<評価項目に対する評価手法 (5 段階評価) >

スコアカードに示された 5 段階による評価を行う。

段階 1 評価：評価点：0

段階 2 評価：評価点：1

段階 3 評価：評価点：2.5

段階 4 評価：評価点：4

段階 5 評価：評価点：5

<得点の集計とランク付け>

分野別の評価点の集計は下記の計算式により行われる。

Location: 350 x 評価点小計/70
 Surrounding Area: 200 x 評価点小計/40
 Natural Disaster: 150 x 評価点小計/25
 Infrastructure: 300 x 評価点小計/85

総合得点によるランキングを表 5-3-5 に示す。

表 5-3-5: 経済特区候補地評価結果ランキング

Rank	Site Name	Locations (350 points)	Surrounding Area (200 points)	Natural Disaster (150 points)	Infrastructure (300 points)	Total (1000 points)
1	Sreepur	258	168	144	182	751
2	Savar	220	190	108	206	724
3	Rupgonj	223	158	129	182	691
4	Kaliganj	168	143	129	169	608
5	AKKhan	243	125	96	127	591
6	Narsingdi	178	115	105	180	578
7	Araihazar	143	120	129	145	536
8	Maowa	155	118	96	132	501
9	Sangu River	183	90	51	99	422
10	Matarbari	180	60	51	46	337

ランキングをみると、敷地規模がそれほど大きくないスリープル、ルプゴンジ、カリガンジなどの候補地が上位にランキングされている。ダッカとの位置的關係、地権者の状況、大規模な造成工事を必要としないまとまった敷地であることなど、経済特区としての開発の難度が低いことが高評価となっているものと考えられる。

そのような候補地に対し、サバルは 220ha と広大な敷地でありながら、開発事業者により既に土地収用済みであること、ダッカとの位置關係が近く有利であること、などが高評価につながって上位にランキングされる結果となった。

表 5-3-6: 經濟特區候補地評點換算結果

Evaluation Scorecard for the proposed SEZ Sites in Bangladesh																						
Key Aspect	Evaluation Points	Specific Requirements	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
			Narsingdi		AKKhan		Kaliganj		Sreepur		Savar		Maowa		Rupgonj		Araihazar		Sangu River		Matarbari	
			Evaluation	Score	Evaluation	Score	Evaluation	Score														
Locations (350 points)	Total Area (ha)	Size & Shape of the Site	5	5	3	2.5	1	0	2	1	4	4	5	5	1	0	1	0	2	1	5	5
		Expandability	3	2.5	3	2.5	1	0	2	1	2	1	3	2.5	2	1	1	0	2	1	4	4
		Level of Landfill Required	2	1	3	2.5	5	5	5	5	2	1	2	1	3	2.5	2	1	2	1	1	0
		Existing Land Use & Zoning																				
		Existing Land Use (Number of Annual Harvests)	4	4	3	2.5	5	5	3	2.5	2	1	2	1	3	2.5	2	1	3	2.5	3	2.5
		Convertibility to Industrial Use	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	3	2.5	4	4	2	1	3	2.5	3	2.5
		Land Ownership																				
		Number of Land Owners	1	0	4	4	2	1	5	5	4	4	1	0	4	4	4	4	4	4	5	5
		Major Occupation	1	0	4	4	4	4	4	4	4	4	1	0	5	5	3	2.5	4	4	4	4
		Agreement to Land Acquisition	2	1	4	4	2	1	4	4	5	5	2	1	3	2.5	3	2.5	4	4	4	4
		Resettlement & Compensation																				
	Number of Resettlements	5	5	5	5	1	0	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	1	0	
	Magnitude of Compensation	5	5	5	5	3	2.5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	
	Existence of Supporter																					
	Public Sector (Past Experience)	4	4	3	2.5	1	0	4	4	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	
	Private Sector (Technical/Financial Capability)	1	0	3	2.5	2	1	1	0	5	5	4	4	4	4	1	0	3	2.5	1	0	
	Contamination of Land	4	4	5	5	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	
	Soil Bearing Capacity	1	0	3	2.5	5	5	5	5	2	1	2	1	5	5	3	2.5	1	0	1	0	
Sub Total			35.5		48.5		33.5		51.5		44		31		44.5		28.5		36.5		36	
Surrounding Area (200 points)	Distance to Main Towns	Physical Distance to the available amenities	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5
		Availability of Amenities in Main Town	4	4	3	2.5	3	2.5	4	4	4	4	3	2.5	3	2.5	3	2.5	4	4	2	1
		Commuting Time from Prime Residential Areas in Dhaka/Chittagong	1	0	2	1	2	1	3	2.5	5	5	3	2.5	4	4	2	1	3	2.5	1	0
		Labor Market																				
		Availability of labor force	3	2.5	3	2.5	4	4	4	4	5	5	3	2.5	4	4	3	2.5	3	2.5	3	2.5
		Quality of Labor	3	2.5	4	4	4	4	5	5	5	5	3	2.5	4	4	3	2.5	3	2.5	2	1
		Quality of Middle Managers	4	4	5	5	4	4	4	4	5	5	3	2.5	4	4	4	4	1	0	1	0
	Linkage with Forward/Backward Industry	3	2.5	3	2.5	4	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	3	2.5	3	2.5	
	Adjacent Development	3	2.5	3	2.5	4	4	4	4	4	4	2	1	4	4	3	2.5	1	0	1	0	
Sub Total			23		25		28.5		33.5		38		23.5		31.5		24		18		12	
Natural Disaster (150 points)	Risk of Flood & Land Erosion	Risk of Submersion	3	2.5	3	2.5	4	4	5	5	1	0	2	1	4	4	4	4	1	0	1	0
		Risk of Land Erosion	3	2.5	2	1	5	5	5	5	4	4	3	2.5	5	5	5	5	2	1	2	1
		Risk of Land Slides	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		Risk of Cyclone	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	0	1	0
		Risk of Earthquake	3	2.5	3	2.5	3	2.5	4	4	4	4	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5
Sub Total			17.5		16		21.5		24		18		16		21.5		21.5		8.5		8.5	
Infrastructure (300 points)	Transportation (Availability & Distance)	Access to Main Highway	5	5	3	2.5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2.5	3	2.5	
		Access to Railway Line	5	5	3	2.5	5	5	3	2.5	3	2.5	2	1	3	2.5	3	2.5	2	1	1	0
		Access to Major Port	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	5	5	3	2.5
		Access to Major Airport	3	2.5	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	2	1
		Access to Inland Container Terminal	3	2.5	5	5	4	4	5	5	5	5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	2	1	1	0
		Access to Land Port/Customs	2	1	2	1	2	1	2	1	1	0	3	2.5	3	2.5	2	1	2	1	1	0
		Power Supply																				
		Access to National Grid	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2	1
		Supply Capacity	3	2.5	3	2.5	3	2.5	4	4	4	4	3	2.5	4	4	3	2.5	2	1	1	0
		Frequency of Outage	3	2.5	2	1	3	2.5	4	4	4	4	2	1	4	4	3	2.5	3	2.5	1	0
		Gas Supply																				
		Access to Gas Pipeline Network	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	1	0	2	1
		Supply Capacity	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	4	4	3	2.5	4	4	3	2.5	1	0	3	2.5
		Water Supply and Sewage System																				
		Distance to Water Supply Source	5	5	3	2.5	1	0	1	0	4	4	3	2.5	3	2.5	2	1	1	0	1	0
		Supply Capacity & Water Quality	3	2.5	2	1	3	2.5	3	2.5	5	5	1	0	4	4	3	2.5	1	0	1	0
		Distance to Effluent Treatment	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	Solid Waste Treatment																					
	Distance to Solid Waste Treatment	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	
	Telecommunication	5	5	3	2.5	5	5	5	5	5	5	3	2.5	4	4	3	2.5	3	2.5	3	2.5	
	Availability of Public Transport to Site	5	5	2	1	4	4	5	5	5	5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	3	2.5	1	0	
Sub Total			51		36		48		51.5		58.5		37.5		51.5		41		28		13	
Grand Total (1,000 points)			577.5		590.6		608.4		750.8		724.5		500.9		690.8		536.2		422.3		336.9	

5.4 「バ」国経済特区開発の方向性

5.4.1 経済特区の開発に伴う正負の側面

「バ」国の経済特区は、これまでの EPZ では実現できなかった成果、特に国内向け産業の誘致と、地場企業への波及効果を期待されて進められているところである。

これまで「バ」国政府が設置・運営してきた EPZ では、国土の均衡ある発展をめざし、各管区への投資誘導を行ってきたが、現状では、ダッカ・チッタゴン周辺の EPZ が満杯の状況であるのに対し、シレットやモングラなど、地方部の EPZ には空きのある状況となっている。民間主導、あるいは PPP により進められる経済特区 (Economic Zones) においては、ニーズが高いダッカ・チッタゴン周辺の立地を優先するとともに、既存の空きのある EPZ を SEZ に切り替えるなど、実状に応じた制度の再設計が期待される。

一方で、経済特区の開発にあたっては、正の効果だけでなく、負の側面もあることが指摘されている。前出の世界銀行資料によると、経済特区開発による功罪は、表 5.4.1 のように指摘されている。

表 5.4.1 : 経済特区開発による正負両側面

項目	負の側面	正の側面
外貨獲得	低付加価値で輸入依存の経済を推し進める	政策次第で付加価値の高い産業誘導も可能
産業活動	低技能の組み立て作業を定着させる	政策次第で技能の向上も可能
政策改革	国全体の改革を妨げる恐れ	幅広い改革を促進することも可能
FDI	低技術・低技能な価値の低い FDI を呼び込む恐れ	FDI を呼び込むよいツールとなりうる可能性
女性問題	女性を隔離して低賃金で働かせる場となる恐れ	雇用機会を提供する場となり、高い賃金を支払う可能性もある
労働者の権利	労働者の基本的権利を抑圧する恐れ	ほとんどの経済特区は ILO 基準に従い、全体の模範となる可能性
労働環境	企業は酷い健康安全条件を放置するケースもある	よい経済特区外の工場よりもよい健康安全条件を提供する可能性
環境	環境汚染企業を呼ぶために、経済特区は緩い環境基準であるケースもある	よい経済特区外の工場よりもよい環境管理と実践を行う可能性

出典 : Special Economic Zones; Preferences, lessons learned, and implications for zone development, 2008, FIAS (World bank group)

特に「バ」国においては、低賃金の労働力が最大の訴求ポイントの一つであることから、労働者の安全面や健康面は考慮されないことが多かった。実際に繊維産業の工場建物の崩

壊が記憶に新しいのに加え、工場火災も頻発している状況である。船舶解体業でも、労働者の安全・健康面に加え、排出物による環境への影響など、懸念点は多い。

経済特区開発にあたっては、これらの指摘を踏まえつつ、「バ」国の産業を正しい方向に主導するような、模範となる開発が期待される。

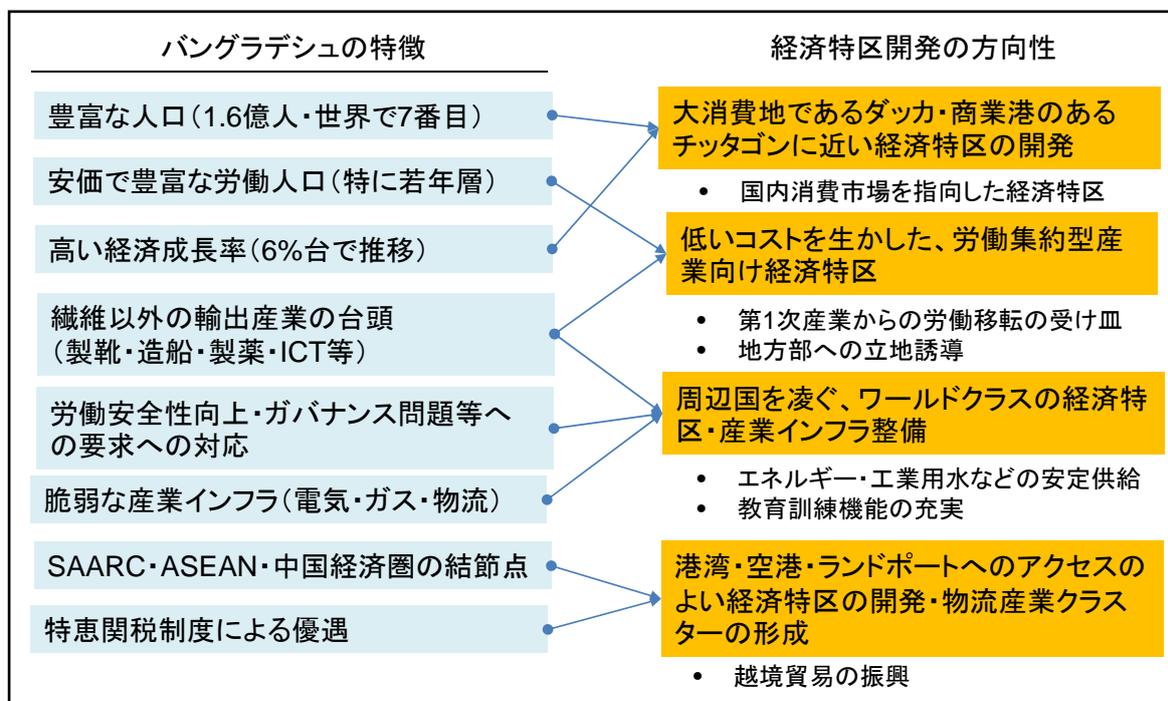
5.4.2 「バ」国の特徴を生かした経済特区の開発

これまでみてきた通り、バングラデシュには、豊富で安価な労働力というリソースがあり、かつこれまで繊維産業を中心に取り組んできたものづくりの技術・ネットワークも有している。更に特筆すべきは、SAARC・ASEAN・中国経済圏の結節点という、地政学上の優位性である。これらのポテンシャルを生かした特徴ある経済特区開発により、カンボジア、ミャンマーといった競合国への差別化を進められる要素は十分にある。

特徴ある経済特区の開発は、バングラデシュのマイナスの側面、例えば脆弱な産業インフラ（電気・ガス・物流）や労働安全性の問題、政府のガバナンス・暴動といったリスクを軽減できる可能性も秘めている。図 5-4-1 にその考え方を整理した。

特に「バ」国においては、低賃金の労働力が最大の訴求ポイントの一つであることから、労働者の安全面や健康面は考慮されないことが多かった。実際に繊維産業の工場建物の崩壊が記憶に新しいのに加え、工場火災も頻発している状況である。船舶解体業でも、労働者の安全・健康面に加え、排出物による環境への影響など、懸念点は多い。

経済特区開発にあたっては、これらの指摘を踏まえつつ、「バ」国の産業を正しい方向に主導するような、模範となる開発が期待される。



出典：調査団作成

図 5-4-1：経済特区開発の方向性

5.4.3 経済特区への進出に際しての日系企業のニーズの把握

「バ」国において、日系企業誘致にむけた経済特区を開発するにあたり、中小企業も含めた日系企業の進出に際してのニーズを念頭に開発する必要がある。

既往の調査結果として、東南アジアへの進出を想定した調査結果（「アジア地域ベトナム及びインドネシア工業団地への本邦中堅・中小企業進出支援に係る基礎情報収集・確認調査 報告書」平成24年6月 JICA）、及び既往の工業団地計画事例などをもとに日系企業の進出にあたってのニーズを以下に整理する。これらニーズの内容とそれを踏まえた開発に当たっての留意点を次項(2)で述べる。

- 多様な工場用地ニーズ
- 脆弱なインフラ施設環境対策
- 日系企業管理者の滞在環境整備
- 日系企業へのサポート体制（ワンストップサービス、共用施設・インキュベーション機能の充実、防犯セキュリティ対策、物流センター）
- 労働者の生活・労働環境整備による労働力の確保

(2) 経済特区開発に当たっての留意点

1) 企業ニーズへの対応

a. 多様な工場用地ニーズへの柔軟な対応

- 進出する企業の業種、生産規模により、様々な敷地面積が求められる。経済特区開発にあたっては、中堅企業から中小企業の生産規模に応じた敷地を計画するとともに、計画にあたっての想定条件と実際の誘致が異なった場合にも対応できるように柔軟性のある土地利用計画とする必要がある。
- また、土地のリースではなく、レンタル工場を求める場合もあるため、同様に様々な面積のニーズに対応できるようなレンタル工場用地を確保しておく必要がある。
- 地盤条件に関しても配慮する必要がある。自社での地盤対策ができる重工業産業などの大企業はそれほど問題とならないが、地盤対策まで費用をかけられない中小企業にとっては、重要な条件である。通常の生産ラインを想定し、必要に応じて地盤改良対策を講じる必要がある。

b. 脆弱なインフラ施設環境への対応

- 「バ」国では、電力需要に対して供給体制が十分ではない。そのため、電圧降下や停電が発生する頻度が高い。また、給水面に関しても、地下水源の場合にはヒ素の問題、断水の問題などがある。通信に関しても、大容量のデータの送受信が可能な通信設備環境に乏しい場合が多い。
- 大企業であれば、上記の対応を全て自社で賄うことも可能であるが、中小企業にとっては負担が大きく、進出の足かせとなる。したがって、経済特区開発にあつては、中小企業向けの共用自家発電設備の整備、安定水源・浄水施設の確保、大容量の安定した通信環境の確保を伴った開発とする必要がある。
- また、環境対策も重要である。「バ」国の場合、公共下水道施設は整備率が低い状況であ

る。したがって、経済特区内で発生した汚水は、高度な廃水処理施設により一括して処理を行い、法令に準じた放流水質とする必要がある。

c. 日系企業管理者の滞在環境整備への対応

- 日系企業が生産活動が続けるためには、日系企業管理者が長期滞在できる環境を整備する必要がある。そのためには、安全な居住環境、日本食レストラン、日本食材を扱うスーパーマーケット、日本語の通じる医療スタッフのいる病院などが求められる。
- 現在の「バ」国では、首都ダッカやチッタゴンの一部の地区でしかそのような環境が整っていないため、当面はそういった地区から通勤することとなる。しかし、実際に生産活動を行っている、深夜帰宅や工場で宿泊するような場合も想定されることから、短期間でも安全に滞在できる滞在施設を経済特区内に整備することが望ましい。また、日系企業が多く進出し、家族を帯同する日系企業管理者が多くなる場合には、前出のような日本語が通じる医療スタッフのいる病院やインターナショナルスクールなどを整備することも必要となる。

d. 日系企業へのサポート体制

- ワンストップサービスの提供；
初めて「バ」国に進出する日系企業にとって、「バ」国での生産活動を行う際の必要な法的手続きに関して不明な点が多い。中小企業が独力でこのような各種手続きを行う場合、多くの時間、労力をかける必要がある。したがって、経済区開発者が日本語スタッフによるこういった手続きをサポートするワンストップサービスの提供が求められている。
- 共用施設、インキュベーション機能の充実；
応接室、会議室、研修室、研究開発室などの施設は常時必要なものではないため、生産活動に集中した敷地利用を行う中小企業が自社工場内に確保することが難しい場合が多い。また、新しい産業として企業する事業者も想定されることから、これらの事業者が手始めに起業できるようなインキュベーションセンターといったニーズもある。経済区開発者は、これらのニーズに対し誘致企業が利用できるような共用スペース、インキュベーションセンターを整備することが求められている。
- 防犯セキュリティ対策；
工場内の設備、備品、原材料、製品などの管理は各企業の責務であるが、レンタル工場全体、あるいは経済区の工場エリア全体についても警備員によるセキュリティの確保は必要である。経済区開発者は、ゲート、フェンス等を配することによる、入居企業の安全で安定した生産活動を支援することが求められている。
- 物流センター；
原材料、製品の搬入、搬出には、迅速、確実に経済的な物流機能が求められるが、取引規模の小さな中小企業は、こういったサービスを受けることが困難な場合がある。経済区開発者は、経済区内に物流センターを配することにより、高品質で経済的な物流サービスを提供することが求められている。

2) 労働者の生活・労働環境整備による労働力の確保

a. 労働者の居住環境整備

- 良質な労働者を多く確保するためには、遠方からの労働者を採用することも必要となる。このような労働者の確保には安価な居住環境整備が必要であるが、中小企業が個別に対応することは困難である。
- 経済区開発者は、入居企業の遠方からの労働者に対し、安価な寮設備を提供することが求められている。

b. 労働者の快適な労働環境整備

- 経済区の労働者にとって働きやすい環境づくりも重要である。例えば、食堂や商業施設を経済区内に整備することにより利便性を高め、働きやすい職場とすることが求められる。
- また、簡易なクリニックを配することにより、急病や怪我などに対する早期対処が可能となり、労働者が安心して働くことができる。

c. 職業訓練学校などの技術修得支援

- 現在は、ほとんどの企業が自社工場内での研修により、作業に必要な技術修得を行っているが、経済区として多くの企業が入居するようになると、修得すべき共通の基礎的技術を修得するような場が必要となる。経済区開発者は、職業訓練学校などの技術修得機関を配し、優秀で即戦力となる労働者の育成が求められている。

(3) 開発期間

「バ」国においては、経済特区開発に必要な周辺（オフサイト）の給電、給水、給ガス、通信、下水道、廃棄物処理、港湾等へのアクセス（道路、鉄道、内水運等のネットワーク）といった基礎インフラの整備が不十分な状況にある。「バ」国の安価な労働力、成長著しい巨大な国内市場といった、海外投資家にとって良好な環境であるものの、このような基礎インフラの整備水準の低さは海外直接投資を誘致する上で大きな障害となっている。

したがって、経済特区の開発期間の設定にあたっては経済特区の開発規模だけでなく、これら周辺（オフサイト）インフラの整備規模・期間などを勘案する必要がある。

ここでは開発方針に関わる開発期間として、大きく短期間開発、長期間開発の2つの開発期間を設定し、該当する経済特区を以下のように設定する。

1) 短期的開発

- 開発規模が概ね 100ha 以下と大きくなく、周辺インフラ整備に関しても数年以内に整備可能な条件にある経済特区。
- 後述する周辺インフラ整備に対する JICA の ODA 供与に至るまでを 3 年程度と想定し、概ね 3 年以降（2016 年以降）に開発開始となり、その後数年で供用可能となる想定される経済特区。
- 本調査の経済特区の候補地ショートリストで該当するものは、高評価のものから順に Sreepur、Rupgonj、Kaliganj、A K Khan、Araihazar、Sangu River である。

2) 長期的開発

- 開発規模が概ね 100ha 以上と大きく、周辺インフラ整備に関しても 3-5 年以上を要するような条件にある経済特区。
- 本調査の経済特区の候補地ショートリストで該当するものは、高評価のものから順に Savar、Narsingdi、Maowa、Matarbari である。

5.5 最優先開発候補地における経済特区開発コンセプト

本調査では、開発コンセプトの検討モデルとして、以下の候補地を対象とした。

- ・短期的開発候補地；Sreepur 候補地
- ・長期的開発候補地；Matarbari 候補地

Sreepur 候補地は現在綿花研究施設が設置されているが、周辺で工業化が進んでおり移転することが望ましいと言われている。地権者は農業省ということで移転についての協議が必要となる。前述の評価で高得点を得ており土地収用に関する問題が比較的容易であり、開発規模も 60ha 程度とコンパクトで、標高も高いことから洪水の恐れはなく、大規模な盛土造成も必要でないため、短期間での開発の可能性が高い候補地として選定した。また、近隣で日本の二輪車メーカーの工場建設が進んでいることも考慮に入れた。

Matarbari 候補地は、前述の評価では最も低い評価であったが、JICA において大規模石炭火力発電所及びその原料炭輸入用の深水港（-18m）の計画が検討されている。この発電所による電力供給と大水深港が建設されれば、商業港や工業港の建設費の大部分は埋没コストとして計算され、後背地に経済特区を建設することで「バ」国にとって重要な基幹産業群の開発が可能になるという他にはない大きな特長を有する候補地であり、概ね 10 年後以降より開発を行う長期間開発候補地として選定した。

5.5.1 短期的開発候補地での経済特区開発コンセプト（Sreepur 候補地）

(1) 開発コンセプト

用地規模が約 60ha と経済特区としてはコンパクトであることから、日系企業が入居する経済特区として求められる比較的ニーズの高い以下の機能を備えた計画とする。

入居企業業種としては、電子部品・機械などの組み立て製造業、縫製業、製薬会社などを想定する。

- a. 多様な工場用地ニーズへの柔軟な対応
 - 様々な規模の敷地を計画
 - レンタル工場用地の確保
- b. 脆弱なインフラ施設環境への対応
 - 経済特区の汚水を一括処理する汚水処理施設の整備
- c. 日系企業管理者の滞在環境整備への対応
 - 日系企業管理者の滞在施設エリアの確保
- d. 日系企業へのサポート体制
 - ワンストップサービスの提供

- 防犯セキュリティ対策
 - 物流センターの誘致
- e. 労働者の生活・労働環境整備による労働力の確保
- 遠隔地からの労働者の居住環境整備

(2) 開発計画案及び開発イメージ

- 現況の土地は、「Cotton Research, Training and Seed Multiplication Farm」として利用されている。敷地は、ダッカ～マイメンシン道路（国道 3 号）に面しており、入り口にはゲート（無人）、道路との敷地境界には柵が配置されている。敷地を東西に貫く道路があり、研究所関係者及び、敷地の東側の集落の住民などが利用している状況である。
- 経済特区の開発にあたり、周囲をフェンスで囲み、出入り口にはゲート施設を配し、セキュリティを確保することとする。ただし、敷地東側の集落の住民の国道へのアクセスを遮断することとなることから、経済特区の北側、南側に外周道路を配置し、住民のアクセスを確保する。
- 国道に面する出入り口のうち、中央部のゲートをメインゲートとする。メインゲートには、経済特区管理者の管理・運営施設、及び物流センターを配置する。管理・運営施設には、ゲート管理施設のほか、運営施設として日系企業向けのワンストップサービスセンター、共用の会議室・応接室・研修施設・研究施設、企業家のためのインキュベーションセンターなどを備えたものとする。



写真：共用施設のイメージ

- 日系企業の管理者が短期間滞在する宿泊施設・サービスアパートメント、遠隔地出身の労働者のための寮設備、生活用品を扱う商業施設を工業用地に隣接して配置する。
- 工場用地として、構内道路を除く約 41ha を確保する。工場用地のうち、一区画（約 4ha）をレンタル工場用地とし、250m²～2,000m² 程度の床面積を提供可能とする。

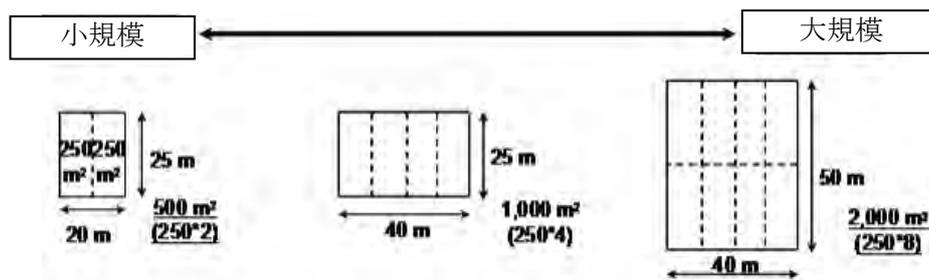


図 5-5-1: レンタル工場提供床面

工場用地のロット割に関しては、誘致企業規模に合わせて分割、統合可能な柔軟性のある配置とすることが望ましい。ここでは、最大で約 10ha、最小で約 1ha、中間的な規模として 2～5ha のロットを計画するものとする。

- 経済特区内へ給電するための受電施設、経済特区内からでる汚水を一括処理する汚水処理施設などを配置するインフラ用地を確保する。

開発計画案を図 5-5-2 に、開発イメージを図 5-5-3 に示す。



図 5-5-2 : Sreepur SEZ 開発計画案 (短期)

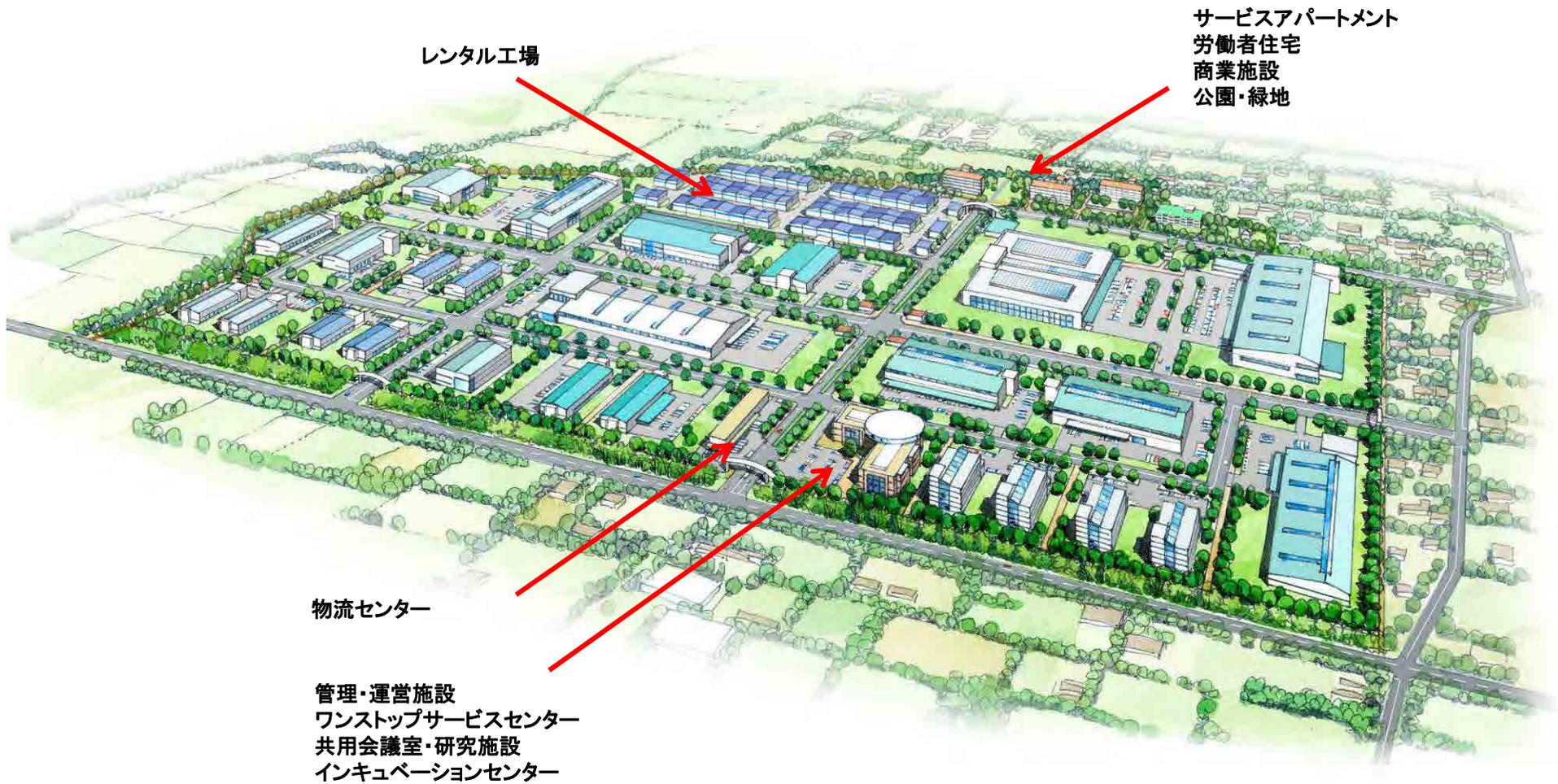


図 5-5-3 : Sreepur SEZ 開発計画案 (鳥瞰図)

5.5.2 長期的開発候補地での経済特区開発コンセプト（Matarbari 候補地）

(1) 開発コンセプト

用地規模は、Matarbari 島及び川の対岸の Maheskhali 島の部分も含めると 900ha にも及ぶ。現在、この地区は塩田として利用されているのみであり、政府の土地がその多くを占めているものと推測される。この候補地のもっとも重要な特長は、JICA が F/S を実施している大規模石炭火力発電所と深水港湾の建設計画に隣接して計画することである。

開発コンセプトを以下に列挙する。

a. 石炭火力発電所用港湾を拡張

- 商業港を整備し、コンテナ、一般貨物などのターミナルを配置する。
- 深水港であることを利用し、重工業産業を誘致できる工業港も併設する

b. 石油化学コンプレックスの誘致

- 「バ」国には国営石油会社・Bangladesh Petroleum Corp.(BPC)の 100%子会社である Eastern Refinery Ltd が運営する Chittagong 製油所（3 万 BPD）が唯一の製油所で、同国の年間石油需要約 380 万トンの 30%程度を供給しているが、残り 70%は海外からの輸入に頼っている。政府は、同製油所の近代化・拡張工事を行うこととして、2013 年には製油所能力を約 9 万 BPD に引上げるとしている。（出典：石油エネルギー技術センターHP）
- 「バ」国において、石油製品の自給率を高めるために、精油所をもつ石油化学コンプレックスを誘致することは重要な課題である。
- マタバリ島はベンガル湾に面しており、2km 程度沖であれば水深 20m 以上あり、大型タンカーを寄港させることができる。この地理的特性を活かし、マタバリ島と対岸一帯を活用した石油化学コンプレックスを配置する。

c. 再定住者、日系企業管理者、労働者のための居住環境整備

- 全体として 900ha を超えるような大規模な開発であり、労働者及びその家族、関連産業も含めると 10 万人を超える。再定住者、日系企業管理者及び労働者の居住空間を経済区内に配置する。

(2) 開発計画案及び開発イメージ

- 火力発電所の石炭輸入用の港湾を、掘込港湾（スリップ 400m、奥行 1000m）として拡張する。1000mの岸壁を商業港として、コンテナ貨物、一般貨物・バルク貨物用の埠頭を整備する。残りの 1400mの岸壁を工業港として、セメントや製鋼、造船などの重工業産業用埠頭として整備する。
- 防波堤を配置し、航路の堆砂抑制を図るとともに、港湾入口部も岸壁として利用できるよう整備する。
- マタバリ島のベンガル湾側は、島から 2km ほど 10～15m程度の水深であるが、それ以上は 20m 以上の水深となることから、SPM（Single Point Mooring; ; 一点係留）を整備することにより 20 万～30 万 DWT タンカーが寄港できるようにする。マタバリ島を原油のタンクヤードとして利用し、対岸に精油所・石油化学プラントといった石油コン

プレックスを構成する。タンクヤードと石油コンプレックスを合わせ約 240ha であり、約 10 万バレル/日規模の精油所、および関連石油化学プラントの誘致が可能となる。

- 上記のように鉄鋼などの重工業産業、石油化学産業などを基幹産業とするバリューチェーンが様々な企業誘致に発展することから、その他の製造業・組立産業などの工業用地を隣接して整備する。
- 新しく建設される深水港へ寄港する大型船舶を対象とした船舶修理や新造設備、電力を利用した電炉メーカー等は、現在チッタゴン近郊で操業が行われているが、これ等の企業はマタバリ地区への進出に関心を示している。
- 計画地において塩田、漁業などを生業としていた住民の再定住先となる宅地を整備する。また、日系企業管理者の滞在施設や労働者の居住施設、商業施設、行政サービス施設なども整備し、臨海工業地区に隣接する新都市を建設する。面積は約 140ha であり、8 千～1 万世帯程度の新都市を形成する。

開発計画案を図 5-5-4 に、開発イメージを図 5-5-5 に示す。

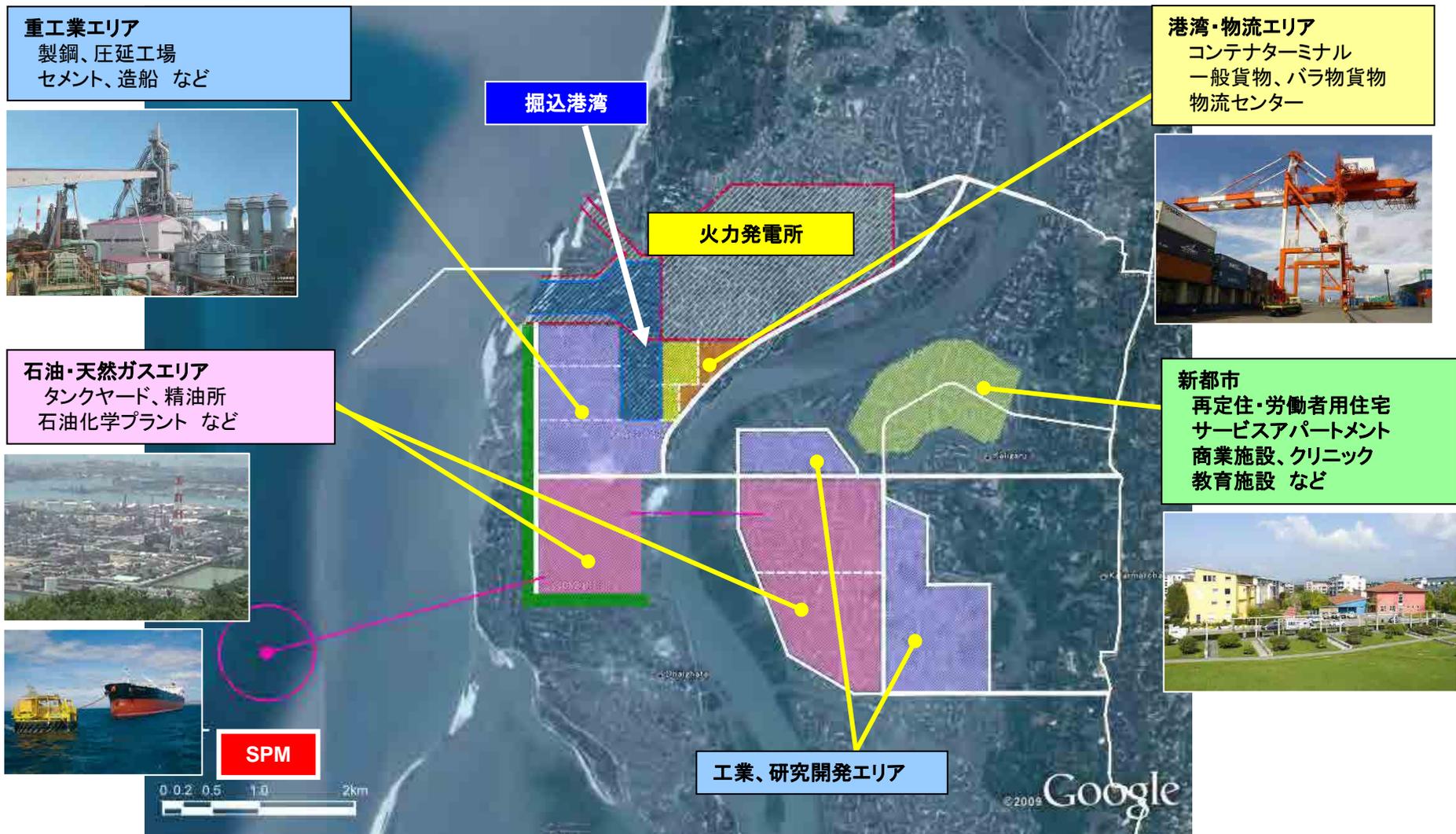


図 5-5-4 : Matarbari SEZ 開発計画案 (長期)



図 5-5-5 : Matarbari SEZ 開発計画案 (鳥瞰図)